

平成27年9月

指宿市議会会議録

第3回定例会

指宿市議会会議録目次

平成27年第3回市議会定例会

| | |
|----------------------------------|----|
| 会期日程 | 1 |
| 9月1日 | |
| 議事日程 | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 4 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条の規定による出席者 | 4 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 5 |
| 開会及び開議 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 議案第60号～議案第83号一括上程 | 6 |
| 提案理由説明 | 6 |
| 議案第60号及び議案第61号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） | 25 |
| 議案第62号～議案第64号（質疑，委員会付託省略，表決） | 28 |
| 議案第65号～議案第72号（質疑，決算特別委員会付託） | 29 |
| 議案第73号～議案第83号（質疑，委員会付託） | 29 |
| 新たに受理した陳情3件上程（委員会付託） | 33 |
| 散会 | 33 |
| 9月16日 | |
| 議事日程 | 34 |
| 本日の会議に付した事件 | 34 |
| 出席議員 | 34 |
| 欠席議員 | 34 |
| 地方自治法第121条の規定による出席者 | 34 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 35 |
| 開議 | 36 |
| 会議録署名議員の指名 | 36 |
| 一般質問 | 36 |
| 高橋三樹議員 | 36 |
| 1. 市道・農道等の整備について | |
| 2. 自転車等の安全教育及び事故対応について | |
| 前之園正和議員 | 41 |
| 1. 市発注工事の在り方について | |

| | |
|------------------------|----|
| 2. 指宿市普通公園の管理について | |
| 3. 育休退園問題について | |
| 吉村重則議員 | 55 |
| 1. 政治姿勢について | |
| 2. 火葬場について | |
| 高田チヨ子議員 | 67 |
| 1. 安心・安全な生活のために | |
| 2. 教育振興のために | |
| 3. 選挙制度について | |
| 前原六則議員 | 75 |
| 1. 地方版創生総合戦略策定について | |
| 2. ごみ対策とごみ袋価格改定について | |
| 3. 長雨・台風15号の農業被害対策について | |
| 延会 | 86 |

9月17日

| | |
|---------------------|-----|
| 議事日程 | 87 |
| 本日の会議に付した事件 | 87 |
| 出席議員 | 87 |
| 欠席議員 | 87 |
| 地方自治法第121条の規定による出席者 | 87 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 88 |
| 開議 | 89 |
| 会議録署名議員の指名 | 89 |
| 一般質問 | 89 |
| 浜田藤幸議員 | 89 |
| 1. 環境行政について | |
| 2. 地域活性化について | |
| 井元伸明議員 | 102 |
| 1. ジオパーク指宿の可能性について | |
| 2. 指定ごみ袋価格改定について | |
| 3. 指宿庁舎の大規模改修について | |
| 4. かいもん荘跡地について | |
| 外菌幸吉議員 | 115 |
| 1. 指宿市における外来生物について | |
| 臼山正志議員 | 124 |
| 1. 学校再編について | |
| 西森三義議員 | 135 |
| 1. 土地の名義変更について | |

2. ごみ袋の価格改定について

| | |
|--------------------------|-----|
| 決議案第1号上程 | 148 |
| 提案理由説明 | 148 |
| 決議案第1号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） | 150 |
| 散 会 | 155 |

9月28日

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 156 |
| 本日の会議に付した事件 | 156 |
| 出席議員 | 157 |
| 欠席議員 | 157 |
| 地方自治法第121条の規定による出席者 | 157 |
| 職務のため出席した事務局職員 | 157 |
| 開 議 | 158 |
| 会議録署名議員の指名 | 158 |
| 議案第73号及び議案第74号（委員長報告，質疑，討論，表決） | 158 |
| 議案第75号（委員長報告，質疑，討論，表決） | 161 |
| 議案第76号（委員長報告，質疑，討論，表決） | 165 |
| 議案第77号（委員長報告） | 166 |
| 議案第77号（修正案説明） | 181 |
| 議案第77号（質疑，討論，表決） | 182 |
| 議案第78号及び議案第79号（委員長報告，質疑，討論，表決） | 187 |
| 議案第80号～議案第82号（委員長報告，質疑，討論，表決） | 189 |
| 議案第83号（委員長報告，質疑，討論，表決） | 190 |
| 審査を終了した陳情（委員長報告，質疑，討論，表決） | 191 |
| 閉会中の継続審査について | 196 |
| 報告第4号及び報告第5号一括上程 | 196 |
| 提案理由説明 | 196 |
| 報告第4号及び報告第5号（質疑） | 198 |
| 議案第84号上程 | 198 |
| 提案理由説明 | 199 |
| 議案第84号（質疑，委員会付託省略，討論，表決） | 200 |
| 議案第85号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決） | 200 |
| 閉議及び閉会 | 201 |

第 3 回 定 例 会

平成 27 年 9 月議会

平成27年第3回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 28日間（9月1日～9月28日）

2. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 区 分 | 会 議 の 内 容 |
|------|---|-----|--|
| 9月1日 | 火 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第60号～議案第83号一括上程（議案説明） ・議案第60号及び議案第61号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決） ・議案第62号～議案第64号（質疑，委員会付託省略，表決） ・議案第65号～議案第72号（質疑，決算特別委員会付託） ・議案第73号～議案第83号（質疑，委員会付託） ・新たに受理した陳情上程（委員会付託） |
| 2日 | 水 | 休 会 | 一般質問の通告限（12時） |
| 3日 | 木 | 〃 | |
| 4日 | 金 | 〃 | 総務水道委員会（10時開会） |
| 5日 | 土 | 〃 | |
| 6日 | 日 | 〃 | |
| 7日 | 月 | 〃 | 文教厚生委員会（10時開会） |
| 8日 | 火 | 〃 | 産業建設委員会（10時開会） |
| 9日 | 水 | 〃 | |
| 10日 | 木 | 〃 | |
| 11日 | 金 | 〃 | |
| 12日 | 土 | 〃 | |
| 13日 | 日 | 〃 | |
| 14日 | 月 | 〃 | |
| 15日 | 火 | 〃 | |
| 16日 | 水 | 本会議 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 |
| 17日 | 木 | 〃 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・決議案第1号上程 （説明，質疑，委員会付託省略，討論，採決） |
| 18日 | 金 | 休 会 | 文教厚生委員会（10時開会） |
| 19日 | 土 | 〃 | |
| 20日 | 日 | 〃 | |
| 21日 | 月 | 〃 | |
| 22日 | 火 | 〃 | |

第 3 回 定 例 会

平成 27 年 9 月 1 日

(第 1 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成27年9月1日 午前10時 開議



1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第60号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第61号 訴えの提起について
- 日程第5 議案第62号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第63号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 議案第64号 名誉市民の称号の追贈について
- 日程第8 議案第65号 平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第66号 平成26年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第67号 平成26年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 平成26年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第69号 平成26年度指宿市温泉配給事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第70号 平成26年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第71号 平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第72号 平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第16 議案第73号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第17 議案第74号 指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第75号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第19 議案第76号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第20 議案第77号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 議案第78号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

- 日程第22 議案第79号 平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第23 議案第80号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第81号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第82号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第26 議案第83号 平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第27 新たに受理した陳情上程（陳情第6号～陳情第8号）

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

| | | | |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 外 菌 幸 吉 | 2 番議員 | 白 山 正 志 |
| 3 番議員 | 恒 吉 太 吾 | 4 番議員 | 井 元 伸 明 |
| 5 番議員 | 吉 村 重 則 | 6 番議員 | 西 森 三 義 |
| 7 番議員 | 浜 田 藤 幸 | 8 番議員 | 東 伸 行 |
| 9 番議員 | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳 |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 19番議員 | 下川床 泉 |
| 21番議員 | 新宮領 進 | | |

1. 欠席議員

| | |
|-------|-----------|
| 18番議員 | 新川床 金 春 |
|-------|-----------|

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

市 長 豊 留 悦 男 副 市 長 渡 瀬 貴 久

| | | | | | |
|--------|-----|----|--------|----|----|
| 副市長 | 佐藤 | 寛 | 教育長 | 西森 | 廣幸 |
| 総務部長 | 高野 | 重夫 | 市民生活部長 | 牟田 | 浩一 |
| 健康福祉部長 | 下敷領 | 正 | 産業振興部長 | 廣森 | 敏幸 |
| 農政部長 | 新留 | 幸一 | 建設部長 | 山下 | 康彦 |
| 山川支所長 | 馬場 | 久生 | 開聞支所長 | 川畑 | 徳廣 |
| 総務部参与 | 有留 | 茂人 | 建設部参与 | 光行 | 忠司 |
| 総務課長 | 岩下 | 勝美 | 財政課長 | 上田 | 薫代 |
| 市民協働課長 | 下吉 | 一宏 | 教育総務課長 | 長山 | 君代 |
| 水道課長 | 川口 | 光志 | | | |

1. 職務のため出席した事務局職員

| | | | | | |
|---------|----|----|-----------|----|----|
| 事務局長 | 森 | 和美 | 次長兼調査管理係長 | 石坂 | 和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川 | 富男 | 議事係主査 | 嶺元 | 和仁 |

△ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成27年第3回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、白山正志議員及び恒吉太吾議員を指名いたします。

△ 会期の決定

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間と決定いたしました。

△ 議案第60号～議案第83号一括上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、議案第60号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第26、議案第83号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、までの24議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） おはようございます。今次、第3回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、訴えの提起に関する案件1件、人事に関する案件2件、名誉市民の称号の追贈に関する案件1件、決算に関する案件8件、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更に関する案件1件、条例に関する案件3件、補正予算に関する案件7件の計24件であります。

まず、議案第60号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成27年7月30日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいた

しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第61号、訴えの提起について、であります。

本案は、市営住宅の入居者に対して指宿市営住宅管理条例第40条の規定により、当該市営住宅の明渡しを求めるため、訴えの提起をしようとするものであります。

次は、議案第62号及び議案第63号、人権擁護委員候補者の推薦について、でございます。

まず、議案第62号は、山川地域の現委員でございます城戸勝代氏が、本年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。

同氏には、平成24年10月から山川地域の人権擁護委員として多大なご尽力をいただいているところであり、当該委員として適任者であると思っております。

次に、議案第63号は、開聞地域の現委員であります里中茂喜氏が本年12月31日をもって任期満了となりますが、一身上の都合により退任の意向でありますので、新たに田中安夫氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。同氏の住所、生年月日はお示しのとおりでございます。

同氏は、市職員として長年、戸籍、人事事務に関わり、人権問題に取り組んできております。また、現在では心配ごと相談員としても活動されており、地域の実情に精通され信望も厚いことから、当該委員として適任者であると思っております。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第64号、名誉市民の称号の追贈について、であります。

本案は、株式会社指宿白水館の創業者であります故、下竹原弘氏を指宿市名誉市民として顕彰いたしたく、指宿市名誉市民条例第2条の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏は、本市に白水館を開業し、指宿のすばらしい自然景観を最大限に利用することを考え、東洋のハワイ指宿のイメージづくりに積極的に取り組まれ、アロハのまちづくりに大きく寄与されました。また、現在のいぶすき菜の花マラソン大会の基盤づくりにも貢献されるなど、観光振興に尽力された功績は誠に多大なものがあります。文化振興の面では、歴史資料館として薩摩伝承館を開館し、薩摩を中心とした資料を数多く展示するとともに、同館においては音楽会や講演会なども開催され、芸術・文化の振興を図るとともに、市民の文化向上に大きく寄与されております。また、市福祉協議会への献金、社会福祉事業補助及び市立図書館への寄附など、本市の各分野において貢献をされてきております。同氏は、平成25年9月28日にご逝去されておりますが、本市の観光産業や地域経済発展に大きく貢献された功績は多大なものがあり、名誉市民として称号を追贈するものであります。

何とぞご同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、議案第65号、平成26年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、議案第71号、平成26年度指宿市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、までの7議案であります。

この7議案は、一般会計ほか各特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。なお、決算付属書類をお示ししてありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次は、議案第72号、平成26年度指宿市水道事業会計決算の承認、認定及び剰余金処分について、であります。

本案は、指宿市水道事業会計の決算について、地方公営事業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。また、剰余金処分につきましては、平成26年度未処分利益剰余金7,844万2,051円のうち、3,100万円を減債積立金へ、また、4,700万円を建設改良積立金へ積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第73号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、であります。

本案は、指宿市過疎地域自立促進計画の事業内容に変更が生じたので、同計画を変更しようとするものであります。

次は、議案第74号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第75号、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、固定資産税に関する手数料を見直すため、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、この条例の所要の改正をするものであります。

次は、議案第76号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。

本案は、水防法等の一部を改正する法律の施行に伴い、下水道法の一部改正が行われたことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億876万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を234億7,263万7千円にしようとするものであります。

次は、議案第78号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ687万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億7,004万6千円にしようとするものであります。

次は、議案第79号、平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,608万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億6,136万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第80号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、現計予算の歳出予算の総額の中において、歳出予算の組替えをしようとするものであります。

次は、議案第81号、平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,889万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第82号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億6,545万5千円にしようとするものであります。

次は、議案第83号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、収益的支出から1,238万円を減額し、収益的支出額を6億5,784万2千円に、資本的支出に450万円を追加し、資本的支出額を3億1,892万9千円に、職員給与費から1,494万9千円を減額し、職員給与費額を1億1,851万4千円にしようとするものであります。

なお、議案第62号から議案第71号までの10議案を除く14議案の詳細につきましては、関係部課長等に説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、総務部所管の議案について追加してご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

議案第60号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成27年度指宿市一般会計補正予算（第5号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,438万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を227億6,387万3千円にしたものであります。

第2条で、地方債の補正をしたものであります。内容につきましては、7ページの第2表地方債補正でお示ししておりますが、林道1か所の農林水産施設現年補助災害復旧事業及び市道1か所、河川1か所の土木施設現年補助災害復旧事業に係る地方債を追加したことに伴い、

増額したものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、15ページをお開きください。

款8消防費，項1消防費，目5災害対策費，節13委託料200万円の補正につきましては，度重なる大雨により市内各地で湧水が発生し，市民生活に影響を及ぼしていることから，降水量と池田湖及び鰻池の湖水面の変動と湧水量，湧水箇所等の因果関係調査業務委託料であります。

款10災害復旧費，項1農林水産施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費841万8千円の補正につきましては，農道7か所，水路7か所，林道5か所の法面崩壊や水路閉塞等の災害が発生し，現計予算で不足したことから，災害復旧費を増額したものであります。同じく目4現年補助災害復旧費266万7千円の補正につきましては，林道1か所での路肩決壊の災害が発生し，現計予算で不足したことから，災害復旧費を増額したものであります。

項2土木施設災害復旧費，目1現年単独災害復旧費1,110万円の補正につきましては，市道17か所，河川2か所の路肩決壊等の災害が発生し，現計予算で不足したことから，災害復旧費を増額したものであります。同じく目2現年補助災害復旧費2,020万円の補正につきましては，市道1か所，河川1か所の路肩決壊等の災害が発生し，現計予算で不足したことから，災害復旧費を増額したものであります。

なお，今回の災害箇所及びその状況については，大雨被害7月21日から7月27日に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので，詳しい説明については割愛させていただきます。

次に，歳入についてご説明いたしますので，14ページをご覧ください。

款14国庫支出金1,233万9千円の補正につきましては，農林水産施設及び土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款18繰入金2,174万6千円の補正につきましては，今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債1,030万円の補正につきましては，農林水産施設及び土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

次は，提出議案の16ページをお開きください。

議案第73号，指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について，であります。

本案は，指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更を行うため，過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めます。

過疎計画につきましては，毎年見直しを行った上で重要な計画の変更については県と協議を行い，その度ごとに議会の議決を経て国，総務大臣，農林水産大臣，国土交通大臣へ変更

後の計画書を提出することとなっております。変更のあった事業につきましては、平成26年度に実施、若しくは平成27年度の当初予算でご審議いただき計上しているものがほとんどであり、その内容につきましては新規の追加分が25件、平成26年度実績などによる事業量の増減が34件、事業量の訂正が1件、名称の変更が17件、事業区分の変更が43件、事業番号の変更が9件、事業名、施設名の追加が6件であります。

次は、提出議案の23ページをお開きください。

議案第74号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、であります。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が公布されたことに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報である特定個人情報等の適正な取扱いを行うため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

法律では、特定個人情報と情報提供等記録について、より厳格な保護措置を講ずることとしており、その性質上、取扱いが異なる場合があることから別々に規定しており、これらの趣旨を踏まえて条例改正をするものであります。改正の主な内容につきまして、一つ目に、マイナンバー法の施行により新たに規定される特定個人情報、保有特定個人情報及び情報提供等記録の用語の定義を追加するものであります。二つ目に、特定個人情報及び情報提供等記録の提供について、法律で定めるものを除き禁止します。三つ目に、特定個人情報及び情報提供等記録の目的外利用の制限についてを規定します。四つ目に、特定個人情報及び情報提供等記録について、任意代理人による開示、訂正、利用停止請求を認めることとしております。五つ目に、保有個人情報の開示請求又は訂正請求について、他の実施機関から提供されたものであるときなど、事案の移送など、その取扱いについて規定することとしております。六つ目に、情報提供等記録について訂正があった場合、総務大臣及び情報紹介者又は情報提供者に通知するものとしております。七つ目に、特定個人情報及び情報提供等記録の利用停止請求の事由について定めるものであります。八つ目に、個人情報保護審査会の所掌事務に法律に規定する評価書に規定された特定個人情報ファイルの事項を追加します。

なお、この条例の施行期日は平成27年10月5日とし、情報提供等記録に関する事項については、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とするものであります。

次は、提出議案の34ページをお開きください。

議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、であります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億876万4千円を追加して、歳入歳出予算の総額を234億7,263万7千円にしようとするものであります。

第2条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは、8ページの第2表、地方債補正でお示しのとおり、起債対象事業及び起債額の追加と変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきますが、今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、特別職の給料減額、職員の育児休業や4月1日及び8月1日に行いました人事異動による予算の整理及び共済費改定に伴う人件費の増減であります。

なお、各目の人件費につきましては、38ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要23ページから27ページにも記載してありますので、併せてご覧ください。

それでは、説明の都合上、歳出の方から主なものについてご説明をさせていただきますので18ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料8,039万6千円の補正につきましては、指宿庁舎の大規模改修工事に係る設計委託料7,877万6千円及び市制施行10周年記念式典で放映するDVDの作成委託料162万円であります。

次のページの、同じく節15工事請負費222万円の補正につきましては、開聞コミュニティ消防センター会議室の空調機器取替えに係る工事請負費であります。

目6財産管理費、節4共済費から節13委託料の合計2,131万6千円の補正につきましては、ふるさと納税返礼品事業に係る事務費及び返礼品送付一括代行業者への委託料であります。同じく節25積立金説明欄の減債基金積立金及び公共施設整備基金積立金の合計3億1,193万1千円の補正につきましては、平成26年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるもので、今後の公債費償還の財源として減債基金に2億1,193万1千円、公共施設の老朽化等に伴う今後の施設整備の財源として公共施設整備基金に1億円を積み立てる積立金であります。同じく説明欄のふるさと応援基金積立金4,064万8千円の補正につきましては、ふるさと納税返礼品事業開始に伴い増加すると見込まれるふるさと納税一般寄附金をふるさと応援基金に積み立てる積立金であります。

目10電算管理費、節13委託料1,200万円の補正につきましては、社会保障・税番号制度のネットワーク構築に係る委託料であります。

目13諸費、節23償還金利子及び割引料640万円の補正につきましては、市税の過年度分修正申告の件数増等に伴う市税還付金及び加算金であります。

20ページをお開きください。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節9旅費14万3千円の補正につきましては、社会保障税・番号制度の個人番号の通知カード発行に係る送付先情報の入った媒体について、市職員が直接地方公共団体情報システム機構へ持ち込むための旅費であります。同じく節11需用費及び節18備品購入費の合計281万7千円の補正につきましては、社会保障・税番号制度の個人番号の通知カード及び個人番号カードに記載する転居等の移動情報をカードに

印字するためのプリンター及びプリンターインク等に係る消耗品費と備品購入費であります。同じく節19負担金補助及び交付金6万6千円の補正につきましては、社会保障・税番号制度の通知カード及び個人番号カードの再発行に係る交付金であります。

22ページをお開きください。

款3民生費，項1社会福祉費，目1社会福祉総務費，節4共済費の説明欄にある社会保険料52万8千円及び節7賃金150万7千円の補正につきましては、月額臨時職員の配置換えに伴う賃金等であります。

目4社会福祉施設費，節11需用費49万7千円の補正につきましては、山川老人福祉センター天窓修理に係る修繕料であります。

目5国民年金事務費，節14委託料53万2千円の補正につきましては、国民年金法改正に伴うシステム改修委託料であります。

目6国民健康保険総務費，23ページの節28繰出金1,207万7千円の減額補正につきましては、国民健康保険特別会計の繰上充用金額の確定に伴い、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰出金を減額するものであります。

目8介護保険総務費，節28繰出金164万3千円の減額補正につきましては、介護保険特別会計の事業費の補正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものであります。

24ページをお開きください。

項2児童福祉費，目4児童福祉施設費，節7賃金58万8千円の補正につきましては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い保育標準時間が延長されたため、利永保育所の保育士賃金が不足する見込みであることから、賃金を増額するものであります。同じく節11需用費29万2千円の補正につきましては、利永保育所の雨漏り補修等に係る修繕料であります。同じく節19負担金補助及び交付金2億2,990万1千円の補正につきましては、ひばり保育園及び慈光保育園の園舎建替えについて、県の保育所緊急整備事業として採択されたことに伴う保育園の建替えに係る補助金であります。

25ページをご覧ください。

款4衛生費，項1保健衛生費，目4健康推進費，節7賃金から節18備品購入費までの合計839万2千円の補正につきましては、国の地方スポーツ振興費補助金を活用した健康ポイント事業に係る事業費であります。

目7環境衛生費，節11需用費489万9千円の補正につきましては、指定ごみ袋の価格改定に伴うごみ袋製造に係る消耗品費及び新ごみ袋配達に係る燃料費であります。同じく節12役務費16万4千円の補正につきましては、指定ごみ袋の価格改定について、指定ごみ袋販売業者に対して販売価格案内文書を送付するための通信運搬費であります。同じく節13委託料説明欄の投資的委託料補助事業446万円の補正につきましては、県の公共施設再生可能エネルギー導入推進事業を活用して、指宿市役所指宿庁舎，開聞総合体育館，時遊館COCOは

しむれの3施設に設置する再生可能エネルギー施設の設計委託料であります。同じく節13委託料説明欄の投資的委託料単独事業64万8千円及び節15工事請負費449万円の補正につきましては、6月から7月の大雨の影響で鰻池の湖水面が想定以上に上昇し、鰻地区生活排水処理施設第3号受水槽及び建屋、ポンプが水没したことから、今回の湖水面でも水没しないよう建屋の嵩上げ及びポンプ取替えに係る設計委託料及び工事請負費であります。

26ページをお開きください。

項2清掃費、目1清掃総務費、節9旅費から節18備品購入費までの合計438万3千円の補正につきましては、ごみの減量、資源化を図るため指宿庁舎の資源ごみ常設収集所において資源ごみの分別品目を追加するため、モデル事業実施に係る事業費であります。

款5農林水産業費、項1農業費、27ページの目6農地費、節11需用費及び節15工事請負費の補正につきましては、6月から7月の降雨により基幹水利施設のポンプ稼働時間が少なかったため、補助対象事業の光熱水費の執行残が見込まれることから、補助対象事業である工事請負費へ予算を組み替えるものであります。同じく節19負担金補助及び交付金80万7千円の補正につきましては、多面的機能支払活動交付金の交付対象の活動及び面積拡大等により交付金を増額するものであります。

28ページをお開きください。

項2林業費、目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金160万円の補正につきましては、6月から7月の大雨に伴う山川成川及び新西方幸屋の落石等の災害について、県営県単治山事業として採択されたことによる市負担金であります。

29ページをご覧ください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節9旅費から節13委託料までの合計222万5千円の補正につきましては、産業競争力強化法に基づき本市が作成した創業支援事業計画が経済産業省の認定を受けたことから、創業支援に係る事業費を計上するものであります。

目3観光費、節13委託料24万7千円の補正につきましては、花とぴあ山川イベントパークのトイレ清掃業務委託料であります。

目4温泉施設費、節11需用費288万5千円の補正につきましては、ヘルシーランドの落雷被害に伴う機器故障対応等の修繕により修繕料が不足する見込みであることから、修繕料を増額するものであります。同じく節13委託料42万4千円の補正につきましては、砂楽の施設内温泉管及びタンク清掃に係る業務委託料であります。同じく節15工事請負費409万7千円の補正につきましては、砂楽の浴室天窓及び防火扉の取替えに係る工事請負費であります。同じく節18備品購入費63万2千円の補正につきましては、ヘルシーランド内の自動給茶器が故障したことから、買い替えるための備品購入費であります。

目5公園管理費、節18備品購入費69万8千円の補正につきましては、かいもん山麓ふれあい公園の券売機が故障したことから、買い替えるための備品購入費であります。

31ページをお開きください。

款7土木費，項3河川費，目1河川総務費，節19負担金補助及び交付金62万1千円の補正につきましては，小牧川及び垂門谷の砂防施設について，県単砂防施設整備事業として採択されたことによる市負担金であります。

項4港湾費，目1港湾建設費，節19負担金補助及び交付金30万円の補正につきましては，指宿港海岸整備事業の起工式等の開催に係る市負担金であります。

項5都市計画費，目1都市計画総務費，節28繰出金1,578万7千円の減額補正につきましては，公共下水道事業特別会計における事業費等の増額及び平成26年度決算による繰越金の確定に伴い，一般会計からの繰出金を減額するものであります。

32ページをお開きください。

項6住宅費，目1住宅管理費，節13委託料94万円の補正につきましては，市営住宅明渡し請求訴訟に係る弁護士委託料であります。

33ページをご覧ください。

款8消防費，項1消防費，目3消防施設費，節11需用費及び節18備品購入費の合計104万2千円の補正につきましては，コミュニティ助成事業助成金の交付決定に伴う少年消防クラブ用の法被及び訓練用のバルーン投光器等の備品購入費等であります。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費，34ページの節4共済費の説明欄にある社会保険料19万3千円及び節7賃金181万2千円の補正につきましては，各小・中学校の環境整備作業員の賃金等が不足する見込みであることから増額するものであります。

目3教育振興費，節8報償費62万1千円及び節19負担金補助及び交付金50万1千円の補正につきましては，スポーツ・文化振興基金事業に係る補助申請に基づく報償費及び補助金であります。同じく節25積立金29万9千円の補正につきましては，スポーツ・文化振興基金への寄附金の実績に基づく積立金であります。

項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料説明欄の投資的委託料200万円の補正につきましては，柳田小学校及び丹波小学校の体育館非構造部材耐震補強実施設計について，窓枠，床等の改修も必要と判断したことから，非構造部材を含めた大規模改造工事設計に変更するため委託料を増額するものであります。同じく節13委託料説明欄のその他委託料50万円の補正につきましては，各小学校の漏水調査や機械借上等の業務委託に係る予算が不足する見込みであることから，その他委託料を増額するものであります。同じく節15工事請負費400万円の補正につきましては，大成小学校校舎の雨漏りが発生し，早急に対応するため現計予算で不足する工事請負費を増額するものであります。同じく節18備品購入費26万2千円の補正につきましては，理科教育設備整備費等補助金の交付決定通知があったことから，備品購入費を増額するものであります。

35ページをご覧ください。

項3中学校費，目1学校管理費，節13委託料50万円の補正につきましては，各中学校の漏水調査や機械借上等の業務委託に係る予算が不足する見込みであることから，委託料を増額するものであります。

目2教育振興費，節18備品購入費，57万9千円の補正につきましては，理科教育設備整備費等補助金の交付決定通知があったことから，備品購入費を増額するものであります。

36ページをお開きください。

項6社会教育費，目2公民館費，節13委託料21万4千円の補正につきましては，指宿校区公民館のシロアリ駆除に係る委託料であります。

目3図書館費，節11需用費47万6千円の補正につきましては，指宿図書館の排水設備に係る修繕料であります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，14ページをお開きください。

款13使用料及び手数料6万6千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの手数料であります。

款14国庫支出金の合計1,931万3千円の減額補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に係る補助金及び委託金であります。

15ページをご覧ください。

款15県支出金1億6,351万円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款17寄附金4,055万9千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しのとおり，ふるさと納税一般寄附金及びスポーツ・文化振興基金寄附金であります。

款18繰入金の合計1,453万4千円の補正につきましては，15ページから16ページの節及び説明欄にお示しのとおり介護保険特別会計及び各基金からの繰入金であります。

款19繰越金3億1,193万1千円の補正につきましては，平成26年度一般会計の歳入歳出決算の確定に伴う純繰越金であります。

款20諸収入997万7千円の補正につきましては，節及び説明欄にお示しの販売等収入及びその他雑入であります。

17ページをご覧ください。

款21市債1億8,750万円の補正につきましては，節区分及び説明欄にお示しの市債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○市民生活部長（牟田浩一） それでは，命によりまして市民生活部所管の議案について，追加してご説明申し上げます。

提出議案の29ページをお開きください。

議案第75号、指宿市手数料条例の一部改正について、であります。

本案は、一つ目に固定資産税関係の手数料を明確にするために見直すものであります。二つ目ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布により、住民基本台帳に記載された者に対して個人番号を通知カードにより通知し、また、住民基本台帳に記載された者の申請に基づき、個人番号カードを交付するものとされており、それぞれのカードにつきましては、初回の交付は無料とされておりますが、カードの追記欄の余白がなくなった場合等、再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、その再交付に当たっては条例により手数料を徴収をすることができることとされていることから、この条例の所要の改正をしようとするものでございます。

次のページをお開きください。

改正内容についてご説明申し上げます。改正の主な内容は、第1条におきまして別表第1に名寄帳に関する証明を5項として新たに追加し、3項公課に関する証明及び4項資産に関する証明に係る手数料の金額欄の字句の整理を行うものでございます。

第2条におきましては、別表第1に個人番号の通知カードの再交付を22項として新たに追加し、その手数料を1件につき500円とするものでございます。

第3条におきましては、個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの交付等が廃止されることから、住民基本台帳の交付又は再交付の項を個人番号カードの再交付に手数料1件につき500円を800円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則において施行期日を第1条の規定については、平成27年10月1日とし、第2条及び第3条の規定については、法律の施行期日に合わせ、平成27年10月5日及び平成28年1月1日からそれぞれ施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時57分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○健康福祉部長（下敷領正） それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について追加してご説明申し上げます。

提出議案の35ページをお開きください。

議案第78号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の45ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ687万4千円を減額し、

予算の総額を87億7,004万6千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、54ページをお開きください。

款1総務費、項4特別対策事業費、目1医療費適正化特別対策事業費につきましては、平成27年第1回市議会定例会で平成26年度指宿市一般会計補正予算（第13号）に繰越明許費として計上させていただきました拠点型運動教室実施事業につきまして、5月末に地方創生先行型交付金の対象事業とならないことが示されたことに伴い、全額一般財源となることから、活用可能な補助金について検討をしたところでございます。健幸のまちづくりを一層推進するため、今回、県の補助事業である医療費適正化特別対策事業費として県との協議が整ったことから、再度計上をさせていただくものであります。節8報償費30万円の補正につきましては、運動教室開催に伴う講師の謝金であります。節11需用費35万円の補正につきましては、プリンタートナー代等の消耗品費であります。節12役務費5万円の補正につきましては、参加者募集及び説明会通知のための通信運搬費であります。節13委託料399万9千円の補正につきましては、運動教室支援業務等に係る委託料であります。節14使用料及び賃借料215万6千円の補正につきましては、e-w e l l n e s s システム基本料金及びシステム従量料金であります。節18備品購入費167万円の補正につきましては、運動教室開催に伴うエアロバイク等の備品購入費であります。

款13前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金、目1前年度繰上充用金1,539万9千円の補正につきましては、平成26年度国民健康保険特別会計の決算に伴い減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、53ページをお開きください。

款4県支出金、項2県補助金412万3千円につきましては、e-w e l l n e s s 運動教室に係る県補助金であります。

款9繰入金、項1他会計繰入金1,207万7千円の補正につきましては、前年度繰上充用金の確定に伴い、一般会計繰入金1,539万9千円からe-w e l l n e s s 運動教室に係る繰入分332万2千円を差し引いて、一般会計繰入金を減額するものであります。

款11諸収入、項4雑入108万円につきましては、e-w e l l n e s s 運動教室のシステム利用に係る利用者負担分であります。

次は、提出議案の36ページをお開きください。

議案第79号、平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、であります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の57ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ3,608万7千円を追加し、予算の総額を46億6,136万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、68ページをお開きくださ

い。

款1総務費，項3介護認審査会費，目2認定調査等費77万7千円の補正につきましては，訪問調査受託件数の増加などにより介護認定訪問調査員賃金に不足が見込まれるため，賃金を増額するものであります。

款3地域支援事業費，項1介護予防事業費，目2一次予防事業費23万3千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業で実施しております地域の地区公民館等を拠点としたころばん体操に係る消耗品費等の需用費であります。同じく目3総合事業費精算金5千円の補正につきましては，本市の住所地特例者の方が他の自治体で今年度から始まりました新総合事業の介護サービスを受けられた場合に発生する精算金に係る国民健康保険団体連合会に対する負担金であります。

項2包括的支援事業任意事業費，目4任意事業費1,305万円の補正につきましては，任意事業の要綱改正により6月議会におきまして一般会計へ計上いたしました老人福祉車購入費助成事業の介護保険特別会計分の扶助費80万円及び同じく任意事業で実施しておりました高齢者の生きがいと健康づくり推進事業のふれあいデイを一次予防事業へ予算組替えを行ったことによります委託料1,225万円を減額するものであります。

69ページをご覧ください。

款6諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目2償還金及び還付加算金3,200万2千円の補正につきましては，平成26年度介護給付費等の確定に伴う国・県社会保険診療報酬支払基金への返納金として償還金利子より割引料を増額するものであります。

款7繰出金，項1一般会計繰出金，目1一般会計繰出金1,612万円の補正につきましては，平成26年度介護給付費等の確定に伴う一般会計への返納金として繰出金を増額するものであります。

次は，歳入についてご説明いたしますので，65ページをお開きください。

款3国庫支出金，項2国庫補助金，目2地域支援事業交付金介護予防事業6万円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業及び住所地特例者精算金事業の負担割合に基づく交付金であります。同じく目3地域支援事業交付金包括的支援事業任意事業409万2千円の補正につきましては，老人福祉車購入費助成事業費及び高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費の減額に伴い，交付金を減額するものであります。

款4支払基金交付金，項1支払基金交付金，目2地域支援事業支援交付金6万7千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業及び住所地特例者精算金事業の負担割合に基づく交付金であります。

款5県支出金，項2県補助金，目1地域支援事業交付金介護予防事業3万1千円の補正につきましては，地域介護予防活動支援事業及び住所地特例者精算金事業の負担割合に基づく交付金であります。同じく目2地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業245万1千円の補正

につきましては、老人福祉車購入費助成事業費及び高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費の減額に伴い、負担割合に基づく交付金を減額するものであります。

66ページをお開きください。

款7繰入金，項1一般会計繰入金，目2地域支援事業繰入金，介護予防事業3万1千円の補正につきましては、地域介護予防活動支援事業及び住所地特例者精算金事業の負担割合に基づく一般会計からの繰入金であります。同じく目3地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業245万1千円の補正につきましては、老人福祉車購入助成事業費及び高齢者の生きがいと健康づくり推進事業費の減額に伴い、負担割合に基づく一般会計からの繰入金を減額するものであります。同じく目5その他一般会計繰入金77万7千円の補正につきましては、介護認定訪問調査員賃金に係る事務費繰入金であります。

項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金1,506万7千円の補正につきましては、今回の補正予算の財源調整として基金からの繰入金を減額するものであります。

款8繰越金6,047万2千円につきましては、平成26年度介護保険特別会計決算に伴う前年度繰越金であります。

67ページをご覧ください。

款9諸収入，項3雑入，目1雑入48万円の補正につきましては、任意事業で計上しておりました高齢者の生きがいと健康づくり推進事業のふれあいデイを一次予防事業への予算組替えに伴う利用者負担分の減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○産業振興部長（廣森敏幸） それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の37ページをお開きください。

議案第80号，平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の73ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、現計予算の歳出総額の中において歳出予算の組替えをしようとするものであります。

それでは、説明させていただきますので、80ページをお開きください。

4月1日付けの人事異動に伴い、人件費が217万9千円減額になることから、減額分を財政調整基金積立金に増額して積み立てるものであります。整理後の人件費につきましては、81ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次は、提出議案の38ページをお開きください。

議案第81号，平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）につ

いて、であります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の87ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,889万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から説明させていただきますので、96ページをお開きください。

給料等の人件費の増額補正につきましては、4月1日及び8月1日の人事異動に伴う増が412万9千円であります。整理後の人件費につきましては、97ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、95ページをお開きください。

款6繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金412万9千円の補正につきましては、人件費の増に伴い財政調整としまして唐船峡そうめん流し整備等基金から繰入れするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設部長（山下康彦） それでは、命によりまして、建設部所管の議案について追加してご説明申し上げます。

提出議案の3ページをお開きください。

議案第61号、訴えの提起について、であります。

本案は、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。

訴えの理由につきましては、指宿市営住宅管理条例第23条の規定に違反した市営住宅入居者に対して、指宿市営住宅管理条例第40条の規定に基づく当該市営住宅の明渡しを求めるものであります。相手方は、指宿市営住宅管理条例で禁止されていることを知りながら、多数の猫を長年飼育し、周辺的生活環境を悪化させております。これまでも相手方に対しまして猫の飼育を中止するよう、口頭及び文書で指導してまいりましたが、飼育の中止や近隣住民に及ぼす影響等について全く理解を示さず、状況も是正されないことから、当該市営住宅の明渡しを求める訴えの提起をしようとするものであります。

次は、提出議案の32ページをお開きください。

議案第76号、指宿市下水道条例の一部改正について、であります。

改正の内容は、引用する条項の繰下げに伴い、条文を整理するものであります。なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の39ページをお開きください。

議案第82号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、で

あります。

別冊の平成27年度指宿市各会計補正予算書の103ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ644万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億6,545万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、114ページをお開きください。

今回の補正予算の各目に人件費を計上いたしております。これにつきましては、4月1日に行われました人事異動に伴う減が541万3千円であります。なお、各目の人件費につきましては、116ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

款2事業費、項1事業費、目2下水道整備単独事業費、節15工事請負費800万円の補正につきましては、十町土地地区画整理事業の進捗に合わせ、下水道管きょ布設に係る工事請負費を増額するものであります。同じく項2維持管理費、目1汚水処理費、節11需用費266万1千円の補正につきましては、浄水苑最終沈澱地汚泥掻寄せ機部品交換に係る経費を増額するものであります。同じく目2雨水対策費、節13委託料120万円の補正につきましては、潟山地区浸水地域復旧作業等に伴い、委託料が不足することが見込まれることから、雨水路等の維持管理に係る経費を増額するものであります。

款3公債費、項1公債費、目1元金の補正につきましては、汚水処理費の補正に伴い、財源の組替えを行うものであります。

次は、歳入についてご説明いたしますので、113ページをお開きください。

款4繰入金1,578万7千円の減額補正は、今回の補正予算の財源であります一般会計からの繰入金を減額するものであります。

款5繰越金1,463万5千円の補正は、前年度繰越金が確定しておりますので、今回の補正予算の財源に充当するものであります。

款7事業債760万円の補正は、下水道整備単独事業費の補正の財源に充当するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○水道課長（川口光志） それでは、命によりまして、水道課所管の議案について、追加してご説明申し上げます。

提出議案の15ページをお開きください。

議案第72号、平成26年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、であります。

別冊の平成26年度指宿市水道事業会計決算書及び剰余金処分計算書の9ページをお開きく

ださい。

平成26年度指宿市水道事業報告書の概況の総括事項のうち業務量についてですが、年度末における給水人口は4万2,773人、給水件数は2万7,490件となりました。また、年間配水量は728万2,698^m₃、給水量は626万7,738^m₃で、有収率は86.06%となりました。

次に、建設改良事業ですが、建設工事については、原水及び浄水施設整備費により小雁渡浄水場排水槽・場内整備工事1,058万円を配水施設整備費により松ヶ窪線配水管新設工事など11件、4,908万800円を実施してまいりました。また、改良工事は、配水施設整備費により都市計画4号線配水管布設替え（1工区）工事など19件、1億4,200万5,600円実施してまいりました。

次は、平成26年度指宿市水道事業決算報告書についてご報告いたしますので、1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益は、予算額7億6,462万5千円に対し、決算額は7億7,117万1,981円で、予算額に対し654万6,981円の増となりました。なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、4,977万6,460円の借受消費税及び地方消費税が含まれております。

次に、支出の第1款水道事業費用は、予算額6億8,329万6千円に対し、決算額は6億7,784万8,490円で、不用額が544万7,510円となりました。不用額の主なものは、営業費用における委託料、材料費及び予備費であります。なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、1,114万2,679円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出ですが、収入の第1款資本的収入は、予算額660万円に対し、決算額は672万5千円となりました。支出の第1款資本的支出は、予算額3億6,341万1千円に対し、決算額は3億4,495万4,703円で、翌年度繰越額が1,724万2千円となり、不用額が121万4,297円となりました。不用額の内訳は予備費であります。なお、決算額には備考欄にお示しのとおり、1,493万8,243円の仮払消費税及び地方消費税が含まれております。

また、表外にお示しのとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億3,822万9,703円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,488万1,239円、当年度分損益勘定留保資金2億4,209万1,014円、減債積立金3,200万円、建設改良積立金4,925万7,450円で補てんいたしました。

次は、平成26年度指宿市水道事業損益計算書についてご説明いたしますので、3ページをお開きください。

損益計算書は1会計年度内における企業の経営成績を明らかにするため、その期間中に発生した全ての収益と、これに対応する全ての費用を記載し、純損益とその発生経緯を表示した報告書であります。なお、損益計算書は消費税及び地方消費税抜きで表示することとなっ

ておりますので、先ほど説明いたしました決算報告書の数字とは異なってまいります。

まず、給水収益である水道料金やその他の営業収益である手数料など、営業収益の計6億7,186万6,297円から、主たる事業活動のために生じる営業費用の計5億7,312万9,104円を控除した9,873万7,193円が営業利益となります。営業利益に事業の経常的活動以外の原因から生じる営業外収益の計3,423万2,082円を加算した額から企業債利息など営業外費用の計6,084万3,841円を控除した7,212万5,434円が計上利益となります。計上利益に特別利益1,530万3,307円を加算した額から、過年度過誤納還付金などの特別損失973万9,357円を控除した7,768万9,384円が当年度純利益となります。当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益に前年度繰越利益剰余金75万2,667円とその他未処分利益剰余金変動額3億232万5,084円を加算した3億8,076万7,135円となりました。

次は、平成26年度指宿市水道事業剰余金処分計算書についてご説明いたしますので4ページをお開きください。

ページの下段の表になりますけれども、当年度未処分利益剰余金7,844万2,051円の処分でございますが、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て定める減債積立金に3,100万円、建設改良積立金に4,700万円を積み立て、残額44万2,051円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次は、提出議案の40ページをお開きください。

議案第83号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成27年度指宿市水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

補正の内容は、第2条におきまして予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を1,238万円減額し、水道事業費用を6億5,784万2千円に、営業費用を5億7,307万1千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、4月1日に行いました定期人事異動に伴う人件費の減額と、大雨の影響で鰻地区生活排水処理施設が浸水したため、環境政策課が計画している生活排水処理施設復旧事業費の2分の1を負担金として増額するものであります。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、支出に係る第1款資本的支出の第1項建設改良費を450万円追加し、資本的支出を3億1,892万9千円に、建設改良費を1億7,089万4千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、大雨による秋元川河川災害の二次被害対策として、既設配水管破損時における断水等に備えた配水管新設工事費の増額であります。

第4条におきまして、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費を1,494万9千円減額し、1億1,851万4千円にしようとするものであります。なお、3ページ以降に実施計画及び給与費明細書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時33分

再開 午後 0時58分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 議案第60号及び議案第61号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）

○議長（新宮領進） これより，質疑に入ります。

まず，議案第60号について，質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号は，委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第60号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第60号を採決いたします。

本案は，承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって，議案第60号は承認することに決定いたしました。

次に，議案第61号について，質疑に入ります。

質疑の通告がありますので，発言を許可いたします。

前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 経緯の確認についてというふうに通告させていただきましたが，2，3伺います。

まず，入居条件として猫を飼えないということについては，入居者は認識をしているのか

どうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから2番目に、退去を求める市の主張自体については理解をしているのかどうか。どういう理由でということについてですね。

それから、市の退去を求める理由を認めつつ、表現はどうか分かりませんが、のりくらしと退去はしてないという状況なのか。それとも、退去自体をしないと反論しているのかどうか。そのあたりを確認させていただきたいと思います。

○建設部長（山下康彦） まず、1点目の入居条件といたしまして、その犬猫を飼わないということを知っているのかということですが、それにつきましては、指宿市営住宅管理条例の23条の中に、入居者は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないという規定があるわけですが、この迷惑を及ぼす行為として、指宿市営住宅等迷惑行為措置要領の第3条に迷惑行為という規定がございますが、その中に犬猫等動物を飼育することにより、近隣入居者に対し、安眠を妨害し、傷害し、又は生活衛生上迷惑を及ぼす行為をしてはならないという規定がございます。それにつきましては、入居の申込みのときに、市営住宅の申込みのしおり、入居の際の市営住宅誓約書、指宿市営住宅入居者の心得に記載しており、その都度、説明をして理解をしていただいているところでございます。

2問目の退去を求めることについて、市長が求めることを相手は理解しているかということですが、これまでの通告書や催告書兼解除通知書は市長名で出しております。従いまして、本人も理解しておられるというふうを考えております。

3点目の本人が退去しないというふうに言っているのかということですが、本人につきましてはこれまで猫を飼わないことということを散々本人には伝えておりますし、また、文書等によっても再三通告をかけております。その中で、本人は市と全面的に争うという意思表示をしておりますので、本人は住宅は出て行かないというふうには現時点では考えているのかなというふうを考えているところでございます。

○15番議員（前之園正和） それから、入居者、資料ではA氏というふうになっておりますが、この方が入院をしたことにより、一時同居として認めていたB氏は介護人としての資格がなくなったので同居を取り消したというふうなことに、今なっています。であれば、この介護人として一時同居を認めた方は、今は同居を取り消されたということであるならば、猫を飼う飼わないに関わらずB氏については居住権はないということになるのではないかと思うんですが、この訴えの理由の中にはそのことがちょっと触れられてないのではないかと思うんですが、そのところはどうなっておりますでしょうか。

それから、この方は住宅使用料そのものに滞納はないのかどうかですね。その点はどのようにでしょうか。

○建設部長（山下康彦） 同居人のB氏につきましては、A氏が平成26年11月に入院し、その半年後の平成27年6月1日には、更に6か月以上入居が継続するということが確認されたことか

ら、B氏に対しましては介護人としての資格がないと判断し、同居承認を取り消し、退去を求める通知を、同じく6月1日にしているところでございます。

それと、家賃の滞納についてですが、家賃の滞納につきましては、過年度分につきましては数か月滞納があるようでございますが、現年度につきましては、滞納は現時点ではないところでございます。

○15番議員（前之園正和） 過年度については数か月の滞納があるが、現年度についてはないということでした。住宅使用料、額にもよりますけれども、一般的に言って、民間よりも安いのかなという気がしているわけですが、この方は退去することによってですね、退居することによって、居住地の問題、その他生活の問題を含めて、路頭に迷うようなことはないのかどうか。また、当然、市の主張は正当なものだと思いますが、仮にですよ、路頭に迷うようなことがあれば、それはそれで別な問題として、条件が許せば、例えば生活保護とか言うことも含めてですね、別なものとして市民の暮らしを守るという意味でフォローなりするという事は、別な問題として必要なことだろうというふうに思うんですが、その退去を求めることによって路頭に迷うことはないのかどうか。また、必要な際にはそういう措置を講ずるということについてはどうなのか。その点を伺います。

○建設部長（山下康彦） 判決後の入居者への対応ということですが、基本的には相手方の責任において新たな住まいを見つけていただくことが基本だというふうに考えているところなんです。しかし、その経過の中で支援が必要な場合も考えられると思いますので、その必要な対応等につきましては、今後、各関係機関と協議をしてみたいというふうには考えております。

○議長（新宮領進） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第61号は、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

△ 議案第62号～議案第64号(質疑, 委員会付託省略, 表決)

○議長(新宮領進) 次に、議案第62号から議案第64号までの3議案について質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第64号までの3議案は、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの3議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、採決いたします。

まず、議案第62号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第63号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号を採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は同意することに決定いたしました。

△ 議案第65号～議案第72号（質疑，決算特別委員会付託）

○議長（新宮領進） 次に、議案第65号から議案第72号までの8議案について、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第72号までの8議案については、委員会条例第6条の規定により8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第72号までの8議案は、8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、白山正志議員、恒吉太吾議員、井元伸明議員、東伸行議員、高田チヨ子議員、松下喜久雄議員、前之園正和議員、木原繁昭議員、以上8名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

| | | |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 1時11分 |
| 再開 | 午後 | 1時25分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。

休憩中に開催されました決算特別委員会において委員長に白山正志議員、副委員長に井元伸明議員がそれぞれ互選されましたので報告いたします。

△ 議案第73号～議案第83号（質疑，委員会付託）

○議長（新宮領進） 次に、議案第73号から議案第83号までの11議案につきまして、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

松下喜久雄議員。

○14 番議員（松下喜久雄） 今回、あえて質疑をさせていただきますけれども、通常ですと委員会に付託されて詳しく審議されるべきものについて、あえて本会議場で質疑をするのはいかなるものかということで、控えるべきだなというスタンスは持っておりましたけれども、あえて質疑をさせていただきますが、総務管理費の指宿庁舎大規模改修工事設計業務委託料についてなんです、8,000万近い設計料です。当然、本体工事として恐らく10億近い金額になるような予算がでてくるんだらうなど、当然これはセットとして捉えるべきだらうなどというふうに思っているんです。そのような多額な事業費を伴うものについて、私ども議会に詳細な説明等もこれまで行われてこなかったということについて、ちょっと疑問に思う点がありますので、あえて質疑ということでさせていただきます。このことについては、苦言に近いものを申し上げるべきだらうなどというふうにも思っております。今後こういうことがないようにということも要望したいなというふうに思っているわけです。この8,000万近い予算が年度途中で、突然忽然として提案されるということ、このこと自体についても、少しお尋ねをしますけれども、なぜ補正予算でなければならなかったのか。当然こういった大規模なものについては、当初においてきちっと事前の説明があって予算化されるべきものではないのかというふうに考えておるわけです。合併特例債等、期限との絡みとかあるのかなとか、想像はするわけですけれども、補正予算として、なぜ今の時期になったのかということについて、今後出てくるであろう本体工事の予算規模についても説明いただきたいなということで初めの質疑を終わらせていただきます。

○総務部長（高野重夫） まず、9月補正となった理由についてであります、指宿庁舎は昭和48年12月建設で42年が経過しております。耐震診断の結果、改正耐震改修促進法に基づく耐震補強工事が必要であり、平成28年度実施予定であります。鉄筋コンクリート造の建築物の耐用年数は、一般的に60年とされていますが、耐震補強や必要な改修を施工し、長寿命化を図れば使用可能年数は大幅に延長できるというふうに考えております。また、新庁舎建設に係る指宿庁舎の今後の方向性については、各地域審議会に諮問しておりましたが、各地域審議会及び3地域合同地域審議会の答申で、指宿庁舎について必要に応じて耐震補強工事等を行い、既存の施設を有効活用するとの答申が6月1日に出されております。併せて、合併特例債の許可期限が5年間延長され、平成32年度まで利用可能であること、庁舎の改修工事を個々の改修工事としてではなく、庁舎大規模改修工事とし、一本化すれば合併特例債を活用できること、大規模改修事業として位置付けるため、設計を一本で設計する必要があり、設計を一本で作成後、各改修工事は年次的に施工すればよいということから、指宿庁舎については耐震補強工事と必要な改修工事、庁舎大規模改修事業を施工した上で、可能な限り活用していくことが経済的かつ効率的な庁舎の活用方法であると判断し、耐震補強工事の補助が28年度までであることから、28年度の耐震補強工事と併せて改修工事を行うことから、9月補正で設計委託料を計上したものであります。また、これらの改修工事の内容等につきまし

て、議会等への説明報告については、大規模工事の設計がまとまった段階で改修工事の内容等についてご報告をしたいというふうに考えております。

それから、本体工事の予算規模等についてでございますけれども、まだ、設計をしていたら、初めて詳細な中身が出てくるわけでございますけれども、28年度に予定しております工事等については、庁舎の外壁の改修工事、これを耐震補強工事部分について、耐震補強工事と同時に施工したいと。外壁の剥離等により、外壁の落下するおそれのある部分もありますので、これについては耐震補強と併せてやりたいと。それから外部の建具、サッシの改修工事、それからブラインド改修工事、庁舎の屋上防水改修工事、庁舎空調設備改修工事など、一応3か年間に分けて20件ほどの工事を行う予定で、事業費的には7億円から8億円程度になるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○14番議員（松下喜久雄） 分かりにくいんですけども、結局、新庁舎建設については、あとまた5年、伸びたから、その間にまた協議すればいい、そういう判断で、とりあえず耐震について28年度まで、期限があるから、それと併せて改修工事を、大規模な改修工事を行ってつないでいくというような、おおよそそういった理解をさせていただきました。となればですよ、今回、その前にですよ、なぜ、私は一番質疑をした目的というのは、なぜこういうような規模の改修を行うのに、議会に説明がなかったのか、その1点なんです、正直な話。そこについて、一切何も触れずに、今後、説明いたしますというようなことで終わってしまいました。そのことについてですよ、何か一言あるべきだなというふうに私は申し上げたいと思います。

それでですね、今回設計を、28年の期限ですので、本体工事について発注するためには、今の時期なんだという理屈だろうと思います。それで、本体工事についてもですよ、ある程度こういった内容で工事をやるとすれば、建築関係ですと当然複数の業者さんに対して見積り等を行う。耐震にしますとこの規模についてはどの程度の予算が必要だなということで、おおよその予算というのは当然、理解してこういった設計業務委託料が積算されるんだろうなというふうに思っているんですよ。だから、どの程度の規模になるか設計を見てもないと分かりませんというような説明は、ちょっとどうなのかなという、その2点ですね。

それと、本体工事については、いつ頃からかかるのか、28年度内にできなければ29年度に押し込んで、債務の担保をしていくような措置を行っていくのかとか、そこらについても、もう少し説明いただきますでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 工事費につきましては、概算で上げたところでありますけれども、先ほど申しましたように、大体7億円から8億円ぐらいという形でございます。

それから、設計の委託につきましては、28年度の耐震補強工事と併せて、足場等を組んだ中で、一緒に外壁の工事、サッシの工事等をやった方が効率的であろうということから、28

年度に工事をするために9月で設計委託料の補正を組ませていただきました。これにつきましては、指宿庁舎については耐震の補強が必要であると。それから、合併をしたときに新庁舎の建設については、改めて10年後を目処に検討をするというようなこともありまして、耐震補強をするについても、一応地域審議会にお諮りし、こういうことで現庁舎を可能な限り使っていくと。必要な耐震補強工事、改造等を行うということについて、地域審議会の方から6月1日に答申をいただきましたので、それに併せて工事内容等をいろいろ検討しながら、今回補正予算という形で設計委託を上げさせていただきました。工事については、庁舎を使いながら、一応工事をするという形でありますので、3か年の計画で28、29、30年にかけて工事を行うという計画でございます。

○14番議員（松下喜久雄） 質疑をしたときに、最初からですよ、向こう3か年においてやるかという、なぜその説明が、してくれないのかなと思って、今不思議に思っています。それと、事前の説明がなかったよねというのは、最初から、私の質疑の目的はそこにあるんですよとわざわざ申し上げているのに、総務部長から一言もそのことについて触れられないというのが残念です。これだけの規模のものについてですよ、一切説明もなしで、しかも補正予算等でぼっと上げてくる。こういう手法というのはどうなのかなというふうに、思っていますよ。そのことについて、何か、市長のお考え、最後ですからお尋ねをさせて、よろしいですか。

○市長（豊留悦男） あくまでも本庁舎においては、大小さまざまな改修、補修をしまいいりました。ご案内のように空調その他、今後、改修が予想される箇所もたくさんございます。平成28年度耐震期限、いわゆる耐震工事を併せて可能な限り大小の補修が発生しないうちに改修をやりたいという思いもありました。と同時に、地域審議会の答申がなされ、この本庁舎については耐震を含めた改修をした方がいいだろうというような意見もいただいたところがございます。そこで、早急に、その理由としましてさまざまな経費を削減し、効率的な改修、耐震補強工事が図れるのではないかとということで、この、今回、補正として計上させていただいたわけでございます。松下議員のおっしゃるとおり、前広に、つまり早く議員の方々にもこの趣旨等を説明し、そして議会に上程したときにお認めいただくような手立てを講ずる必要があったのかもしれませんが。その点についてはお詫びを申し上げますけれども、私どもとしましては、耐震補強工事、そして有利な合併特例債を活用するために、そのためには9月議会でこの予算組みをして、できるだけ早く耐震補強工事と大規模改修に着工したいという思いで、今回になった次第でございます。さまざまな指摘を受けましたけれども、その件については今後の予算組み等、粗相がないような配慮をしたいと思っております。

○議長（新宮領進） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号を除く10議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第77号については各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中審査を終了されますようお願いいたします。

△ 新たに受理した陳情3件上程（委員会付託）

○議長（新宮領進） 次は、日程第27、新たに受理した陳情を議題といたします。

陳情3件については、お手元に配布の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中、審査を終了されますようお願いをいたします。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1時41分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 白 山 正 志

議 員 恒 吉 太 吾

第 3 回 定 例 会

平成 27 年 9 月 16 日

(第 2 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成27年9月16日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 一般質問
- 

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり
- 

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉   | 21番議員 | 新宮領 進   |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長  | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長   | 佐 藤 寛   | 教 育 長  | 西 森 廣 幸 |
| 総 務 部 長 | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 |
| 健康福祉部長  | 下 敷 領 正 | 産業振興部長 | 廣 森 敏 幸 |

|        |       |             |      |
|--------|-------|-------------|------|
| 農政部長   | 新留幸一  | 建設部長        | 山下康彦 |
| 山川支所長  | 馬場久生  | 開聞支所長       | 川畑徳廣 |
| 総務部参与  | 有留茂人  | 建設部参与       | 光行忠司 |
| 総務課長   | 岩下勝美  | 市長公室長       | 川路潔  |
| 危機管理課長 | 園田猛志  | 財政課長        | 上田薫  |
| 市民協働課長 | 下吉一宏  | 環境政策課長      | 井手久成 |
| 長寿介護課長 | 西浩孝   | 地域福祉課長      | 山口保  |
| 観光課長   | 今柳田浩一 | 農政課長        | 松澤敏秀 |
| 土木課長   | 黒木六海  | 建築課長        | 大久保覚 |
| 教育総務課長 | 長山君代  | 選挙管理委員会事務局長 | 岩下勝美 |

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |      |           |      |
|---------|------|-----------|------|
| 事務局長    | 森和美  | 次長兼調査管理係長 | 石坂和昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎川富男 | 議事係主査     | 嶺元和仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、井元伸明議員及び吉村重則議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、高橋三樹議員。

○11番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。まず、台風18号の影響による記録的豪雨で関東、東北では甚大な損害になり、特に茨城県常総市では鬼怒川などの堤防が決壊し、大惨事になりました。消防、警察、海上保安庁、自衛隊など懸命の捜索、救助活動、安否確認が行われております。早急に復旧が図られることを望んでおります。我が指宿市では例年にない長雨、大雨で約3倍を超える雨量があり、日照不足も重なって農作物などに多額の影響を受けました。お見舞いを申し上げます。また、市道、農道、法面の損壊については報告を受けましたが、土木課、耕地林務課、危機管理課など迅速に対応したものと理解をしております。ありがとうございました。

長くなりました。それでは、通告してありました、1.市道、農道などの整備について申し上げます。岩本宮ヶ浜吹越線は梅雨時や長雨、台風などにより約2か月間も通行止めとなり、市民生活に影響が出ておりました。やっと8月13日に開通しました。この間、海岸よりの歩道だけでも先に通してほしいとか、交通弱者をいじめないでという声も聞かれました。この人は電動カーで買い物、病院に行く人です。話を聞いたところによりますと、通行止めとなっているところ、雨が止んだ後にも海岸まで土砂が崩れたこともあり、安全が確認できるまで通行を制限していたとの説明でした。それでも、この道路は海岸線を通る観光道路として、また、国道226号の停滞を緩和するバイパスとしての役割を期待できる道路として整備されたもので、もちろん地区民の利便性を図る目的も含まれております。そして、市道岩本麓線、あのお寺から海岸に抜ける道路です。開通したことにより、車両の通行が多くなっています。財政厳しい折ではございますが、今後、どうするのか。抜本的な対策が必要と思われませんが、整備計画はどうなっているのか、まず、伺います。

次は、自転車等の安全教育及び事故対応について。小・中・高校生の対応について。改正

道路交通法が今年6月1日に施行されました。改正で大きく変わったのが自転車の安全対策です。信号無視や携帯電話などを使いながら走って事故を起こすなど、危険な運転を繰り返す人に安全講習を受けるよう義務付けられました。全国で約7,000万台ともいわれる自転車、便利で気軽な乗り物である自転車、児童・生徒に改正案を説明したり指導したりしているのかどうかを、まず、伺いまして1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 市道岩本宮ヶ浜吹越線について、この道路は国道226号岩本トンネル付近から宮ヶ浜港までの約1.5kmの海岸線を通る風光明媚な路線であり、市民の生活道路、又は観光道路として重要な路線となっておりますが、今年の5月からの度重なる集中豪雨により大規模な崩落が数箇所あり、長期にわたり通行止めとなったところであります。今回、被災した箇所につきましては、早急な対策として補助災害復旧事業による土砂を受け止める擁壁等を設置するようにしております。また、抜本的な対策につきましては、事業着手に向けて、現在、県と協議を行っているところでございます。

以下、いただきました質問については教育長が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 道路交通法改正に伴う自転車等の安全教育についてお答えいたします。道路交通法改正に伴う自転車運転者講習制度につきましては、小・中学校では児童・生徒に対し、交通安全教室や学級活動の時間に自転車による危険行為14項目の内容などについて指導をしています。また、指宿警察署や交通安全協会から講師を招へいして自転車運転の実技指導も実施しております。また、指宿商業高等学校でも交通安全教室の中で、道路交通法の改正や交通安全について、指宿警察署より指導をいただいております。なお、保護者に対しましては各学校で学校だよりや学級通信などのほか、PTA総会や学級PTA、地域PTAの機会などを通して、周知を図っているところであります。

**○11番議員（高橋三樹）** それでは、まず、岩本宮ヶ浜吹越線、今、答弁がありました。早く、早く抜本的対策が実行されますように、よろしくお願ひしたいと存じます。あと、その宮ヶ浜、岩本宮ヶ浜吹越線ですが、現場は本当生々しい斜面を見ることができます。災害箇所については土を盛ったようになっておりますが、何の目的なのか、伺います。

**○建設部長（山下康彦）** 災害箇所が盛られたようになっているが、ということですが、この土砂は盛られたものではなく、今回の法面崩落により堆積した土砂であります。現在、生活道路の確保を図るために、応急的に道路上等の土砂を撤去しておりますが、今後、法面側に残された土砂につきましても、補助災害復旧事業による本復旧工事を行う際、道路面の高さまで取り除くことにしているところでございます。

**○11番議員（高橋三樹）** 今後、撤去してきれいにするということでしたので、さっきも申し上げました、早く道路が完全に、抜本的にできますことをお願ひしたいと思います。

次は、字陳之尾尾長谷の農道側溝排水の整備について申し上げます。まず、この場所です。国道226号線を岩本方面に行きますと、岩本トンネルがあります。この手前に薩摩焼があ

りまして、JR線路を挟んで海側一帯が宇陳之尾尾長谷のところで、畑で、畑かん事業が実施されなかったところです。ここは日当たりがよく、黒土でよく肥えており、海岸線に近いために霜も降りず、しかも近いということで一等地の畑です。平成25年3月に質問を行った際、事業の検討を行うという答弁でありましたが、その後どのような取組がなされたのでしょうか、伺います。

**○農政部長（新留幸一）** 岩本地区の宇陳之尾尾長谷の農道等についてのご質問でございます。

当該地区は市道岩本宮ヶ浜吹越線の西側、丘陵地帯に位置し、肥沃な土地、そして、無霜地帯ということで、豆類の栽培が盛んに行われており、岩本地区の生産農家にとっては貴重な農地であると認識しているところでございます。農道の側溝、排水路につきましても、近年、農業の営農形態も時代とともに変化し、露地栽培からマルチ、あるいはハウス栽培へと移行され、これに伴いまして雨水等の流出量も増加し畑地や道路の洗掘も多く発生している状況があります。その対策といたしまして、基盤整備を終えた地区につきましても、県営農地防災事業、いわゆるシラス対策事業を導入しまして、雨水等に対処しているところでございます。現在、この事業を市内で2地区が実施しているところでございます。宇陳之尾尾長谷においては、受益者より道路改良の要望書が提出されておりますが、それによりまして基盤整備ではなく排水路整備と道路舗装整備のみの要望となっており、この条件に合う補助事業はないか、県と協議をし検討してきたところでございます。しかしながら、道路整備におきましては拡幅が前提となることや、受益者の同意を全て得ることなど様々な要件があり、現在のところその条件や採択要件などを満足できる事業が見つかっていないのが現状であります。

**○11番議員（高橋三樹）** ただいまの答弁で、補助事業を通しての取組が難しいことが理解できますが、現状を改善するための取組はできないのでしょうか。伺います。

**○農政部長（新留幸一）** 議員が言われましたとおり、現状においては補助事業としての取組が難しいところではありますが、部分的な整備といたしまして、平成26年の4月と11月に路面の荒れが酷い箇所への砕石やコンクリートなどの材料支給を行い、受益者の方々の施工により舗装の整備が行われてきたところであります。この部分的な整備によりまして、利便性がよくなり農作業の作業効率や生産性の向上に繋がっていると考えられます。しかしながら、抜本的な改善を図るためには道路拡幅を伴う事業が必要と思われるので、今後も有利な事業がないか関係機関と協議しながら検討してまいりたいと思います。

**○11番議員（高橋三樹）** 本当、さっきも答弁ありました、生コン支給と材料支給、本当、お世話になりありがとうございます。今後ともよろしくお願ひしたいと存じます。

次は、自転車等の安全教育及び事故対応についてですが、さっきの答弁でちゃんと説明しているという答弁でしたが、それでは、自転車の事故件数はどのくらいあるのでしょうか、伺います。

○**総務部長（高野重夫）** 指宿警察署に伺ったところ、警察署で処理した市内における自転車関連の事故発生件数は、平成26年は12件であり、うち児童・生徒によるものは、6件となっています。同じく平成25年の発生件数は15件であり、うち児童・生徒によるものは、4件となっております。

○**11番議員（高橋三樹）** それでは、教育委員会に報告のあった市内の小・中・高校生の事故件数、原因はどのぐらいあるものか、伺います。

○**教育長（西森廣幸）** 各学校から報告のありました自転車事故は、平成25年度は小学校2件、中学校3件の計5件、平成26年度は小学校5件、中学校6件の11件です。また、今年度は8月末現在で小学校3件、中学校1件、計4件の事故が発生しております。これらの事故の内容は、車両との接触によるものが3件、運転の不慣れによる転倒が1件です。なお、指宿商業高等学校におきましては、平成25年度から今年度にかけて自転車事故は発生しておりません。教育委員会としましては、今後も児童・生徒の生命・身体の安全を守るために、児童・生徒交通水難事故防止対策連絡会を開催して関係機関、団体等と緊密な連携を図り、交通安全指導の徹底に努めていきたいと考えております。

○**11番議員（高橋三樹）** それでは、ヘルメットを着用して顎ひもをきちんできんているのか、自転車の点検、整備、特にブレーキの点検確認をしているのかどうか、この点はどのようにでしょうか、伺います。

○**教育長（西森廣幸）** 市内の中学校において、今年度自転車通学をしている生徒は、約27%おります。自転車通学の許可条件は学校により多少異なりますが、通学距離が2kmから3km以上となっております。自転車通学生にはヘルメットの着用を義務付け、顎ひもをしっかりと締めるよう指導するとともに、交通法規の遵守についても繰り返し指導の徹底を図っております。自転車点検につきましては、毎学期教職員による点検や保護者と連携した点検を実施して、事故の未然防止に努めております。また、指宿商業高等学校の自転車通学生は約42%で、自転車の点検方法、項目については交通安全教室の際に、全校生徒に指導しておりますが、点検整備については保護者へ責任も持って実施するようお願いしているところであります。

○**11番議員（高橋三樹）** 全国的には自転車による事故が多く発生しています。法律上は軽車両です。自転車事故による加害者に高額な賠償金を命じる判決が相次いでいます。例えば、平成13年7月、小学5年生の男児が女性にぶつかり寝たきり状態になった事故、神戸地裁は男児の親に9,500万円の賠償を命じています。もしものとき、保険に頼るしかありません。自転車保険、あるいは個人賠償責任保険でもカバーできます。損害保険各社、あるいは通信大手でも扱ったり、いろいろなところで取り扱っております。この自転車の専用保険が保証範囲が広いんですが、その専用保険でなくても一般的な傷害保険や火災保険、自動車保険などに特約として個人賠償をいつでも、いつからでも付けられます。この自転車保険、個人賠償

責任保険，保護者に周知する必要があると思われませんが，知らなかったということではすみませんので，この保護者への通知は，周知はどうなっているか伺います。

**○教育長（西森廣幸）** 自転車保険加入につきましては，日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に全児童・生徒が加入しておりますので，本人が怪我をしたり入院したりした場合には，本給付制度が適応されます。しかし，自転車事故で他人に怪我をさせた場合には，給付の対象にはなりませんので，各学校においては賠償責任にも適応される鹿児島県PTA自転車安全会の団体自転車総合保険などに加入するよう，保護者へ呼びかけをしております。今度も教育委員会といたしましては，自転車による賠償事故などにも備え，各種自転車保険への加入を検討するよう，各学校へ指導，助言していきたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** 先ほど申しました高額な賠償が出ておりますので，その加入の促進についてちゃんと話を進めていただきたいと存じます。

それでは，次のトラクター，耕運機等の対応について。農作業事故が発生していると思われませんが，市内における事故件数と要因を把握しているのかどうか，伺います。

**○農政部長（新留幸一）** 市内で発生した農作業事故の件数ということでございますが，平成26年度が4件，平成27年度8月末現在で3件，うち農作業重大事故として，県へ報告した件数が平成26年度が2件，平成27年度8月末現在で1件となっております。また，県内で申し上げますと，県内の死亡事故件数は平成26年度が13件，平成27年度8月末現在で4件となっております。主な要因につきましてでございますが，農家ですね，不注意による運転操作の誤り，あるいは機械のエンジンを止めずに清掃等を行ったことが一つの要因として挙げられます。なお，県への報告でございますけれども，市内において農作業事故が発生した場合なんですけれど，指宿南九州消防組合から情報提供いただきまして，農作業中に発生した全ての事故のうち，死亡者及び重体，重傷の負傷者について県へ報告を行っております。

**○11番議員（高橋三樹）** 農作業事故も発生しているようですけれども，農家に対しての指導は行っているのか，どうなんでしょうか，伺います。

**○農政部長（新留幸一）** 安全対策の指導につきましては，広報誌の掲載による啓発，それから，指宿市担い手育成総合支援協議会，また，指宿市農業機械士会と連携いたしまして，農作業事故防止現地研修会を毎年1回実施しております。平成27年度も6月に開催し，20名の参加がありまして，農作業事故の発生状況や農業機械の安全な操作方法と簡単な整備等について研修を行っております。また，指宿市農業機械士会によるトラクターパレードや認定農業者の総会，ニューファーマーの集いなど様々な機会を捉えて農作業事故について注意喚起を行っております。以上です。

**○11番議員（高橋三樹）** 最後になりました。トラクター，耕運機などの農作業用機械は自賠責保険制度がないので，任意に保険に加入するしかありません。保険の加入状況は把握されているのかどうか，伺います。

○農政部長（新留幸一） 農作業機械の保険の加入につきましてでございますが、全ての保険加入の状況は把握できていないところでございます。ただ、指宿農協の加入状況につきましては、情報をいただきまして、平成27年8月末現在で432件となっているようでございます。保険の内容につきましては、農協の資料によりますと、農作業用小型特殊自動車につきまして、対人賠償が無制限で対物賠償も免責なしの無制限、搭乗者傷害特約としまして、死亡に対して1,000万円の補償内容でありまして、その保険料といたしまして、年額8,860円から加入できるようでございます。

○11番議員（高橋三樹） ただ損害保険会社も取り扱っておりますので、全体は分かりませんが、一応432名の方が加入しているという答弁でした。これからも、一応公道を走ったりする場合がありますので、一人でも多くの方が加入してほしいことを望みまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時37分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） おはようございます。私は日本共産党の議員の1人として平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

まず、市発注工事の在り方についてであります。質問の趣旨は入札などの透明性、公平性を確保することと地元業者を守り、育成していくことを更に強めるべきという立場からであります。私は通告の中で、分割発注という言葉を使いましたが、建築本体とは別に電気工事や水道工事など、業種を分けて発注するということであり、路線工事等において物理的に分割をしての発注という意味で使ったわけではありません。一般的には分離分割発注と言ったり、分離発注と言ったり、あるいは分割発注と言ったりするようです。聞いてみますと、指宿市においては、分離発注という言葉を使っているようですので、私の質問を分離発注と読み替えて質問をしたいと思えます。まず、地元企業優先、地元企業育成の精神は貫かれているのかという問題です。入札選定、場合によっては随契も含めてどのようなになっているか。また、下請業者選定における指導等はどうなっているか、伺います。

次に、分離発注についてです。基本理念はどうなっているのか。どのような業種が分離発注されているか。また、ほかに分離発注できる業種はないのか伺います。

次に、入札等の透明性、公平性についてです。全国市民オンブズマン連絡会議は落札率が95%以上のものは、談合の疑いなど問題がある可能性が高いとしています。予定価格の漏洩も可能性としてはあります。そこで、落札率の高いものについて、どのような見解を持っているか伺います。

次に、指宿市普通公園の管理についてであります。指宿市の普通公園は条例によって10か所設置されております。そのうち、今回の質問は特に名称を出さない限り、フラワー公園についての質問ですので、答弁におかれてもその範囲でお答えいただきたいと思います。普通公園は条例によって一般に無料開放されております。一般に無料開放とは、原則として誰でも無料で自由に使えるということです。もちろん、条例に基づいて利用の禁止や制限、行為の禁止や制限があり、必要な場合には市長の許可が必要となっております。当然ながら禁止や制限は設置者である市が行うものであり、一利用者が他利用者に対して行うものではありません。フラワー公園はアクセス面から見ても一定の駐車場が近くにあり、芝生が敷かれ通称ひょうたん池と言われる池、そして、魚見岳の景色、時期になればアジサイが咲くなど素晴らしい場所です。このような形態からしても子供が走り回り芝生の上で親子して弁当食べるなどするにはとっておきの場所です。しかし、実際にはそのような姿はあまり見ることはありません。実際に見るのは、ほとんどがグラウンドゴルフを楽しんでいる姿のみであります。もちろん、グラウンドゴルフをするにもいい場所ですので、大いに楽しんでもらっていると思います。問題は誰もが自由に利用できる状態にあるかということです。市が看板を立てているように、譲り合って使っているのか、一部の者が他者を排除していないかということです。そこで伺います。市民がいつでも利用できる状態にあるか。優先利用を許可している例があるかどうか伺います。また、草払いなどの管理は、委託も含めて市が行っているのか、それとも個人や民間に委ねているケースがあるのか伺います。

最後に、育休退園問題についてです。第2子以降の出産に伴い、保護者が育児休暇を取ると保育園に通う上の子を退園させる、育休退園を巡って所沢市8世帯11人の保護者が市を相手取り退園差し止めを求める訴訟を起こしたことが報道され、育休退園が社会問題化しています。産前、産後の休暇は母体保護が主な理由なのに対して、育児休暇は生まれた子供の育児のための休暇です。上の子がいるとしても、上の子を見るための休暇ではありません。そこで伺います。指宿市の場合、現状はどうなっているのか伺います。また、育児休暇は原則1年間で、一定の理由があれば更に6か月伸ばせることになっていますが、育児休暇中はその期間に関わらず、現に保育園に入所している子の退園を迫ってはいけないと思いますが、いかが考えますでしょうか。

以上、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 市発注工事において地元企業優先、地元企業育成を考慮して入札業者選定を行っているかどうかのご質問でございます。本市では入札契約の透明性、公平性、競争性、コスト削減を図るため、入札契約制度の改革に取り組み、平成20年10月から条件付き一般競争入札制度を導入しているところであります。また、業務委託や物品購入など建設工事以外のものや建設工事であってもJR近接工事などの特殊工事、条件付き一般競争入札によりがたい場合は指名競争入札で行っております。条件付き一般競争入札とは、予め契約の

種類及び金額に応じ、工事、製造、又は販売等の実績、従業員の数、資本の額、その他経営の規模及び状況を要件とする資格を定め、その資格を満たした、原則として市内に主たる営業所がある業者のうち、予め設定された参加条件を満たした者によって行う一般競争入札のこととさせていただきます。市が行う建設工事を受注する能力及び意欲のある建設業者に十分な受注機会を与えることにより、公平性、競争性の確保及びコストの削減を図ることができるものであります。また、指名競争入札につきましても、地元企業育成を考慮して入札業者の選定を行っているところであります。

次に、指宿市普通公園のうち、特にフラワー公園の管理についてでございます。フラワー公園は指宿市普通公園条例で定めます10か所の一つとなっております。この公園の中央には池があり、その周囲には四季折々の花が咲き誇り、多くの市民や観光客が訪れております。また、この公園にはグラウンドゴルフコースが池を囲むように設けられており、多くの方がグラウンドゴルフを楽しんでおります。条例では、公園全体を団体で使用する場合や大会等を開催するため、公園の全部又は一部を独占して利用する場合は、許可を受ける必要があると規定しておりますが、実際の利用形態は一般市民や小グループがグラウンドゴルフをそれぞれ楽しんでいることが多いようであります。このような利用形態は、特段の利用許可は必要ありませんが、グラウンドゴルフ利用以外の利用者から公園内に自由に立ち入ることができない、桜などの花を楽しめないなどの苦情も寄せられていることもあるため、その都度グラウンドゴルフ利用者に苦情の内容等をお伝えし、改善をお願いしております。なお、グラウンドゴルフ協会や民間団体等が公園を独占して大会を開催する際は、許可申請を行うように指導しているところであります。

以下、いただきました質問は部長等が答弁をいたします。

**○建設部長（山下康彦）** それでは、市の発注の在り方の中の下請業者選定における指導はどうかというご質問でございますが、市の建設工事を受注した業者が下請業者を選定する場合は、市内建設業者の優先活用について、設計当初の特記仕様書及び現場説明事項書等に明記して、請負者は工事の一部を下請けにする場合は、指宿市内に主たる営業所を有する者を使用するよう指導しているところでございます。なお、建設工事等で市外の下請業者を選定する旨の通知があった場合は、不活用の理由を記載した使用等状況報告書を提出させているところであります。

次に、分離発注の基本理念はどうなってるかというご質問ですが、分離発注とは専門業種又は専門工種に分けて発注する方法で、本市は発注する建設工事等を効果的に執行し、地元企業者の育成振興及び受注機会の確保を図るため、建設工事等の分割による発注の取扱いに関して、指宿市契約に関する分割発注取扱要領を定めており、分離発注も同じ取扱いであります。基本として同一公共事業内で建設工事等を実施するときは、地元企業者の受注機会を確保するために、当該建設工事等の種類ごとに分離し発注することができるものであります。

す。ただし、分割することによってその経費が著しく増大する場合や特別な理由が認められる場合は、建築一式工事等として発注しているところでございます。

続きまして、現在分離している業種は何かということですが、分離発注を行う建築工事につきましては、主に大規模なものとなりますが、業種としては建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事、植栽工事等となっております。更に分離発注できる業種はないかというご質問でございますが、建築工事における更なる細分化による発注は、業種が多岐にわたり、現場管理運営が複雑になることから、分離発注にはそぐわないと考えております。しかし、型枠、鉄筋、左官、塗装、防水等の業種については、地元業者育成や地域雇用促進を図るため、可能な限り地元業者を優先して下請けに選定するよう市で指導しているところでございます。

続きまして、普通公園の管理について。草払いなどの管理について、基本的に市が行っているかというご質問でございますが、普通公園はフラワー公園をはじめ、全部で10か所ありますが、全ての公園につきましては、市が一般財団法人指宿温泉まちづくり公社に業務委託をして草払い等を実施しております。次に、個人や民間が管理している例はあるかというご質問ですが、普通公園の草払いにつきましては、個人や民間で管理している例はありません。しかし、公園利用者において自主的に清掃等を行っている例はあります。今後も、公園利用者の皆様のご協力をいただきながら、公園の環境整備に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

**○総務部長（高野重夫）** 市発注工事の在り方について、入札等の透明性、公平性についての中で落札率の高いものについての見解についてでございますが、条件付き一般競争入札及び指名競争入札において、業者が見積もった入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内であれば、特に問題はないと考えております。入札価格については資材等の高騰により高くなる場合や、入札参加者がどれだけの利潤を確保しようとするのか等により差が生じてくるものと思われまます。また、最近では工事積算の精度が上がり落札率が高くなる傾向にあります。更に1回目の入札で落札されず再度入札、再再度入札となると一般的に落札率が高くなります。逆に標準的な工法に基づき実勢単価を積み上げて積算された予定価格を大きく下回る低入札価格での落札は、手抜き施工や下請けへの低賃金強要など様々な問題を引き起こす可能性があると同時に、安値受注による品質への影響も懸念されることから、最低制限価格を定めて品質の確保を図っているところでございます。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 普通公園における優先利用についてのご質問でございますけれども、フラワー公園には指宿グラウンドゴルフ協会がグラウンドゴルフコースを2コース、計18ホール設置し、年間利用が可能となっておりますけれども、優先利用ということについては認めておりません。コース使用にあたっては協会員以外の一般の方も自由に使えるようになっており、グラウンドゴルフ以外の団体が先に使用許可を受けていればその団体が優先し

て使用することとなっております。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 育休退園問題について、本市における現状はどのようになっているかのご質問でございます。本市におきましては、昨年度まで産後6か月は継続して入所できることとしておりましたが、本年4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度におきましては、出産後の保育認定は出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までと規定されました。これにより、産後は概ね2か月入所できますので、これまでの6か月を保証する観点から、育児休業取得時に既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要である場合は、年齢に関わらず4か月は引き続き入所できるようにしているところでございます。

次に、期間を問わずに育休を理由に退園を迫ることがあってはならないと思うがということでございます。本市におきましては、育児休業取得時に既に保育を利用している子供が次年度に小学校を控えているなど、子供の発達上環境の変化に留意する必要がある場合などを除き、本年4月からこれまでの産後6か月の入所期間と同様になるよう、産後8週の概ね2か月と育休の4か月は入所できるよう取り扱ってきているところでございます。なお、今後の取扱いにつきましては、県内他市の状況を勘案し、また、保護者や保育実施施設のご意見を十分お聴きしながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 市発注工事の問題であります。業者選定において、答弁の中でもありましたが、地元企業優先と地元企業育成の立場、そのことについてはそういう立場に立っているということは、私も認識をしております。問題はその精神が貫かれているかどうか、積極的な立場になっているかどうかということでもあります。例えば、先ほどもありましたけれども、条件付き一般競争入札をすることによって、業者のランクもそうですけれども、原則、指宿に事務所があることという括りを設けているわけですが、そのほかですね、例えば市内業者の単独では難しい場合でも、ベンチャーを組むことによって可能であればそのことも視野に入れる。これもやってみるのではないかと思うんですけど、そういったこと。場合によってはそういったですね、積極的な、何をすれば更に地元優先が貫かれるのかということが常時、そういう視点が積極的なものとしてなっているかどうか。地元を優先にしてるんだということで終わっているとすればですね、もう一步踏み込んでもらいたいという気があるわけです。その点についてはどうでしょうか。

**○総務部長（高野重夫）** 指宿市単独の事業者で工事できないような案件等の場合は、地元を優先するという事でJVを組まして、指宿の業者はそういう経験を積んで工事ができるような形にするというような形で、丹波小等もそのような形で工事を進めております。今後もその理念に基づいて地元育成のために、という考えで進めていこうというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 今度は元請けは地元に請けてもらったとしても、今度は下請けに

ついてもですね、できるだけ下請けを使う場合にも、そこも地元を使ってほしいという立場ではあると思うんですが、先ほど建設部長の答弁の中にも、下請けが市外になった場合にはそれを理由を聞いているということではありましたが、現に元請けは市内でも下請けが指宿市外になったというケースがあるということでもあります。その場合ですね、事情を聞いた中でどのような理由が、顕著なものとしてあるのか、そしてまた、どのような指導を、それを改善するためにはどういうことがなされているのか、伺います。

**○建設部長（山下康彦）** 元請業者が下請けを、業者を利用する場合は、先ほど申し上げましたように地元業者優先ということで指導しているところですが、市外の下請けを利用する、その理由とすれば、特殊な工事で地元で施工かれこれができない業種については、専門的なことがございますので、市外でやってもらっているようでございます。また、そのほか地元業者が工事を何件か抱えておりまして、今現在、ちょっと対応ができないとか、そういう理由が付されて不使用とか報告書がなされているようでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 元請けが地元であっても、下請けを選定する際に、地元ではできないような内容がある場合に市外になっているというケースが現にあるということでした。そこでですけれども、一例として夏休み時期を含めて学校の大規模改修などもやられているわけですが、全体としては地元優先の発注がなされていると思います。しかし、実際に下請けは全て地元かという、必ずしもそうじゃないように伺っております。それも、今言った下請けに出す業務が地元ではできないということなどによるものとは思いますが、その改善の余地はないのか。例えば、設計のレベルを落とすわけには当然、いけないわけですが、設計のレベルを下げない、あるいは仕上りを元々の設計レベルを確保するという意味では、例えば何か使うとすればそれに限定しないで、同等以上のものという特記事項を付ければ、地元ができるのであればそうさせるべきではないかというふうに思うわけです。そういった意味で、例えば一つの材料を使う。その材料が地元ではない、市外に出すということになっているとすれば、その材料と同等以上のものというふうになれば地元でできるという場合には、そういうふうの特記事項を付けてですね、地元させる努力が当然あっていいと思うんです。そういう点では、まだまだ改善の余地があると思うんですけど、その点はどうでしょうか。

**○建設部長（山下康彦）** 標準的な工法につきましては、一般的な材料、同等品が使用できると思いますので、下請けの受注に制限はないものと考えております。現実として、同等でできる工事につきましては、先ほど述べましたように地元優先ということで地元をなるべく使用するよう指導しているところでございます。ただし、実施設計の段階におきまして、施工箇所状況に応じて耐久性や安全性を考慮した工法を検討し、場合によっては特定の工法、材料を選定することもありますので、その場合は市内業者の下請けが厳しい状況が出てくるのかなというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 私が申し上げているのは、何が何でもですね、市外は絶対駄目だと言っているのではなくて、その例えば同等以上という特記事項を付けることによって、地元ができるのであればそうすべきではないか。あるいはそれはもう、一つのものに限定せざるを得ないというものも当然あると思うんですね。ですからそういう意味で、地元により仕事を取ってもらうために、例えば特記事項を一つ付ければ更に地元が仕事を取れるということであるならばですよ、地元でなぜならなかったかということについては、後ほど事情を聞くということでしたので、そこで何が問題だったのか分かると思うんですね。だから、全てということじゃなくて可能な範囲でそういうふうに特記事項を付ける、あるいは設計レベルを下げない程度でここをこうすれば地元ができるんじゃないかということも含めてですね、更に地元優先のための積極的なことを講じる必要あるんじゃないか。ただ与えたものを、地元でできますか、できませんか、できないから外という単純なものではないんじゃないかという、そこを言っているわけなんですけど、どうでしょうか。

**○建設部長（山下康彦）** 議員ご指摘のとおり、標準的な工法につきましては、我々の方もなるべく地元業者の受注機会の確保を図るために分離発注という観点からそういう発注形態を取っているところでございます。例で申し上げますと、平成26年度におきましても、防水、塗装工事におきましては、6件の発注を行っております。平成27年度におきましても、今現在4件の発注を行っております、今後につきましても、2件の防水工事等を地元業者へ発注する予定としているところでございます。従いまして、標準的なことにつきましては、我々としても地元企業優先ということで、なるべくそういう方向で今後も対策を考えていきたいというふうには考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 防水、塗装の例が出ましたけれども、地元をやっていると。例えば教育現場、学校で考えても、大規模改修、大きな工事、その他小さなと言ったら表現が妥当じゃないかもしれませんがけれども、大規模でないですね、工事があります。大規模でないところについては、防水、塗装も含めて直接発注をかけるということになるかと思うんですが、その大規模改修、大きな工事についてのもですね、防水、塗装などについては、比較的市外下請けということになってるんじゃないですか。その、まず、そこはどうですか。

**○建設部長（山下康彦）** 大規模改修工事等につきましても、なるべくできる範囲内で分離発注に努めているところですが、主に分離発注を行っている工事としましては、電気工事、機械工事、あと足場等の工事、それと外構工事、植栽工事等を分離発注しております。また、先ほど申し上げました塗装工事につきましても、例えば今年発注しております今泉小学校の管理棟の工事等につきましても、防水工事につきまして地元発注等を行っているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 分離発注のことではなくて、防水等は、電気、機械、外構とかそういうのはですね、分離にかけやすいということでしたが、防水、塗装はその中には入って

ないわけですので、大規模改修での本体工事の中に防水、塗装が入っていると。そこについては下請けにかかるということになるわけです。その下請け、分離の部分じゃなくて本体工事の中に入っている防水、塗装などを下請けに出すとすれば、それが市外にいったるんじゃないですかということを知っているんです。

**○建設部長（山下康彦）** 塗装、防水工事については、既に専門業者に発注している事例があるところですが、今後についても工事の施工規模、施工内容を勘案しながら地元業者で対応できるものについては優先的に地元業者へ発注していきたいと考えております。現在もそういうことで、下請けが必要な場合については、当初述べましたように地元業者優先ということで、元請け業者の方には地元業者でできるものについては、優先的に地元業者を使用するよう指導しているところであります。今後につきましても、そういう方向で、議員ご指摘のとおり地元業者ができるものということで、今後についても考えていきたいというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** できるだけ地元を使うようにしなさい、あるいはそれにしているということじゃなくて、この大規模改修についての部分が現にその防水、塗装部分についてはですね、いろいろ事情はあるでしょう、それは。市内にできなかったとか。でも、現にその部分については市外下請けになってるんじゃないですかという、その事実関係を伺ってるんです。

**○建設部長（山下康彦）** 工法の中でその品質的なものとか、強度的なもので特殊な材料等を使わなければならないものにつきましては、地元市外の業者に受注している例はあろうかと思えます。その辺につきましても、地元業者育成という立場からも地元で、地元の業者がそういう施工ができるように、我々も指導していきたいというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 地元の業者が施工できるように指導ということは、地元の業者にそこまで力を作らせるという意味と、今の力でもできるような仕組みにすること、両方あるんですね。私はその力を作らせる、作るっていうこともありますけど、今の力でも受けられるような仕組みが必要なんじゃないかと、そこを聞いているんです。それと先ほど言った本体工事の中にある防水、塗装について、市外の下請けになってるんじゃないかということを知ってますけど、明確に答えられないんですけど、市内、市外混在してるんですか。それとも、市外だけになっているのか、市内になっているのか、その現状を聞いているんです。理由は聞いてません。

**○建設部長（山下康彦）** 防水工事に例えれば、防水工事に、いろんな防水工事があるところなんですけど、例えばアスファルト防水とかシート防水、塗膜防水、いろいろな防水工事があるところなんですけど、この工事におきましては、防水施工技能士という資格を有してないとそういう施工ができないということ等もございまして、この件については市外の業者になろうかと思えます。そのほか、標準的な材料、工法につきましては、地元業者が今、下請けとし

て施工していただいているという状況であろうかと思えます。

**○15番議員（前之園正和）** なかなか何度聞いても明確にならないんですけど、全体の時間の問題がありますが、最低確認したいのは、現状の中にですね、更に地元の、元請けの段階先ほど言いましたけど、下請けについてもできるだけ地元になるような取組をします。その取組というのが、先ほど言った業者に力を付けさせるという意味と、今の力でもできるように何か考えるという両方だという理解はよろしいですか、それで。

**○建設部長（山下康彦）** 議員ご指摘のとおり、今現在、地元でできるものについては地元優先ということで、地元に来ていただく方向で指導していきたい。今後につきましても、その特殊な工事につきましても、地元の業者に対しましてもそういう技能士等の資格をなるべく取っていただく方向で、今後も指導していきたいというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 言いたい点はいっぱいあるんですけど、次に行きます。

全国市民オンブズマンが落札率の問題でですね、90%以上は談合の疑いがある、95%以上は疑いが極めて強いというふうに言っている。これは結果だから、それはそれで問題視してないというようなことだったと思うんですが、この予定価格が漏れたのか漏れてないのかということ言えば、市としてはそれは結果だからということもあると思うんですね。ただ、このオンブズマンが言っているように談合の可能性があるのでないか、95%以上は疑いが極めて強いということは、これは業者間の話になりますので、このオンブズマンが言う95%以上は談合の疑いがあるのではないかという認識に同じく立つんですか。これも、そういう立場には立たないんですか。市長、ここは答えてください。

**○総務部長（高野重夫）** 平成26年度に実施した入札の落札率95%以上の割合は、建設工事が128件中78件、設計委託が51件中30件、物品購入が16件中2件、業務委託が6件中2件、修繕が3件中3件で合計が204件中115件で56.4%となっております。割合はその年によってばらつきがありますが、最近では特に建設工事等の場合は電算システムの発達により、建設業者における設計価格の積算能力の向上が図られたことから、年々落札率が上がる傾向があるようです。業者が見積もった入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内であれば特に問題はないというふうに考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 95%以上に疑いの目を持つのか持たないのかと、持つか持たないか、市長、そこだけ答えてください。時間がどんどん減ってきますので。

**○市長（豊留悦男）** 議員ご指摘のように入札率が高い、しかも、多額の予算を投じての工事の場合には、私はその都度個別の工事について、その状況は聞くようにしているところであります。やはり、この入札の透明性の確保というのは行政の一つの使命でありますので、最近入札率が高くなってきつつあるということを考慮しながらも、やはりこの入札率の問題については市として、又は市長としてその原因は探しているところでもございます。

**○15番議員（前之園正和）** 個別なという言葉を使いながらですね、95%以上ということを持

って疑わしいとは思わないという答弁でもあろうかと思えます。

次に、普通公園、フラワー公園の問題にいきますが、特定の団体がグラウンドゴルフを使うときに、大会や競技会、独占して使うときには申請を出させて許可をしているということでしたので、それはそれで当然条例に基づいての運営であります。それでは、正規の大会や競技会でなく、日常の練習などのときについては、自由に使ってくださいということで特に許可とかそういう問題でなくて、先に取った者が使っているというようなことでしたが、実際にグラウンドゴルフをやればですね、危ないということもあってほかの人が入れないという関係になるわけです。先に広場に子供たちでも遊んでいれば、あとからグラウンドゴルフが来て、グラウンドゴルフだからちょっとのけてくれと、つまりグラウンドゴルフの方が優先をされているという運営というのはいないんですか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** フラワー公園におきましては、利用実態というものが市民の中に周知されているというか、そういう中で、グラウンドゴルフがほぼ利用の中心を占めているというような実態でございますけれども、中には今議員がご指摘したように、先にグラウンドゴルフ以外の目的で公園を楽しむ市民の方が来ている場合にトラブルということが、苦情が寄せられる場合が市の方にあります。その場合は先ほど申し上げましたように、一応、その利用者に対して、グラウンドゴルフの利用者に対して、そのようなところを配慮して利用するようにという指導等は行っております。

**○15番議員（前之園正和）** グラウンドゴルフのコース内に注意看板、お願い看板が建っているということ事態がですね、そういうことがあるという認識の反映だろうというふうに思います。

それから、あそこは日本グラウンドゴルフ協会の認定コースになっていますが、これは誰が申請をして認定をして至ったのか、また、市は関わっているのかどうか。土地は市の物でありますので、そこはどうなってますか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** グラウンドゴルフにつきましては、昭和60年代に現在の市民スポーツ課が市民1人1スポーツを掲げ、市民の健康づくり、生き甲斐づくり、楽しい触れ合いの仲間づくりを推進するため、事務局のありました指宿市総合体育館に近い現在のフラワー公園に、市とグラウンドゴルフ協会が一緒になって簡易なコースを造ったのが始まりであります。その後、グラウンドゴルフ協会が市から借り受けてグラウンドゴルフコースを設置し、市と連携しながらグラウンドゴルフの普及に努めるとともに、市に相談をして日本グラウンドゴルフ協会の公認コースを平成9年9月にしたようでございます。

**○15番議員（前之園正和）** ということは、認定コースをすることは知ってたということになります。土地は市の物ですが、その土地利用についての契約なりは書面であるんですか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今現在は更新について、市の方に更新してよろしいかという申し出はありますけど、一番最初のこの昭和60年代にしたときの取り決めの書類というものは存

在してないというふうに認識しております。

**○15番議員（前之園正和）** 話としては了解したとしても、他人の土地を使って公認コースの申請をしたっていうことであります。これは問題じゃないですか、市長。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 先ほども答弁させていただきましたけど、このグラウンドゴルフの発祥ということで、市とグラウンドゴルフ協会が一緒になって、新しいニューススポーツということで、それを始めた。簡易なコースを造った。それに関して、更にそのニューススポーツの普及を図るという主体性をグラウンドゴルフ協会に持たして、お互い目的が一致するということでこれまで運営をしてきているということでございますので、この利用形態が最も望ましいのではないかと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 経緯はあってもですね、手続きはやっぱり正規なものをすべきだという点で、不備だということを言ってるわけです。そのことはないというわけですから、完全な手続き不備ということになるのかと思います。

それから、グラウンドゴルフ協会の認定条件を見れば専用コースであること、ホールポスト及びスタートマットが常備されていることとなっております。この条件を満たしているから公認、認定コースになっているわけですので、グラウンドゴルフの専用コースであるということになってます。それから今言ったポストとマットが常備されているということになりますから、グラウンドゴルフ以外に使えないということに、この認定条件から見ればなるんじゃないでしょうか。コース内は独占使用ということになるのではないかと。そうすると条例上との矛盾が出てきます。どうでしょうか。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** あのフラワー公園につきまして、ゴールポスト並びにスタートホール等につきましては、グラウンドゴルフ協会の方で設置をしてございますけれども、公認コースの認定に関しましては、グラウンドゴルフ協会の方で県認定手数料並びに県グラウンドゴルフ協会が現地調査するための対応というのは、グラウンドゴルフ協会の方が対応しているところでございます。確かに、議員おっしゃるとおりその専用というものについては、いささか矛盾を感じるころはございますけれども、現在、この公園の利用形態というものを考えていけば、やはり、あのフラワー公園というものは一番市民にグラウンドゴルフのメッカとして定着しているコースでありますし、今現在市の方で警鐘する健幸のまちづくりというこの構想にも、やはり市民の方がスポーツに親しんでいくということについては、非常に貢献しているということになるのかと思いますので、今の形態で引き続き利用し、なおかつ住民とのトラブルが極力ないような形での運営形態というものを目指していきたいと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 日本グラウンドゴルフ協会のホームページを見ますと、認定コースの一覧が載っております。フラワー公園については認定番号37号ということで載っております。連絡先は電話番号22-2111。これは市役所の代表番号だろうと思います。更にF A

X番号も載っております。23-4987。電話の方が市役所の代表番号ですので、23-4987のFAXというのは市役所庁舎のどこかなんじゃないかと思うんですが、どこなのでしょうかね。それから、この認定コースを日本グラウンドゴルフ協会から開いて行って、ホームページを開いて行って、指宿のフラワー公園を開いて行って、連絡先はそうなっていると。そしてまた、ホームページというのが出てきて、そのホームページは指宿市役所のホームページにリンクされてるんですね。これは全くおかしいことなんじゃないかと。公私混同と言いましょうか、指宿市がグラウンドゴルフ協会の連絡先、もっと言えば、駐車、施設の方もですね、天然芝と書いてあります。これはもう、実態がそうですからそれでいいんですけど、駐車場ありとなっているんですよ。これは指宿市の市役所なんですね。使うなどは言いませんよ。あるんだから使っているんですけど、指宿のフラワー公園内の認定コースに駐車場があるっていうのになってるんです。これ、指宿市の駐車場なんです。ここもおかしいんじゃないですか。先ほど言った土地の利用についての手続きをなされていない。それから、専用コースということ、それから、常備されている、設備が、ということとは、の間では矛盾もあるというふうに認めているんですよ。条例との間に完全な、おかしいんじゃないんですか。市長、どうですか、これ、基本の点ですから。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** あそこのフラワー公園、あそこは俗称ひょうたん池というふうに申し上げておりましたけれども、あの土地の利用形態というものは昭和37年から昭和確か40年代後半ぐらいまでには一般廃棄物の生ゴミの埋め立て場として利用されてきた土地でございます。その後、埋め立てが満了して、ああいう公園的な利用形態になっておりましたけれども、この昭和60年代、即ちグラウンドゴルフのコースを設置した段階におきましては、旧指宿市の公園条例に規定する土地ではなかったというのが現実でございます。そういう中で、確かに旧指宿市の都市公園条例の中では利用規定等も今の現在の普通公園の利用規定とほぼ同じような利用規定というものが規定されておりましたけれども、ある一定、普通財産の管理ということで、そのときに先ほど申し上げましたようにニュースポーツの1人1スポーツ推進ということで、市のそういう土地を有効利用しようという考えのもとでコースを開いたのが経緯だというふうに認識しております。その後、合併し、今の普通公園条例の中に規定されているというふうに認識しているところでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 全く関係のないことですよ。私はスポーツとしての有効性、意義、それから土地の有効利用、その点ではいい、別に問題視しているわけではありません。普通公園は市民が自由に入れるという規定をしているんです。それとも、専用コースであることとの問題点。これは矛盾だというふうに答弁でもなされたんです。それから、土地利用について、公認コースを得るについての土地利用についての書類上の手続きもないと、これもおかしいんです。条例に照らして問題じゃないか。専用コースということは自由に市民が入れないっていうことじゃないか。それ、条例との矛盾を私は言ってるんです。市長、明確

にそこだけ、単純に言ってください。理由はありません、もう。

**○市長（豊留悦男）** ただいま、種々いろいろな観点から、このグラウンドゴルフコース、つまりひょうたん池周辺の利用についてご指摘をいただきました。条例、その他この公認コース、そして、市民が気軽に利用でき安らぐことができるような、いわゆる公園としての利用の方法等を含めて、今後、検討をしなければならないと思っております。ただ、今ニューススポーツとして、また健康づくりとしてグラウンドゴルフの愛好者が大変増えておりますので、そこら辺を勘案しながら、現在の利用形態をどうするのか、そして、市民が気軽に利用できるような施設とするために、グラウンドゴルフ、その愛好者の皆さんの希望にどう応えるか、様々な観点からこの問題点は解決してまいりたいと思います。

**○15番議員（前之園正和）** 私はグラウンドゴルフをさせるなどかいう立場で言っているわけではありません。そこは念を押しておきます。グラウンドゴルフは大いにやってもらっていいと思うんですね。これから長寿社会に入ることでも、有効性はあると思うんです。ただ、条例との間で完全な矛盾がある、瑕疵があるということを指摘しているわけです。ですからその点で、条例との矛盾だと、条例に合っていないということです。そこは検討して是正をするという一言は、やはりほしいんですね。その上で、条例を場合によっては変えることによって解決はつく。土地の契約はどっちみちしなきゃいけませんよね。ただ条例の無料開放との関係で条例をいじることによって解決するのであれば、その道もあるでしょうし、それができないのであれば、場合によってはグラウンドゴルフができなくなるとすれば、それに代わるグラウンドゴルフ場も必要ということになるかもしれない。そういうことも含めてですね、グラウンドゴルフも大いに発展してもらおう。そして、市民も自由に使ってもらおうという意味で普通公園の元々の趣旨、意義である市民が自由に使えるということとの間ではですね、手続き上の問題があるということを指摘しているわけですので、それは私の言っているいろいろな矛盾等をお認めになって、解決の方策を探るということによろしいわけですね、市長。

**○市長（豊留悦男）** そのとおりでございます。

**○15番議員（前之園正和）** 次に育休の問題にいいますが、これまで産後6か月を認めていたのが、新制度になって産後休暇の8週間ということで一応区切られるようになったので、これまでの産後6か月に合わせるために育休間の4か月までは保証するようにしているのが今の現状だということでもあります。この育休というのは、先ほど言ったみたいに原則1年で特別の場合は半年延長というふうになっているわけですが、今、4か月にしたのはこれまでの産後6か月に合わせたという理解はしたわけですが、育休期間、1年、あるいは1年半についてはですね、前の半年はこういう位義付けですよ、あとの6か月はこういう位義付けですよというふうになっているわけじゃなくて、育休の意義というのは1年、若しくは1年半通して同じはずなんですね。ですから、これを区切って産後休暇の8週間のあとの4か月というところ

で区切る根拠というのはですね、私はないのではないかというふうに思います。それから、育休退園が大変問題になったときにですね、今年の8月の11日に南日本新聞だったと思うんですが、各自治体の、県内ですね、状況が載ってまして、育休退園は鹿児島市、出水市、指宿市、西之表市ということでこういくつか書いてあるんですが、これによると育休退園をするところに含まれているんですよ。これは4か月を過ぎると退園ということになるので、報道機関の方でそこで括ったということはあると思うんですけど、やはり育休期間全体を通して保証をするわけではないという意味においてですね、やはり育休退園に違いはないというふうに思うんですよ。ですから、この育休をその方が1年取るか1年半になるか、あるいは場合によっては早く切り上げるかもしれませんけど、その育休期間についてはですね、4か月と言わず5か月と言わず、やはり同じく保証すべきだというふうに思うんですが、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 保育所等は子供の生活の一部であり、自我が育つ大事な時期に退園により生活環境が一変することで人格形成に悪影響を及ぼすことも懸念されるところでございます。また、子育てをしながら働きたいという保護者の願いもありますので、子育て環境の改善を図っていくため、議員の方からもご提案がありましたことも含めまして、県内他市の状況等を勘案し、保育実施施設のご意見も十分お聴きしながら検討してまいりたいと考えております。

**○15番議員（前之園正和）** 今後、検討するというわけですので、改善の方向を目指して当然やろうということじゃないかというふうに思うんですね。よく、ほかの自治体を見ましても、再度復帰するときには、育休が切れれば保育園にまた優先的に入れるとかいうところもあるようですが、それは新たな方が入っていればですね、なかなかそれは保証されない。場合によっては希望するところが、第1希望がうまくいなくても、第2に行けないからってずっと待っている人がいるわけで、そういうことを考えればあちらが空いたからあちらにということに言われてもですね、入れないということがあるわけですね。そういう意味では、育休が切れての保証というものを仮にしても、それは100%支えということにはなっていないというふうに思うんです。それで、育休で退園をさせられればですね、今、4か月ということですけど、再入所ができなければ働くことができないということになり、職を失うことにもなりかねません。そもそも育休は子育てが理由で会社を辞めなくていいようにその間の雇用関係を保証するものであります。それなのに、育休を取ることによって職を失うことがあるとすれば、本末転倒であります。育休によって上の子を退園させる。今は産後休暇8週間後の4か月ということですが、その間の育休、残りですね、あるわけですよ、4か月、1年とすれば6か月間も、うん、12か月から4か月引けば幾らになりますかね、8か月ですが、産後分、産後8週間分がありますから、そういうことに、その間ですね、保育園を辞めて退園をして、再度保証する、再度、保育園を保証するっていったけれども思うようにい

かないと、希望するところが空いてないということになれば、今、言ったように職を失うということにもなりかねない。とすると、地獄のサイクルに入っていくということにもなりかねないわけですね。そういう現象が起こりうるというふうに思いますが、その点どうか、市長、最後に、随分今回は答弁が少なかったので、ちょっとまとめてください。

**○市長（豊留悦男）** 育休に関するこの問題については、担当課においても、子育てしやすい環境をつくる。そのため、指宿市はこの育休退園、その他、いろいろな問題については、今後、検討しなければならないのではないかと、そういう話も私のところには入りました。現状を認識しながら、そして、この育休を取っている、即ちお母さん方の意見も参考にし、と同時に保育園の方々の意見も考えも聴きながら、この育休問題については対処してまいりたいと思います。

**○議長（新宮領進）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時48分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 私は日本共産党の議員の1人として、市民の中から戦死者を出さず命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

市長の政治姿勢について質問いたします。3か月余りの国会審議などを通じて、明白になったのは安保法案、つまり戦争法案が紛れもない憲法違反の法案だということです。安倍政権が国会でどんなに多数の議席を握ったとしても、違憲の法案を成立させることは、およそ立憲主義の国では許されないことです。戦争法案については圧倒的多数の憲法学者や弁護士、元内閣法制局長官ら法律の専門家が憲法違反だと断じています。最近では憲法の番人である最高裁判所のトップ、長官を務めた山口繁氏が集団的自衛権の行使を認める立法は違憲を言わなければならないと語り、戦争法案を違憲と指摘しました。8日の参議院安保法制特別委員会での参考人質疑でも、元内閣法制局長官の大森氏が昨年7月に安倍政権が強行した閣議決定で集団的自衛権の行使を容認したことについて、超えることができない憲法則とも言うべき基本原則からの重大な逸脱であると無効とすべきと厳しく批判をいたしました。そこで、市長にお聞きいたします。憲法を守り地方自治法や関連法を守る立場から、安保法案、つまり戦争法案をどのように捉えているのか。

次に、火葬場について質問いたします。6月議会でも取り上げ、委託契約金については答弁を受けました。業務委託仕様書の中でいろいろな業務が謳われているが、それぞれの業務について明確に試算しているのか、質問いたします。また、再任用職員の勤務日数は何日で福利厚生も含めて年間どのぐらいか。

これで、1回目の質問といたします。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時58分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

○市長（豊留悦男） 安全保障関連法案につきましては、国において、現在、審議をしているところでありますけれども、政府の最も重要な責務は我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることでありたいと思っております。この法案につきましては、国会等において十分審議が尽くされることを期待しておりますが、一地方自治体の組長としましては、市民の安心・安全な生活を維持するために市政の運営に推進していかねばならないと思っております。

以下、いただきました質問等については関係部長が答弁いたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 火葬場の業務委託の契約内容でございますけれども、市では指宿火葬場と山川火葬場の管理業務について、それぞれの施設ごとに委託契約を締結しております。その業務内容を明確にしているかというようなご質問でございましたが、仮葬業務は人間の一生のうち死という最期の儀式に立ち会う業務でございます。そのことから遺族の心情を察し謙虚な気持ちで業務を遂行することを条件としております。火葬場の業務委託内容は仕様書におきまして、一つ目に火葬業務、二つ目に建物及び施設の維持管理業務、三つ目に駐車場及び敷地周辺の草払い業務、四つ目に遺体の一時安置業務などとなっております。指宿火葬場においては併設する小田墓地公園内のトイレ清掃業務も含まれております。これらの業務内容の仕様に基きまして、受託者より見積もりを徴収しまして契約を締結しております。

○総務部長（高野重夫） 再任用職員の待遇についてお答えいたします。現在、本市においては職員の長年培った能力や経験を有効に活用するため、職員の再任用制度を導入しております。技能・労務職員の再任用職員の社会保険料等を含めました平成27年度の人件費につきましては、平均で年間約277万円となります。勤務日数につきましては、週4日勤務となっておりますので、年間勤務日数は約192日となるところであります。また、年次有給休暇等の休暇につきましては、定年前の職員の例により付与されることになっております。

○5番議員（吉村重則） 政治姿勢について、今、安保法案が国会で審議されていると。国会の中でちゃんと審議されるんだという答弁だったと思うんですが、今、国会での審議を見て、市長はどう考えますか。本当にこれが国会の本当の審議の在り方、そういう面では何も疑問は抱かないですか。

○総務部長（高野重夫） 今回の安全保障関連法案は集団的自衛権について、憲法学者により違憲、又は合憲であるとの見解が分かれる中で、政府は自国防衛に限定した集団的自衛権なら憲法上認められるとの見解を示しているところであります。世論では違憲、又は合憲とする

様々な議論が展開されておりますけど、国は国民の声にも傾聴しながら慎重に議論していかなければならないと思っております。国の防衛に関する法案でありますので、国会の審議の経緯を見守っているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** この安全保障関連、戦争法案なんですけど、審議が進めば進むほど政府はまともな答弁ができなくなってきたと。参議院特別委員会では1か月、これまで参議院で審議された中で111回も審議が中断してるんだと。それと、大きな三つの問題点が浮き上がってきている。第1に何のための集団的自衛権行使が必要か。政府はまともな答弁が、説明もできなくなっております。安倍首相はお母さんと子供のイラストまで掲げて、日本人を輸送している米艦船を守らなくていいのかと繰り返していました。ところが、中谷防衛大臣は日本人が乗っていないでも集団的自衛権の行使はあり得ると。また、フォルムズ海峡の機雷掃海も当のイラン政府が海峡封鎖などあり得ないと否定する中で、政府は何も言えてないのが現実なんです。何のための集団的自衛権なのか。立法事実が説明できなくなっている。集団的自衛権の現実の危険がどこにあるのか。アメリカは戦後、ベトナム戦争、イラク戦争など数多くの無法な先制攻撃の戦争をやっていた。それにこれまで乗り出すことができなかった。ではなぜか。集団的自衛権が行使できないから断ってたわけですよ。それが今度、集団的自衛権を行使できるようになれば、どこまでもアメリカと一緒に地球上で戦争を負わされるんだと。こういう議論はテレビで放映される中で、市民の中では本当このままではまた戦争する国になってしまうと。かなりの人が不安をしているわけですよ。本当、市民としては何らかの動きをしなければ駄目だと。このお盆に初盆なんか行く中で、本当に許すことはできないという年寄りの民さんいっぱいいるわけなんです。こういう市民はそういう受け止めをしているのに、市長自身は完全に国のやり方そのものを、国が方向を決めればそれでいいという考えなんですか。

**○市長（豊留悦男）** この法案に対しましては、様々の見解や意見がございます。そういうものでありますので、このことを十分に踏まえて判断をしなければならないと私は考えているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** つまり、今、今日横浜で地方公聴会が開かれております。公聴会が終わったら特別委員会で強行採決の方向を示してるわけなんですよ。ということは、市長は国がそういうことを決めれば、それは憲法違反でもない、当たり前だという答弁だったと捉えてよろしいんですか。

**○市長（豊留悦男）** 法律の専門家、そして、この安全保障に関わる関係者にとっても判断が分かれるところでもあります。国の防衛に関することでもあります。つまり、国の防衛に関することは国の専権事項でもあります。現在、審議しております。そして、中央公聴会を含めて様々な方々の、あらゆる方々の意見を聴取し、そして、国会で判断されるべきものであらうと思います。先ほど議員が申しあげましたように、政府にとってもまともな答弁ができない

という趣旨の質問をいただきましたけれども、様々な場で議論をし、そして、様々な見解や意見を踏まえて慎重にこの判断はなされるべきものであると考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 日本国憲法の前文ですか。政府の行為によって再び戦争の惨禍を起らないようにすることを決意しているわけなんですよ。第2次世界大戦の悲惨な体験の上に立ってできたのが日本国憲法であり、その魂とも言うべきのは憲法前文だと思います。大戦で200万人を超える兵士たちが異国に倒れ帰らなかった。一般国民も原爆や空襲など命を落とし、財産も失った。また、周辺諸国に対しても犠牲と被害を与え、その日本が滅亡の縁まで追い込まれたあとに、きわどいところで踏み留まって反省し謝罪し不戦を約束することで生き抜く、生き残ることを許された。その言葉が憲法の前文だと思います。国民主権、平和主義、立憲主義、こういう立場から、今の安保法制を見たときに市長は合憲だという捉え方なんですか。

**○市長（豊留悦男）** 先ほども申し上げました。法律家、つまり専門家が見ても合憲、違憲が分かれるところでもあります。やはり、私個人の見解でこのような議会の場で合憲である、違憲であるということは差し控えなければならないだろうと思っております。先ほど、るる質問をいただきましたけれども、やはり、この安全保障関連の法案については、国がどう判断をするのか。そのためには国民の意見等を踏まえ、そして専門家等の違憲を踏まえ、つまり公聴会等を踏まえて、国会で判断されるべきものであろう。そういう見解で私は答弁をさせていただいているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** 憲法の立憲主義、国民主権の観点から考えたときに、8月30日には国会を取り巻く12万人、全国では1,000カ所以上、130万人が行動を起こしていると。今回の行動については、本当に若い、これからの若い人たち、子供、孫、後世に対して今の平和な日本を残したいと。個人個人が自分の思いで立ち上がっているわけなんですよ。市民の中でも本当言って怖いと、何をしたらいいんだという声が帰ってくるわけなんですよ。やはり、戦争を体験したお年寄りの皆さんは本当に二度と戦争したら駄目、それをはっきり言っているわけなんですよ。今年は戦後70年の中で、マスコミ各局70年の手記って言ったらいいんでしょうか、いろいろ報道されました。どの部分を見ても戦争を起こしてくださいという部分はないんですよ。二度と戦争起こしては駄目だという立場なんですよ。敢えてもう一回聞きますけど、国の方で決めていくことに対して、政府、権力者が決めることに対して、市長としてはもうそれは当たり前だということによろしいんですね。

**○市長（豊留悦男）** 著しい論理の飛躍があるようではありません。安全保障関連法案が即戦争に繋がるといふ、それに繋がらないように知恵を出し合うのが国民であり国会であり、そして、二度と戦争を起こさないという戦争経験した人たちの声であろうと思います。この安全保障関連法案が戦争という、国民の命という、そういうのに繋がらないようにするのが、政府の、そして国の、私たちの知恵ではないかと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 即戦争には繋がらないということが話されましたけど、実際、昨年12月には幕僚長がアメリカに渡って、来年の夏にはちゃんと安全保障関連はできますと国家にも国民にも何も言ってない中で、総選挙で自民党が圧勝したら、即、幕僚長が行って約束してるわけですよ。衆院で審議される5月、確か26日だったと思うんですけど、自衛隊の幹部350人を集めてアメリカ軍と自衛隊と一緒にやっていくことをちゃんと説明がされているわけなんですよ。これが国会で暴露されて、これにも蓋をして公聴会を開いたら、今日の夜は特別委員会で採決をやるとういうわけなんですよ。だから、命と暮らしを守る地方自治の長として、本当に市民の命、暮らし、守る立場であるならば、ちゃんとした意思表示してもよろしいんじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** 繰り返して申し上げますけれども、市民の暮らしと命を守るというのは、当然、私の使命として考えております。それに関わる安全保障関連法案、現在、国において審議され、そして国民の理解を得る努力をしているところでもあります。この安全関連法案が戦争に繋がる、繋がらないという、私が申し上げているのはこの安全保障関連の法案、いわゆる安保法案については戦争等に繋がらないように歯止めをかける必要もあるだろうし、賛成派、反対派それぞれの意見がありましようけれども、私どもは戦争にならないような国民の合意形成を図りながら、国の安全、存立が守れるような、そういう法案になってほしいという、その思いであります。そういう意味から私がこの安全保障関連法案について、個人的な見解と私は申し上げました。なぜそのように申し上げたかと言いますと、専門家も判断が分かれるところでもあります。行使の具体的な場面も、まだ、私にははっきりはしておりません。しかし、言えることは安全保障環境、いわゆるこの環境が急速に変わっているという事実もあります。ですから、私は前回のこの市議会の一般質問でもありましたように、そのときそのときの立つ位置によって解釈というものは変わるし、判断も当然変わってくるだろうと考えているという趣旨の答弁をさせていただいたところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** それでは、観点を変えて質問いたします。今、現在の時点でよろしいです。指宿市出身の自衛隊員は何名ぐらいいるんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊の隊員は部隊を異動したり、機密的な部隊に入隊するとなかなか連絡がなく、また、途中除隊や定年除隊の把握が難しく、正確な出身隊員の把握が困難な状況であります。そのような中で、本市出身の隊員としましては、今年8月末の現在で142名を把握しているところであります。

**○5番議員（吉村重則）** この安保法制ができれば、350名集まった幹部の中では来年の2月か3月頃からもう計画がされるわけですよ。実際、これまで非戦闘地域だったものが、戦闘地域に行くと、撃たれたら撃ち返すということまで総理大臣は答弁しております。本当、非戦闘地域じゃなくて戦闘地域に行くということになれば、本当、殺し殺される状態になるわけなんですよ。こういうところに、今現在の時点では142名ですか、掴んでいる隊員は142名と

いうことですね。そういう命令が出れば自衛隊員は行かざるを得ないと思うんですけど、その辺では、市長、どのように考えますか。

**○総務部長（高野重夫）** 法案については国会において審議中であり、自衛隊の背負うリスクについても議論されているところでございます。自衛隊員の任務は、自衛隊法に国の平和と独立を守り国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対して、国を防衛することを主たる任務とするとあります。国民の命と平和な暮らしを守るための任務でありますので、任務そのものが変わるものではないと考えられますし、このことについても十分国会等で審議されるものというふうに考えております。

**○5番議員（吉村重則）** リスクが高まるわけなんですよ。国の安全を守ると、国民の命を守るんだということであるんなら、それはもう仕方ないと、当然だという捉え方なんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊の任務につきましては、先ほど申しましたように国の安全を保つために直接侵略及び間接侵略に対して、国を防衛するということでもありますので、そのような事態になったら国を防衛するために働くということが任務であろうというふうに思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 今の憲法で戦争放棄、平和主義をいう中で、こういう答弁が来るとは、帰ってくるとは思いませんでした。憲法違反であるということをはっきり認めたことになるんじゃないですか。

あと、民間企業等の関係で言えば、2014年の1年間で企業研修という名目で自衛隊に1万3,000人の方が研修に行っているわけなんですよ。この参議院の安保特別委員会で、防衛省は安倍政権下の2013年に民間企業の新入社員に対する2年間の自衛隊入隊制度を検討していたと。つまり、企業を通じた徴兵制的なものが明らかになったわけなんですよ。今、自衛隊員採用で事務として取り扱っているわけですけど、自衛隊からのそういう研修目的での要請とか、そういうものは指宿市に対してないものかどうか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊との人事交流、研修等についてのお尋ねでございますけれども、本市においてはこれまで組織の活性化と人材育成を図ることを目的に、国、九州経済産業局でありますとか九州地方整備局、それから県及び千歳市との人事交流や指宿の広域組合との職員派遣等を実施しております。自衛隊、防衛省との人事交流につきましては、これまで実施しておりません。現在のところ、今後も実施する計画はないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 今後、どうなるか分からないんですが、自衛隊からの要請があっても、これについては絶対に断るということでよろしいんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊から人事交流について、仮に申し出があった場合、職員の人材育成等を図るという観点から、メリットがあれば検討を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。いろいろ検討した中で、指宿市の職員の向上に必要であるのかどうか、というところが判断になるかと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** これ、単純に否定することはなかったわけなんですけど、今後、そういうことがあれば起こりうると。2014年のN T T東日本の実態では、訓練内容は朝6時にラップで起床、点呼、ベッドの撤収、朝食、体育教科、教練、負傷者救助、10kmの行進訓練、深夜11時就寝など目的は集団生活や訓練で、同期意識や規律意識の強化にあり、N T Tの本来業務とは関係なかったんだということがはっきり言われているわけなんですよね。そういう面で言えば、全然、市民のためとか業務に対して成果があるようなことはありえないと思うんですけど、本当、2014年の研修ではこういう訓練だったということが報道されているわけなんですよ。そういう中でも、今後、検討していくんだという方向なのか、一切受け付けないという方向なんですか。

**○総務部長（高野重夫）** 自衛隊の研修等については、それぞれ各民間企業等で実施されたということですが、それぞれの企業の考え方があってされたのだろうというふうに思っております。ただ、最近の子供たちは少子化等で団体生活をする兄弟の数も少なくて団体生活をしたりする部分が、経験が不足したりしております。そのようなことで、一定期間団体生活をしてお互いの考え方を学んだりすることも、必要かもしれません。そのようなことで、人材派遣、研修等を行うことについては、それぞれ指宿市役所として、組織として必要があるのかどうか、メリットがあるのかどうかを十分判断した上で、その都度その時点で検討していくということになるかと思えます。

**○5番議員（吉村重則）** 本当、ちょっと考えられないような答弁なんですけど、私ははっきり断る答弁が返ってくると思ったんですけど。強制的な研修を行うよりも自由に意見を言い合える、明るい職場によっていろんなことが、発想が生まれてきたりするわけなんですよ。私は絶対にこれは受け入れるべきではないと思います。兵庫県の4市長が強行採決反対の声明を出しているわけなんですよ。声明は法案がこれまで政府の憲法解釈を変更するものであり、多くの憲法学者、法曹界が違憲との見解を示していることを挙げ、立憲主義を基本とする行政の根幹に関わることだと受け止めざるを得ませんでしたと。尼崎市の稲村市長は地方政治という民主主義の最前線に立つ政治家として、強行採決に踏み切ろうとしている議会に黙っていられなかったと。また、宝塚市の中川市長は国はいろいろ決めるけど、それを背負うのは自治体。軍事費が増えれば社会保障、教育などにしわ寄せがいくということで、はっきり意思表示しているわけなんですよ。市長、職員の研修も否定されなかったわけですけど、今、4市長がこうして態度を表明しているわけですけど、最後まで意思表示はされないうですか。

**○市長（豊留悦男）** もう、何回も繰り返しになります。先ほど宝塚市長うんぬんという反対の意思表示があったということをお聞きしました。私も面識があります。その方々とは。全国市長会等でもそういう意見を発表したり、それなりの主義を主張したりしている市長もおられます。それはそれぞれの市長の考え方があるのかもしれませんが、しかし、私がここで反対、

賛成ということは個人的な見解としてこの議会の場では述べるわけにはまいらないということをお願いしているわけでありまして。自衛隊の研修が即ち、これが自衛隊の戦争に繋がるうんぬんという、それに繋がるような研修ではない。だから企業はやっているのだらうと思えます。総務部長が申しあげましたように、組織の一員として集団生活の大切さを学んだり、そして、集団の中の1人としての自分の位置を確認したりとかそういう研修の一環として企業はなされているものだと私は信じております。いろいろな自衛隊に対するその行動に対しての研修というような趣旨の研修ではないと思っております。ですから、私が申しあげましたように、自衛隊、そして今回の安保関連法案、それが即ち戦闘、戦争に繋がったり国民の命を軽んずるような行動が発生したりするように、するようなことがないようにするのが、私たちの役目であろうとそう思っている観点から、るる答弁をさせていただいたところがあります。

**○5 番議員（吉村重則）** 時間の関係がありますので、火葬場の件について質問をいたします。さっき答弁の中で業務、火葬業務とかそのそれぞれの管理を委託しているという説明がなされたわけですけど、これのそれぞれの見積額ですよ。これはどういう試算の中で行われているんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 今のご質問に対しまして、翌年度の予算を組む際に翌年度の業務委託仕様書に基づきまして、現在の受託者から見積もりを徴収しております。提示された見積額を基にして予算を計上しているところでございます。

**○5 番議員（吉村重則）** 業務委託者から見積もりが出てるとということなんですけど、その見積額については公表はできないんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 予算の積算資料でございますので、今の私どもの手元に、今、資料がございませんので、それをお示しすることはちょっとできませんが、それを開示するという意味では、これまでもそれを開示したことがございませんので、開示する場合には情報公開条例に基づきましてそれを開示することになるかと思えます。

**○5 番議員（吉村重則）** これは委託業者の方から見積書が出て、それでちゃんと契約をしているという答弁だったと思うんですけど、ここは間違いないですか。私の調査の中ではそうではなかったもんですから。これはもう、間違いなく委託業者が見積書を出したということでよろしいんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 火葬場の業務委託の契約の流れでございますが、先ほど申しましたとおり、翌年度の予算を組む際に翌年度の業務仕様書に基づいて、現在の受託者から見積もりを徴収すると。提示された見積もり額を基に予算計上し、予算獲得がなされたあと、新年度当初に再度受託者から仕様書に基づいて正式な見積もりを徴収し、双方合意がなされた上で新年度の契約を締結しております。

**○5 番議員（吉村重則）** この点については情報公開を受けて、資料を取り寄せますけど、この

火葬業務の中で火葬業務休業日は元旦だけとすると、なお休業日以外に14日に3日の割合で受託業務を要しない日を設けることができるとなっているわけですが、この捉え方が14日の中で必ず3日休むことができるという捉え方でよろしいんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** そもそも火葬場の休業日は指宿市火葬場条例施行規則第2条第2項で休業日は1月1日と規定されておりますが、委託契約書の仕様書におきまして、受託者が受託業務を要しない日を定めております。仕様書には議員がおっしゃったように、休業日以外に14日に3日の割合で受託業務を要しない日を設けることができる。更に委託期間中に18日の受託業務を要しない日を別に設けることができると規定しておりますので、これに基づいて契約がなされております。

**○5番議員（吉村重則）** いや、私が聞いたのは、14日の中で3日休むことはできるんですか、という質問してるんですよ。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 正しく、先ほど私が申し上げたとおり、14日に3日の割合で取るというふうになっております。

**○5番議員（吉村重則）** 実際、元旦の場合は完全に休業日となっているわけですが、指宿の火葬場の場合は夕方4時頃にならないければ、翌日あるかないか分からないわけですよ。実際として休む、計画的に休むことができないというのが1点あるんです。それと、この14日の中で3日だけ休めるということは記入されてるけど、実際として連続して火葬があった場合には、どうして休めるんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 仕様書にはこのほか、何らかの都合で業務に支障が生じる場合には、両火葬場の受託者の相互間で調整を行い、火葬業務がスムーズに行われるように努めるものと定めております。これまでも業務に支障が生じた場合は、仕様書に基づき両火葬場間で調整をして業務を行っておりますし、更に調整が困難なときは環境政策課職員が応援に行くなどの対応も行っているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 両火葬場ということが出たわけですが、火葬場の契約はそれぞれなんですよね。私が項目ごとの見積もりはどうなっているかと聞いたのは、このお互いの応援に行くことなんかはどういう費用の計算をされているのか。ここは大きな問題なんです。委託業務はこんだけの金額でやってください。あとは山川と指宿で調整してくださいと。両方忙しかったらどうなるんですか。両方休めないのに、14日に3日休みを取ることができるというけど、今まで環境政策課の方で応援に行ったことがあるんですか。

**○環境政策課長（井手久成）** 昨年、山川火葬場に落雷が発生した時期におきましても、指宿火葬場の方へ応援に行きましたし、また、逆に山川火葬場の方が病気で入院された際に指宿火葬場の方が、うち1名が山川火葬場に行った際に、職員が補佐的にバーナーの調整等出向いたことはございます。

**○5番議員（吉村重則）** そういう経費についても、全然組まれてないと。私がいろいろ調査す

る中で分かったのは、総額ありきの契約をされてるんだと。本当に見積もりをして見積ってるんじゃないんだと。だから、指宿の場合は6月の答弁の中で総額520何万年間契約をしますと。業務委託ですということやられてるわけなんですよ。総額ありきの契約のやり方をしてるんじゃないかということが疑われてるんですよ。ですから、業務ごとのちゃんとした試算を出しているのかどうか、ここをはっきりさせたかったのが、一つはあります。本当に総額ありきじゃなくして、ちゃんと業務ごとで、請けてる契約者がちゃんと見積もりを出して決めてるんだという答弁だったわけですけど、これでよろしいんですね。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 先ほども申しあげましたとおり、両名の受託者の方に業務の仕様書を提示いたします。それによりまして、両方の受託者がそれぞれ自分なりに見積もった金額が示されるわけです。それを私どもが予算を計上する中で、それを基本にして予算を計上しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** あと、さっきも言いましたけど、その14日に3日間の休みという面では、両火葬場がそれぞれ調整してという話ですけど、ここんところ連日続いて、休みが取れてない状態なんですよ。契約書の上で14日に3日休めるという状況であれば、そういう状況をちゃんと作るべきじゃないんですか。火葬が続いてくれば、この契約書どおりできない。できなかつたら、ちゃんと14日で3日休めるような体制を作るべきじゃないんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 両方の火葬場の仕様書にはですね、その仕様書の中に別に受託業務を要しない日を別に設けることができるという、できる規定であり、更に相互間の調整というのはスムーズに行えるように努めるものというふうに規定されていますので、これは受託者の方からそういった申し出があれば、それに私どもも応じてそのような措置を執るべきだというふうに考えております。

**○5番議員（吉村重則）** これについては、今後、対処していくということで答弁されたと捉えます。

あと、話によると指宿のごみ処理場の方に火葬場の係の方が勤務していて、いろんな資料についてはごみ処理場の方に置いてあるという話も聞いたんですけど、火葬場担当の係の方がそうして指宿のごみ処理場の方におられるんですか。

**○環境政策課長（井手久成）** 清掃センターにおきまして、再任用職員が2名おります。そのお2人で清掃センターの業務と、それから火葬場の業務を概ね合わせた形で業務を行っております。

**○5番議員（吉村重則）** 2人いる中で、1人は処理場、1人は火葬場ということよろしいんですか。

**○環境政策課長（井手久成）** はい、そのとおりでございます。

**○5番議員（吉村重則）** なぜ、ごみ処理場の方にテーブルを置かなければならないのか。火葬場の方に置くだけのスペースはあるわけですよ。いろんなそういう14日に3日休めなかった

りとか、いろんなトラブルがあるんだったら、ちゃんと火葬場の方に机を置くべきじゃないんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 私どもといたしましては、火葬場の業務、それとごみ処理施設の業務も両方ございます。それで、業務の、業務がスムーズにいくような体系をつくるということで、そちらの方を基本にしておりますので、まずはそのごみ処理施設のところが置くべきだという結果となって、今、置いているところでございまして、決してその火葬場に置かないこと自体が、重きを置いてないという話ではなくて、業務の都合上、ごみ処理施設の方へ机を置いているようなこととございます。

**○5番議員（吉村重則）** この問題、あとでもまた取り上げますけど、機器の点検ですよ。年にどのぐらいされてるんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 火葬場の機器の点検についてですけれども、指宿・山川の両火葬場とも同一業者でですね、同一業者が建設しております。毎年度、機器の点検、補修、定期保守点検についても専門性がございますので、当該建設業者へ委託をしております。それと点検内容でございますが、一つ目に燃焼機器、設備、二つ目に機器設備、三つ目に耐火設備、四つ目に配管設備、五つ目に電気系統設備の点検を年に2回ほど実施して、その点検結果に基づいて、翌年度以降の補修を計画しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** オーバーホール的な点検はどうされてるんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 大規模なオーバーホール的な整備というのは、整備計画に基づきまして実施をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 1年の間に2回とか、そういうことじゃないということでもよろしいんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 大規模な補修が必要となった場合は、その補修の内容も含めて検討して予算を獲得した上で、大規模な修繕、オーバーホールはなされるものと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 火葬中にトラブルが発生したと。釜を変えたという故障もあったということを知っています。これは事実ですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 指宿火葬場では火葬する炉が三つあります。山川火葬場は2炉備えているところでございますけども、そういった点検時とか故障時、こういった場合には炉を限定して点検をするということで、故障した場合も同じように炉がそれぞれ三つと二つありますので、そういったものが発生したときにはそういう相互の対応をやるようなこととしております。それと、26年8月に山川火葬場が落雷により故障して使用できない期間が6日間ほどありましたけれども、それについては指宿火葬場を使用することで対応しております。

**○5番議員（吉村重則）** 私が聞いたのは火葬中にトラブルが発生して、隣の釜の方でまだ燃えている状態の中で移してやったということを知っているわけですけど、これが事実かどうか

をお尋ねしております。

**○環境政策課長（井手久成）** 申し訳ございません。今、言われたことにつきましては、把握しておりません。

**○5番議員（吉村重則）** こういう大事なこともちゃんと把握をしてないんですか。話によると山川火葬場の場合は、火葬中にしょっちゅう火葬場に行かれた方が線香あげるんですよ。だけど、指宿の場合はそれが無いんだと。だから、その火葬場に来た人たちには分からないうちに処理ができたことはできたと。ただ、煙とか臭いとか、それが充満しているんだという事実を確認してないんですか。

**○市民生活部長（牟田浩一）** そういったトラブルが発生したときに、本来なら受託者の方が緊急的な故障の速報を私どもの方に流すのが本来の筋だと思いますので、もしそれがなされていないということになりますと、受託者の方にそういったこと、ちゃんとやるようなことは、今後、教育していきたいと思います。

**○5番議員（吉村重則）** ちゃんとごみ処理場の方にはそのいろんな火葬場の資料が残っていると。ちゃんと報告をしてるんですよ。行政の方が掴んでなくて、その委託業者がどうのこうの問題じゃないんですか。

**○市長（豊留悦男）** いろいろな状況、現状について質問をいただきました。現在、働いている方々、その方々が業務上、又は福利厚生上様々な課題があるとすれば、その最初の課題解決を図る場として受託者とよく話し合っただき、受託者が市と今年の契約の問題等について協議し、来年どのような受託契約を結ぶか、詳細に話し合うというのがこの業務委託、受託契約になっているわけでありまして。様々な問題、つまり、現在働いている人たちの休暇の問題、その他あるとすれば、是非、来年度の契約に向けてはこのような問題点を受託者に話していただき、そして、市と協議するような対策は取るべきだろうと思っております。今、議員が一般質問をさせて、受けているわけですがけれども、受託者と働いている、つまり、受託者が今の雇用をしているわけでありまして。そういう意味で、受託者の今後の人の契約においては様々な課題があるようでございますので、改善をしていくべきだろうと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 市長の方が来年からについては、受託者のその話し合いの中でいろいろな問題点については解決するということがされたわけですけど、機器の問題で言えば、本当、火葬中にそういうトラブルが起こったとき、特殊な機械になるわけですよ。簡単に修理ができないと。また、火葬中にトラブルが起こって隣に移すような、こういうことがあっては絶対にならないと思います。そういう面ではこれから先、機器がどんどん老朽化していきます。毎年ちゃんとしたオーバーホールの予算を取るべきではないか。それと、話によるとエアコンについても年1回の点検についても渋っていると。火葬場に来る方々は冬場はまだともかく、夏場には暑い中でエアコンも使えないような状況も起こってたんだということ

も言われるわけなんですよ。やっぱ、これまで合併前は火葬料を取ってなかった。合併後取っているわけですよ。そういう面ではちゃんとした対応をするようにお願いをします。

それと、あと無縁仏の問題については、本当、最初からの分が収納されてると思います。ほかの自治体などではある年度を区切って整理をしたりしております。こういうことについても検討をすべきだと思います。最後に無縁仏の問題で、ちょっと答弁をお願いします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 現在の無縁仏の状況についてご説明させていただきます。本市の無縁仏の納骨堂については指宿火葬場にございますが、その現在の納骨は約300件となっております。あと残りの、納骨できる残りのスペースは全体の約3分の1ほど残っているような状況でございます。それとあと近年の納骨・・・

**○議長（新宮領進）** 簡潔に願います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 近年の納骨実績ですけれども、23年度が2件、24年度が2件、25年度が4件、26年度が9件となっております。

**○議長（新宮領進）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時55分  
再開 午後 2時05分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○9番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子でございます。今年は長雨、台風と例年になく異常気象で甚大な被害を被りました。本市でも特にオクラ農家の方々は大変な被害を受けているようです。お見舞い申し上げます。台風15号、17号、18号と相次いで起こり、自然災害の怖さ、特に水の怖さを目の当たりにし、東日本大震災に次いで改めて防災の必要性を感じているところです。亡くなられた方のご冥福を祈るとともに一日も早い復旧、そして被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。このことを今後の教訓としていかなければならないと強く感じているところであります。

それでは、通告に従い一般質問を行います。まず、はじめに不妊治療について、お伺いいたします。このことについては、20年3月にも質問をし2回目となりますが、再度お伺いいたします。友人と話をする中で不妊に悩む人が増えているので、是非質問をしてもらいたいとの声を聞きました。少子高齢化が進む中、この不妊についてはとても重大な問題だと思います。子供がほしくても不妊治療にかかる経済的負担がとても大きいのです。以前聞いた話ですが、治療を続けて15年目に子供を授かった。1,000万掛かったそうです。それだけ掛かっても子供が生まれたことがとても嬉しいとお母さんも病院の方もとても大喜びをした、そういう話を聞きました。この方は一例ですが、安心・安全な生活を守るために、是非、不妊治療を受けやすくするために助成してほしいのですが、本市としては不妊治療費の助成はあるのか、お伺いいたします。

2番目に、教育振興のために市内で実施している学童保育、放課後児童クラブの現状について、お伺いいたします。このことについても平成18年6月、平成23年3月にも行っていますので、3回目になります。よろしくお願いいたします。

3番目に、公職選挙法が変わり、来年度行われる参議院選挙から18歳から選挙権が与えられるようになりました。この18歳選挙権について、子供たちがとまどわないようにするための本市としての取組はどうなっているのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 不妊に悩む人が増えているが、本市では不妊治療費助成を行っているのかとの質問でございます。不妊とは妊娠を望む健康な夫婦が1年以上妊娠しない状況を言うようですが、日本の平均初婚年齢は平成25年において男性30.9歳、女性29.3歳と年々上昇してきております。一般的に年齢が上がるとともに不妊症の人の割合は、増加すると言われております。全国で不妊症に悩む夫婦は6組から7組に1組の割合と増加傾向にあり、その精神的負担や治療に掛かる経済的負担は大きなものとなっているようでございます。国や県において、平成16年度から配偶者間で行う医療保険が適応されない特定不妊治療、体外受精や顕微鏡等の受精について助成事業を開始しておりますが、本市としましては、現在のところ、不妊治療費助成は行ってはいないところでございます。県内のほかの市の状況につきましても、19市のうち14市が国や県の不妊治療費助成に上乗せして独自に助成をしているようでございます。本市における国や県の不妊治療費助成対象者は実人数で、平成25年度は13名、平成26年度21名となっているようでございます。ご質問にありましたように、不妊に関わるご夫婦に対する助成というのは、今後、充実させる必要があるかと思っているところであります。

児童クラブについてであります。児童クラブ、学童保育とは保護者が労働などにより昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図るもので、放課後児童健全育成事業を活用し実施しているところでございます。また、本年度4月からスタートしました子ども・子育て支援新制度により、対象児童が概ね10歳未満までの児童から小学校6年生の児童まで利用できるように拡充されております。現在、本市においては保育所4か所、認定子ども園3か所、幼稚園1か所の合計8か所を実施しており、登録人数は平成27年7月現在で8か所の平均で32人、全体で258人となっております。なお、平均登録児童数が10名以上という補助基準に満たない3か所の保育所については、子育て支援の観点から市独自の保育所地域活動といたしまして、少人数の放課後児童クラブを実施しているところでございます。

ほかいただきました質問については、関係者に答弁をいたさせます。

**○選挙管理委員会事務局長（岩下勝美）** 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので答弁させていただきます。公職選挙法の改正に伴い、新たに選挙権を有することとなる18歳以上

の有権者に対する市の取組についてのお尋ねでございます。これまで市選挙管理委員会で行ってきた選挙啓発の取組といたしましては、中学校・高校の生徒会選挙などのときに、投票箱や記載台等の貸出しを行っております。また、小学校での出前授業を市と県の明るい選挙推進協議会と連携して実施するなど、教育機関等と連携した啓発にも努めてきているところでございます。また、各種選挙時における大型スーパーなどでの選挙啓発活動や成人式会場での選挙啓発冊子の配布、そして、毎年発行している選挙啓発紙南薩しろばらの各世帯への配布なども行っております。この南薩しろばらについては、18歳選挙制度についての特集を組んで配布する予定でございまして、進学や転出等の前の3月に配布し周知を図れるよう計画しているところでございます。大切なことは今回の公職選挙法改正に伴い、新たに選挙権を有することとなる高校生などが戸惑うことなく、かつ自由な意思により選挙を行使する環境を作ることが重要であると考えております。そのためには、国や社会の問題を自分たちの問題として考え行動していく、いわゆる主権者教育の充実が喫緊の課題となっているところでございます。そのようなことから、市選挙管理委員会におきましては、これまで実施してきた選挙啓発事業の更なる充実を図りながら、学校との連携を強化した取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは一つずつお聞きしていきたいと思えます。

まず、不妊治療についての方からお伺いいたします。今、ご答弁いただきました、市としては不妊治療費の助成はしていないということでありましたが、私としましては是非助成をしてほしいと思えます。この不妊治療費助成事業に取り組む予定はないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（下敷領正）** 国や県の不妊治療費助成事業につきましては、不妊治療費での助成年齢範囲や助成回数の制度が見直され、平成28年度から新制度へ移行することになっております。不妊治療費の助成を行っております県内14市の取組状況を見ますと、主に国や県の不妊治療費助成対象者に対し、上乘せして助成しているようでございます。不妊に悩む夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、本市といたしましても新制度や14市の状況を考慮しながら、先ほど市長の方から答弁もありましたとおり、不妊治療費助成について検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、答弁いただきました、平成25年度が13名、平成26年度が21名、不妊治療費助成対象者がいたということですが、それでは市長にお尋ねいたします。先ほどもありたいお言葉をいただいたんですが、再度、どうかこの不妊で悩まれている方たちへの市長としての思いをお聞きしたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 不妊に悩むご夫婦、その1人が私の長男でもございます。なかなか子供ができずに、私にはまだ孫の顔が見えないところでございます。この不妊治療という、これが極めて大切なことは誰よりも、私自身が感じております。夫婦の悩みもですけれども、その

お父さん、お母さんにとっては孫の顔を早く見たい、抱いてみたいという思いもあるのではないかと思います。そういう意味から本市において不妊に悩むご夫婦、経済的負担が大きいとすれば何らかの形で助成をしていく必要があるかと思っております。今後、どのような形での助成ができるのかを検討させていただくとともに、やはり、本市にとって子供を生み増やす、そして1人でも多くの子供たちが指宿で育ってほしいというそういう願いがありますので、この不妊治療については、今後、検討させていただきたいと思っております。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。是非、一日も早い実現をお願いしたいと思います。この不妊治療、1回に30万ほど掛かると聞いております。とっても厳しい状況ですので、何とかお願いしたいな。そして、市長にも早くお孫さんができるといいな、そういうふうに思います。

それでは学童保育、児童クラブについてお伺いいたします。現在、行われているのは子供たちが通っていた保育所等で学童保育を行っている、それが実情であります。でも、今のやり方であると、学校が終わってから保育園や幼稚園へ行くのに長い距離、送迎をお母さんがしないとイケない、そういうのもあります。保育園の場合はお母さんが仕事をしている方が多いので、その送迎をする時間も大変。そして、今度はお迎えに行ったときに、送迎に行ったときにいろんな方が車が一緒になってしまって危ない、送迎が危ないっていう、そういう保育園の先生方からの声も聞いております。できることならそれぞれの学校で行うのがベターだよねという、保育園の先生からの声も聞いたことがあります。そこでお伺いいたします。市内の各小学校に空き教室はないのか、お伺いいたします。

**○教育総務課長（長山君代）** 市内の各小学校に空き教室はないかのご質問でございますが、市内の小学校12校の中には、児童数の減少により学級数が減り、普通教室として使わなくなった教室も出てきております。しかし、こうした余裕教室においては、これまでできなかった算数などの少人数指導及び総合的な学習や生活科の学習で作成した作品を保管するなど、各学校の実情やニーズに応じ有効に活用している状況でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今の答弁で空き教室はあるけれども、ほかの方法で有効活用をしているという答弁だったかと思っております。それでは、空き教室がないのであれば、校庭にスペースを設けてプレハブ等設置して行ってはどうか。そういうふうに思います。実は、大阪の吹田市に視察に行ったときに、吹田市の方では57年度に市の条例を作り、全小学校で学童保育を行っているとお聞きしました。教室がないところはプレハブを造って学童をやってますよというお話でした。また、最近聞いた話ですが、薩摩川内市の方でもプレハブを造って学童保育をするようにした、そういう話も聞いております。そこで、本市でもこのプレハブを造って学童保育、又は放課後児童クラブをするお考えはないかお伺いいたします。

**○教育総務課長（長山君代）** 学校敷地施設等を目的外に使用する場合の条件といたしまして、学校教育上支障がないことや、またもっぱら私的営利を目的としないことなどがございま

す。学童保育の実施につきましては、具体的な要望等があった場合は学校施設の空きスペースなど各学校によって実情が異なることから、学校教育上支障のない範囲におきまして、その学校ごとに関係部署と協議をし、検討してまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** この学童保育、これからは6年生まで入れるということでありませう。しかし、小学校の低学年の子供たちは喜んで学童保育に参加します。ですが、高学年になるとなかなか保育園には行きにくい。遊ぶ友達もいない。だんだんと学童保育に来る子供たちが少なくなってしまう。ですので、もう友達がいないから学童には行きたくないよって子供が増え、学童に行かなくなってしまう。そして、お母さんが帰ってくるまで家でゲームをしたりして遊んでいる。それではいけないのではないかな、そういうふうに思います。学校でこの学童保育をしていただけたら、本当に助かりますよね。学校が終わったらそのままその学童保育の場所に行けばいいだけのことです。だから、送迎の必要もないし、子供たちが安心してその学童に行ったかなって、もうお母さんたちも安心しておれる。そういう状況になるのではないかな。そういうふうに思います。ですから、何とかこの学童保育を学校で行えるような状況を作っていただきたいな、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** まさしく議員のおっしゃるとおりであります。私も2か所で校長としての経験をさせていただきました。いずれも学校に学童保育の施設がございました。余裕教室がない場合には学校の敷地の中じゃなくて、その隣に新しいのを造り、そこで学童保育をしているのが出水市の例であります。学校の中で空き教室等を利用して学童保育をやっているのが鹿児島市の多くの小学校であります。そうすることで、子供たちは安心して、しかも安全な環境の中で親が迎えるのを待つことができます。指宿もそのような形での学童保育ができたらいなという、そういう考えは持っております。しかし、これまで学童保育がなされた保育園、幼稚園等の経緯を踏まえながら、やはり、子供たち、親にとってのどのような形の学童保育がいいのかというのは考えなければならないと思っております。学校施設等使える余裕があったら、やはり、1年生から6年生までと幅が広がったわけでありませうので、特に高学年、4・5・6年の子供たちは喜ぶであろうし、そしてまた、教育に支障のない限り学校の施設も利用できるというメリットがあります。一例を申し上げますと、暑い時期には学童保育の子供たちが学校の低学年用のプールで遊ぶとか、ドッジボールをするとか、そういうことができるような現実もあります。もう一つのメリットといたしまして、学校を学童保育の会場とする場合には、特に私が勤務した経験のある学校では、学童保育の運営委員長さんは校区公民館の審議会の委員長さん、公民館長さんであります。そして、副委員長が校長と愛護会長さん、愛護会長というのは子供会長であります。地域がみんな子供たちをこの学童保育の場で育てるといふ、地域で子供たちを見守るといふ、正しく地域ぐるみの青少年育成が図られたというメリットがあります。ただ、私が申し上げましたように、指宿の学童保育

の流れというのを、やはり尊重しなければならないという一面もございます。しかし、そのためには様々な方々の理解を得ながら、議員が申しておるようなそういう形での学童保育、それが理想的であろうと、私は考えているところであります。

**○9番議員（高田チヨ子）** ありがとうございます。是非、保育園、幼稚園の先生方ともご相談をしながら、よりよい学童保育、並びに放課後児童クラブができるようにしていただきたいな、そういうふうに思います。

それでは、選挙制度についてお伺いいたします。公職選挙法が改正になりまして、選挙権が与えられる方、これは何名いらっしゃいますか。お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（岩下勝美）** 新たに選挙権が付与される方が18歳・19歳ということになります。今回の改正によりまして。来年夏に予定されている参議院選挙が平成28年7月の25日の任期満了となります。その関係で平成28年6月末での概算有権者数で答弁させていただきますが、18歳到達者が約300人、そして、19歳到達者が約360人となっており、来年の参議院選挙では約660人が18歳への選挙年齢引き下げの公職選挙法改正による増員分と見込まれるところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 660名が選挙権があるようになるということですね。それでは、現在の小学生・中学生・高校生に選挙の大切さを教えることが一番大事なことだと思います。せっかく選挙権を与えられても、行かないよって言ってしまったら何にもなりません。そこで、学校での取組、また、高校生は同じ高校3年生でも選挙権のある子、また、ない子が出てくるわけですが、学校教育の中で公平性を保ちながら主権者教育をどのように行っていくのでしょうか、お伺いいたします。

**○教育長（西森廣幸）** 指宿商業高等学校では、第3学年の現代社会で現在の民主政治と政治参加の意義について学習しています。また、政治への関心が高められるように、今年度から生徒会役員選挙において、実際に使用している記載台や投票箱を借用して投票体験をさせる予定です。さらに、学校内には有権者と非有権者が混在していますので、今後、文部科学省が配布する副読本などを使用し、特別活動や公民教科の授業で選挙の重要性を説き、生徒の意識付けを図ってまいります。次に、小学校では第6学年の社会科で選挙権について、また中学校でも第3学年の社会科公民的分野で国民主権について学習しており、政治について意見を発表したり選挙や投票に参加することが、国民による政治の決定にとって重要であることを学んでいます。また、中学校においても生徒会役員選挙の際に実際に使用している記載台や投票箱を借りて、疑似体験を行っています。未来を担う子供たちに早い段階から主権者という自覚を持たせるために主権者教育を充実させることが必要であり、自分の意思で判断する能力を養うことが大切だと考えております。以上でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、主権者教育ということが出てまいりましたが、ではこの主権者教育について更に詳しく教えていただきたいと思っております。

**○教育長（西森廣幸）** 主権者教育の具体的な内容でございますが、小学校では6年生の社会科の国の政治の仕組みの中で、国会での話し合いは国民の代表者として、選挙で選ばれた国会議員によって進められること、選挙で投票することは国民が政治に参加するための大切な権利であることを学んでいます。また、中学校では3年生の社会科公民的分野の憲法の三つの柱の中で、政治について意見を発表したり選挙や投票に参加することが、国民による政治の決定にとって重要であることを学んでいます。高等学校では3年生の現代社会で民主政治や法の基本原理とそれらに基づく制度、仕組みについて説明したり、それらが持つ意義や意味について解釈する学習するなどを通して、政治や法に関する基本的な概念や理論を習得させるとともに、習得した概念や理論を活用して現代の政治的な課題について考察させながら、民主政治の本質や現代政治の特質を捉えさせ、望ましい政治の在り方及び国民の政治参加の在り方について、主権者として広い視野から考察することを学んでいます。市教育委員会としましても、関係機関との連携を図り、参加、体験的な学習をより一層充実させながら、学校種の段階に応じて政治への関心を高められるように指導、助言してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、今回18歳から選挙ができるというふうになりました。そもそもこの選挙年齢を18歳に引き下げた意義というのは、どういうことなんでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（岩下勝美）** 選挙年齢を18歳に引き下げられたこの意義。まずは選挙年齢が18歳に引き下げられる法案が提出されたその背景を答弁させていただきますが、この18歳への選挙年齢引き下げについては、平成26年6月に国民投票法が改正され、憲法改正の是非を問う国民投票の投票権年齢が18歳に引き下げられました。その付帯決議の中で選挙年齢の引き下げも2年以内を目途に法政上の措置を取ると記されたことを受けて、公職選挙法の改正案が先般ですね、提出され、成立したところであります。また、世界の190か国のうち、約9割で選挙年齢は18歳となっていることもございます。そのような背景の中で制定された法律でございますが、これは選挙を通じて若年層の政治への関心や政治参加意義、また、民主主義に対する満足感によい影響を与えて、有権者に占める高齢者の割合が上昇している傾向にございますので、選挙権年齢を引き下げることによって、若年層の政治的影響力を高めること、即ち現役の高校生も含んだ若者の声を政治に反映させることが一つの目的というふうに言われております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 18歳になった意義、よく分かりましたけれども、やっぱり親としては本当に大丈夫だろうかというのが本音かなって思います。18歳ってまだまだ子供だよねって、その18歳の子供が選挙権を持って選挙をする。本当にすばらしいことなんでしょうけれども、心配な部分があります。そこで、今、これまでの市の取組とか教育委員会の取組をご答弁いただきましたけれども、私の思いとしましては、この18歳・19歳の子供たちが、今後、戸惑うことのないように、さきほどの答弁にもありましたけれども、本当に戸惑うこと

がないよう選挙に臨んでほしいと思います。そこで、更に踏み込んだ啓発活動が必要でないかと思いますが、再度お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（岩下勝美）** 18歳選挙権制度については、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、行動していく、いわゆる主権者教育、先ほど来答弁させていただいているわけですが、これが特に重要になってくると考えております。本市においてはこれまで実施してきている選挙広報活動や中学校・高校への選挙用具の貸出し、そして、鹿児島県明るい選挙推進協議会と連携した出前授業等を継続して実施するとともに、広報誌やホームページを活用して18歳選挙制度について、更なる周知を図ってまいりたいと考えております。また、学校における主権者教育がより効果的なものとなるように、学校との連携も更に強化して取組を進めていきたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 出前教育っておっしゃいましたけど、それは市の方が直接行ってお話をすることですね。

**○選挙管理委員会事務局長（岩下勝美）** はい。出前授業でございますが、出前授業とは社会科の授業等に選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会の関係者が学校に出向き、日本の選挙制度のあらましや選挙制度の意義等を分かりやすく講義するもので、市の職員も行きますし、その他、明るい選挙推進協議会の委員のメンバーが行くことになります。

**○9番議員（高田チヨ子）** 本当にこの18歳・19歳の初めて選挙をする子供たちが、本当に戸惑うことのないように進めていただきたいと思います。周知徹底の方をしっかりとお願いしたいと思います。

台風一過で、本当に台風が来るまでは暑い暑いって言ってました。ところが台風が過ぎた途端に、今度は朝になると寒いって言ってませんか、皆さん。季節はいつの間にか秋になりましたね。彼岸花も咲いております。本当にこの彼岸花って時期を知ってるんだなって、この時期になったらどこからか彼岸花が咲いてくる。すごいなって、自然ってすごいなって思います。今朝ですね、立哨をしたときに、桜が咲いてたんです。びっくりしました。一つ二つじゃないんです。桜が結構咲いてて、子供がおばちゃん、あそこに桜が咲いてるよって言うんです。私、立哨していたんで、全然後ろを振り向いてなかったんで気づかなかったんですけど、子供に言われて後ろを振り向いたら、桜が結構咲いてました。この、急に寒くなったり暑くなったり、この自然現象の影響でしょうか。何か季節を間違っただけで桜が咲いたのかな。去年も確か咲いたような気がします。そういう本当に彼岸花を見たり桜を見たりしたときに、今日も頑張ろう、ほっと一息つけるのではないかな、そんなふうに思います。こうして茨城の方では大変なことになってますが、私たち指宿ではそんなに大した被害もなく何事もない平穏な日々を送れるっていうことが、とつても素晴らしいことなんじゃないかな。そういう平穏な、平凡な毎日に感謝して、皆様と一緒に頑張っていきたいな、そういうふうに思っております。終わります。

○議長（新宮領進） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 2時58分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前原六則議員。

○13番議員（前原六則） 今の時間からして今日の最後の質問者になろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

さて、9月10日に台風18号の影響を受けて、線状降水帯のかかった地域に位置する鬼怒川の防波堤が決壊し、大きな洪水災害となりました茨城県常総市常総市役所の危機対応が時間経過とともにクローズアップされているようです。内容は、これからもマスコミ等で報道されることであろうから述べませんが、私はこれを他山の石と捉えて指宿市役所の危機管理の在り方に役立ててほしいと思っているところでございます。また、被災された皆様に早い日常生活が戻ることを願うとともに、心からお見舞いを申し上げます。

では、質問を行います。地方版総合戦略策定事業に向けた香港視察の状況について。8月9日から5泊6日で香港視察に行かれたことは、地方版創生総合戦略策定事業を進める上で、現地の実態を把握する非常に役立つものであったかと思えます。そこで、視察内容等についてお聞きいたします。

次に、今回の香港への入国経路についてお聞きしますが、聞くところによると、今回は福岡から台湾経由の香港着となったそうであるが、これだと航空運賃、時間と、また鹿児島県の鹿児島空港利用促進事業に乗らない、まして、人、物、これらの交流を進める創生総合戦略を考えるときのコースと違ったのではないかと。台湾からの経路でなくても、福岡から香港へ直接入国経路が取れなかったのか、ツーリスト選びについては、時間的に可能であればプロポーザル方式でしっかりとした安全で、かつ安価で効果的な視察行程を組める会社を選んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

地方版総合戦略策定事業は、今年度から5年間の事業推進期間中に入ります。順調に地方経済が上向くための施策効果が求められるわけで、その意味から早急な本格的な広域戦略組織づくりが大事だと思いますが、このことについてお聞きいたします。

次に、ごみ対策とごみ袋価格改定について、お聞きいたしますが、6月の一般質問の答弁で常設収集の生ごみリサイクルモデル事業を進めて、燃えるごみの燃料化と資源化に努めるとのことでしたが、このことについて具体的なお考えをお聞きしたいと思えます。また、生ごみ処理機でできた産物をどのように活用するつもりかもお聞きいたします。

次に、5月下旬以降、長雨、台風16号など農業被害対策について、お聞きいたしますが、今年の5月下旬から7月中旬においての異常な記録的気象数値が、続きましたが、中でも日照時間は極端に少なく、オクラの収穫量の激減やカボチャにおいては収穫して市場に出すまで

の間に腐敗してしまい、市場での取引ができなかったなど、農家は農業収益に大きな打撃を受けているのが実態でございます。これらの具体的な品目別での被害状況をお聞きいたします。また、被災農家に対する支援策についての取組についてどのように考えているか。そして、JA系統は葉面肥料のメリットを配布したようですが、市もこのような状況の際は連携した支援はできないかお聞きいたします。

では、これで1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 香港における観光キャンペーン及び物流構築事業、つまり地方版創生総合戦略策定の参考にするために行ってきたこの事業についての質問でございます。8月9日から14日までの5泊6日の日程で香港において、誘客の増加と物流交流による新たな販路拡大を図ることを目的として、様々な行動、活動を行ってまいりました。まず、行程についてのお尋ねですが、鹿児島空港からの直行便はありますけれども、スケジュールの問題等があり、福岡空港発着の便を利用しまして、8月10日に香港に入りました。到着後すぐ香港鹿児島クラブの溝口会長さんをはじめとする鹿児島に縁のある方々と意見交換をし、香港の経済、観光等の情勢についてお話をお伺いをいたしました。翌11日はJ N T O、日本政府観光局であります。その香港事務所の所長さん、次長さん、清水次長から1時間ほど香港の観光情勢についてご講話をいただいたあと、意見交換もしたところであります。午後からは香港から鹿児島へ最多の送客実績を誇るE G Lツアー本社、観光の会社でございますが、そこを訪問し、同社の若手社員約30人を対象に本地域、指宿地域、この南薩地域が持つ多彩な魅力と新たな観光ルートを紹介するとともに、特別な体験メニューを提案するなど、誘客のためのプレゼンテーションを行ったところであります。翌12日はジェトロ、日本貿易振興機構香港事務所で香港における日本職員の状況等について伺ったあと、香港で業務用食材等の食品卸業を行っている、鹿児島にあります西原商会において、実際の物流現場の状況について意見交換を行うとともに、鰹製品などのサンプルを提供をしてまいりました。また、現地食品スーパーでの市場視察も実施いたしました。夜はジェトロ香港や香港ヤマト運輸、ANA、全日空でございます。ANAカーゴなどの物流関係者や報道関係者を交えて各社の香港における最新の取組状況等について意見交換もしたところであります。13日は香港フードエキスポの視察を行っております。50万人が訪れるというアジア最大級の食の展示会であり、日本の事業者が出展しているジャパンパビリオンを中心に視察いたしました。これに併せ、同会場で林農林水産大臣にもお会いし、今回の取組について説明をしたところであります。今回滞在した5日間を通じ、香港における観光の動向や香港特有のニーズを実感するとともに、香港が単なる輸出先に留まらず世界の物流の重要な拠点であることも強く認識したところであります。今後、観光客の誘致事業や輸出を促進する事業を展開する上で、非常に有意義なものになったと考えているところであります。

次に、ごみ問題についてでございます。ごみ問題は、本市のみならず多くの自治体で解決

すべき行政課題の一つであります。ごみ袋の価格改定に伴う諸事業、問題については、公民館長さんをはじめ多くの市民の関心事でありますので、少々詳しく答弁をさせていただきます。燃やすごみを減らすとともに可能な限り資源化を目指すことは、生活環境を守る上からも極めて重要であります。美しい自然やふるさと指宿を未来に生きる子供たちに引き継ぐことは、私たち大人の責務でもあります。焼却するごみを減らすこと、リサイクルできるごみは可能な限り資源化を図ることは、環境負荷を減らすだけでなく、ごみ処理に掛かる財政的な負担を軽減できるとともに、しいては焼却施設や処分場の延命化に繋がるものであります。現在、指宿広域圏内で発生する可燃ごみは1日62 t、新しいごみ処理施設の処理能力は1日54 t、つまり、新しいごみ処理施設が稼働する平成29年3月までには、約13%の生ごみの排出量をどんなことがあっても削減しなければなりません。そのために、市民の皆さんには資源化できるごみは資源ごみとして出していただく必要があります。一方、行政として現在焼却しているごみ等を減らす取組もしなければなりません。その一つが、古着や布類を資源ごみとして回収するモデル事業であります。この事業により、これまで燃えるごみ袋に入れて出さなくてはならなかった衣類等が、資源ごみとして出すことができるようになります。二つ目が、家庭で出される生ごみリサイクルモデル事業の実施であります。この事業は、指宿庁舎の車庫内にある資源ごみ常設収集所に電気式生ごみ処理機を設置し、資源ごみと同じように年末年始を除く、毎日8時から19時まで受け入れを行うものであります。生ごみ処理機で処理された生ごみは堆肥化し、これをまちづくり公社等で花壇等の肥料に利用する廃棄物循環型モデル事業としても実施したいと考えております。三つ目が、可燃ごみ、つまり生ごみ袋や不燃ごみ袋の中に混在している、一緒に入っている約25%の資源ごみを資源化へ誘導する事業を実施することです。そのためにごみ分別辞典の改訂版を作成し、全ての世帯へ配布するとともに、児童・生徒向けの環境に関するワークブックを作成し、全ての学校に配布し、環境学習や私たちの身近な市役所の仕事として学習してもらうことにしております。このような取組をすることで、ごみ問題について、子供からお年寄りまで感心を持ち、ごみ減量の意欲、意識を喚起できると思っております。今回のごみ袋の価格改定は価格を上げて市が収入を得ようとするのが目的では決してございません。あくまでごみの減量、ごみの資源化が目的であります。ごみを減らすことで可燃ごみ袋の使用枚数は減ります。これまで可燃ごみ袋の中に入れていた布類、ポリ袋等を資源として出すことで、可燃ごみ袋の使用枚数は確実に減り、資源ごみ袋は増えることとなります。資源ごみ袋の値段は3分の1に、可燃ごみ、生ごみ袋については2倍にしようとする理由がそこにはあります。可燃ごみ袋の価格を高く、一方、資源ごみ袋は安くすることで、特にごみ出しに無関心の人や地域でのごみ出しルールを守らない人に対し、分別やごみの減量化の必要性に気付いてほしいのです。可燃ごみ袋等が高くなることにより、生ごみから資源ごみへと誘導し、可燃ごみ袋の節約の意識が高まるはずであります。そして、ごみ原料の必要性に気付くとともに、これまで

何気なく生ゴミ袋の中に丸ごと捨てていたリサイクルが可能なごみを資源ゴミ袋へ入れようと思うことになることでありましょう。このことは、これまで多くの自治体での成功事例が物語っております。価格改定と併せて古着の回収等の全ての施策を同時に行うことによって、値段が高くなった袋に古着等を入れるのはもったいない。食べ残しの生ゴミや古着は無料で回収してくれるのだから、集めた資源ゴミと一緒に常設収集所に持って行けばいいという考えが広まってほしいと思っております。高くなった可燃ゴミ、つまり生ゴミ袋の使用枚数が抑えられ、安くなった資源ゴミ袋の使用枚数が増えていくことは必然であります。恐らく、徐々にではありますが確実に価格改定による市民の金銭的な負担は軽減すると思っております。価格改定と生ゴミ分別の古着の回収等、総合的なごみ原料のための施策を同時に並行して実施していくことで、より効果的なごみ減量化が図られていくものと考えております。なにとぞご理解いただきたいと思えます。

以下、いただきました質問等は関係部長等が答弁いたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** まず、香港への入国経路についてのご質問でございます。鹿児島空港の利用促進を図ることがありまして、当初は鹿児島空港から香港への直行便を利用する予定としておりました。しかしながら、アジア最大級のフードフェスタである香港フードエキスポが8月13日からの開催であり、その中でもバイヤーとの交渉の場であるジャパンパビリオンは15日までであること、また、地元で開催されるイベントの都合上、南九州市が14日には帰らなければならないことがございまして、週3日就航している鹿児島空港ではなく、毎日就航している福岡空港を利用せざるを得ない状況となったところでございます。福岡空港からは、香港に毎日3便就航しており、このうち2便が直行便となっております。しかしながら、今回の参加者が20人を超える大所帯であったため、直行便の手配ができず、やむなく台湾経由の便を利用することとなった次第でございます。

次に、ツーリストの選定についてのご質問でございますけれども、福岡空港からは香港に毎日、先ほど申し上げましたように3便就航しており、このうち2便が直行便となっております。しかしながら8月のお盆を控えた繁忙期であったことと、今回の参加者が20人を超える大所帯であったため、直行便の手配ができず、やむなく台湾経由の便を利用することとなった次第です。手配を担当しました旅行会社は、南九州市に本社を置く企業でございます。本事業の実施主体である指宿広域観光推進プロジェクトにおいて随意契約を結んでおります。同社の選定理由としましては、訪日外国人旅行商品の販売実績に優れていることと、香港からの南九州の企画販売実績がトップであるEGL社との契約実績があるため、香港での観光相談説明会も実施しやすいこと、更には同社は平成27年1月に4か国語対応、これは英語、韓国、中国、タイの観光マップを鹿児島県から受託し作成したほか、観光関連講習会やセミナーの開催、鹿児島県内大学と連携した人材育成事業を行うなど、多岐にわたる観光分野の事業を手掛けているところでございます。また、南九州市の会社でございますので、本事業参

加自治体の観光、物産に精通していることから、同社を選定したところでございます。同社から今後、提示される報告書には参加自治体エリアの今後の観光、物流両面における課題のほか、今後の展開、展望などについての提言も盛り込まれる予定としております。そして、具体的な現地での視察行程としまして、観光分野におけるEGL社訪問や物流部門におけるANA、香港ヤマト、時事通信社グループNNA等の各社の意見交換会を通じ、最新の情報をお伺いし、香港が観光、物流の両面において、アジアの中心でも主要な都市であることや、香港の特性を認識できたほか、現地スーパーでの日本食品、日本製品の販売状況の確認、活字文化の根強い香港での雑誌を通じたプロモーション、情報発信について調査することができ、本事業発注仕様を十分に満たし非常に有意義な活動ができたと考えているところでございます。

最後に、組織づくりについてのご質問でございますけれども、今回の事業は地方創生に取り組むにあたり、本市が発案したものであり、昨年12月から1月にかけて、直接近隣4市町を訪問し参加を呼びかけ、実施に至ったものでございます。南九州市・南さつま市・南大隅町の3市町からは賛同を得られましたが、残念ながら枕崎については、27年度はフランスに鰹節工場を建設する予定であることと、イタリアのミラノ国際博覧会に鰹節を出品する予定であることから、そちらに注力したいという理由で参加していただけなかったところでございます。今回の事業に関わる組織につきましてですが、本市はこれまでも観光の分野で近隣の自治体と様々な協議会を組織して取り組んできているところでございます。しかしながら、今回の4市町の構成に合致した既存の協議会はなく、また、各市町の本事業に関する長期的な意向につきましても確定してない状況でございましたので、現時点では本事業にかかる正式な協議会は組織できていないところでございます。そのため、帰国後の8月24日に4市町の担当者会を開催し、来年度以降の参加意向について結論を出していただくよう要請をしているところでございます。また、枕崎市については、今後の参加意向について改めて確認したいと考えているところです。それらの意向を踏まえ、関係市町並びに県や観光連盟とも協議しながら、観光事業者や物流事業者も含めた形で組織の立ち上げについて、検討していきたいと考えているところでございます。

**○農政部長（新留幸一）** 長雨、台風15号における被害状況についてのご質問でございます。6月から7月にかけての長雨による被害額につきましては、鹿児島県が示しました災害単価で算出しております。オクラにつきましては、被害面積が約218haで被害額が4億5,751万円、かぼちゃにつきましては、被害面積が約163haで被害額が6,299万円となっております。作物の被害状況につきましては、生育の遅延、着果不良、果実腐敗、それから水稻の分けつ数の減少等となっております。なお、気象庁観測の指宿データによりますと、降水量1,360mmで日照時間54.7時間で、平年と比較いたしまして、降水量で約3倍、日照時間は約4割となっているようでございます。また、8月の台風15号の被害状況につきましては、主な品目を申し

上げますと、オクラで被害面積が約140ha、被害額で6,856万円、飼料用稲の被害面積で4ha、被害額で482万円となっております。作物の被害状況につきましては、葉、果実の損傷や飼料用稲の倒伏となっております。なお、台風15号の風速等につきましては、気象庁観測の指宿データによりますと最大瞬間風速が25日に33.2m、降水量は2日間で136.5mmとなっております。

次に、被災農家に対する支援といたしまして、JA系統が葉面肥料を配布しているようですが、市もこのような状況の際は連携した支援はできないのかのご質問でございます。6月にかけてまして、例年の3倍もの雨量によってオクラ等に大きな被害が発生し、生産者の栽培意欲減退による面積減少が懸念されることから、鹿児島県経済農業協同組合連合会、県の経済連ですが、今回の大雨で被害があったオクラ、ゴーヤ、青果用さつまいも生産者へ樹勢回復のために葉面散布肥料の液肥を県内15農協のうち9農協へ総額218万円の助成をしているようでございます。指宿農協管内におきましては、オクラ、青果用さつまいも生産者を対象に、約85万円で573本を生産者へ配布しているようでございます。今後、市といたしましてもこのような大きな災害、長雨、日照不足等の対策としての支援につきましては、県経済連や農協等の関係機関とも十分連携して取り組んでまいりたいと思います。

**○13番議員（前原六則）** 時間が結構経ちましたけども、2回目の質問に入っていきます。

ごみ対策とごみ袋価格改定の地区での生ごみリサイクルモデル事業についてですが、8月23日南日本新聞の記事で、日置市の生ごみ回収モニター事業が紹介されておりましたが、9月14日に同僚議員11名と日置市役所に出向き、実情を調査して、とても勉強になったわけでございます。そこで、指宿市では、ごみ収集場所回収方式でなく、各家庭で肥料化处理ができるのではないかと考えるところであります。なぜなら、庭や家庭菜園を持っている家庭が多く、農村部ではなおさらコンポストによる生ごみを堆肥化して、有機肥料としてリサイクルできる環境にあります。そこで、生ごみを行政が収集する必要もないし、それから家庭用コンポストによる地域での生ごみリサイクルモデル事業は推進できないか、お聞きいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 地区での生ごみリサイクルモデル事業についてのご質問でございますが、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、まずは指宿庁舎、資源ごみ常設収集所で生ごみリサイクルモデル事業を実施する予定としております。また、このモデル事業の結果を検証しまして、成功と判断できれば、山川及び開聞地域の常設収集所等にも事業を拡大していきたいと考えております。しかしながら、常設収集所等までの距離が遠いなど、生ごみの持ち込みが困難な住民の方々もいらっしゃると思われまますので、別途に対策が必要ではないかと考えております。このようなことから、議員からご提案がありました地区での生ごみリサイクルモデル事業につきましては、今後、日置市の生ごみ回収事業のよい点を参考にしながら、指宿市独自の地域のコミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業を検討してい

く必要があるのではないかというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** 次にですね、やはり、この生ごみの割合が家庭用が65、事業系が35%というように、大きなウェイトを示していると思われるこの事業系のですね、生ごみ排出事業にはどんなのが挙げられるか、お伺いいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、事業活動に伴って排出される生ごみは産業廃棄物と事業系の一般廃棄物に分類されます。産業廃棄物となる生ごみは、原料として使用した動物、又は固形状不要物のほか、製品として完成するまでの通常の製造工程から排出される製品くずがあり、いずれも排出事業者は食料品製造業などに業種が限定されまして、この業種以外の事業所から排出される生ごみは、事業系一般廃棄物として取り扱われることとなります。事業系一般廃棄物の生ごみを排出する事業所としましては、ホテル、旅館業、飲食店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどがございます。

**○13番議員（前原六則）** 指宿での生ごみ減量化への考えを先ほど市長からお聞きしましたが、県内の19市の、各19市あるわけなんですけど、市はともかくとして、他の市町村ではどのようなことが行われてきているか、参考例があれば他市の堆肥化事業についてお聞かせ願いたいと思います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 他市町村の事例というご質問でしたが、鹿児島県が実施しました平成26年度ごみ減量化リサイクルに関するアンケート調査によりますと、県内15市町村が生ごみの堆肥化に取り組んでおりまして、行政区全域、又は一部地域を対象にして、ごみステーションで指定ごみ袋、又は専用バケツを使って生ごみを定期的に回収して家畜糞尿、木くずなどと混ぜて堆肥化をしているようでございます。

**○13番議員（前原六則）** どこの市もおがくず等をこう混ぜながらやってくということ、私どもが生ごみの回収モニター事業を見に行っても、竹チップを利用した形でやっておりました。それでですね、どこの市町村でも生ごみ対策にいろいろこのように工夫しているようでございますが、本市において、先ほどの日置市が行っているモデル事業でのですね、奨励金制度を参考にしたいというような話、答弁もございましたけど、地域での生ごみリサイクルモデル事業を推進する場合、このコンポストを設置した個数に応じてモデル地区へ協力還元金としたモデル事業、奨励金制度は設けられないか。コミュニティ活動の中で取り入れたいということでしたが、もしその構想があるなら、そこのところもちょっと教えていただきたいと思います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** モデル事業での報奨金制度の導入というお話でしたけど、先ほど来申し上げますとおり、まずは常設収集所で生ごみリサイクルモデル事業を実施する。併せて常設収集所等に生ごみ持ち込みが困難な方々のための対策としまして、指宿市独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業を検討していく必要があると答弁させていただいたわけですが、議員が、今、ご提案の奨励金制度につきましてはこの指

宿市独自の地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業を構築する中で、これも検討してまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** 日置市のこの生ごみ回収についてはですね、各自治会に協力金としてキロ当たり10円で上限を5万円とする制度であるようでございます。それに7月から始めたそうで、7月は16t、それから8月が18tというような実績で上がってきていると。これには3,054世帯が参加しているというような、現在、モデル、参加者はそのようなことでございます。55自治会で取り組んでいると。これはやはりDVDも観たんですけど、奨励金よりもやっぱし、今、部長の答弁でございましたコミュニティ活動にはですね、もってこいの事業かなというようなことを考えながら、そのDVDを鑑賞したんですけど、ごみ収集場所にですね、やっぱし出向いて、それを出しながらみんなでこう、住民の方々が意見交換をやっているですね、様子も出ておりました。本当にごみに対する、何て言いますか、関心がだんだんだんだん上がってきているというような状況でございました。ですから、指宿においてもこういうコミュニティであれ、また、個別的な集落への還元、報償金であれですね、奨励金であれ、参加推進については環衛協のですね、皆様の協力を得ながらするべきではないかなと思っている次第でございます。

次に、そのほかに生ごみ収集に対して改善を加えるとすればですね、指宿市内には大規模な畜産農家が数多くいるわけでございます。農業改善事業などで設置された堆肥製造装置を持っていらっしゃる方も多いです。この事業者に委託してですね、生ごみの堆肥化はできないかお聞きいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 既存の民間の堆肥化製造装置の活用というお話でございました。確かに、その既存の堆肥化装置を使うことに関しましては、経費節減にも繋がるのではないかとこのように考えるとございまして、先ほどご提案がございました奨励金制度と同じようにですね、指宿市独自のその地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業を、やはり構築する中で、これも同じように検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

**○13番議員（前原六則）** やはり、こういう事業を進める中においてはですね、ごみ袋の価格改定とかすることで誘導政策がとれるんじゃないかというようなお考えであります。私も全くそのとおりだと考える次第です。まず、そういう生ごみ奨励金であれですね、それから25%の資源ごみを誘導化するに当たってもですね。それだけ、25%誘導すれば、いうならば袋の容積がですね、また、減るわけでもありますし、生ごみであれば重量が大きい、重量があるわけで、その重量のあるものを運ぶについて、大きい袋の中にちょっとだけ入った生ごみをですね、ちょっとだけと言いますか、生ごみを運ぶことにも繋がったりしてですね、この生ごみが抜けることで、また、資源ごみ25%が抜けることでですね、袋も小さいのになったりして、その効果はですね、かなりあるのかなという思っている1人でございます。それ

ですね、お聞きしますけども、地区説明会に環衛協の要請ですね、改めて各校区で自治公民館等並びに集落長の説明会を開催したようですが、説明に対する反応はどのような状態であったかお聞かせ願いたいと思います。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 7月初旬から9月初旬にかけて、環境衛生協力会の会員でございます市内の公民館長や集落長等の方々を対象としまして、ごみ減量化施策の説明会を19の会場で実施いたしております。説明会の中では、古着や生ごみ回収モデル事業を山川・開聞地域でも実施してほしい。地区の常設収集所の設置に対して補助ができないか。あるいは市長をはじめとする管理職等のごみステーションでの立ち会いは効果があったので、定期的の実施してほしい。ごみ減量化のためには価格改定は必要な施策であり、1世帯当たり年間約1,200円の負担増で減量ができればよいことである。こういった意見が出されました。最終的に179名の公民館長や集落長等へ減量化施策の説明をいたしました。このうち2名の方が施策に反対で、3名の方は意思表示がございませんでした。しかしながら、残りの174名の方々が、私どもが提案しているごみ減量化施策に対してご賛同をいただいたところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 今回、新設するごみ焼却炉の操業負担緩和を考えて、市民が燃えるごみ減量を推進する施策費用の受益者負担を考えるごみ袋の価格改訂だと思いますが、燃えるごみ減量化対策費用に充てる、その具体的な内容についてお聞かせください。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 今回、ご提案させていただきました価格改定で得られる財源は、先ほど申し上げました生ごみや古着の回収事業、ごみ分別辞典の作成、それと児童・生徒向けの環境に関するワークブックの作成など、今後のごみ減量化施策を進めるための費用に充てていきたいと考えております。また、このほか価格改定で得られる財源は、市民の負担により得られる財源であることから、できるだけ減量化に努力していただいている地域、地域や市民の皆様方のために還元をすべきと考えますので、今後、検討いたします地域コミュニティを巻き込んだ生ごみリサイクル事業や、あるいは資源ごみ収集事業などの減量化施策の財源に充当してまいりたいというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** そのように、このごみ袋の販売収入ですね、そういう施策をいろいろ施策に使う費用にしたいという考えであるならばですね、今現在は、ごみ袋の販売収入は諸収入の雑入に計上しております。販売費用は、施策費用を衛生費で出ているのが現状でございます。これを基金を創設して、販売収入は基金積み立てとし、ごみ袋に関連した費用とごみ減量化施策の費用等を繰り出す目的とすることで、ごみ袋の販売収益の利用が明確になると思うが、このことについてどのように考えているかお伺いいたします。

**○市民生活部長（牟田浩一）** 確かに、議員がおっしゃるように将来の生ごみ減量化施策のために基金を創設しまして、価格改訂で得られた財源というのはこの基金に積み立てていくこともよい選択肢の一つではあるかとは思いますが、しかしながら、先ほど申し上げましたとお

り、今回の価格改定で得られる財源というのは、市民の負担により得られる財源ですので、できるだけ地域や市民のために還元するべきだというふうに考えております。このようなことから、価格改定で得られる財源というのは、今後のごみ減量化施策に充てていくほか、減量化に努力していただいている地域や市民の方々のための減量化施策を、今後、検討する中でその特定の財源として充当していきたいというふうに考えております。

**○13番議員（前原六則）** このごみ減量化にですね、しっかりと取り組んでいただいて、そしてまた、これには職員、また、議員、この2者ですね、協力、またこういう会議だけでは済まないと思います。是非とも各環衛協の皆さん方、その構成員であります公民館長、集落長、区長、これを巻き込んで市民に最も近いこの団体の方々をですね、やはりいろいろとお願いしながら取り組んでいってまいりたいというふうに切に願うところでございます。

時間がまだあるようですので、地方版創生総合戦略策定についてお聞きいたします。

まず、枕崎の参加について、先ほど答弁が一部あったわけなんですけど、今回の香港視察に参加しなかった枕崎の動向が気になるわけでございます。協議会、組織を立ち上げることを最優先して、早めの参加意識の確認を行うべきじゃないか。このことについてお聞きいたします。先ほど香港への入国、また先ほど香港への入国経路が理想の形にならなかった要因の答弁がなされましたが、今の形では、今後、創生総合戦略策定と事業、関係市町村の事業者や団体組織で進めていく上で、研修や視察など日程調整がうまくいかないと思うところでございます。このことについても今後の組織の在り方をどのように思っているのかお伺いいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** まず、枕崎市についてですけれども、一応南薩摩、南大隅町の新たな観光ルートの設定ということを考えますと、この取組に加わっていただきたいという思いがございます。しかしながら、今年度がミラノの国際博覧会はフランスでの鯉節工場建設などがあり、参加していただけなかったように、それぞれの自治体によってより重きを置く案件があるかと思えます。まずは今月中に直接お伺いをして、来年度以降の参加について打診することとしておまして、その結果を踏まえて、今後の組織づくりや事業内容について関係市町と協議してまいりたいと考えております。そして、今年度の取組につきましては、本市が発起人ということもございまして、本市が事務局となって進めたところでございます。初めての取組ということもございまして、事業の内容の協議、検討、日程や参加者の調整などに時間を要しました。今後の組織の在り方につきましては、先ほども申し上げましたけれども、4市町や枕崎の意向を踏まえ、県や観光連盟とも協議しながら組織の立ち上げやその在り方、また、事務局をどのようにするかなども含め参加市町で検討していきたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 枕崎はそういうことでなかなか参加が難しいような場合はですね、もう、この創生事業については期限というのがあるわけですので、早めの立ち上げをして、

早く各農業者並びに商工業者の方々の事業者が融資とかそういうふうに取り組めるような、早い環境整備が必要かと思っておりますので、早めの組織の立ち上げをお願いしたいと思っております。

民間の視察についてですけれども、今年度は一部の団体の代表者が視察に行ったわけですが、参加した団体への視察結果を知らしめる予定はあるのか、また、来年度は実際に輸出を目指す農家や商工業者などの個人を対象とした、香港での視察研修を行う考えはないのかお聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 今回、実施しました香港での視察結果につきましては、参加した行政や観光協会、商工会議所などの組織、団体ごとに現状の分析及び今後の取組について、9月末までにレポートを提出していただくようお願いしているところでございます。そのあと、報告書として取りまとめた上で、4市町の関係団体へ提供するとともに、今後の施策に生かしてまいりたいと考えております。また、輸出を目指す農業者や商工事業者などを対象とした香港での視察研修でございますが、来年度事業につきましては、今後、連携する市町で協議していくことになります。観光、物流産業につきましては、日々市場が変化しておりますので、できるだけ時勢に合った事業を展開してまいりますが、輸出を目指す事業者が現地を知ることも大変重要であると思っておりますので、どのような形であれば実施できるのか検討してまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 県との連携についてお伺いいたします。事業を進めその成果を高めるためには、現地の情報をタイムリーに、かつ商いを安全に進めていく上で県香港事務所や鹿児島PR課との連携が絶対的に必要だと考えるが、県との連携についてお聞きいたします。

**○産業振興部長（廣森敏幸）** 香港への輸出を促進するためには、香港における観光や嗜好や物流、現地旅行会社や輸入事業者の動向など、現地の最新でかつ正確な情報や4市町における輸出への要望及び供給体制の把握をする必要がございます。この中で円滑に事業推進を行うには、輸出に関しての様々な情報を持っている鹿児島県や県観光連盟、県貿易協会、ジェトロなど関係機関との連携は極めて重要であると考えております。特に鹿児島県は昭和60年度に九州各県に先駆けて香港に事務所を開設して以来、経済をはじめとした各分野で香港との交流を推進しており、観光、物流産業については多くのノウハウを蓄積しておりますので、綿密な連携を行い、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

**○13番議員（前原六則）** 今日はいろいろとこの質問をし、また、しっかりした答弁をいただきました。特にですね、ごみの減量化、これにはしっかりと取り組んでいただきたいし、また市民がやはり関心を持つような施策ですね、これを進めていただきたいと思っております。今、コミュニティのモニター事業を進めているわけです。それとの連携、これをしっかりやって、日置市で、今、実施されておりますこの生ごみ回収モニター事業っていうものを更に精査しながらですね、地域の活性化にどう生かされてくるかというのも、また一つの環境政策

課を越えたですね、一つの施策になろうかと考えておりますので、この市役所、執行部の皆さん方ですね、連携、しっかりやってもらいたいと私は思うわけでございます。よろしくお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

### △ 延 会

○議長（新宮領進） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思います。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 3時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 井 元 伸 明

議 員 吉 村 重 則

# 第 3 回 定 例 会

平成 27 年 9 月 17 日

(第 3 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成27年9月17日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 決議案第1号 集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法制に反対する決議（案）

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員 | 外 菌 幸 吉 | 2番議員 | 白 山 正 志 |
| 3番議員 | 恒 吉 太 吾 | 4番議員 | 井 元 伸 明 |
| 5番議員 | 吉 村 重 則 | 6番議員 | 西 森 三 義 |
| 7番議員 | 浜 田 藤 幸 | 8番議員 | 東 伸 行 |
| 9番議員 | 高 田 ちよ子 | 10番議員 | 森 時 徳 |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 13番議員 | 前 原 六 則 | 14番議員 | 松 下 喜久雄 |
| 15番議員 | 前之園 正 和 | 16番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 17番議員 | 中 村 洋 幸 | 18番議員 | 新川床 金 春 |
| 19番議員 | 下川床 泉 | 21番議員 | 新宮領 進 |

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

| | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| 市 長 | 豊 留 悦 男 | 副 市 長 | 渡 瀬 貴 久 |
| 副 市 長 | 佐 藤 寛 | 教 育 長 | 西 森 廣 幸 |
| 総 務 部 長 | 高 野 重 夫 | 市民生活部長 | 牟 田 浩 一 |

| | | | | | | | |
|--------|-----|----|--------|---|---|---|---|
| 健康福祉部長 | 下敷領 | 正 | 産業振興部長 | 廣 | 森 | 敏 | 幸 |
| 農政部長 | 新留 | 幸一 | 建設部長 | 山 | 下 | 康 | 彦 |
| 山川支所長 | 馬場 | 久生 | 開聞支所長 | 川 | 畑 | 徳 | 廣 |
| 総務部参与 | 有留 | 茂人 | 建設部参与 | 光 | 行 | 忠 | 司 |
| 総務課長 | 岩下 | 勝美 | 市長公室長 | 川 | 路 | | 潔 |
| 財政課長 | 上田 | 薫 | 市民協働課長 | 下 | 吉 | 一 | 宏 |
| 税務課長 | 中村 | 孝 | 環境政策課長 | 井 | 手 | 久 | 成 |
| 長寿介護課長 | 西 | 浩孝 | 地域福祉課長 | 山 | 口 | | 保 |
| 観光課長 | 今柳田 | 浩一 | 建設監理課長 | 田 | 之 | 上 | 辰 |
| 教育総務課長 | 長山 | 君代 | | | | | |

1. 職務のため出席した事務局職員

| | | | | | | | | |
|---------|---|---|---|-----------|---|---|---|---|
| 事務局長 | 森 | 和 | 美 | 次長兼調査管理係長 | 石 | 坂 | 和 | 昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎 | 川 | 富 | 議事係主査 | 嶺 | 元 | 和 | 仁 |

△ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいま、ご出席の人員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において西森三義議員及び浜田藤幸議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（新宮領進） 次は日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 皆さん、おはようございます。7番、浜田藤幸でございます。それでは第3回指宿市議会定例会におきまして、議長の許可を得ましたので通告に基づき順次一般質問をいたします。

その1、環境行政につきまして。1点目、これまでのごみの減量への取組と現状をお伺いします。

その2としまして、地域活性化について。1点目、レジャーセンターかいもんの管理運営についてお尋ねをします。今年2月5日に恵美寿温泉、通称しお湯と地元では言っております。人気の温泉でございます。泉源のパイプに不具合が生じております。泉源ではありません。広報では泉源となっております。パイプに不具合が生じております。苦情が多数、私の方にも、開聞支所の方にも寄せられたみたいです。川尻区の方もですね。たくさんこの苦情が出ている中で、2漕あるんですが、その1漕がいまだに利用できない状態が続いております。これは2月の5日、6日からでございます。そして、今年の8月25日、台風15号によりプールの一部屋根が吹き飛び、中から見ると空が見える状態が続いております。これまでの経緯、また、状況をお伺いします。

以上で1点目の質問としまして、2回目以降は場所を変えて行います。よろしく申し上げます。

○市長（豊留悦男） レジャーセンターかいもんについてのお尋ねでございます。レジャーセンターかいもんは市民に温泉を利用した多目的な保養と健康の増進を図る場を提供し、併せて観光の振興に資するため、平成4年度に建設され、現在、23年が経過した温泉施設でございます。浴室等とプール等を主に管理運営しておりますが、利用者は地元開聞地域、特に川尻地区の方々が多く、そのほか山川・指宿地域や南九州市からも来られ、年間約8万4,000人が

利用しているところであります。しかしながら、運営開始から23年が経過し、最近では経年劣化により揚湯ポンプ、お湯を汲み上げるポンプでございます、水中ポンプの故障や湯量の減少、湯温、温泉の温度の低下など、相次ぐ故障が見られ、その都度修理をしながら運営を続けている状況でもございます。また、今回の台風ではプール上部の屋根が一部めくれるなど、大きな被害を受けたところでもあります。現在、破損した屋根などによる2次災害を避けるための作業と併せて骨組みなどにも影響がなかったか、専門業者に調査を依頼しているところでございます。浴室等の被害は小さかったことから、仮設電源復旧工事を行い、被災後6日目に再開したところですが、温泉プールにつきましては営業を休止している状態となっているところでございます。

以下、いただきました質問等については関係部長が答弁をいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） これまでのごみ減量への取組と現状についてというご質問でございますが、今回、議員のご質問に対しまして、誠意をもって答弁させていただくつもりでございます。しかしながら、ご質問の具体的な内容の聞き取りが十分でございませんでしたので、議員のご質問に対しまして、的を射たような答弁ができないかもしれませんが、その点をご理解いただきたいと存じます。

これまでのごみ減量化への取組についてでございますが、平成23年度以降で申し上げますと、平成23年11月から12月にかけて、ごみ減量化、資源化のための住民説明会を市内44会場で実施しまして、1,459名の市民の参加がございました。平成23年11月から24年の4月にかけて、ごみ減量通信、これが1号から4号までありますが、これを作成しまして、市内全世帯へ配布しております。平成24年5月には指宿中央旅館組合へごみ減量化、資源化についてご説明をさせていただいております。平成25年度ですけれども、平成25年4月からは生ごみ減量のため、家庭用生ごみ処理機器購入補助率の拡充と事業所用に対する購入補助を実施しまして、資源化誘導のため、資源ごみ分別収集地区報償金を3年間に限り1.5倍にして増額還元する取組を実施しております。平成25年6月からはみんなの環境広場と題しまして、広報誌にごみ関係の情報コーナーを設けて、ごみの現状や減量、資源化について情報を発信しております。平成26年4月からはカセットボンベ、スプレー缶、小型家電、蛍光灯、乾電池を新たな収集品目に加えまして、分別収集を行ってきております。同じく、平成26年4月にごみの分け方、出し方のポスターを作成しまして、全世帯へ配布しております。同じく26年度には環境政策課職員と廃棄物指導員により、各地区の資源ごみ収集所での立ち会いアドバイスも実施しております。平成27年度ですが、平成27年4月にはみんなの環境広場4月号外というものと、ごみの排出状況と分別チラシを作成いたしまして、これも全世帯に配布しております。平成27年4月から8月にかけては、ごみ処理の現状と今後の取組についての住民説明会を市内86会場で実施しております。住民説明会には2,878名の市民の方にご参加いただきました。平成27年5月から8月にかけて、市長はじめ市の管理職による

ごみ収集所での立ち会いアドバイスも実施しております。平成27年8月には会食や宴会時の食べ残しを減らすために、30・10運動のポスターとリーフレットを作成しまして、市内のホテル、旅館等に既に配布をいたしておるところでございます。また、定期的な取組としまして、指宿市清掃センターと潁娃ごみ処理施設におきまして、収集運搬許可業者が搬入しましたごみ袋を開きまして検査を実施しております。本年5月からはこの検査回数を月2回に増やしまして実施しておるところでございます。そのほか、公民館や各種団体、学校等に対しまして、出前講座を実施するなど、ごみの減量、資源化について協力をお願いしております。併せて、指宿市環境衛生協力会では、小学校4年生を対象にして環境美化標語を募集し、優秀作品を看板にしてごみステーションに掲示したり、市内全域を対象に燃えるごみ、燃えないごみの収集日にごみ収集所での立ち会いを実施したりするなどの活動を行ってきております。こういった取組を行ってきておりますが、現状といたしまして、本市のごみの処理量というのは、平成22年度が1万6,519 t、平成23年度が1万6,555 t、平成24年度が1万6,348 t、25年度が1万6,651 t、26年度が1万6,149 t とほぼ横ばいで推移しているような状況でございます。また、依然として可燃ごみ袋や不燃ごみ袋の中に約25%の資源ごみが混在したまま、慢性化している状況が続いております。市が雇用しております3名の監視員からは、ルールを守らない人も多く、時間外の夜間にごみ出しをする例や、多くの資源ごみが混入した袋や水切りがされてない袋も多く、これが恒常的に続いている状況であると。また、監視中の場合、そこを通り越して監視員のいないステーションに捨てるケースもありまして、指導に苦勞しているというような報告も受けております。同じように地区で立ち会い指導をしていただいている公民館長さんや集落長さんなどからも同じような意見をいただいております。環境政策課でも定期的に説明会や出前講座、チラシでの情報発信も続けてきておりますが、ルールを守らない人やごみ出しに関心のない人の心にごみ分別や減量化が必要なことが、なかなかその心に響いてもらえないような状況が続いているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 聞き取りができなかったっていうことでお伺いしてるんですが、旧開聞町時代、町議員をしているときは取材は受けておりません。今回も数字的なものに関しては通告を出しております。答弁の方をよろしく願いを申し上げます。

5分以上説明をいただきました。いろんな取組をされて感謝申し上げます。23年9月議会で議案が否決されております。その中で、私は質疑を行っております。私の主旨は値上げに反対でございました。3倍の値上げに。その前に市としてやることがあるんじゃないですかっというような質疑も行っております。今回、あれから4年経っております。新しい施策を何かされたのか、その辺、説明お願いします。簡潔で結構です。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほどもご説明したとおりなんですけども、住民説明会、それから出前講座、それとあと生ごみ減量のための生ごみ処理施設の機器の補助の拡充、あるいはカセットボンベ、スプレー缶、小型家電、蛍光灯、乾電池を新たに資源ごみとして分別を始

めたこと。それと、今年になって30・10運動のリーフレット、ポスターを作ったことなどが主なものとして挙げられます。

○7番議員（浜田藤幸） ということは、先ほどの答弁の中でごみ量が減らなかったということを知りました。ということは、今回やった新しい施策、4年間でやったこの品目の分別の、ちょっと増やしたんですね、その部分と、通信、あと出前講座、やった効果が出なかったということで横ばいになってるんだらうと判断せざるを得ないんです。家庭系可燃ごみの有料化を導入している全国と鹿児島県の有料化率を教えてください。

○市民生活部長（牟田浩一） 家庭系ごみの有料化をしている市町村と言うか、その割合と申しますか、それにつきましては環境省が公表している平成25年度一般廃棄物処理実態調査というのがございます。これによりますと、平成26年3月現在で指定ごみ袋をごみ処理手数料として有料化している自治体というのは、全国で約62%になります。鹿児島県内では約44%の18市町村でございます。また、県内において指定ごみ袋制度を導入しているのは鹿児島市、三島村、十島村を除く40の市町村が指定ごみ袋制度を導入しているようでございます。

○7番議員（浜田藤幸） ということは、鹿児島県の場合は56%の市町村、自治体が有料化していないという事実なんです。私、牟田さんともお話をしたことがありますけど、鹿児島市が有料化を間もなくすると、しようとしているということをお伺いしました。今日ですね、審議会の資料をちょっと見させていただいたんですけど、鹿児島市はまだ白紙ですよ。審議会の今後のごみ減量施策について、これは鹿児島市清掃事業審議会が出しているものなんですけども、この一番末尾に家庭ごみ有料化の導入を検討することが必要であるっていう、ただの答申です。ですから、今から検討する。鹿児島市はごみが、今、横ばいでございます。中部大学ですね、武田邦彦教授って方があるマスメディアで放映したんですね。分別はしない方が環境にいいと。全く、今の地方自治の施策と全く逆のことを断言されたんです。この方は、内閣府の原子力推進専門員でございます。また、文科省の科学審議専門員でございます。翌年、全国の7割の自治体が分別をせずに、プラスチック、ペットボトルを全部焼却の中に入れております。これは理由がございまして。生ごみは燃えないんです。燃えにくいんです。火も点きません。化石燃料がかかるんです。環境にものすごく悪いそうです。それを聞いて、翌年に分別を止めて、全部捨てるようにしています。考えさせられることではないでしょうか。ほかの自治体有料化をしてないのに、指宿市の市民がそれができない。それはないと思います。何か足りないものがあるんじゃないかと私は思っております。昨日も同僚議員が質問をして、提案もなされております。私も日置市の方に行っていました。毎月、今後、続くであろうと思っておりますけれども、1か月、約18tの生ごみはそのまま堆肥化されます。結局、回収した生ごみはそのまま減っていくわけです。そういった施策を私は4年間の中でしてほしかった、成果を見たかったっていう意味がものすごくあったんです。私はまた、今回の予算に関しましても、反対とも賛成とも言っておりません。議員同士では意見

交換しております。こういうふうな考えを持っているということで。ただ、ちまたで公には私が反対しているっていう情報が出たのか、どこから、職員さんから出ているのか分かりません。その辺も、それはもう小さなことですからどうでもいいんですけど、こういった現状もあります。部長にお伺いしたいです。専門的な畑を今まで歩いて来てらっしゃいますので、この、ほかの市町村が無料でできて、指宿市は、なぜ、できないんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほどの有料化のお話を答弁させていただいたんですけども、ごみ袋をですね、手数料として、有料化という表現をしてるんですけど、これをしているのが18市町村で、それ以外の22市町村というのは、ごみ袋をですね、雑入として入れてますので、ある意味広い有料化ということを考えれば40市町村が有料化していると。鹿児島市と三島村と十島村を除く40市町村は、ある意味大きな有料化というくくりで、それを、何と言いますか、雑入で入れているのか、手数料として入れているかの差であって、大まかなくくりとしますと40市町村が有料化という形になっているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 袋を作るのも原価が掛かるわけですよ。それを有料と、結局、それはもう言葉遣いだらうと思うんですよね。九州管内では鹿児島市と長崎市が、今、無料でずっと続けております。ですから、私は今回の見直しの改訂でも、市町村によっては無料化にしているところも聞いております。それで、施策の点でお尋ねをしたいんですけど、指宿市は生ごみが事業者が35%を占めると聞いてるんですが、多量にこの排出される事業者、指宿市はホテル関係、あと医療関係もあるでしょう、排出実態のこの把握支援とか、あと減量指導、こういったものは今まで、この4年間の中でやっていますか。

○市民生活部長（牟田浩一） 事業所への指導というようなお話だったと思います。それにつきましては、各事業所へ出向きまして、ごみの減量化の願いは定期的に行っているところでございます。例えば、水切りをやっていただきたいとか、資源ごみをちゃんと分別していただきたいということですね、そういったこと、お願いしているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 指導しているとおっしゃられるのであれば、ここ1年間、行ったホテル名までは結構ですんで、何回行ったのか、資料あったら教えてください。

○環境政策課長（井手久成） 具体的な資料を持ち合わせてはおりませんが、ホテル、旅館、それからスーパー等に出向いてごみを排出する場所を見させていただいて、先ほど申しましたように水切りだとか、分別ということをお願いしております。

○7番議員（浜田藤幸） その回数を教えてもらいたいんですよね。

○市民生活部長（牟田浩一） ただいま、ご答弁させていただきましたとおり、回数を把握していないという、私どものそこまでやる必要が本当はあるんですけど、今のところその回数自体を押さえていませんので、申し訳ございませんが。

○7番議員（浜田藤幸） 回数を押さえてないということは、指導ができなかったということじゃないんですか。何回かは行ってるでしょう。各ホテルごとにどれぐらい生ごみの量を出し

ているのか、これ、把握されてますか。

○**環境政策課長（井手久成）** 26許可業者がおりまして、一般廃棄物に限ってですけれども、毎年、翌年度の4月に実績という形で上がってきますので、どこの業者がどのくらい持ってきたかということでの数字は押さえているところでございます。

○**7番議員（浜田藤幸）** その事業者の総出量を計れば、契約件数で全部で出てくるわけですから、しっかりした把握は私はできないと思いますよ。今の答弁であれば。あと、減量化計画を事業者に提出させるっていうことは過去にありましたか。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 本市で減量化計画というのは策定しておりますが、その中で事業所の方に、事業所の減量化計画を提出するというようなことは行っておりません。

○**7番議員（浜田藤幸）** この料金体系につきまして、大きな差があるんです。穎娃の指定ごみ袋が、今、大の袋で、あそこは3種類ですけども18円。今回、指宿市は51円ですね。約3倍とは言いませんけども、になっております。鹿児島市は、今現在、無料でございます。レジ袋、プラ、いろんなものも混ぜて出してもいいということになっております。こういった大きな差が出るっていうことは、これ、一般廃棄物の処理有料化の手引き、これに基づいて牟田部長はいろんな計画を立てたと思うんですよ。ですよ。はい。この中にも自治体間で差がある場合、大きな差がある場合は担当者が打ち合わせをすべきということが重要であるって書かれてるんです。これは鹿児島市の担当者、穎娃でしたら生活環境ですか。今日も問い合わせしました。指宿市から何かそういった協議をしたいということ、今回の改訂でも言ってきましたか。いや、一切ありませんと。去年はありませんでしたか。一切ありません。あ、ありました。1件ありました。消費税の改訂の件で1回協議したことがあります。今回の件では一切してない。ということは、鹿児島市とも協議をしてないということになっております。これ、間違いないですか。

○**市民生活部長（牟田浩一）** ごみ処理施設の基本計画というもののの中で、構成市のごみの減量化目標というのが掲げられておりますので、それによってごみの施設を造る基本計画を作るわけですけれども、その中で構成市の方々からの情報を得てそういうものを作っているところでございます。それで、そういうときにですね、一応、それぞれ減量化をやりましょうということも話し合いと言いますか、そこは広域組合が作っているわけなんですけど、その作る中で構成市のそういった考え方を拾い上げているところでございます。

○**7番議員（浜田藤幸）** 結局、鹿児島市と指宿市の境、あと、南九州市と指宿市との境ですね。委員会も私傍聴させていただきましたけど、指宿市が平成9年に有料化したとき、その後、制度的には不法投棄等は全くなかったと、問題なかったというような委員会の答弁も私、聞いております。私は平成16年に町議会議員をやらさせていただきました。そのときに川を、開聞の新川をチェックしてあるんですが、そこまで全部歩きました。腰まで浸かってです。大量の不法投棄、それと当時は車、バイク、あと開聞岳一周道路のところ、相当数の不

法投棄を当時の環境政策の、当時、今村課長でしたからお願いをして、そのあと中間課長でした、お願いして順次撤去していってもらったことがあります。前回の傍聴後も私、気になったところを全て回りました。全部、不法投棄がなされております。以前は不法投棄の看板が出たところも不法投棄の看板さえ立っておりません。牟田部長、そういった現実を知らないではないでしょうか。当時の職員に聞き取りをしてでの結果だろうと思うんですけど、あとから不法投棄っていうのは出てくる可能性があるんです。答弁はもう結構です。実際、今、指宿市にはですね、空き缶ポイ捨て等防止条例というのを制定しております。罰金が5万円、チューインガム、ビンとか対象になっております。空き缶は当然。これ、適用された方っていらっしゃるのでしょうか。原状回復の指導と、あと勧告命令、命令に従わないときは5万円以下の罰金となっております。これ、適用された方っていらっしゃるのでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 確かに条例は制定されておりますが、これまでそういった罰則規定に違反するような行為があつて、それを処分したというような事例はございません。

○7番議員（浜田藤幸） 何かよく私、目にしてるんですよ。摺ヶ浜で、あそこ歩いてたら、若者が車でぱっと走って行ってぼーんと投げて行くんです。川尻でも、私の事務所にも空き缶を投缶されたこともあります。何回も私、そういった目に遭っております。結局、私何を言いたいかという、今度もですね、不法投棄っていうのは必ずあるということを、環境省のこの手引きにも書いてるんですよ。その対応というのは、牟田部長、今回対策をちゃんと考えていらっしゃるのでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 不法投棄というのは確かに犯罪でございます。別次元のモラルの問題として位置付けたいと。子供の頃からの環境教育とか広報誌を活用した情報発信とか、そういうのもやりたいと思っておりますけど、また現在ですね、環境衛生協力会では不法投棄場所のマップを、今現在作成中です。本年度もこの場所を含めて地区診断を来月実施しようとするような計画を持っていますので、この診断結果等を踏まえ、不法投棄看板等を設置するようなことをやっていきたいというふうに考えております。

○7番議員（浜田藤幸） もう何度も言いますが、私、この手引きを今回は一般質問で使わせていただいて言ってるんですけども、不法投棄の対応をしっかりとすることがうたわれているわけです。これ、具体的これ載ってますよ。看板はもちろん、あと探知式のスピーカーとか具体的に載ってるんですよ。私はそれを今、答弁で聞きたかったんです。今の答弁聞くと、その対応は取られてないっていうふうに聞こえますが、その辺どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 昨日の議員の答弁の中で、私が三つほどごみ減量の必要性、そして、解決すべき行政課題は何なのかということについて、るる説明をさせていただきました。不法投棄、あつてはならないことですが、ごみ問題については小さい頃から不法投棄はいけないよという勉強を小学3年生が、私たちの身近な政治と暮らしという題材の中で勉強をし

ております。6年生になりますとごみ問題についても特別活動とか、それから社会科の勉強でやっております。ごみというのは、どうしたらなくせるかという、そういう観点での学習であります。ごみを廃棄するにしても私たちの税金が使われているという、そういう観点からの学習であります。そういう意味で子供たちがこの議会の見学に来るわけでありまして。やはり、市民の皆さんにごみを出す、燃やすというのはお金がいるのだ、それは私たちの税金でまかなわれているのだという、そういう勉強のための手引きを学校にも配ろうとしているわけでありまして。そして、家庭にも配って、不法投棄をなくそう、ごみを減らそう、そして、リサイクルできるものは自然環境、地球に優しい、そういう環境をつくるためにリサイクルをしましょうというのがこれまでの教育の流れであり、子供からお年寄りまで、このことは徹底して理解をしていただきたいと思っているわけです。そういう意味で資源ごみの袋は安くして、そっちの方に誘導して指宿市は環境に優しい、リサイクルに心掛けていますというまちであると、そういう住みよいまちをつくりたいというのも一つにあります。今朝は私の地域ではごみの収集日であります。500m四方に6か所あります。私は通勤する前に必ず6か所を回ります。是非、見ていただきたいと思えます。大変なごみの量であります。そのごみの中に、何とビニールとか資源としてリサイクルできるごみの多いことか。それは収集場所によっても違うのかもしれませんが、それを見るたびにごみ減量の必要性を気づいているところであります。何気なく、可燃ごみ袋に丸ごと捨てる、そういう習慣をなくしよう、可能な限り安くなった資源ごみの袋に入れて、リサイクルできるような、そういう市民になってほしいという、それは私だけの願いではないのではないかと思います。やはり、確実に価格改定による市民の金銭的な負担というのは一時増えるかもしれません。しかし、必ず将来このルールを守ると、軽減できるのではないかと。また、軽減できるような努力を行政も住民もやるべきだ、そういう思いを強くした今朝でありました。どうかこのごみ問題、価格改定については議員の皆さん方には是非趣旨、目的をご理解いただきたいと思っております。

○7番議員（浜田藤幸） 市長の、今、答弁をお伺いしたんですけど、理解していただきたいということは、私何回も今まで聞いております。私も市民に、今の子育て世代、あと、若い方々、今40代・50代の方にこういった、今回2倍に上げるっていうことを説明したところ、私が聞いた方は全ての方が反対でした。いろんな立場の方もいらっしゃいますけど、個人的な考えであれば、負担をされて支出が多くなって、これ賛成される方って1人もいないと思うんですね。そこを結局、理解したからもう止むを得ないよね、仕方ないよねってなるのも、これは傾向だろうと思うんです。ただ、値上げ自体、その前にまだやれること、やることがあったのではなからうか。これがですね、すごく私は強いところがあります。4年間の中で。4年間の中で、例えば、昨日も答弁がありましたけど、今、鹿児島県では19市の中で15市が堆肥化、生ごみをやっている。そういった具体的な施策をやってから、今回の

改訂の案を出されてもよかったんじゃないだろうか、そういった考え方もできるんです。お伺いしたいんですけども、ごみ袋のこの料金体系、これどのようなものがありますか。牟田部長、専門ですから分かると思いますが。

○環境政策課長（井手久成） 料金体系ということですが、一定ごみ袋毎に重さとか、かさで料金を取っていくというようなやり方を単純従量制というような呼び方もありますし、例えば、一定枚数1人年間50枚は無料で配りますけれども、51枚目からは1枚100円にするとか、そういったような方法、幾つか全国的にはやり方としてはあるようでございます。

○7番議員（浜田藤幸） それを今回、検討された経緯はあるんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 私どもの今回のごみ袋の価格改定の目的というのは、そもそもその値上げとか値下げとかいう問題ではなくて、昨日も申し上げましたとおり、ごみの減量化が目的でございます。可燃ごみ袋を上げると。資源ごみ袋は逆に3分の1に下げる。先ほど議員がおっしゃいましたように、その高齢者とか、あるいはお子さんをお持ちの家庭がいらっしやいますので、その方々のために紙おむつ用の専用の小袋を作ります。これについてはもう金額を全く変えないと、これまでどおりの同額とします。そういった施策を執って、資源化へ、可燃・不燃ごみ袋の中には25%の資源ごみが混在してますので、これを資源化へ誘導するというのが本来の目的でございます。そういうことで、減量化施策の一つとしてこれをやるということでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 料金体系っていうのはですね、減量化をするためにこの体系があるんですよ。部長、何おっしゃってるんですか。これは減量化のために、これ、5種類の形決めてるんですよ、環境省が。全国の市町村では料金体系を変えて成功してるんですよ。だから、それを検討しなかったのかと、今聞いたんです。ですから、例えばですね、今の料金体系を据え置いて、ある程度の10%削減目標の基点があるはずなんです。その部分から急に上げるとか、これは多段階型って言うみたいですけど。だから、一定量私は無料にしてもよかったんだろうと思ってるんですよ。そういったのも検討してもよかったんだろうと思うんです。ある程度の基点から急に上げるとか。これ超過量方式って、各自治体で全部これ先進事例載ってるんですよ。そういったものを検討しなかったんですかって私は聞いてるんです。検討しなかったら、検討しなかったでも結構です。

○市民生活部長（牟田浩一） 指定ごみ袋の制度を変えるという検討は行っておりません。そうすることによって、また市民の方々にいろんなご負担が生じる場合がありますし、そもそもその指定ごみ袋の制度を変えるのが目的ではございません。そういうふうに減量化審議会でもとにかくごみの減量化を図る必要があるということで、する中で、そういった価格改訂というお話が出てきたということでございます。

○7番議員（浜田藤幸） どうも牟田部長と私、話がかみ合わないですね。結局、減量化するためにこういったものがあるんですよ。いろんな施策もあるんです。

次の質問に行きます。今日ですね、この清掃業者審議会の中でも、個別収集の話が出てくるんです。これ、今、ドイツが今先進的な国ですから。高齢者とか足の不自由の方がいらっしやいます。そういったことに、今後、高齢化社会が来まして必ずこの課題にぶち当たると思います。先進地では、市の職員がやってるケースも聞いております。あと、ボランティアに頼んだり。私は、個別収集がですね、今、25%の資源ごみが入っているってということで、出す特定をできるという点からでも、個別収集もモデル的にもやっていった方がいいんじゃないかならうかっていう考え方も持っておりました。今回もこの個別収集というのは、検討されることはあったんでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 指宿市の一般廃棄物処理基本計画には、ごみ減量化を図るためにごみの個別収集を検討するというようなことも盛り込まれております。そういうことで、それについて検討したかどうかという話でございますけれども、個別収集についてはメリットが確かでございます。玄関先に置かれたごみを持って行くんですけど、これが分別されていないと収集を拒否できるということから、今の私どもの課題であります可燃ごみ袋内の25%の資源ごみが資源化へ誘導されて減量化されるというメリットは確かにあると思うんですが、ただ、デメリットとしまして、長年続いてきた地縁や地域コミュニティが崩壊する恐れがあると。つまり、個別収集をするということは、地区のステーションに捨てないでいいということになると、各地区の加入した方も未加入の方針に走るし、今の未加入の方がいらっしやると思うんですけど、それも更に未加入の状態になるようなことで、そういった長年続いてきた地縁や地域コミュニティが崩壊するというような恐れがあるということです。私どもも地域コミュニティの推進を図っていることもございまして、矛盾した施策になるのでこれは慎重に対応すべきだということで、私どもとしてはそういうスタンスでいるところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） モデル的にも1集落だけでもですね、やっぱり、今後、そういったものも検討してもいいんじゃないかならうかという部分は持っておりますので、これはもう、要望にしておきます。

あと、次の点ですが、今回、低所得者に対しまして、何か対策は考えられたのか、お伺いします。高齢者、あと子育て世代、母子家庭も含みます。生活保護も含みます。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほど答弁させていただきましたとおり、確かにその可燃ごみ袋、不燃ごみ袋が2倍になりますし、資源ごみは3分の1になるんですけども、高齢者世帯、あるいは子育て世帯に対しまして、その紙おむつ用の専用のごみ袋、小袋なんですけども、これについては現行の小袋と同じ値段でということで、そういうことの施策としたところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 前回のちょっと質問で、部長が負担をさせない方法なんだって、今、ちょっと思い出したんですが、私は今回の改訂で、やっぱり負担させるわけですよ。だか

ら、私さっきかみ合わないって言ったんですよ。だから、一定のごみ袋を無料にするという料金体系を変えてうまくいってるところも実際あるんですよ。実際、滋賀県の守山市の例とか、あと、栗東市ですか、という例もこれちゃんと載ってます。40%減に成功した。実際あるんですよ。資源化組合等を作って、これ、事業者組合です、それで資源の方は全て任せると、そっちの方でやっているところもあるんです。全国には先進地例がたくさんあるんですよ。私、前回の委員会の傍聴でも気になったんですけど、部長の答弁の中でほかの自治体は知りませんという言葉が出ております。私はほかの自治体のことをですね、しっかりと、いいところは真似ていただきたいと思うんですよ。それを、どんどん積極的に取り入れてほしいと思ってるんです。市長の方に答弁をお願いします。

○市長（豊留悦男） より多くの自治体のごみの実態を知っているのは私でしょうから、転勤族でございましたので、大崎・志布志・出水・水俣、その他ごみ問題の先進地と言われているところ、その見学、視察等も何回もさせていただきました。やはり、それぞれの地域の特性がありますけれども、どの地域も資源ごみはリサイクルをしましょうと。これは全てのごみ問題の根底にあるものであります。そして、あと一つでございます。一般廃棄物等、どのように処分をするか、そして、処理センターをどのような形で建設をするのか。そのためにはごみは減らさなければならない。是非、鹿児島市のごみの現状を見ていただきたい。大変なものでございます。買い物袋でも出せますし、町内会や子供会、愛護会等では繰り返し繰り返しお願いをしております。しかし、前私が住んでいた地域は大変でございました。それを何とかしようということで地域を挙げてごみ問題に取り組みましたけれども、なかなか効果が出なかった。そして、いよいよ有料化というような、そういうような動きもあるやに聞いております。ただ、指宿市としては、現在ごみを出している現実に学び、リサイクルできるものはリサイクルの方向に誘導しようと、その施策の一つとして資源ごみ袋を安くしましょうと、そういう施策を執っているわけでございます。確かに無料で、ごみ問題というのは市民の共通のそのごみ問題に対する意識に頼るといのが一番いいのかもしれない。指宿でごみ袋を改訂し、そして、減量化を図ることによって、そのごみ袋だけではなくて、ごみに関するいろんな施設の問題、そして、ごみを処理する財源の問題についても目を向けていただきたいという思いがあります。私たちがごみをどのように今後処理していくのか、これは、次の世代、子供たちにとっても大きな学習課題でもあると思っております。そういう意味で今回、ごみのこの価格改定をやりました。議員からご指摘のように今までどんな取組をしたのか、先ほど部長が語る年次を追って説明をいたしました。この年度こうした、この年度こうした、効果が見られなかったものもあります。効果が大きかったものもございます。ごみ問題については浜田議員は大変造詣が深いようですので、私どもも今日いただいた様々な意見をもとに改訂した後に、また、取り入れてまいる、そういう施策も多々あったように思います。ごみ問題、これは市民共通の課題として、是非ご理解をいただき、ごみを少なく

しようというこの取組にご支援をいただければありがたいと思います。

○7 番議員（浜田藤幸） 時間の関係で、国民宿舎かいもん荘跡地有効利用についてから質問させていただきます。簡潔で結構ですので、答弁をお願いします。公募の結果、簡潔で結構です、答弁をお願いします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 国民宿舎かいもん荘跡地の有効利用の公募の結果については、今回1月15日から4月14日まで募集を行い、3業者から応募があり、審査した結果A社が44.7点、B社が46.6点、C社が67.3点で、基準点の70点を超えた事業者がなかったために3業者とも交渉権獲得には至らなかったという結果でございます。

○7 番議員（浜田藤幸） 市長はこの結果について、どのような感想をもってらっしゃるか。

○市長（豊留悦男） かいもん荘という、開闢にとっては極めて大切な触れ合いの場であり、里帰りをした人たちにとっては、かいもん荘、この影響というのは大きいと思います。ふるさと会で大阪・東京等に行ったときには、よくこの話が出ます。一番評価点が高かったところ、これは地域貢献という観点から、つまり、里帰りをした人たちが気軽に泊まることができるような、地域の方々が気軽に利用できるような、そういう観点から多くの問題を含んでいたとお伺いしております。この審査会は、外部評価を通して委員を通して、やった結果でございますので、それは大切にしたい評価として受け止めなければならないと思っております。

○7 番議員（浜田藤幸） この結果につきまして、通常であれば中身は全く分からないわけです。3社、公募に乗っていただいたと聞いております。今回で4回目の公募になりまして、地元、あとそれを含めて熱い思いがこの跡地にはございます。そういった中で、3社も乗っていただいた。1社は登録して辞退したというケースも聞いております。市長の判断で、そういった思いも込めて交渉権を与えて、与えてっていうのはおかしいかもしれませんが、交渉の余地を残すという考え方もあったんじゃないかなろうかと思っておりますが、その辺、市長はどのような判断が動いたんでしょうか。

○市長（豊留悦男） やはり、この公募の要件の一番大切なのは、地元開闢の人たちにとってこのかいもん荘跡地が前と同じように利用できるような、そういう募集、それが要項の一番大きなところにありました。それが要件の一つでありました。あと一つ、地元の応募もあったようでございますけれども、安定した経営が継続してできるのかどうかということについても、いろいろ話題になったとかお聞きをしております。やはり、このかいもん荘跡地については要件、つまり公募要件の見直しも必要であろうと思います。早い段階で解決をするという、前質問をいただいたときに、私答弁をしたことを記憶しておりますけれども、なかなか要件を満たすような、そういう応募者がなかったのも事実でございますので、この公募要件の見直しを含めて、早急に次の手立てを打ちたいと思っております。

○7 番議員（浜田藤幸） 簡潔で結構ですんで、今後の募集要項の改善点、変更する点と、あと

次の公募の時期まで含めて、簡潔で結構です。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、土地の利用形態については、無償貸借ということになっておりますけど、やはり、これを無償貸借プラス事業用定期借地とか、又は買い戻し特約を含めた売却など、そういうところのことについて問題点を整理し、検討していかなければならないと。その結果、私どもとしましては、今現在、顧問弁護士等とも協議をしておりますけれども、10月・11月ぐらいを目処に、何とか次の公募ができればというふうに、今、内部の作業をしているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 11月頃公募に向けて実施するということでよろしいでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 特段、今言った利用形態等に大きな問題点がなかった場合には、温泉の問題は引き続き、泉源の問題はありますけれども、募集をかけていきたいというふうに考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 次の質問に移ります。レジャーセンターかいもん。2月5日から、もう温泉に入れなくなっているわけなんですけど、周知の面で反省点というのはなかったのか、お伺いします。

○産業振興部長（廣森敏幸） 周知につきましては、確かに2月5日に温泉の不具合が発生してから、レジャーセンターかいもんの中に張り紙をして、一般の皆様方に告知したのは3月3日、その前には区長会等を、区長並びに集落長さんを対象にして説明を行い、川尻地区民に関しましては全世帯についてそういう文書を配布したところですけど、ただ、レジャーセンターかいもんにつきましては、川尻地区の利用者は全体の4割程度になっておりますので、残り6割程度の利用者の方には詳しい情報等が個別にできなかったということは、反省をしているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 不利益を被った、この半年券、又は1年券の会員の方、大体対象者って何名いらっしゃいますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 2月5日以降、これまで会員券を購入された方は213名でございます。そして、私どもが恵美寿温泉の故障がありますということで、2月5日から浴槽は恵美寿温泉のところは空になっておりますので、そして周知をした3月3日以降に購入した方が178名いらっしゃいますので、その差としまして、2月5日以降の方が35人。更にこの2月5日以前に昨年の、これは平成26年2月から平成27年2月までの1年会員券並びに26年8月から27年2月までの半年券を買っている方が合計で、1年会員券が140人、半年券が157人ということで、この方々が不利益を被った方々だというふうに認識をしております。

○7番議員（浜田藤幸） その方々への対応は、今後、どのように考えていらっしゃいますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、平成22年度の恵美寿温泉の故障の段階では、利用券の期間延長と、概ね3か月と10日ぐらい、100日ぐらい、恵美寿温泉が22年度のときには使えなかったわけですけども、その段階では利用券の期間延長を1週間ほどしてございましたけれど

も、今回の場合には長期にわたり恵美寿温泉が利用できない。更に今度の8月25日の台風被災によってプールも利用できないということもありまして、非常に利用者の方々にご迷惑を掛けているということで、一部基準日を設け、会員券の払い戻しを、今現在予定し、その会員の方々に個別に文書を発送する準備をしているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） 今後の、修理をすると、屋根にしても修理って聞いております。あと、温泉の方もそのボーリングだったですね、そこで工事日程も明らかになってくると思います。それも含めて、周知も含めて、利用できるのはいつ頃になりますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 今現在、恵美寿温泉のそのケーシング管等の工事を行っておりますけれども、このまま順調にいけば、10月中旬には恵美寿温泉が再開できる見込みというふうに業者の方から聞いております。そして、そのことにつきましては、レジャーセンターかいもの入口の部分に、今言った10月中旬という部分の張り紙も利用者に分かるように掲示をしているところでございます。

○7番議員（浜田藤幸） プールに関しては、いつから再開の目処になってますか。

○産業振興部長（廣森敏幸） プールにつきましては、一番最初に市長が答弁いたしましたように、屋根がめくれた状態であったために2次被害等を防ぐために、そこは撤去したわけですが、今現在、福岡の専門業者等にお願いをしまして、屋根のほか、もう経年、23年経過しているものですから、屋根を支える骨材並びに内側、内屋根を支える材料も大分腐食が進んでおりますので、その辺のところを基本的なもので支障がないかということ、今現在、専門業者に依頼をして調査しておりますので、その調査結果が出ないことには次の再開の時期ということについては、明確な答えはできないというふうに考えております。

○7番議員（浜田藤幸） 最後に一言ちょっと申し上げたいと思うんですけど、この環境関係、ごみ含めて、私、いろんな文献見てみますと嘘が多いんですね。嘘が多いんです。温暖化って言われてますけど、今はもう寒冷化に向かう、向かっていくっていうのが定説でございます。これですね、いろんな利権が取り巻いてまして、ダイオキシンの問題もそうでございます。今日のこの審議会の中でもですね。

○議長（新宮領進） 簡潔に願います。

○7番議員（浜田藤幸） はい。市長、そういった事実があります。一般市民でございます。ごみ関係は市民税でまかなわれております。その辺も含めてしっかりした行政の執行を実施していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） 4番、井元でございます。通告してあります4点について、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目にジオパーク指宿の可能性についてお尋ねをいたします。このジオパークとは美しい自然環境や学術的価値を持つ地層を用いて、その土地や地球の成り立ちをよく知り、それと私たちが関わりを楽しく学び、感じ取ることができる自然公園というふうにございます。指宿市の置かれた地形は火山地形が集中した地域でもございます。池田湖や開聞岳、長崎鼻、知林ヶ島、鰻池、それに鏡池、魚見岳などの景勝地、観光地は全て火山活動の結果でできた地形と言えます。砂むしをはじめとする温泉は火山活動の恵みでもございます。また、地熱発電や地熱を利用した観葉植物、野菜、果実、花き栽培などがあり、指宿の火山は私たちの暮らしと深く結びついているのが現状でございます。以前のジオパークに関しての一般質問の中で、答弁の中では平成19年より取り組んでいる指宿まるごと博物館に基づく取組を更に進めて、併せて錦江湾を巡るジオパーク構想については指宿市単独ではなく、鹿児島・指宿・三島を含めた錦江湾沿岸一帯となったジオパーク構想ができないか提案もしている。それに予算の裏付けをどうしていくのか、今、慎重に検討をしていると答えられておられます。そこでお尋ねします。その後の検討の状況と現状についてお尋ねをいたします。

次に、指定ごみ袋価格改定についてお尋ねをいたします。今回の価格改訂は、現在使用しております燃えるごみ袋と燃えないごみ袋を2倍に値上げすることにあります。現在のごみ袋の製造費が不足し、赤字になっている状況でもない中、このごみ袋の値上げについては、23年9月議会において否決もされているものでもございます。それから、既に4年も経過しておりますが、なぜ、今回の改訂に至ったのか、提案理由と目的はなんであるのか、率直にお答えをお願いを申し上げます。

次、3点目に指宿庁舎の大規模改修の設計委託料が7,877万6,000円組まれておりますが、当初予算ではなく、なぜ、9月補正予算でなければならなかったのか。本来ならば庁舎の改修の中身についても事前の説明が必要ではなかったかと思われまます。今回、どのような緊急性があったのか、お尋ねをいたします。

4点目に、かいもん荘跡地利用についてお尋ねをいたします。これについては前回の3回目の公募において、3社の応募がございましたが、僅かな点数の不足があり成立をしております。また、応募者の氏名公表については、社名の公表はできないとのことで、何か不透明な中での公募でございました。地域発展のためにも早急な利活用が望まれておりますが、今回の公募の状況についてお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） ごみの減量化や資源化の目的、そして、私たちが子や孫の世代の負担を軽減するために減量化が必要なことなどを、これまでもるる説明、答弁させていただきました。改めて、ごみの減量化を図るには三つの方法を、今、考えているということをお知らせ

ました。その三つ目の方法が、可燃ごみ袋や不燃ごみ袋の中に混在している25%の資源ごみを資源化へ誘導するというのは、大きな目的の一つであります。この施策、これを実施するときにごみ分別辞典の改訂版等を作製し、全ての世帯へ配布する。更にごみ袋の価格改定を実施することなどを計画をしていると先ほども説明を申し上げました。このように、総合的なごみ減量対策をすることにより、ごみ減量化が効果を発揮できるものと思っているからでございます。この施策のうち、指定ごみ袋価格改定の目的でございますが、価格改定は値上げをして収入を得ようとするのが目的ではなく、ごみの減量化が目的であります。それは、値上げの一方、資源ごみ袋の値下げを実施しようとするのが、これを証明しているものでもございます。ごみ出しに関心のない人やルールを守らない人に対し、分別やごみの減量化の必要性に気付いてもらうには、可燃ごみ、つまり生ごみ袋等の価格を高くして、資源ごみ袋を安くするという経済的なインセンティブが有効であると考えているからでもあります。つまり、ごみ出しに無関心でルールを守らない人も可燃ごみ袋が高くなることにより、経済的な意味でごみ出しに関心を持ち、ごみ袋の節約の意識が高まり、初めて分別の重要性や減量の必要性に気付いていただき、これまで丸ごと可燃ごみ袋に捨てていた資源ごみも、安い資源ごみ袋へ入れようという流れがあるだろうと思います。可燃ごみ袋の中の約25%と言われております資源ごみは、資源化へ誘導化されていくものと確信をしております。

次に、指宿庁舎の大規模改修についてでございます。まず、9月補正に計上した経緯についてのご質問でございますが、指宿庁舎は昭和48年12月建築で42年が経過しております。改正耐震改修促進法に基づき、平成27年12月までに耐震診断を実施し、その公表が義務付けられている対象建物となっているところであります。そのため、耐震診断をした結果、耐震不足であるという指摘がなされました。このことから、国庫補助の対象期限であります平成28年度に耐震補強工事を実施するとしたところであります。また、新しい庁舎の建設の是非について、各地域審議会及び3地域合同地域審議会に諮問しておりましたが、本年の6月1日に耐震診断の結果を踏まえ必要に応じて耐震補強工事を行い、既存の施設を、今の施設をできるだけ有効に活用していくとの答申をいただきました。一方、合併特例債の許可期限が平成27年度から5年間延長され、平成32年度までとなったことから、この庁舎大規模改修の財源として有利な地方債を活用できることとなりました。以上のことから、指宿庁舎は耐震補強工事の施工に併せて、有利な地方債を活用しながら庁舎全体の改修工事を一体的に実施し、長寿命化を図り、現庁舎を可能な限り活用していくことが経済的かつ効率的な活用方法であると判断し、9月補正に計上させていただいたものであります。大掛かりな改修をするのであれば、議会に対して事前の説明が必要ではなかったかということについてでございます。これまで議案に関連することをはじめ、様々な案件について議会にはその都度丁寧に報告をさせていただいているところであります。今回はこの答申、そして、地方債の活用できる期限、これ等を考慮し、今回提案をさせていただきました。ご指摘のように、説明が不足する

部分があったことは否認できませんけれども、今後、議員の皆様には前広に説明してまいりたいと考えております。以上でございます。

以下、いただきました質問等は関係部長、教育長等に答弁をいたさせます。

○教育長（西森廣幸） 指宿まるごと博物館の取組状況についてお答えいたします。指宿まるごと博物館構想は、市全体を博物館と捉え、市内にある文化財、自然、産業、各種施設、郷土芸能、伝統行事、イベント等の全てを貴重な展示品として位置付け、それらをまちづくりに生かしていく考え方や実施していこうとするものでございます。教育委員会はこの構想に基づいて、市内の数多くの火山と火山の恵みについて調査・研究を行っております。その研究成果や火山の魅力の活用について、時遊館COCCOはしむれ運営協議会等で検討し、広報誌への記事記載をはじめ、博物館での企画展や講座、火山巡りや体験学習等を開催し、幅広く市民の方々に情報発信をしてまいりました。特に、時遊館COCCOはしむれでは平成26年度に火山についての新しい調査結果を盛り込んだ企画展、火山の恵みと黒潮交流を開催いたしました。また、企画展の関連イベントといたしまして、池田湖や開聞岳、伏目海岸の噴気帯など火山の息吹を体験できる火山巡りを実施いたしました。更に指宿ジオパーク研究会のご協力をいただき、開聞岳の模型作り体験や指宿の火山の魅力や自然災害と防災に関する講座を開催し、延べ110人の市民に参加していただいたところです。市内の児童・生徒が参加する指宿ふるさと探検授業では、郷土の素材として、市内の火山と火山の恵みを活用したフィールドワークを行い、子供たちに指宿の火山の魅力について伝えているところです。また、指宿市観光協会とともに指宿まるごと博物館の素材を活用した指宿大好き体験では、体験プログラムとして川尻海岸の火山の宝石と言われるオリビンを使ったオリビン万華鏡作りをはじめ、温泉体験や自然体験等を提供しています。これらは県内外の一日遠足や修学旅行生に人気を博しており、自然体験学習や観光面でも貢献しているところでございます。指宿まるごと博物館の素材として活用している伏目海岸につきましては、県と連携しながら調査・研究を行ったことで、平成26年4月22日に伏目海岸の池田火砕流堆積物と噴気帯として、県指定天然記念物に指定されたので、説明板や矢印案内を設置し、更なる活用を図っていきたいと考えています。今後もこのように各種事業に取り組みながら、指宿まるごと博物館構想を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○産業振興部長（廣森敏幸） 国民宿舎かいもん荘跡地利用の今後の公募についてのご質問でございますけれども、かいもん荘跡地利用につきましては、前回の公募では残念ながら採択事業者がいなかったところでございます。その後、要項を見直す上で土地の利用を無償使用貸借ではなく、事業用定期借地などをした場合の問題点などについて確認し、検討しているところでございます。また、今回新たな泉源掘削を中止し、レジャーセンターの恵美寿温泉を修理することとなりました。このことにより、前回の公募でかいもん荘跡地利用の事業者専用としていた川尻温泉は、レジャーセンターに使用しなければならない状況となったところ

です。これに伴い、かいもん荘跡地は湯津温泉だけが使用できることとなります。このように、前回とは状況が変化しており、今後については泉源確保策も含め、様々な視点から検討をし、公募を実施していきたいと考えているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） まず、まるごと博物館整備事業について、今、教育長の方から説明いただきましたけど、今、こうしたですね、御存じだろうと思うんですが、指宿の湯之里の上に広域農道を工事したときにできた地層が、これ、火砕流とかいろんなそういう事業があるということで、いろんな形でですね、学校の題材に使ったりとか、そういうことで、指宿は本当にこの火山によるいろんな、今、相当な調査・研究しながらですね、利用されているっていう話はよく聞いております。しかし、私が今申し上げておりますジオパークですね、日本ジオパークに申請をし、今現在、ジオパークに申請されたのはですね、先日の9月の4日の新聞に発表されておりましたが、三島村が日本ジオパークに認定をされております。これはですね、ちょうど山川からちょうど見えるところに、硫黄島・竹島・黒島と見えておりますが、人口が382名ということで載っておりましたが、その島が、今度、日本ジオパークに認定をされたっていうことで、大々的に新聞で報道され紹介をされておりました。これを受けて、日本ジオパークでは、現在39か所となっているようでございます。それと、今回の認定では、県内の日本ジオパークは霧島、それと鹿児島島錦江湾に続いて3か所目ということでございます。その中間に位置する指宿市ですね。要するに、阿多、南カルデラと呼ばれているようですが、この中にある指宿の観光に訪れている方々は先ほど紹介しましたように、温泉をはじめ、知林ヶ島の渡島とかいろんなことを含めても、ほかに例を見ないようなすばらしい地形、そういう自然環境に恵まれている場所だと思うんですよ。そういうのを、今の指宿まるごと博物館をちょっと前に進めた、前向きに行く形で、こうしてこういうのに、なぜ申請をされないのかなっていうことで、私もちょっと不思議に思ってるんですが、これ、していきますと、いろんな形で紹介をされたりもしておりますけれども、こういう状況ですので、この指宿まるごと博物館があるから、指宿は今後検討するとかと、前回の一般質問の中では、もう検討も始めてるんだと、資金的な部分も考えていきますという話を、説明をされております。議事録によりますとですね。だから、そういう中で、登録するのにためらってるのは何かと思うんですが、ジオパークに申請することで、指宿市としてはどのようなメリットがあるのか、また、どのようなデメリットを感じておられるのかですね、一つ、お尋ねをしたいと思います。

○総務部参与（有留茂人） 日本ジオパークネットワークへの加盟の必要性につきましては、これまで先進事例の聞き取り等を行い、調査・研究をいたしました。ジオパーク認定のメリットとしては、認定を受けることで地域資源を活用した教育活動等を充実させ、地域住民の地域再発見を促す社会的効果と、認定を観光に結び付け、観光客誘致を図る経済的効果が期待されます。デメリットといたしましては、相応の費用と人員が必要になる反面、ジオパ

ークは世界遺産に比べれば、まだその認知度も低い状況にあり、ジオパークに認定されれば観光客が増えるということは、先進事例を見ても現時点ではあまり期待できないのが現状のようでございます。認定を受けるには、まず日本ジオパークネットワークの準会員となり、次のステップとして正会員を目指す手続きとなります。準会員の場合でも負担金のほかに、日本ジオパークネットワークが主催する通常総会、全国大会、年に2回春と秋に行われる全国研修会、九州ジオパーク連絡会等の各種大会への参加が求められると聞いております。また、正会員になりますと日本ジオパークネットワークが主催する全ての会議、大会への参加が義務付けられ、ボランティアガイドや関係者もはじめ、複数人で参加をするというケースも多いようでございます。また、4年に1度認定の更新のための審査を受ける必要もございません。認定に向けて取り組むとなりますと相応の費用と人員が必要になることから、期待される社会的効果、それから経済的効果等の費用対効果について、丁寧に判断していく必要があるかと考えているところでございます。

○4 番議員（井元伸明） 今、デメリットの点で費用が掛かるんじゃないかということでしたが、先ほど教育長から説明いただきましたように、指宿はまるごと博物館というすばらしい題材がありますので、ここで大方の資料は揃ってるんだらうということで、専門家の先生方のお話を聞いておりますが、そういうことを踏まえても、ジオパークはまだ、本当にあまり認知をされていないから、入っても観光のお客さんが増えるわけじゃないということではなかったので、敢えて申し上げますが、日本ジオパークに申請をされますと、これはJRの専門誌に、日本ジオパークはこういうところがありますよと、こういうところに行きませんかということで紹介をされたり、あるいはJALにしても機内に常備をされておりますが、こういう専門誌の中でも、ここで室戸のジオパークが紹介されておりますが、こういう形でのような題材で、無料で指宿を宣伝していただいて、いろんなことで発信してるのに、指宿も後進国でいいんですか。もっと前向きに取り組んでやっていただきたいんですが、今後、真剣に、前回の一般質問の答弁の中では、もう真剣に考えている、検討してるんですよという話でしたが、今後、本当にそういう取り組む気があるのかどうか、その考えだけ、簡潔にお願いいたします。

○総務部参与（有留茂人） 日本ジオパークネットワークによりますと、現在、日本には世界ジオパーク認定を受けている地域が7地域、日本ジオパーク認定を受けている地域が32地域、これからジオパークを目指そうとしている準会員が14地域あるとしております。指宿を世界へ情報発信する目的は、一つには認知度、それから知名度のアップであり、更にはそれに伴う観光客の誘致を図ろうということであるかと思えます。世界への情報発信力を高めていくためには、世界ジオパークの認定を受けることがより効果的であろうと思いますが、そのためには日本ジオパークを受けた後、既に認定を受けている32の地域の中から国内推薦をもらわなければなりません。世界の申請となりますと、現状では1国から2地域までとされてお

り、その認定には世界大会への参加実績も問われると聞いております。日本ジオパーク認定、それから、世界ジオパーク認定につきましては、地域住民が地域を再発見し、地域に誇りと愛着を持ち、地域活性化の機運を醸成する社会的効果が期待できます。しかしながら、例えば平成21年に島原半島ジオパークとして世界ジオパーク認定を受けた雲仙市では、平成21年度の観光客数は約402万9,000人ですが、3年後の平成24年度の観光客数は約346万1,000人で56万8,000人の減となっているようでございます。同じく平成21年度に世界ジオパーク認定を受けた北海道洞爺湖町では平成21年度の観光客数が約276万3,000人ですが、3年後の平成24年度の観光客数は約224万1,000人で、52万2,000人の減となっているようで、認定イコール観光客の増となっていないのが実情のようでございます。経済効果を求めていくためには、先進事例の取組を参考にしながらも、より一層の創意工夫が必要であろうと考えているところです。

○4番議員（井元伸明） やりたくないというような話だろうと思うんですけど、悪いところばかり例を挙げて、だからしないんですよということを言いますけど、真剣に本当にですよ、答弁で検討しているということを言ってるんですから、前向きに是非、検討していただきたいと思います。

次に移ります。ごみ袋にいきます。ごみ袋はもうお2人の方が質問されて、大方は出尽くしているかと思うんですが、指定ごみ袋の可燃袋、燃えないごみ袋を現行の2倍に改訂して、可燃ごみの25%を資源ごみの方に誘導をしたいということで、全体の総量のうち13%の約8tを減量していきたいというのが目的であるということを聞いておりますが、このごみ袋を値上げして、先ほども不法投棄の話もできましたけど、袋を値上げして、本当にごみの減量につながると考えているんですか。改めて、手短かに一つ回答をお願いします。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほど市長も答弁いたしましたとおり、資源ごみ袋の価格改定というのは、可燃ごみ袋等の価格を高くして、一方で資源ごみ袋を安くすることになりますので、経済的インセンティブがまた働くと。資源化へ誘導されてごみは減量化されるものと考えております。更にこの価格改定と併せまして、生ごみや古着の回収などの施策を同時に実施することによりまして、ルールを守らない人はもちろんですが、ルールを守っていただいている方々にも値段が高くなった袋に生ごみや古着を入れるのはもったいない、入れるのを止めて節約しよう、生ごみや古着は無料で回収してくれるのだから、集めた資源ごみを一緒に常設収集所に持って行けばいいというような、こういった工夫を始めていただけるものと思います。この行動を取ることによりまして、単価が高い可燃ごみ袋の使用枚数は抑えられて、3分の1の単価になります資源ごみ袋の使用枚数が増えていきまして、結果的に価格改定による負担は軽減していくものと考えております。つまり、価格改定を含めた生ごみや古着の回収等の全ての施策を同時に並行して実施していくことによって、効果的な減量化が図られていくものだというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） 新たに古着の回収をされるということと、それと指宿庁舎において、資源ごみの常設の場所がありますけど、ここに生ごみの処理機を置いて、常時、朝8時から夜7時まででしたかね、毎日受け付けるってことですが、どれぐらいの量を想定してるんですかね。聞くところによりますと、指宿の休暇村でもこの電気の処理機を置いて、毎日出る量が、毎日毎日やっぱり出てくるものですから、あまりうまくいってないという話も聞いておりますが、それともう1点、指宿の給食センターでもこの処理機というか、これを使った経緯があると思うんですが、もし、この給食センターであれば一日どれぐらいの何kg入れて、何kgをリサイクルで成功したという資料があればですね、ちょっとお示しをしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市民生活部長（牟田浩一） 私どもが常設収集所で計画しております、電気式による生ごみ処理機で、リサイクルモデルを考えているんですけど、その対象となる人たちは300人ほどを想定しております。これは毎日資源ごみを持って来ている市民の方々の実績から基づいておるんですけど、この300人の方々がそれぞれ持ってきた場合に、150kg、一日当たりですね、それが入ってくるものという想定で設定をしているところでございます。もう1点の給食センターの生ごみですけども、これにつきましては広域市町村圏組合が管理しております、指宿広域汚泥リサイクルセンターという施設がございますが、そこで生ごみと、そのセンターで出ます雑水汚泥を混合しまして、堆肥化して、実りの大地という肥料を作って、これを圏域内の市民の方々に1袋50円で、袋代ですけども、それで販売しているところでございますが、その肥料等につきましてはかなり好評で、数が足りないぐらいの時期もあるようで、そういったふうに堆肥化としては十分成功しているというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） すばらしいことだと思うんですが、私が聞いたのは、堆肥化するための何か電気で分解するのを使った時期もあるんじゃないかと思うんですけど、そのデータがほしかったんですが、もう、なければ結構です。時間もありませんので。

それともう一つは、指宿の事業所から出る生ごみを、現在、指宿市内の大型の畜産農家が処理しているのが2か所ほどあるかと思うんですが、以前からごみを減らすためには生ごみを堆肥化の方向で誘導したらどうですかっていうことをお願いしましたら、なかなか前向きにいかない。最近、何か取材に行かれたみたいですけども、そういう形でまだ市内には大型の畜産農家、何件かありまして、堆肥が発酵するときは、85度から90度ぐらいに発酵するんですよ。その中に生ごみを入れれば一晩でもう全部溶けてしまうと言うかですね、そういう状況もありますので、もっとそこ辺りを研究して進めて、今度、常設の資源ごみ置き場にそういう機械を置いたにしても、機械が1台幾らするのか分かりませんが、故障もあったり電気代もいるだろうし、そういう形でもいろんな形で誘導できるんじゃないかと思うんですけど、そういうことをする考えはなかったのかどうか、一つ、端的にあるかないかでいいです、お願いします。

○市民生活部長（牟田浩一） 私どもの施策としまして一般家庭から出る生ごみについては、まず、指宿のこの庁舎内の常設収集所で生ごみを集めて、それを堆肥化しようということを考えております。それで成功するようでしたら、次に、開聞・山川地域の方にも広げてまいりたいと思っております。その中で、議員がおっしゃいますように、その民間の堆肥化施設で可能なことであればですね、そちらの方も逆に議員がおっしゃるように、そっちの施設を活用する方法もあるんじゃないかと思いますが、今のところはこのモデル事業を進めて、その上の次の段階で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○4番議員（井元伸明） ここで成功したら次を考えるんじゃなくて、同時進行で、ごみっていうのはどんどん増えてくるんですから、今言うようにですね。今、毎日出てきてるのが62tですか、新しい炉が29年から稼働するのが54tしか稼働できないっていうことですよ。そういう状況でありますから、1日8tマイナスしないと、ごみの量が処理できないから、何とか減らそうと、今、一生懸命努力をされてると思うんですよ。まだ、努力の仕方が足りないと思うんですよ。私は、基本的には指定ごみ袋の値上げには反対ですけども、そういう中で私が市内をあちこち回りまして聴くところによりますと、大方の方々はもう反対、値上げはしないでほしいと。奥さん方はですね、どこのスーパーが何々、豆腐が1円安いとか、どこが1円安いということであちこち走り回っている状況の中で、年間にして千幾らしか負担がないから大丈夫だろうと、その益金は、また、地域に還元すると言うけど、その中には生活の困窮者もいたり、本当に苦しい方もいっぱいいらっしゃるんですよ。値上げをする前に、やるべきことを、先ほどの質問でもありましたが、もっと努力を本当に市民に見える形でやっからの値上げの提示じゃないと、公民館長さん方に理解をいただいていると、大方はということでしたけど、この理解も聞いてみると公民館長さん方も、何か自公連の総会の席で説明を受けた方がほとんどらしくて、その席では今もこういう形でごみを減らさないといけない、新炉もまた使えなくなる、補修費がかさむ、超えたら大変だから今のうちに袋の値上げをして、そうすりゃごみが減るんだと、そういう誘導的な説明をされたようなふうに私は感じてはおりますけどね。何かこう、説明の仕方も一方的な説明のやり方であって、それで大方の賛成をいただいているっていうことは、非常に厳しい値上げじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがですか。何か答えられることがありましたら。

○市長（豊留悦男） 市民のいろいろな声をお聴きしているという、そのことについては大切にしたいと思っております。値上げという、そのことが言わば一人歩きをしているのではないかなという懸念も持っております。一方では値下げという、資源ごみ袋は値下げするのだという、つまり、これまで3枚可燃袋に入れていたものを2枚にする。資源ごみ袋に、その1枚分は資源として出す。そういう市民になってほしいという、一つの思いがあります。これまでも様々な取組をいたしました。いずれも期待できるほどの効果が得られなかったという事実もあります。そういう意味で、今回はこのごみ袋の価格改定と併せて幾つかの市すべき施

策，それを導入することによって，この生ごみ，可燃ごみを減らそうという市の考え方がございます。これはどんなことがあっても成功させなければならないというのは，今，議員がありましたように，焼却炉の問題もありましょうし，そして一般廃棄物最終処分場，郡にありますけれども，ここの延命化も図らないと莫大なお金が掛かるわけであります。建設についても相当額が必要でございました。計画では18年から20年というようなことでしたけれども，これをもし可燃ごみを減らすことによって，25年，又は30年延命化が図られるとしますと，1人当たりの財政的な負担というものは相当なものがあります。焼却炉もそうでありませぬ。総合的なごみ問題を考えたときに，今回，このような措置を執らせていただいたところでもあります。

○4番議員（井元伸明） もうちょっと，値上げのですね，いろんな説明をしていただきますけれども，値上げが一人歩きをしてるとか，延命化を図るための処置もあるんですよというのは，理解できないわけじゃありませんけれども，もっとやっぱり，市民に負担を強いるのであれば，もうちょっとやるべき努力をとっていただきたいということをお願いしまして，次にまいりたいと思います。

次，指宿庁舎の改築についてですね。今回は耐震に併せて，耐震が不足するから，それに併せて建て替えるのではなく改修という状況であります。指宿庁舎が大体この建物であれば，耐用年数が普通60年を言われているようですが，その中で48年間経過をしているという状況の中で，あと耐用年数が12年ほど残っているわけです。数値的に言えば。そのほか，いろいろと耐震化の影響やらいろいろなもので不足する部分もあるんでしょうけれども。果たして，このあと12年ほど残したこういう状況の中で改修を，後ほど金額的にはお尋ねいたしますけれども，耐震補強と併せて改修した場合に，あと何年ぐらいこの庁舎が使用できると想定をされているのか，一つお尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） コンクリートの住宅の場合は，一般的に減価償却を計算する上での耐用年数は60年，事務所であれば65年と言われておりますけど，これはコンクリート造りの建物の寿命というものではなくて，減価償却を経費として落とすための旧大蔵省令で定めた部分でございます。ですので，議員が言われますように60年であればあと12年，事務所の65年であれば17年ほどということでありまして，今回，耐震補強に併せていろいろな設備の補修等を行えば20年以上は十分もつでしょうし，それ以上に大切に使用していきたいというふうに考えております。

○4番議員（井元伸明） それでは，今回の改修工事の時期と具体的な内容については，どのように考えておられるのか，お伺いいたします。

○総務部長（高野重夫） 今回の庁舎の大規模改修は，来庁者や業務への影響，緊急性などを考慮して，平成28年度から平成30年度の3か年で実施する計画でございます。改修の内容についてですが，まず，平成28年度には耐震補強工事に併せた外壁，窓枠，サッシ工事等のほ

か、屋上防水工事、空調設備改修工事などを実施する計画でございます。次に平成29年度には外壁、窓枠、サッシ工事等の残りの部分と、議会傍聴者及び高齢者や障害者の昇降用のエレベーターと併せて各階にトイレを設置する、エレベーター・トイレ等建設工事を実施する計画であります。次に、平成30年度には主に庁舎内部の改修を実施する予定で、床改修、警備室の改修、照明設備など9種の内部改修と市役所敷地内の駐車場や通路の改修工事を計画しております。

○4 番議員（井元伸明） それでは、この改修工事の費用についてですね、総額でどれぐらい掛かるのか、それと、この財源をですね、どのように考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 先ほど、私が答弁の中で、60年の場合42年が経過しということで、残りは18年ということであります。それで、事務所であれば23年ということで、今回の改修工事をして大切に使うことによって、それ以上に残存期間があるというふうに考えております。それから、今回の大規模改修については、来庁者や業務への影響、緊急性などを考慮して28年度から平成30年度の3か年で実施する計画でありまして、改修の費用についてであります。全体に掛かる工事費用は約8億円程度を見込んでおります。その財源内訳は合併特例債が約7億6,000万円、一般財源が約4,000万円となります。なお、今回の補正予算による設計業務により、庁舎の大規模改修の詳細な工事費用が積算されることとなりますので、今言いました、大体7億から8億程度ということではありますが、それは詳細な積算をすることによって正しい詳細な工事費用が出てくるものというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） この庁舎については、最後に1点だけお尋ねします。今回はこの指宿庁舎の改修でございますが、市内には山川庁舎・開聞庁舎も、それぞれ今、耐震化の検査を行ったりしているようですが、やっぱり併せて早急な対応をしていただき、工事とかかれこれ必要であればですね、それ相応に、やっぱり、地元の活性化にもつながりますので、そういう形で配慮していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部長（高野重夫） 本市の公共工事の入札等については、透明性、競争性の確保の考え方から、市内の業者の格付けを行い、条件付き一般競争入札等を実施しており、市内の業者で施工可能と判断したものについては市内業者への発注を行っているところでございます。庁舎大規模改修工事等につきましては、施工可能であると判断できるものに対しては、可能な限り市内業者に受注機会を図ってまいりたいというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） それでは、最後のかいもん荘の件についてお尋ねをしたいと思うんですが、これは先ほどもありましたけれども、重複するかも分かりませんが、それなりに一つお聞きしたいと思いますが、これは3月議会の当初予算の中で、産業建設委員会の説明の中では新たな泉源を4,000万円で確保するとの説明がなされておりました。この泉源を求めるとのことについては、試掘というか、そういうことをされてると思うんですね。大体

700mぐらい離れた場所に掘られるということでしたから。この場所の泉源の湯量と温度というのはどれぐらいの想定だったのかを、一つ、お伺いしたいと思います。

○産業振興部長（廣森敏幸） 新たな泉源確保の場所につきましては、試掘は行っておりません。ただ、過去に地中の電磁探査等のデータがございまして、そのデータによりますと現在のレジャーセンター周辺の地中には有望な泉源というものは乏しいであろうと。700mぐらい行った、徳光苑付近は有望な地下資源があるであろうというようなデータが出ておりましたので、そこに温泉を掘るということで、ただそのデータだけではなくて、現に恵美寿温泉におきましては、掘削深度が約800m、徳光苑に関しましては、掘削深度が200から300mということで、浅い深度で温泉が出てるといような実情もありましたので、当初予算ではそのような計画をしたところでございます。

○4番議員（井元伸明） この件については予算を計上されながら掘られていない、実行されていない状況がありますけれども、前回のこの公募の条件としてですね、新たな泉源が含まれているということで募集をされたと思います。これ、いまだに実行されていない状況なんです。理由を聞きますと、新たな掘削場所が今言われた徳光苑の近くということで、約700mぐらい離れておる関係で、途中に県道がありますので、県道にパイプを埋設するのに相当な費用が掛かるということで何か断念をされたということでありましたけれども、もし掘るんであればですね、4,000万円に関わらず、当然、このパイプを引いてこないと飛んで来るわけじゃありませんので、1人で歩いて来るとか、温泉が、これは当然最初の予算計上の際に、予測できたことじゃないかと思うんですよ。執行部の予算要求の信用性をですね、非常にこういうの見ますと疑われる、大きな問題であるんじゃないかと思いますが、この点については、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 新たな泉源掘削が中止になった理由については、議員懇談会の方でもご説明いたしましたけれども、当初、レジャーセンターかいもんから長崎鼻方面に向かって700mぐらい離れた指宿市市有地である保安林内のところに掘削する計画ということでありましたけれども、方針変更する理由の一つとして、泉源掘削については、より高温で湯量が望める場所を選定した場合、当初計画してたケーシング管や揚湯管の材質をより強度のある材質に変更した方がいいであろうということを業者から指導があったところでございます。そして、配湯管、議員の今ご質問で言いましたけれども、配湯管埋設については、民有地の部分のみ県道敷地内に埋設する計画でありましたけれども、現地は防風林ということで松や雑木等が生い茂っている場所のために、松などの樹木の根が配湯管に巻き付いて管を破損する恐れがあるということで、全てを県道敷地に埋設する必要があるということで、工事がかさんだと。更に県の県道の道路管理規程によりますと、私ども市道の部分につきましては、一部分の掘削工事の場合には、その部分のみを復旧工事をすればいいわけですが、県の道路管理規程によりますと、一部分の掘削工事であっても片側車線、半分ですね、

その全面舗装をしなけりゃならないというような、当初では想定しなかった工事費用が、それが約6,000万円ほど必要になってきたということで、合計1億という事業費、当初予算では4,000万、確かに私どもの当初予算の積算が甘かったと言われれば、その批判は免れないものと考えておりますけれども、当初予算の段階でも私どもとしましては、ボーリングについては市内のボーリング業者、並びに配管関係についても市内の業者等に見積りを依頼して積算をした結果でしたけれども、今申し上げましたような形で高温の湯温、並びにそういう県道の復旧工事等についての新たなそういう部分が出てきたために、非常に高額な工事費が出てきたというふうに考えております。

○4 番議員（井元伸明） 新たに片側を掘削して舗装するのに、6,000万ぐらい掛かるっていうことでありましたけど、先の公募では、結局、事業者には新しい泉源があるっていうことで公募をされたと思うんですが、では、この応募された事業者と言うか、そこは公表はできないということでありましたけれども、その業者に対しては、この泉源のことは詳しく報告されたんですか。それとも、応募者に対してそれなりの、こうこう理由で今はできないとか、次はこういうふうにしたっていうことを、途中で説明か何か、補足されたことあるんですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） 公募選定の段階では、私どもとしましては新しい泉源を掘削するという予定のもとで、温泉法並びに自然公園法等の各種の手続きを行っておりましたので、この3応募者については、そのような説明はしていないところです。

○4 番議員（井元伸明） この泉源を求めるために設計の委託料というのが、136万円、7月の14日、行っているようなんですが、これは実際実行されたんですか。それともう一つは、泉源掘削に関わる許可申請等についてということで、27万5,000円ほど予算も計上されておりますが、併せてこの申請もされたのか、してないのか、それとこの設計委託料136万円、計上しておりますが、これは執行されたんですか、どうなんですか。これもしてないんですか。

○産業振興部長（廣森敏幸） まず、温泉に関する20数万につきましては、これは具体的な掘削は行っておりませんので、今後も執行する見込みはないというふうに考えております。そして、設計委託につきましては、今現在、泉源周りということで、これは設計事務所の方に発注をし、その予算執行はしております。

○4 番議員（井元伸明） それでは、前回の公募では得点が僅かに足りなかったけれども、決まらなかったということで報告を受けておりますが、これまでの説明を聞きますと、温泉の泉源の問題も含めて、今まで新たな泉源が確保できないという状況の中で、決められなかったんじゃないじゃなくて、決めない方がいいだろうということで決めなかったんじゃないんですか、こういうことは。僅か、2.7点でしたか、僅かの点数で、2社は44点台で、片方は67点台ということで、はるかに差が大きい企業、企業というか事業者でありましたが。こういうのじゃなかったんでしょうかね。

○産業振興部長（廣森敏幸） 決めなかったというような恣意的な判断は、私どもとしてはしていないということです。まず、募集要項の中で70点を超えるものを交渉権者とするというふうに、これは明確に規定してありました。3業者のうち、1位で、なおかつ僅か2.7点足りなかったところを再調整するということは、やはり、これは公正、若しくは公平性が確保できないというふうに判断をし、そしてまた、この業者につきましては、ホテル等の実績については全国でも有数の旅館事業者で評価項目は非常に高い評価も選定委員会の中でも出ていたところですけど、やはり一番のネックになったというところが、まず、1人当たりの宿泊料金が平均3万円程度ということで、高級志向の宿泊施設であったことと、それと宴会等の利用につきましても、原則宿泊者のみ対応とし、宿泊者が少ない場合のみに宴会等の場合も受け付けられるということで、これまで開聞地域、特に川尻地区の皆さんが希望いたしました、帰省したときなんかは気楽に利用できる宿泊並びに宴会場という施設ということについては、あまりにもかけ離れていたということで、それともう一つ、土地の貸借形態が募集要項の中では30年の無償使用貸借契約としてあったわけですけども、応募のあった業者からは普通借地契約か30年以上の事業用定期借地を必須条件とするということで、ここについても募集要項から逸脱していたというところがありまして、選定委員会の総意として交渉権者にはふさわしくないという判断をし、それを踏まえて市の方としても2.7点届かなかったということも踏まえて、優先交渉権者としては選定しなかったという経緯になります。それと、先ほどの答弁をちょっと訂正させていただきたいと思っておりますけれども、温泉に係る20数万円の支出については、まだ掘削をしてないから支出する予定はないということで申し上げましたけれども、水道管を埋設するための試掘を実施いたしましたために、それに関しては支出をしてあるということで、お詫びして訂正させていただきたいと思っております。

○4番議員（井元伸明） 最後に、地元で早急な利活用を求められておりますので、11月に次の公募をかけるってことでしたが、対応じゃなくても、あとは売りということもあったようですけども、早急な判断ですね、いい事業者が早急に着手できるような体制を整えてほしいと思ひまして、お願いして終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

| | | |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 0時15分 |
| 再開 | 午後 | 1時13分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外園幸吉議員。

○1番議員（外園幸吉） 昼の一番は、皆さん眠いそうですが、皆さんが安らかに眠れないように、元気を出してやりたいと思ひます。

1番、外園幸吉でございます。通告いたしましたように、指宿市における外来生物についてということなんですけど、外来と言いますと、外から来た、ほかから来たと書いてあります

が、私の名前は全然関係ないと思うんですけど、昔、大抵のものは外国から入ってきて、例えば漢字なんかは中国から来たと言われてますけど、日本人は偉いと言われるのが平仮名を発明したっていうんですから。片仮名も作ったり。今では本家の中国より漢字をよく使っているという説もあります。それから、紀元5世紀ぐらいですかね、水田耕作というのも外国から入ってきたそうですが、日本人は稲作、米を作るのに非常に努力して、収量とかうまさとか研究を重ねまして、ある程度の寒冷地まで米を作れるようになって、今、米余りと言われる世の中になっております。外来生物と言いますと、非常に範囲が広いんだなって、通告してから思いかたでしたが、そこで3番目にしておりますけれども、特定外来生物法というのがあります。括弧で入れてありますように、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律について、ここでちょっと範囲を狭くしたいと思っております。ご承知かと思っておりますけれども、この特定外来生物法というのは分類の仕方で、ほ乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、クモ・サソリ類、甲殻類、昆虫類、軟体動物等、そして植物という分類がしてあるわけなんです。この中で植物の中でもよく言われるわけですが、前回の6月の同僚議員のメリケントキンソウ、これなんかも外来ということでしたけど、この分類の中にですね、特定外来生物に入っているのかなと。6月議会で非常に私は勉強になったと思うんですが、ああいう困ったのが入って来てますね。ただ、この特定外来生物法を見ている中で、私は思ったんですが、私たち人間の都合の悪い生き物は雑草とか、雑草という植物はないんだよと、昔、習ったような記憶がありますが、雑草とか害虫とか害鳥、害を及ぼす鳥ですね、害獣、害を及ぼす獣という表現をします。おいしい生き物は食用にしますし、愛らしく、自分の文化圏では食用にしない生き物は愛玩、ペットですね、これは観賞用にします。ですから、今よく言われているイルカなんかは国によって、マグロもクジラもいろいろ文化圏によって違うわけですけども、動物虐待も動物愛護もどっちも人間という生き物の身勝手さで決めていると、そういうような感じがしまして、私は議員として80数回一般質問をさせていただいているんですが、今回ほど複雑な気持ちになったことは初めてでございます。ちょっと脱線しかけますが、こういうようなことで、さっき言いました特定外来生物法の枠の中で、かつ我が指宿市における植物、動物、その他生物の市役所としての把握、対応等についてお伺いしたいと思います。

1問を終わります。

○市長（豊留悦男） 外来生物、一般的に外国から、外国が原産地で人為的に国内へと運ばれてきた生物を指しているようでございます。その中でも特に生態系などに大きく影響を与える生物が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律において、特定外来生物として指定されております。本市の外来植物につきましては、メリケントキンソウや生態系被害防止系外来種に指定されておりますセイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオブタクサ、ホテイアオイなどが確認されております。特定外来生物として、オオキンケイギク

が確認されているようでございます。オオキンケイギクは黄色い鮮やかな花を咲かせ、荒地でも生育できることから、観賞や緑化を目的に利用されてきました。しかし、繁殖力が強く、在来の植物と競合して悪影響を与えることから、平成18年に特定外来生物に指定されました。オオキンケイギクに関する取組といたしましては、市ホームページ等への記事の掲載、環境省が作成したチラシの各地区での回覧なども行っておりますが、更に街中で植栽されているものの繁茂しているものに関しては、地権者の方に防除をお願いしているところでございます。

この外来生物等についての対応につきましては、担当課長、部長の方がお答えいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） メリケントキンソウについてでございますけども、メリケントキンソウに関しては、市のホームページの記事に掲載を行っているほか、公共施設での分布状況の調査を実施して、普通公園、都市公園における駆除を行っております。また、市民への周知用のチラシの作成は既に終えておりますが、駆除に適している開花時期の1か月前から2か月前の頃にチラシを配布して周知を図っていく予定でございます。それと、セイタカアワダチソウ、セイヨウタンポポ、オオブタクサ、ホテイアオイに関しましては、市内各地で繁茂しているのがよく見受けられます。今後もチラシの作成等を行って周知、防除を図ってきたいと考えております。

○1番議員（外園幸吉） 今、ご答弁いただいた中で、オオキンケイギクというのがキク科の中で、ちょっと残念ながらどういうキクか浮かばないんですけど、セイタカアワダチソウとか、ホテイアオイなんか結構ありますよね。例えばですね、えぷろんハウス、あそこのところの池もあります。私はあれは花もかわいいし、ちょっと好きな植物なんですけど、もう今ですね、ホテイアオイがあるところなんか、この辺でも小学校の池にあるかないかぐらいです。さっき言いましたように、みんな害を及ぼすからって消していくのもどうかなと、また、余計なことを思ったりもするところです。よくセイタカアワダチソウについては、よく言われますよね。そういう対応をされているということなんですけど、植物でですね、例えばトマトなどは明治、江戸時代でしたかね、観賞用に入ってきたんだそうですね。ところが今はフルーツトマトとかミニトマトとか、いろんなのがありますし、また、水耕栽培でやってたり、完全にさっきの漢字じゃないけれども、日本人が取り込んだと言いますか、うまくやっている、ああいう外来植物もあるわけですよ。ですから、さっき出ましたメリケントキンソウなんかは、何かいいところがあるのかなと思ったりもしますが、ああいうのは根絶せんといかんけれども、やっぱり、ホテイアオイも根絶せないかんですかね。それから魚類の中でですね、池田湖とか鰻池の関係で、バス、バスっていうのはコクチバスとかオオクチバスとかあるんですけど、いますよね。それから、ほかのところはブルーギルがいるところはあるんですかね。例えば池田湖とか。そういうところの魚の対応なんですけど、これを根

絶することが、鰻池で言いますと鯉の養殖とかワカサギでしたかね、養殖をしたこともありますし、これの対応についてはどうされていますか。

○市民生活部長（牟田浩一） 池田湖についてでございますけれども、池田湖には、平成19年、平成20年に鹿児島水産高校に協力していただいて、調査をしております。その結果によりますとアユやワカサギなど11種類が確認されております。このほか、外来種としてハクレンとジルティラピアが確認されております。特定外来物に関してはこの調査では発見されておられません。それと、生態系についての懸念事項ということで、池田湖・鰻池ともその底層の無酸素状態が進行しておりまして、環境変化に強い外来種が生き残り、在来種が減ることも懸念されるということがございます。鰻池ですが、平成18年の調査、これは指宿市農村環境計画に基づく調査なんですけど、それと平成19年の錦江湾高校の調査によりますと、魚類としましては、ゴクラクハゼ、トウヨシノボリ、オイカワのほか、外来種であります、オオクチバスやジルティラピアが確認されているようでございます。以上です。

○1番議員（外園幸吉） さっきも言いましたようにですね、それは対応をどうするかということなんです。鰻池で何回もバス釣りの人を見たわけです。どこから来たのって言ったら鹿児島市からとかですね、よく見ます。よく言われるんですが、魚釣りは私はよく分かりませんが、釣ったときのいわゆる快感ですね、それはあるけれども、あとの処分が、例えば、家に持って帰って3枚下ろしで食うとか、焼き魚とかそういうのならいいんだけど、どうも見ていたら、キャッチアンドリリースって言うんですか、私はあんまり片仮名はあれなんですけど、日本語でよく当てはめられない。また、池に返してるんですね。やっぱり、あれをですね、例えば薩摩川内市の藺牟田池でその外来魚釣りは盛況だと。ある業者がそれを買い取ってとか、褒美を出したりして、根絶するためにやってる新聞記事があるんですけど、オオクチバス、コグチバスがあまり好まれないのであれば、何らかの対応を取らないと、さっき言われたコイとかアユとかワカサギとか、そういうのがいなくなると。ヨシノボリはよく見ますけどね。そういう状況ですので、今は非常に水位も高くなっていますが、その水位が低い頃にならんと魚釣りの人も見えないのかなとも思ったりもするけれども、この藺牟田池の例などからして、対応は考えておりませんか。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員がおっしゃられるように、釣りをされる方がキャッチアンドリリースということで、これを釣ったあとにリリースをする場合が多いと思われるんですけども、これをやってしまうとやはり弱って死んでしましまして、水質を悪化する恐れがあるというのは懸念されているところではあるんですけども、現在のところ、まだ、その釣り客としてそういったキャッチアンドリリースをする釣り人がそんなに多くない状況ですので、今後、それが増加するようであれば何らかの検討をしていく必要があるのかなというふうに考えているところであります。

○1番議員（外園幸吉） 釣り客が多くないと言われたけど、ちょっとこれは見解の相違です

ね。私は月に1回ぐらい行くんだけど、何回も見てます。水道の方に聞かれると分かると思うんですが、鰻池の入口の取水のあそこでもですね、関係者以外立ち入り禁止ってなっているのに、釣っている人もあって、問題になって、水道の方としてはここには入らないようにということに対応したと聞いております。そして、鰻池の排水をですね、浄化するための溜め枡、あそこのところに何回も見ました。もう昔の話になりますけど、鰻池の条例を作る頃は、15・6年前ですが、あまりこのキャッチアンドリリースなんてことは私たちも知らないです。爆弾釣りは駄目だよとか、そういうのは条例に入っているわけですね。えさを撒いてうんぬん、污水处理。そういうことがありますので、毎日行けとは言いませんけども、鰻地区の区長さんなりに相談をして、そういう現状をもっと把握すべきだと思うんです。これは、いわゆる生態系を言われますけれども、今申しあげました污水处理の施設を造る際にかび臭くなったり、いろいろ鰻池の状態が悪くなったわけです。その当時の山川町は、大事な水瓶ですから、前にも言ったかもしれませんがね、尾下放牧場の鰻池側への放牧を止めたんです。牧草を作ると。反対側に放牧する。それから、あそこに雨水の浄化槽を造ろうとしたけれども、どことは言わない、有名な地主さんがですね、30坪ぐらい売ってくれなかったもんだから、ちょっと変則的なやり方でやって、現実には、今の雨なんか降った場合には機能を果たしておりません。もう一つやったのは、そのろ過のところに活性炭素とかそういうのをしまして、ある程度機能は果たしているわけですが、やっぱり早い時点ですね、取り除くべき害魚ですか。対応を考えるべきだと思いますが、どうですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員がさっきおっしゃいました、薩摩川内市の例でございますけれども、薩摩川内市は藺牟田池自然公園施設条例というものがございまして、これを改正して平成18年7月1日から釣った外来魚については、再放流、リリースですね、これを禁止するというように改正しております。このリリースを禁止することによって、リリースに関する業務として釣った魚を回収する回収業務委託を行っております。それで、この回収業務委託の中で、外来魚の駆除を行ってるんですけども、その回収業務委託費として年間27万円ほど聞いております。これは藺牟田池に外来魚の回収BOXを設置しまして、釣った外来魚を収集、処分するというものでございますけれども、更に外来魚を駆除する目的として、そのアクアタイムという何か施設があると思うんですけど、その入館者に対して無料で竿を貸し出して、釣った外来魚を1匹10円で買い取っているようなことをやっているようにお聞きしております。このように、そういった条例を制定して、制定後にも何らかの処置をする必要がありますので、もし、非常にそういうふうに来来魚によって水質が悪化したりとかそういう可能性が出てくるとするならば、やはりその部分についても、薩摩川内市の例に倣って何らかの処置をするように、将来、考えていかなければならないというふうに考えております。

○1番議員（外園幸吉） 出ましたように、藺牟田池はベッコウトンボという有名なトンボがあ

るから、そういう対応がされていったんだろうと思います。ですから、最初言いましたように、人間の勝手ですけれども、それなりの対応を取っていかないと、あとで困ると思うんですが。池田湖についてはほかにはどうですか。それと、池田湖以外でそういうのはありますか。

○市民生活部長（牟田浩一） 池田湖の方では、オオクチバスなどの特定外来物は確認されていない状況でございます。

○1番議員（外園幸吉） 特定外来の中で、カダヤシって言うのがありますよね。これは、昔、私はある人からメダカだと言って、喜んでもらって帰ったらですね、家の息子にこれはメダカじゃないよカダヤシだよって教えられましてね。カダヤシという名前のおり、蚊を倒すわけですね。つまり、蚊の幼虫を食べるもんだからカダヤシと言うんだそうで、指宿では、昨日ひょうたん池のあの辺が出ましたが、野球場の隣の側溝、あそこは隣の九大ですかね、植物場があるもんですから、そこから温泉水が出てるんで、そこにカダヤシが結構おります。それから、指宿の自動車教習所の近くの側溝等を見ても、ハウスから出ている温泉の関係もあるのか、結構おります。あれなんかもそう害を及ぼさないんでどうかなとも思うんですが、カダヤシはボウフラをやっつけるんで、あえてカダヤシを排除してくれとは申しませんけれども、いろんな対応をしていかなければならないと思う点があります。それから、この辺ではツマアカスズメバチというのは聞きませんか。というのはですね、先月ぐらいだったんですが、長崎県の対馬市でこれが大発生したと。中国製だということなんですね。それで、ミツバチを補食する、食べるんだそうですね。この辺で私はミツバチを飼っているところ、箱が置いてあるところ1か所しか知らないんですけども、こういうミツバチの業者とか、市内にはほかにはいらっしゃるんですか。

○環境政策課長（井手久成） 私どもが把握しておりますのは、ミツバチを養殖しているのは鹿児島市喜入の方にいらっしゃるということは確認しています。

○1番議員（外園幸吉） 井手課長が何度も行っただころにあるんだけどな。福元の竹山のソーラーをやったでしょう。あの西側と言うかね、ちょこっとありますよ。箱は10個ぐらいあるかな。前からあります。だからソーラーの敷地の外れてるから、端っこの隣だから、付近にありますよね。ほかの人はともかく、あなたはあそこには何回も行ったと思うんだけど。そこです、ほかにはないと言われればそうなんだけど、ミツバチを使って受粉をしている人たちが、例えばハウス栽培のやつですけども、トマト、かぼちゃもあるかな、イチゴなんかもあるわけですよ。そういうふうの話は把握してませんか。

○市民生活部長（牟田浩一） 市内でもかぼちゃ、トマト、メロン、幾つかの果樹の栽培に用いている農家があるということは聞いております。本市では農協が管理している巣箱がございまして、使用する際はレンタルして利用しているということで、近年、その在来のハナバチというのも、また使用されているように聞いております。

○1 番議員（外園幸吉） そういうミツバチ等を使って、受粉をすると。メロンの話も出ましたが効率がよくて、いいことだと、自然に優しいとか言われるんですが、私は毎日新聞の、日曜版にストロベリーという小説があるんですよ。読んだこと、いらっしゃらないかな。その中でイチゴ農家がミツバチを処分すると。処分とは巣箱に熱湯をかけるか袋に詰めて蒸し焼きにすることだそうです。かわいそうだと思うんですが、そのミツバチを購入したハチの資材証明書にそう書いてあるんだそうです。伝染病予防や生態系維持のためだそうです。これは、小説の中の記事ですがね。そういう具合にして、ミツバチを利用するイチゴ農家も、あとの対応をしているわけですね。残酷な気もしますが、役だったミツバチをですね。そうしないと、いわゆる生態系とかいろんなのに影響を及ぼすということなんですね。それから、今月の広報に出ていましたが、サルが出るという話があります。先日、山川の町区のところ、ある人の庭に、町区の本通りのすぐ裏ですよ、どっちかと言うと田舎の都会ですけどね、にがうりを食いおたつていうんです。ちょっと大騒ぎになって、お巡りさんも来たりしているんですが、その1か月以上前は大山の田中さんって名前も黒ゾウカに出てましたけど、そこでもサルが出てたつていうわけですが、そのサルもものによっては特定外来生物になっているわけですが、この辺はどうですか。

○農政部長（新留幸一） サルの関係なんですけど、農政部の方でちょっとお答えさせていただきたいと思います。サルにつきましては、議員がおっしゃるとおり市内各地、グループを作って出ております。我々農政部の方といたしましては、その捕獲に関しましてということなんですけども、捕獲に関しまして市内の猟友会にお願いをしまして、1年間通して捕獲体制を整えております。ただし、市街地、町の中に出没した場合に対処というのが猟友会、鉄砲とかいろいろ撃てませんので、その辺、少し、ちょっと、サルの箱罠を設置したりとかそういう形でさせていただいております。

○1 番議員（外園幸吉） このサルの中で、外来生物に指定されてるのがタイワンザルとかカニクイザルとかアカゲザルとか、いろいろあるんですが、種類の把握はしていますか。これらは関係なくて、いわゆる日本古来のサルというか、種別的にはどうですか。

○農政部長（新留幸一） 種類といたしましては、確認しているところだけでニホンザルということだけでございます。

○1 番議員（外園幸吉） サルもひっかくものよと言いますが、みんな怖がりますね、私も怖いんですけども。今、旧山川地域に出ているサルについては、私の質問した外来には当たらないということですね。シカの話も出ますが、これはどうですか。シカの指定されているものがありますか。

○市民生活部長（牟田浩一） すいません。シカのことについては、ちょっと私どもの方では把握がなされないところでございます。

○農政部長（新留幸一） シカにつきましては、外来生物等について確認しておりませんが、市

内、山川地域、あるいは指宿地域で出没されているとは聞いております。

○1 番議員（外園幸吉） この外来生物の中では、マゲジカ、マゲジカはよくテレビ何かで見れますよね。キュウシュウジカとか、ヤクシカとかエゾジカとかありますね。シカについてはさっきのサルみたいには怖くないから、大騒ぎしないのかもしれませんが、大山と成川で見たっていう話があります。ほかのところにも、指宿市内では多々あるのではないかと思いますけれども、その外来生物としての把握をされてなければ、その程度でいいと思います。

この外来生物の駆除等の話が出ましたけど、先にですね、対応しているセイタカアワダチソウかと、その辺の予算措置というのはどうなんですか。

○農政部長（新留幸一） ただいまご質問のセイタカアワダチソウについてなんですけども、路肩や畑の路面等に幅広く分布しております。議員もご承知だと思います。非常に成長が早くて対処に苦慮しているところがございますけれども、雑草の繁茂する3月・5月、それから8月・10月にかけて、山川の畑かん営農振興会を中心といたしまして、一斉に生産農家の方々の協力いただきながら、環境整備を行っております。同じく開聞と指宿地域も一緒にやっていたところなんですけども、ただ、それだけでは効果がないということで、各品目ごとの栽培講習会や現地研修会等も通じて、生産者へ草払い作業、これも環境整備が一番だということで、その指導を行っているところでございます。

○1 番議員（外園幸吉） セイタカアワダチソウについては、私の聞くところでは、今のJR、昔の国鉄、その昔は鉄道省と言ったんだそうですが、その線路際に飼料等を運ぶ際に持ち込まれたというように聞いてるんですが、確かに今のJRの線路沿いにはセイタカアワダチソウが結構多いですよ。この、今、畑かん営農で頑張っていらっしゃるってのは聞きましたが、JRの敷地内に勝手に取るわけいけないんですが、この辺は、JRとの関係はどうなってますか。

○市民生活部長（牟田浩一） すいません。そのJR等の駆除とかそういったものに関するやり取りというのは、やっておりません。

○1 番議員（外園幸吉） そのJRの線路上にいっぱいあるっていうのは、認識してますか。もし、認識してなかったら私が連れて行きますが。

○市民生活部長（牟田浩一） 繁茂、繁殖しているということは承知しております。

○1 番議員（外園幸吉） JRだけに責任押しつけるって意味じゃなくて、結構あれは飛ぶっていうか、畑かんで頑張ってもJRのものが飛んでいったら、水の泡じゃないけれども、その辺は私らがJRに文句を言うわけにいきませんので、担当の方々がいい時期に取っていただくように、対応をしていただきたいと思います。そのように思います。

それから、今頃よくテレビに出るのは、アライグマ、アライグマがよく出るんですが、それからイタチかな、テンかな、というようなのが私のところの庭にも走ってますけど、こういうのはどうですか。

○市民生活部長（牟田浩一） すいません、そちらの方もちょっと把握ができないところなんですけども、在来種の中のアナグマっていうのは、市内でも確認されてはおります。

○農政部長（新留幸一） アライグマにつきましては、害獣ということに位置付けておりますので、もし畑、あるいは山等に出没した場合は猟友会等で対処しているところでございます。

○市民生活部長（牟田浩一） すいません、アライグマについてはですね、県内で確認できておりますが、市内では確認はされておられません。失礼しました。

○1 番議員（外園幸吉） アライグマは分かりました。イタチかテンか分からないのが家の庭走り回ってるんですが、これ飼っているわけでも餌をやっているわけでもありませんので、部長に見せるわけにはちょっといかないんですけど、私のところだけじゃなくて、山川の小川も結構都会だと思うんですけど、何箇所かで見えております。それから、マングースはどうですか。一時、ハブ対策とかいうことで入れて、池田湖のところですよね。ハブ対マングース、何とかの決闘っていうのがありましたが。何年か前、マングースが指宿にもいるっていう話も聞いたことありますが、どうですか。

○市民生活部長（牟田浩一） マングースにつきましては、県内で確認されておりますけれども、やはり、市内の方では確認されていないというふうな情報を聞いております。

○1 番議員（外園幸吉） 何年前かだったかな、千貫平の方で、ちょっと聞いたことありますが、確証がありませんのでそれでいいです。

カミツキガメというのをよく聞くんですが、あれも飼うときは縁日なんかでかわいくて買って行くんですけど、あとは手に負えなくなってですね、私のところはイシガメっていうのを20年ぐらい飼ってますけど、あれはかわいいけど、ちょっとカミツキガメは怖いんですが、これはどうですか。

○市民生活部長（牟田浩一） カミツキガメもやはり、県内では確認されておりますが、市内では確認されていない状況でございます。

○1 番議員（外園幸吉） それから、8月22日の新聞に出てた、指宿で美しい緑色をしたオキナワキノボリトカゲというのがありますが、これは新聞見てびっくりしたんですが、これも美しい緑色なんだけど、生態系を乱すと、おるべきじゃないところにいるという南日本新聞の記事があるんですが、これはどうですか。

○市民生活部長（牟田浩一） キノボリトカゲにつきましては、県内でも確認されておりますし、市内でも確認されているようでございます。

○1 番議員（外園幸吉） これは害を及ぼしてますか、そういう話を聞きますか。

○市民生活部長（牟田浩一） これは生態系被害防止外来種ということで、特定外来物ではございませんですし、そのような被害を受けたというのは、私どもの耳には入っておりません。

○1 番議員（外園幸吉） いろいろ個別にお伺いしましたが、それぞれの対応を行っていただきたいと思います。皆さんもご覧になってる南日本新聞の2面のところに、路傍、道端です

ね、300と書いて、毎日きれいな写真入りで植物が、花、草ですか、出てます。ものを言わない花や草でも日頃目をかけておけば、人間にとってかなりプラス要素もあるんだと思っておりますので、最初にお断りしましたが、人間の勝手だとは思いますが、生態系を壊したり他の希少生物を駆逐するような、皆さんに迷惑を掛けるような害を及ぼすものについては速やかな対応をお願いしたいと思います。以上です。終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時07分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は白山正志議員。

○2番議員（白山正志） 2番、指宿大好き白山でございます。今回は学校再編について、質問させていただきます。現在、日本の学校では少子化に伴い、小学校から高校まで、合わせて毎年約400から500校のペースで廃校になっているようであります。少し古いデータになりますが、2011年のデータによりますと公立小学校で見ると、子供の数が1958年の1,340万人をピークに、2011年では677万人とほぼ半減しております。また、学校数は2万6,000校余りから2万1,000校余りへと、約20%減っており、このところそのペースが上がっているようであります。学校規模別に比較してみると、小規模校が減って中規模校が増えているということでもあります。このように学校の統廃合により学校数が減少している中、一方では災害時等において学校が避難所になるなど、地域の防災拠点としての役割が再評価されるようになってきています。法律で一辺倒で地域の心の拠り所である学校をなくしてよいのか、といったように地域の中核的役割を担ってきた学校の在り方をどうするのか、改めて議論する必要がありそうです。そこで、本市も統廃合を見据えた学校再編を地域の方々を中心に構成されている学校のあり方について考える会を中心に検討中でありまして、通告に従って順次質問させていただきます。

まず、1点目、指宿市望ましい学校環境整備計画とはどのようなものか。この学校環境整備計画が策定され、学校再編に当たって基本と、指針となるようなものが示されておりますが、確認の意味も込めまして、この指宿市望ましい学校環境整備計画とはどのようなものか、お伺いいたします。

2点目に、望ましい学校規模とは、先ほどの学校環境整備計画の中に望ましい学校規模がうたわれております。どのような点において望ましいとしているのか、お伺いいたします。

3点目に、地域コミュニティとの関連性は。当然ではありますが、地域と学校は切っても切り離せない関係であります。また、指宿市においては新たな地域コミュニティ組織モデル事業を、今、進行中でありまして。そのモデル事業の中で、今まで学校についてこのような再編等の意見が交わされているのか。また、なければこのコミュニティ組織として地域コミュ

ニティの視点からの学校はどう考えるのか、お伺いいたします。

4点目に、生み育てやすい環境とは。この学校再編は人口減少、少子化に端を発するものであります。できることであれば子供が減らずに既存の学校で子供たちが毎日健やかに成長するのが望ましいことではありますが、残念ながら現状はそうなっておりません。これまで、指宿市としてどのような生み育てやすい環境づくりを行ってきたか。また、その中で問題点や課題等があればお伺いいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（豊留悦男） 望ましい学校環境の整備等につきましては、教育委員会教育長が答弁をいたします。私の方からは地域コミュニティとの関連性等についてお答えをさせていただきます。現在、実施している新たな地域コミュニティ組織モデル事業は、複雑化、多様化する地域課題、この課題の中に少子化も当然含まれますけれども、そのような地域課題についてそこで実際に生活している住民一人ひとりが、我がふるさととしての当事者意識を持ちながら自分たちで解決していく取組を推進するために実施しているものであります。先ほど申し上げましたように、この取組の一つとして少子化対策もありましょう、学校の在り方についてもこの中に当然入ってくるわけでございます。このコミュニティ事業の中で地域づくりと学校の連携について直接話題にしたことはないようでございますが、昨年実施いたしましたモデル3地区のアンケート調査等では、いずれの地区でも地域による子育て、子供の支援の取組が必要であるという意見が上位に入っているようであります。そして、このアンケート結果を基に実施したワークショップでは、児童数の減少に対する学校と地域、地域間同士の連携、世代間交流の必要性などが議論されているようであります。

学校再編等については教育長が答弁をいたします。

○教育長（西森廣幸） 指宿市望ましい学校環境整備計画とはどのようなものかのご質問でございましたが、その計画策定に至った経緯から話をさせていただきたいと思っております。指宿市では平成20年3月に第1次指宿市総合振興計画を策定しました。この計画に教育施設、環境の整備、充実について記載してあります。現状と課題として、本市の小・中学校の児童・生徒数は少子高齢化の進行により、年々減少傾向にあり、複式学級となる学校があることや、学校施設は昭和30年代から40年代の児童・生徒数急増期にかけて建設されたものが多く、老朽化が進んでおり、子供たちの安全・安心を確保するとともに快適な教育の場を提供するための改修や改築が求められているとも記載しています。基本方針として、今後の学校教育や情報化の進展に長期にわたって対応することのできる教育環境づくりを進めます、と記載してあります。この計画の具現化に向けて、教育委員会では平成20年8月に地域や保護者の代表、学識経験者等で組織する指宿市学校施設整備計画検討委員会を設置し、望ましい学校環境や学校施設の整備計画等について検討をしていただきました。そして、平成22年3月に、指宿市の未来を拓く子供たちを育成する新しい時代の学校づくり方策について、という答申

をいただき、これを踏まえて平成22年12月に望ましい学校環境整備計画、サブタイトルとして、未来を拓く子供たちを育成する新しい時代の学校づくりを策定しました。この計画の内容は今後の小・中学校の望ましい学校環境整備計画として、本市の学校環境の現状と課題、本市における望ましい学校規模及び本市の学校整備、施設整備方針などで構成されています。

次に、望ましい学校規模についてでございますが、学校規模については、学校教育法施行規則に小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態、その他により、特別の事情があるときはこの限りでないとして、中学校は小学校の規定を準用すると定めています。また、昭和59年文部省助成課の資料にこれからの学校施設づくりというのがございますが、学級数による学校規模の分類を次のように示しています。過小規模校は1から5学級、小規模校は6学級から11学級、適正規模校は12から18学級、学校統合の場合の適正規模校は19から24学級、大規模校は25から30学級、過大規模校は31学級以上と分類されています。指宿市望ましい学校環境整備計画では、将来を担う子供たちの豊かな人間性や社会性を育むために学級集団が果たす役割は大きなものがあること、また、児童・生徒が生きる力を身につけるためにも、一定規模の学校で切磋琢磨することが必要であること、また、市内教職員のアンケート調査結果も考慮して、望ましい学校規模を小学校においては1学級の児童数は21から27人程度、1学年の学級数はクラス替えの可能な2学級以上が望ましい。中学校においては1学級の生徒数は27から30人程度、1学年の学級数は学習集団の弾力的な編成が実施でき、教科担任制の教員配置が可能となる3学級以上が望ましいと定めているところでございます。以上でございます。

○市民生活部長（牟田浩一） 地域コミュニティから見た学校の在り方についてでございますが、地域住民から見た学校は地域社会の将来を担う人材を育てる場所であるとともに、各地域コミュニティの核の一つとしての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を併せ持っておりまして、学校がまちづくりと密接に関わる場合も多いと言われております。今後は児童・生徒数のみならず地域住民そのものの数も減少していくことが予想されておりますが、地域を守り維持していくのはそこに暮らす住民の皆様方にほかなりません。地域で暮らし続けるためには、何が課題となっているのか、次の世代にどうやって定住を促していくことなど、住民同士で話し合っ、自分たちにできることを見出し、住民自ら取り組んでいくことが重要だと考えます。現在、進めております新たな地域コミュニティ組織モデル事業の中で、地域の皆さん自らが主体になって様々な危機意識、課題認識等を共有しながら、将来に向けた地域づくりについて考え、取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○総務部参与（有留茂人） 少子化、人口減少対策については雇用創出や他圏域から人を呼び込む定住促進対策、子供・子育て環境の充実など、幅広い分野にまたがります。本市におきま

しては、これまでいぶすき菜の花団地の分譲や定住促進制度のほか、進出企業の誘致や山川港特産市場活お海道の建設、農業の基盤整備、安心して産み育てやすい地域にするための産科医確保など、産業振興や若者定住に向けた幅広い範囲で多くの施策を講じております。昨年5月に日本創生会議で2040年の人口流出試算が発表されましたが、本市においてはこの南薩地域の自治体の中でも人口減少の割合が低く推計をされております。これまでの市の施策が功を奏したことも一つの要因ではないかと認識をしているところでございます。

○2番議員（臼山正志） それでは2回目の質問に入りたいと思います。この、まず、整備計画が策定されるに至った経緯ということで、検討委員会が立ち上げられてその答申を受けたということですが、まず、この検討委員会を設置した理由として、児童・生徒数の減少による学校規模の適正化や学校施設の老朽化などの課題が生まれてきたというふうに答弁いただきましたが、これはもう、多分全国どこでも同じような理由だと思いますが、実際、現場、学校の中の先生方だったり、あるいはその地域の保護者、あるいはその地域の学校、保護者以外の方々、あるいはその子供たちも含めて、この児童・生徒数の減少によることでの問題点を直接聴いたことがあるのか、あれば内容についてご答弁をお願いします。

○教育長（西森廣幸） この整備計画を策定するに当たって、検討委員会では様々な資料等を調査・研究され、また、市内の小・中学校の教職員からアンケート調査も実施して参考になっているようでございます。

○2番議員（臼山正志） はい、ありがとうございます。そのアンケート調査の結果もこの整備計画の中に出ております。その中で、アンケート結果で多かったのが小学校であれば1学年2学級、1学級の生徒数、児童数が21から24名が47%で一番高くなっている。中学校においては1学年3学級、1クラスの人数が27から30名が45%で一番高くなっているというようなのが載っております。小学校のこのアンケートの中身を見ますと、1学年2学級、先ほど望ましい学校規模というところでもご答弁いただきましたが、クラス替えが可能な2学級以上が望ましい、こういうところから出てきているのかなと思いますが、確かにアンケート結果を見ると1学年2学級が多くなっております。ただ、ほかのアンケートの意見を見ますと1学級というのも結構多くてですね、32%あります。32%の内訳を見ますと1クラスがやはり25名以下が好ましいと。確かに2クラスっていうのも多いんですが、1クラスも3割以上あると。やはり、こちら辺の意見というのは無下にはできないではないかなと思いますが、教育長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（西森廣幸） この整備計画策定に当たっては、検討委員会の皆さん方に諮問をいたしまして、調査・研究をしてその後、答申をいただいて策定したものでございます。一つの答申を参考にしながら、教育委員会としてはこの調査結果等も参考に、まずはこの学級数、児童・生徒数が望ましいのではないかという考え方に立って整備計画が策定されたものと思っております。

○2番議員（臼山正志） 検討委員会の中で、この学校規模について、ある程度標準になるもの、この学校教育法施行規則第41条及び同規則第79条において、小・中学校の学級数は12から18学級が標準とされています、と出ていますので、恐らくこの検討委員会の中でも好ましい学校規模を設定するに当たって、この学校教育法施行規則が参考に、あるいは標準として話をされたと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 検討委員会の中で検討される過程において、そのことは参考にされたのではないかと思います。当時、私はこの計画策定のとき関わっておりませんので、細かいことが分からないところがございますけれども、学校教育法施行規則に示された学級数、児童・生徒数よりは本市の実情に合った望ましい学級数、生徒数が計画の中に示されているのではないかなと思っております。

○2番議員（臼山正志） 私も今回、この一般質問をするまでは、小学校・中学校の学級数は12から18が標準、好ましいと、その疑問に思わなかった方なんです。いろいろこの規則を見てみますと、そもそもこの学級数が標準とされています12から18学級が、いろんな法文の中に、条文の中に盛り込まれた時期というのが、昭和30年代の話のようであります。最近、今年の1月27日に文科省の方より公立小学校・中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きということで、かなり久しぶりに改正がされているようではありますが、その中でも12から18というのが入っております。ただ、これが教育的な視点からの適正規模なのかどうかということを考えて、いささか疑問に感じる場所があります。と言いますのが、国としても教育的な視点での適正な学級数、学校規模というのは明確には出ておりません。恐らく、これは昭和の大合併、そういう時期にですね、示されたものであろうと。恐らく、財政的な財務省よりの考えであるというふうに、今回、いろいろ調べる中で私が感じたところですが、そういう認識は教育長の方、持っていらっしゃいますか、どうでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 議員ご指摘のとおり、この学校教育法施行規則は昭和33年に策定されて、その後、定数、学級数等についてはその時代の社会的な背景を受けて改訂がなされているところでもあります。振り返ってみますと、私どもの小学校のときには、確か50人学級、45人学級、そういうような時代もありましたし、マンモス校として1,000人を超える学校もあったように思います。そのように社会の変化とともに学校の在り方というものも変わってきているのではないかなと思っております。そういう意味から考えましたときに、本市の学校の児童・生徒数を考えたときに、これまでの在り方でいいのかどうか、そういうことは、今、市民の皆さん方にも問いかけながら、一緒になって考えているところでもあります。

○2番議員（臼山正志） この規則の中でうたわれております12から18、県の方も恐らく同じだと思いますが、この適正な学級数に当たっては設置自治体で決めるようにと、最終的には決めていいというふうになっていると思いますが、その辺はそういう認識でよろしいのでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 学級編成の決定とか教職員の定数等については、国の基準、県の定数、そういうものがございます。最終的には設置者である市町村教育委員会が決定していくことになるかと思いますが、年度末に来年度の学級編成を申請するときには、様々なことを考えながら申請をして、来年度の学級編成をお願いしているところがございます。

○2番議員（臼山正志） ということは、今後、選択肢の一つとして、1学年1学級というような学校の再編というのも可能だということでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 1学年1学級というのは、現実として、現在もございますので、それが違法とかそういうことではないと思っております。先ほど来答弁させていただいておりますが、クラス替えが可能な複数学級、又は、子供たちがいろんな考えを出し合う、切磋琢磨しながら学んでいく学習集団を作るためには、やはりそれなりの学級の人数があるかと思っております。そういうことで、これからこの整備計画に沿って、指宿市が望ましい学校を作っていくとすれば、どういう学校、学級数、学年の人数、そういうものが望ましいかということこれから検討して、教育委員会としての考え方をまとめていくことになるかと思っております。

○2番議員（臼山正志） 今、答弁いただいた中にも出ましたが、やはり小規模校のメリット、デメリット、それから大きな学校のメリット、デメリットあると思います。この整備計画の中で小規模複式学級を有する学校について、12学級未満というところのいいところ、悪いところというところで記載がございます。まず、利点として、メリットとして、児童・生徒・教師・保護者を含めてお互いによく知り合え、一体感が出やすい、できやすい。複式学級では異年齢の児童・生徒と一緒に活動することが多く、下の学年、上の学年としてそれぞれの自覚や自立の態度が育ちやすい。次に、悪い点としてですね、悪い点というかデメリットとして、少人数の学習集団のため、活動も固定化され、多面的なもの見方や考え方に触れる機会が少ない。多くの友達との触れ合いの機会が少ないことから、社交性や言語表現力などが育ちにくい。スポーツ競技や合唱、合奏などの集団活動に支障があり、体育や音楽の授業などにおいて学習効果が上がりにくいというのが出ております。まず、メリットが二つ、デメリットが五つ。部活動やクラブ活動等において少人数のため、多岐にわたる活動が期待できない。小規模校ゆえに教職員定数に限度があり、各教科構成と職員構成の適正化が図りにくい、ということで、メリットが二つ、デメリットが五つと、この時点でどちらかというのと適正とされている12から18学級の方に、というふうな感じになるかと思いますが、そもそもこのメリット、デメリット、本当にメリットなのかデメリットなのか、僕はちょっとここはよく分かりません。やはり、これはデメリットとされているところもメリットになり得るし、メリットとされているものもやり方次第ではデメリットとなると、全てがそうだと思います。なぜこういうことを言うかといいますと、日本では今12から18学級が標準とされていますが、世界的には小さな学校、小さな学級ということが主流であるようであります。その

中で、ユネスコ文化統計年鑑、これはもう1999年なんで、すいません、これもまた古いんですが、これでですね、学校規模において初等教育は100から200人程度がふさわしい。しかも、1学年1学級でクラス替えがないのが一般的です、というようなものが出ております。WHOの方も出てまして、学校は小さくなくてはならないとして、生徒100人を上回らない規模が望ましいとしています。何か日本とまた違う感じのデータが、これは正式なデータでございます。日本でもですね、文科省のいろいろホームページなんか見ましても、少人数教育、それから、今、アクティブラーニング、受動的ではなくて能動的な学習、何か規模が小さい学習、そういう規模の方にシフトしているような動きもあり、また、今回みたいに、これもやっぱり財政的なもの絡んでくるんでしょうか、統廃合をしよう。何か二つあるような気がしております。ただ、これも何かの記事で見たんですけど、今後、今の子供たちが就職するときに、今現在、ない職種に65%ぐらいの子供たちが就くと。ということは、私たちがもう全然想像に及ばない。やっぱり、この整備計画の中にも最初出てましたが、新しい教育環境を作るんだと、そういう意味では、やはり、今までのその画一的な一辺倒の学校の再編というのはどうなのかなと思いますが、このユネスコのデータだったりWHOのこういう小規模が好ましいというようなデータは御存じだったでしょうか。

○市長（豊留悦男） この望ましい学校の在り方について、この経緯を、私、当時学校教育課長として様々な施策を打ってまいりましたので、私の方から体験を踏まえて説明をさせていただきます。平成18年、教育委員会の総務課に学校政策係というのを設けました。これは建築課を含めて、今後、児童数が著しく減ってくる本市において、どのような教育政策を打つべきかという観点でありました。この主な内容は学校再編でした。しかし、学校再編ありきでは住民の理解が得られないであろうということで、望ましい学校というのはどういう学校なんだというのを、住民、保護者に説明した上で、では、その地域はどのような選択をするのかという、住民の声を聴こうということでこれは始まったわけでありました。ですから、この望ましい教育環境、学校施設の在り方というのは、決して再編というのが目的であったわけではありません。住民が我が地域として、我が子供として、どのような学校であつたらいいのかという、そのことを理解していただく、その取組の一つでありました。私の経験を話させていただければ、現実的な学校の問題がお分かりになるだろうと思いますけれども、私は学校教育課長に赴任する前は大規模校の校長をしておりました。しかし、その学校には桂島分校という分校がありました。子供は4人でした。私が赴任した年に、開校、休んでいた学校を開きました。2年後にはまた休校にいたしました。それはなぜだったかと。そこに住んでいる子供を月1回本校の方に、体育の時間、音楽の時間、調理の実習の時間、その時間は団体活動ができない、球技ができない、サッカーの実技ができないということで、船でわざわざ本校に呼んで、本校の教育課程に参加をさせました。そういうことで子供が著しく変わりました。それはなぜか。小さい学校では順位制が決まるわけです。走り方はあの子が一

番、僕は幾ら努力しても3番だとか、順位制という、それを裏を返せば向上心という、子供に一番大切な学習意欲が失われている。そういう反省がありましたので、本校の方で団体、体験活動、それから音楽、団体ですべき学習活動はさせました。2年後に、3月31日、今でも忘れません。教員の異動配置をしたその日に、子供たちが転校してしまいました。家族ごとに。それは、自分のおじいちゃんやおばあちゃんのこの地で学びたいけれども、今後、その子供たちが大きな中学校、米ノ津中学校に行かなければならない。となれば、小学校のうちに、やはり団体ですべき活動、体験活動、道徳性や社会性を付けるためにはある規模の学校で学ばないと、将来、この子は社会の中で自立していかなければならないという、そういう反省から、いみじくも2年後に休校にいたしました。歴史を調べればちゃんと出ておりますので、是非、見ていただきたい。そのときの校長が私であります。この学校を開校する、そして、休校にする判断というのは、校長にとっても地域にとっても苦渋の選択でありました。学校は休校にするのか、廃校にするのか、統廃合するのか、幾つかレベルがありますけれども、そのときには休校にする。休校という意味はまた子供たちが帰ったら開きますよ、それまでちょっと待っていてくださいという、そういう措置をしましたけれども、残念ながら、再び学校が開かれることはありませんでした。それは親の考え方、子供の考え方でございました。学力向上、小規模でもできます。中学校は特に学力向上、高校入試を控えて様々な問題があります。しかし、一番悩んだのは部活動や先生方の教科担任の問題であります。先日、西指宿中学校の体育祭に行きました。校長さんが野球部はですね、市外の学校と一緒にになって合同チームを作るような地域になってしまった。開聞中はいいですよ。開聞中は確か市内の学校同士が一緒になって1チームを編成したのではないかと思いますけれども、今後、やはり先生方に負担が来ないように、特に中学校は教科外の指導をしなければならない。臨時の免許を取って。例えば数学の先生が英語の指導をしなきゃならない。そうしたときに、果たして先生に負担がないだろうか、学力が付くだろうか、様々なプラス面、マイナス面を考慮して、今後、学校について考えていただきたいという、それが学校の在り方、施設整備計画の検討委員会の主な内容はそれでありました。地域がどう理解をして、この、今後の学校を考えていただくのかという、それが根本的な問題でございますので、是非ご理解をいただき、地域の方々におらが学校の将来を考えていただきたい、そう思っているところであります。

○2番議員（臼山正志） はい。私の、今回質問に至った思いと言いますか、統廃合がいい悪いとか、もちろん、分かっていらっしゃると思いますが、そういう観点から質問したわけではありません。もっと選択肢がたくさんあるのではないかと。もっと行政側の示し方が足りてないんじゃないかというような思いがあります。今、市長の答弁の中でも、部活動、課外活動の話が出ました。僕も友達とこの統廃合問題、どう思っているのとよく聞くんですが、やはり出てくるのが、スポーツ少年団、部活動の話が出ます。どちらかと言うと、統廃合賛成

だと。今でも困っていると、送り迎え大変だと、だから、少し人数が増えた方がいいよねという話はよく聞きます。そういう考えも当然、大切にしたいと思います。ただ、指宿にはですね、総合型地域スポーツクラブというのがございます。私も数年前までは運営委員ということで関わらせていただいております。立ち上げ当初はそれこそ、今、先生方が課外活動、学校外の業務でかなりの時間を割いていただいている。それも専門外であったりと。そういうような環境の受け皿の一つとしても、この総合型地域スポーツクラブが立ち上がったと、私はその当初、思っております。今でもそれは感じております。部活動は、日本は長い歴史がありますので、いい悪いは別としても、やはり、今の環境からしたら子供が少ない中、やっぱりスポーツ、文化、集団でやるようなものに関しては、やはり、今の状況は決して好ましい状況ではないと思いますが、このスポーツクラブがですね、もっと増えることで、地域のそう、スポーツに限らず受け皿、団体が受け皿になってくれることで、その辺も幾らかは解消されるんじゃないかなと。だから、そういうところも含めて、今後、検討してほしいなと思っております。

あとですね、そのもっと選択肢の幅を広げてほしいっていうのもありますが、この学校問題は教育サイドの、もちろんですが、視点からは絶対語れるものではありません。やはり、この統廃合の話になりますと、学校再編の話になりますと、少子化だから、子供が少ないから。もうそれは、どこの自治体でも分かっていることでして、その対策をずっと今までできてきたらと、してきてると思っております。少なくなったから統廃合だとかっていうのは、やはり、そういう仕事を生業としている人から聞くことはすごく残念に私は感じております。ただ、現状は現状なので、その中で今回、感じたのがですね、この学校について教育の視点からだけではなく、少子化対策からの思いだったり、その可能性だったり、あるいはこの地域コミュニティからの学校、こうあってほしいとか、そういうような総合的な意見交換、思いをこうぶち当てるといった場が、市役所内の中でもないように感じておりますが、普段、この学校の再編について、横断的に、日常的にって言いますか、定期的に打ち合わせなり意見交換なりされている経緯があるかどうか、お尋ねいたします。

○教育長（西森廣幸） 昨年度からそれぞれの校区で学校のあり方を語る会、又は考える会を開催してまいりました。その会場で、教育に関わる問題点、又は他の行政部署、部局に関わる提言等もいただいていたところがございます。そういう場合につきましては、早急に解決した方がいいことについては口頭で連絡をしながら連携を取ったり、また、必要によっては文書にまとめて連絡をしたり、そういうような連携はこれまで取ってきたところがございます。

○2番議員（臼山正志） 是非、そのような機会を増やしていただいて、できる限り子供たちの将来にふさわしい学校再編であってほしいと思います。その先ほど選択肢が少ないと、示されてないという、それとまた別にですね、まず、再編の前に今の学校規模でその地域も含め

てですね、活性化させることが、まだあるんじゃないかと。先ほど来、ごみ問題でもいろいろ出ますが、やるべきことが今、あるんじゃないかと、そういうことをせずして、タッチダウンはないだろうというところは私も感じております。いろいろ、過小規模校にあっても学区外の児童を受け入れる特認校制度ですか、いうものがあったりとか、それから、今よく言われてますコミュニティスクール、地域とともにある学校づくりだったりとか、その、なかなか難しい話ではあるかもしれませんが、この学区を、校区を少し再編することで、大きな学校から少し少ない学校へ移動するとか、可能か不可能かよく分かりませんが、そういうような今の現状の中でできることを、あるんじゃないかなと感じているんですが、その辺については、教育長、どうでしょうか。

○教育長（西森廣幸） 今、議員ご指摘の特認校につきましては、県内でも幾つかの学校が取り組んでいるところでございます。市内の大きな適正規模校等から希望があれば、その過小規模校に転校していいですよという特別の許可を出すわけでございますけれども、今のところ、そういう要望、声も聞こえていないところでございますが、今後、そういう学校の在り方も検討していく中で考えていかなければならないのではないかなと思っております。

○2番議員（臼山正志） 特認校に関しては要望がないから、今のところは検討をしていないと、実施していないということですが、この点に関しては、やはり、指宿市議会の方でも提案をするなりして要望しないといけないのかなと思いますし、そもそも市民は教育に関しては、やっぱり専門知識はあまり持ち合わせていないと思います。やはり、そこは行政としての分かっている部分っていうか、いい部分に関して可能性のある部分に関してはほとんど市民の方に提案をして、そこで市民の同意を得ながら、協力を得ながら、まず、やっていくのも必要じゃないかなと。また、過小規模校、小規模校においては、合同学習が難しいと、先ほどはスポーツの関係の話をしました、やっぱり教室の中での授業というのは、今、どこでもというか、いろんなところで聞かれていますICT、パソコン等を使えばですね、大きな学校ともすぐ合同授業が可能。また、子供たちはそういう機器に慣れております。そういうことも、まず、やってないと思います。恐らく要望がないということなんでしょうけど。本当にここにおいでの方皆さんも、ほとんどの方が子供がいらっしゃいません。ある意味、当事者ではないのかなと。この再編も、恐らく早くいっても10年後、そのときにですね、子供たちが本当によかったと思えるような学校編成をするには、やはり覚悟を持ってですね、やっていただきたいと思っております。また、いろいろこの学校再編に話をする中でですね、ちょっと気になった点があったので質問させていただきます。これ、ある地域の方から聞いたんですけど、そこも小規模、過小規模になるんですかね、子供が少ないと。ただ、その地区にですね、その学校区内に住みたいという話はよく聞くんですけど、住むところが無いということを見たことがあります。それは私も宮ヶ浜地区に住んでますが、同じような現状があつて、なかなか空き家があつても貸してくれないっていうようなところがあ

ります。そこをどうにかしないと、公民館長さんたちと話をしてるんですが、やはり、この、まず、少子化で少なくなったからじゃなくて、増やす手立てもどんどんしなければいけないと思いますが、この空き家に対してどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

○市長（豊留悦男） 今回の学校再編について、的を射た四つの質問をいただきました。まさしく、地域を元気にする、そのために産み育てやすい環境、地域コミュニティと学校の在り方、地域の方々の学校に対する熱い思い、そして何より未来に生きる子供たちをどう育てるか、この観点で、今後、学校の在り方を含めてみんなで協議しなければならないと思っております。例えば、もしAという学校の地区、そこが複式でなくてある程度の学校規模であったら、A地区の出身であるのでここに家を造って子育てをしたいという若い親がいるかもしれません。いや、小さくなってなかなか望ましい、自分の考える教育ができないから、ある程度大きな学校の校区に家を造って住みたいという親もいるかもしれません。考えは様々ですけれども、現実を見たときに、本来自分の育った、卒業した学校ではなくてこっちの方に家を造って、子供たちはこっちに出すという現実もあります。そういう意味で、今後、この学校をどうするのかというのは本当に重要な行政課題であり地域課題であり、何より学校をどうするのかという観点で地域の大きな今後の課題になるだろうと思っております。やはり、産み育てやすい、そして、子供たちが元気に学校に通える地域であり、そして、子供たちを見守るコミュニティであり、そういう意味で新しいコミュニティを作ろうという、そういう取組もしているところでございます。大きな、そして、待っておられないこの課題でありますので、みんなで知恵を出し合って望ましい学校の在り方を作り上げていきたい、協議していきたいと思っております。

○2番議員（臼山正志） 熱いお言葉、誠にありがとうございます。地域コミュニティの話が出ましたので、私が少し、お願いと言いますか。この学校再編のスピードとですね、これから、今始めようとしている地域コミュニティ、どうしてもスピード感が違うように感じてます。できればじっくり、この学校再編もこの地域、地域あつての学校、学校あつての地域だと思います。我々の仕事も地域が活性化すること、そこに住む人々が幸せだと感じる事が私たちの仕事だと思います。それが本当の目標であれば、なおさら、この学校再編も急ぐのではなく、じっくりいろんな角度から検討していただきたいと思っております。また、今回の地方創生で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案がですね、作成されております。その中でも若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるという中で、若い世代が結婚しやすい環境を整えるとともに、男女の出会いから出産、子育てまで切れ目なく支援することにより、合計特殊出生率の向上を図ることで、元気な指宿を目指すということも言っております。また、その中で、昨日同僚議員の方からもありました不妊治療の助成も入っております。是非、お金がないと、財政が厳しいとよく言われますが、基金も財政調整基金ですか、何か30億ぐら

いあるみたいですがけれども、私は子供たちに使うお金は先行投資だと思っております。やはり、魅力ある学校づくりをして、将来、その子供たちがそこに、地域に住んでもらうことで、将来の指宿は潤っていくと思っております。ですので、なかなかどれにもこれにもお金を使うというわけにはいきませんが、やはり、教育という大事なところには惜しみなくというわけにはいきませんが、できるだけ検討していただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時14分

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 皆さんこんにちは。6番議員、西森です。今定例会において最後の質問者となりました。いつも一番を目指してくじは引くんですが、なかなか思うようにいかないです。昨日の同僚議員の答弁で長雨と台風15号の農作物の被害額を言われました。農家の皆さんの気苦労は大変なものだと思われまます。心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、これから通告に基づき順次質問をいたします。

まず、土地の名義変更についてであります。私は先々月の7月まで、議会推薦の農業委員をさせていただいておりました。その間、畑の賃貸借や売買についていろいろ相談を受けましたが、個人が管理する畑であっても相続関係でスムーズに解決できずに、個人間で畑の名義変更ができないまま売買取引されたことを聞いたとき、何かいい方法はなかったものかと考えることでした。この問題については法律で定められていることで、指宿市だけのことではないと思われまますが、何らかの行動を起こす時期ではないでしょうか。そこで、市民から個人所有の土地の名義変更について、相談されたことはなかったか、お伺いいたします。また、市民からの相談の中で、自分の畑や山などどうなっているのか不明であると言われるので、父母名義であるかもしれないから資産明細を取るよう指導したものの、西指宿中校区内では地籍調査後、相当な年月が経過しているが、毎年各家庭へ送付されてくる課税明細書は資産管理者へ漏れなく配布しているか、お伺いいたします。

それから、山林や畑、及び宅地等で先祖の所有者名、例えば何々左右衛門で登記されている土地を簡単に名義変更できるよう、県、国と協議したことはないか、お伺いいたします。今、国においては空き家についていろいろ議論がされ、空き家法が制定されましたが、土地等については相続関係で問題解決できずに放置されたままになっているところもあるし、管理者が元気な間は整理整頓に努めたいとあって、きれいに管理されているところもあるが、相続人等より土地や建物の管理ができないので市へ譲渡したい旨の申し出があった場合は対応できるかお伺いをいたします。

二つ目はごみ袋の価格改定についてであります。この案件については3名の同僚議員が質問されましたので、重複する質問もあるかもしれませんが、私なりに視点を変えて質問いたしますので、ご理解いただきたいと思っております。去る9月7日の常任委員会の中でも長時間にわたり各委員が質問されておりましたが、近隣市のごみ袋の価格についての答弁を聞くことができませんでした。鹿児島市・南九州市のごみ袋の価格は幾らか。午前中も同僚議員が質問されましたが、詳細についてお伺いをいたします。また、ごみ袋の価格を上げることでごみが減量されるデータがあるのかという質問については、委員会での同僚議員へ答弁された環境省のデータだけなのか、県内で一番高いごみ袋を使用している伊佐市について把握していないか、お伺いをいたします。

3項目めの日置市の生ごみ回収策を参考にしないかとの質問については、同僚議員の答弁で日置市のよい点は参考にしたいとありましたことから、理解いたしましたので答弁は求めません。このごみ袋の価格改定については、23年9月議会において住民への説明不足や環衛協の理事への説明不足等で否決されましたが、これまで何回も住民説明会を実施したことで、市民の理解が得られたと思われたのか、もう少し時間を掛けるべきではなかったのか。今回、生ごみ処理機を設置する計画だが、成果を見るべきではないか、お伺いをいたします。そして、私が心配しているのは、ごみ袋の値上げにより不法投棄が増大しないのか、以前の値上げの時には不法投棄の増大はなかったと言われていましたが、今回の価格改定により不法投棄が増大したら市で回収するのかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 土地の名義変更等につきまして、市民から個人所有の土地の名義変更について相談等はなかったかとの質問でございます。税務課において、窓口や電話等により個人や法人等が所有する土地の名義変更に関する様々な相談は多くあるところであります。このような相談の場合、土地の登記名義人等の必要事項を調べ、相談者に対して名義変更を行う場合の手続きなどについて、税務課で分かる範囲でお知らせはしているところでありますが、山林などの比較的資産価値の低い土地については税金が課税されず、管理についても無関心となっていることから、全く知らない名義人や先祖の名義のまま、相続人も多数にわたるケースが多く見受けられ、名義変更を行う際の障害となっているものがあります。なお、税務課での相談については随時対応しておりますが、困難事案等については司法書士会等への相談や、月1回開催されます弁護士による心配ごと相談などの紹介も必要に応じて行っているところでございます。

次に、土地の名義変更につきましては、土地の現状と権利関係を公示するためにも、不動産登記法第64条や第74条に基づき、資産を所有している方がそれぞれ責任を持って、法務局において名義変更の処理を行っていただく必要があるところであります。税務課においては名義変更の制度やその手法等について相談を受けた際に、個別にその手続きなどの助言など

は行っておりますが、特にこれまで県や国に対しまして直接土地の名義変更に関する協議を行ったことはないところでございます。

以下、いただきました質問等については、担当部長等が答弁をいたします。

○総務部長（高野重夫） 土地所有者等から市へ土地や建物を寄附したい旨の申し出が合った場合、市はどのような対応をしているかのご質問ですが、これまで寄附の申し出があった場合、まず、各課に土地、建物の情報をお知らせし、必要な土地であるかないかを確認いたします。各課では寄附の申し出があったとき、建物に対して周辺に市有地があり、一団の土地として有効活用できるかできないか、道路を新設する予定はないか、公営住宅として活用できないかなど土地、建物の必要性を検討し、本市としてその土地、建物が必要な場合、また、必要となる可能性がある場合にのみ、寄附の申し出を受理するようしております。ただし、寄附の申し出があったとき、建物が必要でない場合は丁寧にお断りをして、市内の不動産業者等を紹介するなどして対応している状況でございます。

○市民生活部長（牟田浩一） 課税明細書は資産管理者へ漏れなく配布しているのかというご質問でしたけれども、固定資産税の課税明細書の送付につきましては、地方税法第364条第3項におきまして、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収する場合に、当該納税者に対して交付しなければならないと規定されていることから、課税される納税者のみに送付しているところでございます。課税明細書の送付状況について、平成27年度課税分で申し上げますと、指宿市内に土地や家屋等の資産を所有する3万8,837名の所有者のうち、固定資産税を徴収しなければならない納税義務者は2万3,898名おり、これらの方につきまして課税明細書を4月1日に送付しておりますが、残り1万4,939名の方には固定資産税が課税されず徴収する必要がないことから、送付をしていないところでございます。

それとあと、ごみ袋の価格改定についての件でございますが、まず一つ目に鹿児島市・南九州市のごみ袋の価格は幾らかというようなご質問でしたが、まず鹿児島市なんですが、現在のところ指定ごみ袋制度がございません。平成27年3月21日付けの南日本新聞によりますと、鹿児島市では清掃事業審議会からごみ排出量に応じた負担の公平化を図るためには、家庭ごみの有料化の検討が必要との提言を受け、平成27年秋までに家庭ごみの有料化の方針を決定して、この方針案を当該審議会に諮問する予定だと。有料化で得られた財源はごみ出しに関わる市民サービスの向上等に充当するというような報道がなされているようです。次に、南九州市でございますが、ごみ袋の大袋の例で申し上げますと、可燃ごみ袋と資源ごみ袋は川辺地域が1袋当たり13円、穎娃及び知覧地域が11.5円、不燃ごみ袋は川辺地域が13円、穎娃及び知覧地域が11円でございます。

二つ目のご質問ですが、ごみが減量化されるデータがあるのかということでございました。まず、環境省の方なんですが、環境省が平成25年4月に出版しました一般廃棄物処理有料化の手引きというのがございまして、ここに家庭系一般廃棄物を有料化している市町村を

対象にして、可燃ごみの料金水準とごみの平均排出抑制率を相関させたデータがございます。このデータによりますと、料金水準が上がればこれにおおよそ比例しまして、ごみの平均排出抑制率も高くなる傾向がございます。例を申し上げますと、料金が2倍になるとごみの平均排出抑制率は約1.8倍になって、料金が約3倍になると平均排出抑制率は約2.8倍、料金が約4倍になると3.8倍になるというようなことがございます。また、県下19市のうち、ごみ袋の価格が一番高い伊佐市のことをご質問されましたが、大袋1枚当たりの単価で申しますと、可燃ごみと資源ごみの袋が38円、不燃ごみ袋が55円となっています。伊佐市に照会をいたしましたところ、当初からこの価格で販売しておりまして、価格の改定は実施していないというような回答でございました。また、環境省が公表している全国自治体の1人1日当たりのごみ排出量のデータによりますと、県下19市の平均が906gに対しまして、指宿市が1039gで、伊佐市は849gで、伊佐市はごみの排出量が抑制されているようでございます。

次に、4番目の生ごみ処理機を設置する計画だけでも、成果を見るべきではないかというご質問がございました。今回の住民説明会は平成23年度に実施しました説明会よりも更に細分化いたしまして、会場を約2倍の86会場で実施いたしております。その結果、住民の参加者も前回の約2倍に当たる2,878人の方が参加されまして、男女を問わず若い人から高齢者まで幅広い世代の市民の方々に参加していただいたと思っております。説明会で実施しましたアンケートでは、ごみ減量化のために価格改定は仕方がない、このような部分も含めて79%の方が賛成していただいております。このアンケート結果は大半の市民の思いが凝縮されたものと捉えてよいと考えますので、市民の理解を得られたものと判断しております。成果を見るべきではないかというご質問なんですけれども、ごみの減量化のための一つの方法として、可燃ごみ袋や不燃ごみ袋の中に混在している約25%の資源ごみを資源化する方法があつて、その施策にはごみ袋の価格改訂があると、午前中も申し上げましたけれども、そもそもごみ袋の価格改定の目的はごみ袋の価格の値上げ、値下げが目的ではございません。ごみ出しに関心のない人やルールを守らない人に対して分別やごみの減量化の必要性に気づいてもらうには、可燃ごみ袋等の価格を高くして資源ごみ袋を安くするという経済的インセンティブが有効だと考えているというのは、先ほどもお話ししたとおりです。つまり、無関心でルールを守らない人でも可燃ごみ袋等が高くなって経済的な意味でごみ出しに関心を持ってごみ袋の節約の意識が高まって、初めて分別の重要性や減量の必要性に気づいていただいて、これまで可燃ごみ袋の中に丸ごと捨てていた資源ごみも価格の安い資源ごみ袋へと入れようと思うようになります。そして、資源化へ誘導されていくというふうに考えております。これは市長も申し上げたとおり、この全国の自治体でも実績があり、証明済みでございます。そして、何よりその価格改定と併せて、同時に先ほど申し上げました、午前中ですぬ申し上げました生ごみや古着を回収する施策を実施することによって、この方々はもちろんのこと、ルールを守っていただいている方々にも値段が高くなった袋に生ごみや古着

を入れるのはもったいない、入れるのをやめて節約しようと、生ごみや古着は市が無料で回収してくれるのだから、集めた資源ごみと一緒に常設収集所に持って行けばいいと、更に工夫を始めていただけるものだというふうに考えております。この行動を取るによりまして、単価が高い可燃ごみ袋等の使用枚数が抑えられて、約3分の1の単価になる資源ごみ袋の使用枚数が増えてきます。結果的に価格改訂による市民の負担は軽減されていくのではないかとこのように考えております。つまり、価格改定を含めた生ごみや古着の回収等、全ての施策を同時に並行して実施していくことで、効果的な減量化が図られていくものと考えております。

最後に、価格改定によって不法投棄が増大したらどうなるかというご質問でございましたが、確かに不法投棄が増加する可能性は払拭できません。価格改定と同様の事例が以前ありましたので、私どもの方で調査をいたしました。その事例でございますが、これは旧指宿市の話でございます。旧指宿市では一般の安いナイロンの黒い袋でごみ出しをしておりました。しかし、平成9年1月に指定ごみ袋制度が導入されて、ごみ袋の値段がかなり上がった事例がございます。その制度の導入当時の状況を、その当時の担当職員の数名に聞き取り調査を行いました。聞き取りの内容は、導入当時、指定ごみ袋を使用してもらえないのではないかと、あるいは不法投棄が増えるのではないかとこの不安があったそうです。しかしながら、その不安は外れまして、ルールが守られなかったケースは少なからずあったけども、指定ごみ袋をほぼ使用していただいた。また、制度導入の影響で不法投棄が増えたという感覚はなく、制度導入前も後も一定の不法投棄はあって、変化はなかったと記憶しているということでごございました。もし不法投棄があった場合の回収でございますけども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりますと、土地又は建物の占有者はその占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならないと規定されていることから、不法投棄ごみの回収については市ではなくて、不法投棄をされた土地又は建物の管理者が行うこととなります。この不法投棄ごみに対して市としては少しでも土地などの管理者の負担を軽減できるように、清掃センター等で処理可能なものであれば減免処分によりまして無料で当該ごみの受け入れを行う対応をしてきております。また、指宿市環境衛生協力会においても、不法投棄された場所を地域住民がボランティアで清掃する場合は、機械借り上げや燃料代等の経費に対しまして3万円を上限の補助をする事業を実施しているところでございます。なお、廃掃法には不法投棄に対する厳しい罰則規定もございますので、不法投棄があった場合は警察やその土地の管理者と連携を取りながら対処していきたいと考えております。先ほども申し上げましたが、基本的に不法投棄というのは犯罪でございます。別次元のモラルの問題として位置付けまして、子供の頃からの環境教育や広報誌等を活用した情報発信、また、現在環境衛生協力会では不法投棄場所マップというものを作成中で、本年度もこの場所を含めて地区診断を来月実施しようというふうに計画しておりますので、その診断結果等を踏ま

えて不法投棄看板を設置するなど、不法投棄に走らないような取組を別途図っていく必要があると考えておるところでございます。以上でございます。

○6 番議員（西森三義） それでは、2回目以降の質問に入ります。先ほど答弁がございました、また、聞き取り調査時にですね、30万円以下の評価の土地については課税されないし、指宿市においても19万筆以上の土地があることから、全部の明細書を配布することはできないということを言われましたが、多額の費用を掛けて地籍調査を実施されております。この地籍調査をされたのに活用されないのが残念です。私が理解している地籍調査の効果については、昔の土地の面積は投げ竿で測量するものですから、正確性が無いと。そして、土地の取引においてはトラブルが発生していたために正確な土地の状況を把握する必要があったことや、また、土地の境界点が座標で管理されることで境界紛争等のトラブル防止になるし、そして、課税の公平性が図られるとそういうことを聞いてましたが、評価が基準額に達しないことで資産管理者、先ほど答弁でありました1万4,939名の方には課税明細書が配布されないということですね。そういうことになれば、将来において、相続人等は土地の存在を知らずに放置されることになると思われませんが、その対策は検討されないのか、お尋ねをいたします。

○税務課長（中村孝） 課税明細書の送付につきましては、土地及び家屋、償却資産税に対して課する固定資産税を徴収する場合に行うこととなっており、具体的に土地分で申し上げますと、課税標準額が30万円を下回るいわゆる免税点未満の資産をお持ちの方につきましては、課税明細書を送付していないところであります。仮に課税されない分まで送付するとした場合、指宿市内の土地は約19万筆あり、また、先祖名義のままの土地も多くあることから、全てについて相続人や現所有者を把握して送付することは非常に困難であり、また、発送のための圧着はがきや郵便料などの経費も掛かり、さらには宛名や肩書き不明などで返送されて来るケースも想定され、送付方法においても課題があるところであります。このような状況に対応するため、税務課において毎年度4月1日から5月末日までの2か月間は、固定資産税の明細を無料で確認できる縦覧期間を設けておりますので、是非、この縦覧制度を活用して所有する資産の確認等を行っていただきたいと思っております。なお、この縦覧期間以外でも有料にはなりますが、いつでも確認することはできるようになっております。

○6 番議員（西森三義） 今、課長の方でそういう自分の資産を閲覧できる制度も設けてあるという答弁をいただきましたが、閲覧したいにも自分の資産が分からないんですよ。だから、そういう対策は考えてないのか、ということなんです。

○税務課長（中村孝） 資産につきましては、先祖の名義の部分もあるかと思います。広報誌等でも縦覧期間を設けておりますので、先祖の名義があるかないかもですね、税務課の方では対応をしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○6 番議員（西森三義） そういう形で閲覧ができる制度があるんだと。そしたら、それをです

ね、市民にはどういう方法で周知徹底されていますか。

○**税務課長（中村孝）** 毎年、広報誌等で固定資産税の縦覧期間を4月1日から5月末日まで行うということで、広報誌等で周知をしているところでございます。

○**6番議員（西森三義）** 広報誌でそういう形で周知されていると。それをよくよく目を通して行かれる人はですね、十分理解されている人だろうと思いますが、できることならばですね、各館長さんにでもこういう状況だと。地区の総会等でも何か一言申しただけませんか、そういうことを相談される考えはないですか。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 議員がおっしゃいますように、そういった広報活動は、今後、やっていくべきだというふうに考えております。

○**6番議員（西森三義）** 今回の名義変更の質問については、1回目でも言いましたが、法律で定められていて本当に指宿市だけの問題でないことは十分理解しております。ですが、例えばですね山林で10年、畑で15年、宅地で20年管理してるとすれば、名義変更できるよう国へ要請できないか、お尋ねをいたします。

○**市民生活部長（牟田浩一）** 名義変更が困難となっている土地の名義変更につきましては、先祖のままの名義となっていたり相続関係人が数世代前までにわたって、数十名から多いときには100人を超えるケースもみられます。このような土地の名義人の場合、10年から15年をめどにして、長年その土地の管理を行っている方が、必ずしも真実の所有者であるとは限らないところでございまして、土地の現所有者を確認、又は確定させるためには様々な問題や課題があることから、現段階では国に対して要請できる状況とはなっていないところでございます。しかしながら、指宿市内の一部の山林や畑の登記名義人は議員が申し上げますとおり先祖のままとなっている土地も見受けられますので、このままでは誰にも管理されずに放置されることが懸念され、また、この問題は指宿市のみならず全国共通の課題となっておりますので、今後は国などの行政機関や司法書士会などの関係機関、及び議会の声などと、一緒になって解決していく必要があると認識しているところでございます。

○**6番議員（西森三義）** 非常に難しいということは、本当に思っております。何とかですね、解決策をお互いにしていかなければいけないだろうなというふうに考えております。私も、私の地区で時効取得について相談を受けました。そうしたところは、費用がものすごく掛かるんですよ。たまたまそこは宅地ですから、それでも最大60万掛かりますよというふうに言われました。ええ、60万も掛かるのか、こんな、60万も掛けてどうしようかということでございます。ただ、宅地で家が建っているし、また、せっかくきれいに改築したから何とかしないとということをお願いをしたところですが、意外とこういうお金が掛かる。また、その人は何とか預貯金があつてやろうとしますけど、通常の人にはできないんですよ。だから、それを何とかみんなが簡単にできるように、そして、問題なくトラブルが発生しないよという思いの中から、今回は質問いたしておりますので、何とかこの方策は今後見つけ

ていただきたいなというふうに思っています。昔ですね、私の地区で畑かん整備をするときには、三文判、いわゆる認め印ですね。今、三文判って言えば若い人は知らないそうですから、私もびっくりしましたが、三文判で名義変更ができたと記憶しています。現在では簡単にできないでしょうけど、校区ごとにその特別区を設けて名義変更する方法はないか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員の気持ちも十分理解できるんですけども、土地の名義変更につきましては、資産を所有する方がそれぞれ責任を持って法務局において処理を行っていただく必要があるというふうに考えるところであります。

○6番議員（西森三義） なかなか明瞭な回答が、答弁が得られないんですが、仕方ないかなとは思いますが、何とかできますよということが聞きたかったんですが、厳しいですね。土地や建物について、聞き取り時にですね、先ほどもありました、譲渡は条件が合えばできるということですが、譲渡を受けることができないと、これがさっき過疎化が更に進んでいって、相続人や兄弟等も管理ができなくなったその土地、建物等、指宿市としてはどのような対策を取られるのか、お尋ねをいたします。

○総務部長（高野重夫） 公共のために役立ててほしいという、そういう市への譲渡の申し出は非常にありがたいと思っております。高齢化や人口減少が続いていけば、今後も土地、建物の管理が難しいために土地所有者等から市への寄附の申し出をする相談は増えてくると思っておりますけれども、先ほど申しましたように市で有効活用できない土地、建物の寄附の申し出を受けることは難しいと考えております。本市で寄附を受けることのできない土地、建物につきましては、個人の財産でありますので、基本的には個人の責任で管理していただくことになると考えております。例えば、その土地の隣接地の方や地区で、あるいは親戚の方などに無償で譲られるか、又は売却できないか、やはり、そこら辺りの地元が一番詳しい地元の不動産業者等を紹介してまいりたいと考えておりますし、そのような相談については市としても丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番議員（西森三義） 市としての対応というのは、丁寧に対応したいということでございます。本当言って、これから先、そういう資産管理ができないというのが、本当に多くなってくれば、更に空き家になったり、そして雑木が生えたり、非常に危険な場所が増えるんじゃないかなど。誰も管理しなくなれば、非常に大変です。もう現在も、そういう箇所が何か所もあります。何とかこれはこれから先、考えていただけないかなというふうに思っております。

それではですね、指宿市でこれまで税を納めることができなくて、物納の申し出をされた市民はいなかったか、お尋ねをいたします。

○税務課長（中村孝） 市に対する土地等の物納の申し出について、これまで税務課において受けた事例としましては、県外等の遠方に居住されている方から、この先指宿市へ帰ってくる

予定もなく、活用又は管理もできないことなどを理由に、今後、固定資産税が課税されないように市に対して寄附をしたいなどの相談は年に数回あるところでございます。土地等の物納制度につきましては、相続税に限った特有の制度となっており、納付すべき相続税額を納期限までに、又は納付すべき日に延納によっても金銭で納付することを困難とする理由がある場合には、その納付を困難とする金額を限度として申請書及び物納の手続き関係書類等を提出の上、税務署長の許可を得て一定の相続財産で納付することが認められているものがあります。よって、地方税法においてはこの制度はなく、不動産等での物納の申し出があっても対応はできないところでございます。

○6 番議員（西森三義） 市民から相談はあるが、対応はしてないと、そういう理解でよろしいんですか。

○税務課長（中村孝） はい、そのとおりでございます。

○6 番議員（西森三義） それでは、固定資産税を納入できなかつたら、やっぱ、同じような対応なんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 固定資産税をどうしても納められなかった場合の取り扱いということになるんですけど、固定資産税に限らずほかの税金も一緒でございますが、市税を完納しないときには滞納整理を行うこととなります。滞納整理の流れでございますけれども、納付が困難となっている方には、まず、その納税相談を行って分割納付か、あるいは計画納付によって完納してもらうこととなります。しかしながら、具体的な納付計画が立てられない場合などは、納税の公平性の観点から地方税法第331条の規定に基づきまして、財産調査を実施して預貯金、給与、報酬、生命保険、不動産、自動車等の債権の差し押さえや、また居宅や事務所等の搜索による差し押さえ等の滞納処分を行い、差し押さえた物件は換価や購買によって滞納している市税に充当していくこととなります。

○6 番議員（西森三義） 滞納処分、整理という形でやっていくという、そういう方法しかないということですから、そうなんでしょうけど。今回、この名義変更についてはいろいろ質問をいたしました。それでは今、道路拡張をされるときに、職員は用地買収に一生懸命取り組んでもらっております。なかなかうまくいわずに相続人の同意が得られずに苦労している、そういう姿を見ているもんですから、法律の変更を何とか、今後ですね、非常に厳しいものとは思いますが。国へ働きかけていただきたいものです。

それではですね、ごみ袋について2回目以降の質問に入らせていただきます。この問題は先ほども申し上げましたが、同僚議員がもう3名も質問して、いろいろる答弁もいただいております。私はまた違った観点から質問をさせていただきます。まず1点目が、このごみ袋を値上げしたことで、市民より苦情があったときはどのような対応を取られるのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 価格改定をして苦情が寄せられたときの対応ということでござい

ましたが、やはり、これは、価格改定というのはごみ減量化が目的でございます。そういうことを懇切丁寧に説明して理解を願っていく努力はしていくという所存でございます。

○6番議員（西森三義） 今、部長はこの苦情があった場合には市民に懇切丁寧に、値上げが目的でない、そういう説明するというところでございましたが、昨日、市長は同僚議員への答弁の中で、可燃ごみ62tを54tにしなければならないと、強い決意で言われましたが、なぜ62t処理できる焼却炉を建設しなかったのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） なぜ62tの焼却所を造らなかったかと、54tにしたかということでございます。私、本年の3月まで指宿広域市町村圏組合に在籍して、その基本計画を作った人間でございます。まず、そもそも環境省は循環型社会形成推進地域計画というのがございまして、これを定めなければ廃棄物処理施設の建設事業に対する交付金対象とは認められません。地域計画では広域化計画と、あと、廃棄物の減量化目標を定めなければならないとなっています。現在、稼働中のし尿処理施設、それから管理型最終処分場、建設中の新ごみ処理施設もこの地域計画に掲げられているものでございます。管理型最終処分場整備基本計画や、平成24年の8月に策定しました新ごみ処理施設整備基本計画では、施設規模を設定するに当たりまして、将来の人口予測は当然加味しますが、あと、構成市の、構成市というのは南九州市と指宿市です。南九州市は穎娃町地域になりますが、ここの一般廃棄物処理基本計画で設定されていますごみの減量化目標、それから資源化目標に基づいて、これを加味して施設の規模を決定しているところでございます。そういうことから、こういう、62tのものを造るという話じゃなくで、減量化がないと補助金、補助金というか交付金も対象になりませんので、そういうことから54tになっているところでございます。

○6番議員（西森三義） 今、ごみが64t出るんだけど、それをそのまま処理できる焼却炉を建設すれば、交付金の対象にならないと、そういう理解でよろしいんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員のお見込みのとおりでございます。

○6番議員（西森三義） 日置市では生ごみを民間のリサイクル業者と連携を取って堆肥化として活用していました。我が指宿でもですね、指宿白水館さんが民間業者と協力して堆肥化として、畑の肥料として利用していると広報誌へ掲載されていましたが、指宿市でも生ごみの堆肥化について研究された結果が、今回の生ごみ処理機の設置なのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 私どもの施策を作る中で、まず、何が必要かということを考えました。そうしたときに、古着を回収することによって、ごみの全体量が減るであろうと。あと、そのほかにも例えば環境教育のワークブックを作って、そういったことで小さい頃からの教育をやるかというようなことが一つの方法であると。二つ目については、生ごみを減らすということで、そうした場合に事業系と家庭系の生ごみがございますので、これを事業系の方はどう減らすかってなったときに、30・10運動というのを、昨年12月議会終了ぐら

いからやっているんですけど、これについてですね、やはり、市内の飲食店、ホテルなんかにはやっぱりその進めていかなければならないということで、30・10運動のリーフレットとポスターを作ったのは、もうご承知のことかと思います。それと併せて、事業系の生ごみっていうのも、やはり定期的に抜き打ち検査もしないといけないということで、これも先ほど来申し上げたとおり、月2回ほどそういったごみの展開検査をやっているところでございます。家庭系のごみはどうしますかということで、生ごみを年末年始を除く8時から19時まで集められるということで、常設収集所ですら集めて、それを生ごみ処理機で処理して、それを堆肥化するというようなことが、一番効率的かと思いましたので、まずはそれをやって、そのモデル事業が成功しますと、山川・開聞に広がっていきとうと。それと併せて、やはり、そこに行くのに不便な方もいらっしゃると思いますので、それについては地域コミュニティを巻き込んだ生ごみとか、あと資源ごみの収集について、地域コミュニティを巻き込んだ事業をやっていきたいというふうにお答えしたところです。それと併せて、まだごみ袋の中に25%の資源ごみが入っていると申し上げました。それについては、やはり、価格改定というこの方法によりまして、減量化を図るということで、そういった施策の中の一つとして、その生ごみ等の処理というのがあるということでございます。

○6番議員（西森三義） 午前中の同僚議員の答弁の中で、常設収集所に設置する生ごみ処理機は日量150kgというふうに言われましたが、これは毎日稼働されるという形で理解してよろしいんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） 議員お見込みのとおり、ただ、毎日と言っても年末年始は除きますが、毎日そういうふうに入れたいというふうには考えております。

○6番議員（西森三義） 先ほど、部長の答弁の中でもありました。今、指宿市では昨年より宴会時において30・10運動に取り組んでおりますが、この取り組んだ成果、生ごみの減量の効果というのはなかったのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 始めた時期がまだ浅い時期で、私どももその市役所で始めたのも、まだ、つい最近で、リーフレットを配ったのも、また、8月に配ったものですから、まだ、効果を見るというところまでは至っていないところでございます。

○6番議員（西森三義） まだ、リーフレットを配布しただけで、効果はまだ把握してないということですが、それでは、先の常任委員会の答弁の中でごみ減量の三つの方法を言われておりました。また、市長の方もそのような答弁をされましたが、その中で可燃ごみ袋内の約25%の資源ごみを資源化へ誘導するとありましたが、実際はですね、私も地区内の高齢者の方にも説明したときに、プラの文字は小さくて、例えばですよ、卵が入っているパッケージなんかは、プラはどこにあるのけと。例えば、パンが入っている袋はプラってどこに書いてあるかと。そういうことでプラの字が小さくて分かりづらいと。これは燃えるごみだという形で高齢者としては対応していると。分別に苦勞をするということを言われましたが、どの

ような対策を取られるのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 確かに、品物でプラという文字が見にくいところはあると思いますが、これにつきましては、私どもどういうふうにすることもできません。製造メーカーの件なので。ただし、私どもとしましては、ごみの分別辞典の改訂版を作って、全世帯に配布しようと思っています。これについては平成16年に作った切りでなかなか改訂がされてない状況で、議員がおっしゃいますように、その見にくい部分のところをですね、拡大した写真なんかを付けてですね、そこで高齢者の方々やそういった理解がしにくい方々のために、そういった改訂版の中で分かりやすいようなものを作っていきたいというふうに考えております。

○6番議員（西森三義） 是非、その改訂版を作る段階です、高齢者が分かるような、そして、うまく分別ができるようにですね、取り組んでいただきたいと。この可燃ごみ袋内に混在している資源ごみの分別指導については、職員も朝早くから立ち会い指導をされており、感謝申し上げますが、それでもごみ袋内の資源ごみの混在があるとすれば、委員会での答弁でありました、価格を上げることでごみ出しの分別に興味を持ち、安くなった資源ごみ袋を活用すると思っていると云われましたが、その根拠はあるのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 審議会の答申でもなされておりますけど、可燃ごみ袋等の価格を高くして資源ごみ袋を安くすると。これは経済的インセンティブが有効であるということ、これは全国的にもう証明されております。その中でも、価格改定と併せて生ごみや古着の回収等の全ての施策を同時に行うことによって、価格改定のこのやった意味というのも生きると考えております。

○6番議員（西森三義） それから、開聞地区の方なんですけど、開聞地区の集落においては、資源ごみの還元金を利用して、資源ごみを持ち込んだ住民へ資源ごみ袋を配布していると聞きましたが、指宿市として取り組む考えはないか、お尋ねをいたします。

○環境政策課長（井手久成） 月1回の地区立ち会い指導時に資源ごみ袋を配っているというようにございますけれども、開聞地域のある集落におきましては、地区の立ち会い収集時に資源ごみを持ち込んだ際に、来月もまたプラスチック等の資源ごみを持ってきていただけるように資源ごみ袋を配布しているようでございます。資源ごみの地区還元金につきましては、地区や集落においてはそれぞれの活用方法があると思いますので、地区で工夫をされた一つの取組ではないかというふうに思っておりますので、こういった情報提供を環境衛生協力会の方々へもつないで、取組が広がればなと思っております。また、市として配布をするということになりますれば、ごみ袋の無料配布ということになり、現在の施策と異なるということから、市としての取組というのは現在のところ考えてないところでございます。

○6番議員（西森三義） 答弁の中で、不法投棄についてはモラルのない人がすることで、そう

ということだと。そういうモラルのない人がするからということで放置せずに、何らかの対策は検討されていないのか、お尋ねをいたします。

○市民生活部長（牟田浩一） 先ほども申し上げたとおり、その、当然その不法投棄というのは犯罪というのは先ほど申し上げました。そういうことで、別次元のモラルの問題として位置付けるということも申し上げました。そういう対策をどういうふうに打っていくかということについては、子供の頃からの環境教育、それから広報誌等を活用した情報発信、それと併せて、そういった不法投棄の場所に看板を立てるなど、そういったことを、まず、施策をやっていきたいというふうに考えております。

○6番議員（西森三義） 答弁の中で、午前中にもありましたが、その不法投棄をされるところのマップ作成なり、あるいは看板を作るということでございましたが、そのマップ作成をするための、もう、そういう検証はされたんですか。

○市民生活部長（牟田浩一） この不法投棄場所マップというのは環境衛生協力会の方で作成しております、この環境衛生協力会が作成したのちに、今月なんです、地区診断というのを行っておりますので、不法投棄場所の地区診断を併せてやって、その診断結果を見ながらそういった不法投棄が起りやすいところに看板を立てるなどの施策は、こちらの方は環境政策課の方で行っていききたいというふうにございます。

○6番議員（西森三義） いろいろですね、このごみ問題、本当言って、一人ひとりが考えていかなければならないと、そういう観点から今回いろいろ質問いたしました、多額の費用で建設される新ごみ処理施設をですね、市長も言われました、長期的に活用するためには、全指宿市民がですね、このごみ分別に対する理解を得てもらわなければならないと。市民が理解を得ないと、当然、ごみは減らないというふうに私は思っております。これからも出前講座等でですね、周知徹底を図っていただくことを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○市長（豊留悦男） 今回、ごみ問題については複数の議員から様々なありがたい質問をいただきました。質問の中で、今後、ごみ減量、資源化に対する貴重な取組の方向性もいただいたと思っております。市としましては市民の説明会をし、理解をいただく手立てを取ってまいりました。やはり、これは市民の協力、特に議員の皆さんの協力がないと、この事業はなし得ません。ご案内のように、汚泥処理センターを開闢に、最終処分場を顕娃に、そして、リサイクル焼却炉を指宿にという、そういう三つの施設をこの4・5年で造ってまいりました。総額100億円を超える事業であります。この施設の延命化というのは、子供たちに負の遺産を残さないように、ごみ問題というのをみんなで考えて延命化を図るとい、それは大人の義務でもございます。つまり、先ほどありましたように、新しい焼却炉、これは建設する中で様々な補助金の状況をクリアするために、54t炉といたしました。そのためには、この施設が稼働する前までに、13%の生ごみの排出量をどんなことがあっても削減しなければなら

ない。それは義務であります。市民の皆さんには資源化できるごみは資源として出していただく必要がそこにはあります。そういう意味で、今回、特に複数の議員のご質問、それには誠意を持って応えてまいりたいと思います。そして、種々出されたごみ減量の具体的な取組の幾つかの方向性もいただきましたので、市としまして、皆さんからいただいた質問は大切に、今後の施策に生かしてまいりたいと思っております。私どもの思いは、ごみを少なくしたいと、施設を大切に使いたい。そして、子供から大人まで環境、ごみというものについての理解を深めてもらいたいという、そういう趣旨があります。どうかご理解をいただき、私どものこの思いを汲んでいただければありがたいと思います。ありがとうございました。

○議長（新宮領進） これにて、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

| | | |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 4時14分 |
| 再開 | 午後 | 4時25分 |

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 決議案第1号上程

○議長（新宮領進） 次は、日程第3、決議案第1号、集团的自衛権の行使を可能にする安全保障法制に反対する決議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○15番議員（前之園正和） 集团的自衛権の行使を可能にする安全保障法制に反対する決議案であります。提出者2名、賛成者1名で議案を提出しておりますが、私の方から提案説明をさせていただきます。安全保障法案を巡って日本全土が揺れています。衆議院での強行採決をはじめ、政府与党の強引さはあまりにも酷いものがあります。そして、今日にでも参議院の特別委員会が強行採決をし、引き続き参議院本会議でも強行採決しようとしています。政府は丁寧な説明をすると繰り返してきましたが、説明すればするほど、時間が経てば経つほど反対の声が大きくなり、内閣の支持率も下がってきております。国会での審議によって何が明らかになったかと言えば、憲法違反であるが故に根拠はどんどん崩れるばかりであります。一方では国会審議以前に、アメリカには成立の約束をするなど、国民主権の否定も明らかになっています。答弁に窮し速記が止まるということもしばしばです。反対する声は各世代、各層にどんどん広がっています。世論の高まりや国会周辺での行動、デモや集会などは60年安保とよく比較されますが、60年安保に勝るとも劣らない勢いになっております。そして、特徴的なのは、60年安保のときは政党や労働組合など組織された人たちが中心だったのに対し、今回の戦争法案許すなの声は大学生や高校生などの若者、そして、子供を持つ若い

ママなど組織されていなかった人たちがネットなどを通じてあちらからもこちらからも集まるといった形態が目立ちます。また、憲法学者や元内閣法制局長官、元最高裁判所長官、日本弁護士連合会など法の番人と言われる人や専門家の人たちも、安全保障関連法案は憲法に違反するとしています。更には首相経験者5人を含めて、歴代政権の中心にいた人たちの中にも安保法案反対の声が広がっています。集団的自衛権の行使は、個別的自衛権とは根本的に違います。政府はどこかの国が攻めてきたら大変だから備えておかなければならないと言います。しかし、それは個別的自衛権の問題です。集団的自衛権は、他国のために一緒に戦うということです。例えば、アメリカの起こす戦争に我が事として一緒に行動することです。NGOなどで争いのある国でいろいろな支援をしている人たちがいます。医療や環境整備などでの支援があります。その人たちが言うには、何かの拍子に捕らえられても日本人と分かれば憲法9条のある国民として、不戦の国の国民として返してもらえてきたと言うのです。それが、後方支援とかそういう理由付けであろうと、自衛隊がその地域に来ていたら、もう捕らえられたら帰してもらえない、あるいは積極的に捕らえられると言っています。海外への自衛隊の派遣は在外邦人にとって安全のためにはならないし、むしろ、命の危険を感じるようになるということです。また、自衛隊員から見ればどうでしょうか。一言で言えば、日本を守るという思いから入隊しているのであって、他国に攻め入るために、あるいは他国のために特定の国と一緒に行動するために入隊したのでもなければ、家族としても送り出しているわけではありません。憲法9条の下で外国を攻めることをしなかった自衛隊だからこそ、戦後70年間、自衛隊は戦死者も出さなければどこの国の人も殺さなかったのです。昨日、夜遅くのテレビ放送を見ていましたら、元自衛官だったという人が訴えていました。自衛官は個別的自衛のためなら命を差し出すことができる。しかし、集団的自衛のために外国に行くつもりで入隊した人などいないということです。自衛隊関係者のこのような話は幾つもあります。また、9月11日の国会前抗議の中で、1人の高校生が訴えました。栃木・茨城・東北地方で堤防の決壊や浸水被害が遭ったことに触れ、テレビで自衛隊の方の救出活動を見ました。本当に恰好よかった。日本の自衛隊はアメリカの戦争に荷担するのではなく、震災などで困っている人たちを助ける方が何100倍も恰好いいし、それこそ日本の誇れる自衛隊の姿です。東日本大震災のときにも自衛隊の方々は被災者の方々のために働いてくれました。だから、自衛隊が海外で人を殺し、殺されるなんて絶対にいやです。自衛隊員の命を奪わないためにも、日本は武力による平和づくりじゃなく、平和外交による平和構築をするべきだと私は思いますと訴えていました。多くの国民の声と同じではないでしょうか。また、若者は訴えました。私たちはまだ十何年しか生きていません。あと70年近く日本で平和に生きたいんです。今もそうですが、未来のことを考えるとこの法案は恐怖でしかありませんと訴えました。若者にこのような不安を持たせ、将来を奪ってしまうような安保法制は許してはなりません。そもそも憲法の条文から離れて解釈を変えることにより、集団的自衛

権の行使を行うことは、圧倒的多数の憲法学者や法の専門家など、多くの国民が違憲だと表明しているとおり、許されざることであります。国会の動向を見れば、安全保障法制は今日、明日が最大の山場になるでしょう。しかし、平和と民主主義を愛するならば、法案の結末がどうなるであれ、安全保障法制に反対であることを明確にすることが重要であります。安保法制を巡る憲法と平和、そして、民主主義を守る戦いと運動は、きっと後世に語り継がれ、歴史的検証を受けることになるでしょう。そのときに、胸を張って言おうではありませんか。我々は憲法を守り平和の道を選んだと。その決意を込めて、指宿市議会として集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法制に反対する決議をするよう、所定の手続きを経て提案をいたします。案文は、決議案第1号別紙のとおりであります。以上であります。

○議長（新宮領進） 暫時休憩いたします。

| | | |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 4時34分 |
| 再開 | 午後 | 4時44分 |

△ 決議案第1号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております決議案第1号は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって決議案第1号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

まず、松下喜久雄議員。

○14番議員（松下喜久雄） 決議案第1号につきまして、採択すべきではないとの立場から討論申し上げます。前回も同様の趣旨でこの決議案、提案されておりますが、同様に私も反対討論した立場ですので、今回も同様の趣旨において反対をさせていただきたいというふうに思っているわけです。前回も申し上げました。日々の報道等を見るにつけても、安全保障を取り巻く環境は大きく変化しつつあると認識せざるを得ません。このことは国民の多数の共通認識としてあるのではないのでしょうか。現状のままで我が国の平和を未来永劫守り通すこ

とができるのか、国民の不安感と危機意識が高まりつつあると感じているのは、私だけではないと思っております。我が国の民主主義、平和主義、自由主義、そして国民の生命と幸福追求の権利が武力によって侵されることのないように備えをすること、そして、何よりも戦争を未然に防止するための抑止力を整えることは、独立国家として当然のことです。今回の安全保障関連法案を審議する中で、大きな二つの方向性について、どちらを選択するのが問われていると考えております。それは、我が国1国だけの安全保障なのか、国際連帯を基軸にした安全保障なのかであります。私は1国平和主義安全保障はあり得ないと考えております。国際社会において我が国1人超然として独自に防衛力の構築を図るということは、最も危険な選択と言わざるを得ないからであります。結論といたしまして、安全保障法案を戦争をするための法案、戦争法案として一方的な解釈によって完全否定されようとする態度に対しましては、賛同することはできかねますので、この決議案の採択に反対するものであります。以上、討論を終わります。

○議長（新宮領進） 次に、白山正志議員。

○2番議員（白山正志） 決議案第1号、集団的自衛権を可能にする安全保障法制に反対する決議案について、賛成の立場から討論いたします。本安全保障法制の賛否については、専門家の間でも分かれているとおおり、種々様々な見解があろうかと思えます。しかし、国民の生命、財産を守るための法整備であるものが、その守る対象である国民の多くが反対の声を挙げているにも関わらず、その声に耳を傾けようとしていません。国民的合意のない中で、日本の在り方を変えるような集団的自衛権を可能にする安全保障法制などあってはなりません。よって、決議案第1号は採択すべきであると考えます。

○議長（新宮領進） 静粛に願います。次に、東伸行議員。

○8番議員（東伸行） 8番、東です。私はこの決議案に反対の立場で討論をいたします。集団的自衛権というのは1国で自分の国を守れない国はどうしたらいいか。それはやはり、いろいろな同盟国等と協力しながらやっていかなければならない。集団的自衛権というのは弱い国が自分たちを守るための大事なことだということ。日本1国ではできないということ。集団的自衛権を認めるとどこかへ戦争へ行くことばかり言われますが、国を守る大事な権利だということでもあります。この法案が通ると戦争に巻き込まれるとよく言われます。そう言われるなら、米軍がいること自体が戦争に巻き込まれていることになるのではないか。だったら、日本から米軍は出て行ってください。どうして言わない。米軍には守ってもらい、しかし、自分たちがやることはやらない。反対論は何もしないという反対論である。何かをするということではないと。国家とは何かということ。国民を守るためならいかなる準備もしておくということ。そうしなければ国民を守れない。じゃあどうすればいいかということ。その対案を持っての議論がない。それを示して反対を唱えるべきであると思う。先ほどもいろんな話が出ましたが、この法案が通ると自衛隊員に危険が増えるから、だからこんな法案は

やめろ。今回の決議案にもそのことがあります。私も10数人の自衛隊関係者の知人がおります。そのうち、何人かのOB、現役隊員の方々から話を聞きました。その中で、もちろん戦争にはなってほしくないし、危険なところに進んで行くことには決して賛成はしない。しかし、日本を取り巻く関係国のパワーバランスの変化や軍事技術の革新的な進展、大量破壊兵器の拡散などによって日本の安全を脅かすシナリオは十分あり得る。我々は立場柄そのことをひしひしと感じている。自衛隊員の命を守るために法案を通すな。反対派の人たちはそういうふうに叫んでおります。いろんな隊員もいるでしょうが、自衛隊員に対してこんな失礼なことはないと彼らは言っています。全員とは言わないが、ほとんどの自衛隊員はリスクを覚悟で入っている。防衛、災害を問わず命をかけて国と国民の命を守ろうとしている。そのために過酷な訓練をしている。それが嫌なら自衛隊をやめるべきである。そういう気持ちです。安保法制をきちんと確立して我々が行動できるようしてもらいたい。そういうことを述べておりました。私も、自衛隊の違憲論者の人たちが反対をしている人たちが多くいらっしゃいますが、その人たちが自衛隊を危険なところにやるのは駄目だというのもおかしい話である、そのように思っております。戦争法案、戦争法案と言われますが、戦争をしないための法案であるということを、私は認識しております。日本人として、あの戦争を経験した日本人がそう簡単で戦争する法案に賛成ということは絶対にあり得ない。私はそのように思っております。逆に、この法案が通るとすぐに戦争戦争と言われる反対をしている皆さんはそんなに戦争をしたいのかな、そのように思っております。現憲法下でその解釈を持ってできる限り国土を守り抑止力を高めるため、この法案は必要だと思います。そういった観点から、この決議案に対しては、採択すべきでない、反対という立場で討論をいたします。

○議長（新宮領進） お知らせいたします。本日の会議時間は議事の都合により、予め延長いたします。

次に、吉村重則議員。

○5番議員（吉村重則） 私は集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法制に反対する決議に賛成する立場から討論をいたします。反対討論の中で、軍事同盟で日本は守られているんだという理由がありました。今、世界の流れでは軍事同盟が主体じゃなくして、アセアンでは紛争を戦争にしないということで年間1,000回以上の話し合いがされて、解決させてきております。世界の流れは軍事同盟が主流でなく、話し合いによる方向が、世界の主流になっております。また、米軍が日本を守っているという反対討論もありました。アメリカ議会では、アメリカ軍が日本を守っているんじゃないんだということが議会では言われております。戦争法案は衆院で強行採決され、参院に送られてからも国民は安倍政権の説明に納得するどころか反対の声がますます広がり、各地、各会で空前の反対運動が巻き起こっております。どの新聞、テレビの世論調査でも反対は過半数に上り、今国会成立させるべきでないという声は7割以上に上っております。政府は説明不足という声が8割以上から減らないのも、

法案の中身が分からないだけでなく、国会で審議すればするほど危険な中身が明らかになるからです。強まる一方の反対の声に対し、安倍政権はまともに説明するどころか、押さえ込むのに必死です。憲法学者や法律の専門家からさえ相次いだ憲法違反の指摘に対し、安倍首相は違憲かどうか決めるのは最高裁だと開き直りました。ところが、今や当の最高裁の元長官からさえ、集団的自衛権の行使を認める立法は違反と、憲法違反と言われる始末です。言い逃れは通用しません。安倍首相は法案について、残念ながらまだ支持が広がっていないのは事実だと、今国会での採決に反対、慎重姿勢を示している現状を認めざるを得ませんでした。理解が得られなかったのは二つの要因があります。一つは危険性、危険性と違憲性です。危険性という点では集団的自衛権行使や兵站活動が時の政府の判断で幾らでも解釈できる無限性、米軍との一体化の下で進む自衛隊の暴走の実態が一連の内部文書の暴露などにより判明いたしました。違憲性では過去の政府見解との論理的整合性も法的安定性もないとする衆議院憲法審査会での憲法学者3氏全員の表明に始まり、憲法の番人である最高裁の元判事までが国会で違憲と断じました。合憲性の根拠は完全に失われました。一片の道理もない戦争法案に、今や保守層も含む広範な市民、学者、弁護士、地裁、高裁元裁判官や複数の最高裁判官、裁判長官までが公然と批判する状況を作り出しています。例え、数の力で法案採決を押し切っても、ここまでの反対世論の形成は安倍政権が目論む戦争する国づくりの完全な破綻であり、政治的敗北です。それでも、首相は成立に固執しています。国際平和維持活動法、PKO法を通したとき、当時、残念ながら憲法違反と言われ世論的にも厳しい状況だったが、実績を持ってこの法律は間違っていないと述べ、成立すれば時が経ていく中で間違いなく理解が広がっていくと強調、国民はいずれ怒りを忘れるだろうとたかをくくっています。しかし、これほど国民世論を侮辱した発言はありません。15日の中央公聴会でSEALDSの自由と民主主義のための学生緊急行動の奥田氏は法案が強行されれば全国各地でこれまで以上に声が挙がるでしょう。連日、国会前は人で溢れるでしょう。連休を挟めば忘れるだなんて国民を馬鹿にしないでくださいと発言しております。また、憲法学者の長谷部早稲田大教授は動員されたわけでもなく、本当に普通の市民が自分の判断で抗議の声を挙げている。例え法案が成立するようなことがあっても、諦めるに及ばないと、15日の深夜のTBSの番組で発言しています。戦争法案を巡る世論の広がりとはこれまでの国民運動の決定的な違いは、この言葉に集約されています。そもそも今の戦争法案はPKO法を始め、一連の海外派兵法を推進してきた防衛閣僚や内閣法制局長官、更には自民党最高幹部を含めて反対に回っています。それは過去の法案でまがりにも維持されてきた憲法9条の制約を完全に取り払ってしまうという点で異質なものだからです。平和国家としての戦後日本の出発点を完全に否定する、だからこそ、国民の広範な層が反対に回っているのです。多くの市民の皆さんはテレビで国会審議を見て日本が戦争を起こすのではないかという危機感を持っております。戦争を経験した市民の方々は二度とあの悲惨な戦争を起こしてならない、行動したい

が、どう行動したらよいか試行錯誤しているのが現実です。また、若い自衛隊員や若者、子供が殺し殺されることがないようにするためにも、良識の判断をお願いし、討論といたします。

○議長（新宮領進） 次に、西森三義議員。

○6番議員（西森三義） 私はこの決議案第1号に反対する立場から討論を行います。よく耳にする言葉が、この法案は戦争法案であるということをよく耳にします。誰しもが戦争はしたくないはずです。どこに戦争法案と書いてあるのか。私はそれがいつも不思議でなりません。日本国民の生命、財産を守るために一生懸命国では協議をされていると思います。今、日本を取り巻く情勢は非常に厳しくなっていると、それは皆さん方も認識されていると重々私も承知していると思ってるんですが、なぜか戦争法案だということばかりが先走って思えてなりません。今日の新聞に載っておりました。私の地区には岩本漁協があります。漁協の皆さん方は遠く尖閣諸島まで行って漁業されておりました。ここ数年、中国漁船に追いやられて、あるいは中国の船にですね、追いやられて漁業ができないと。そういうことから、もう、漁業を辞めるということも聞いております。やっぱり、日本国を守るためにはそれなりの抑止力のある法案は大事だろうという認識でございます。よって、この決議案第1号に対して反対いたします。以上です。

○議長（新宮領進） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

浜田藤幸議員。

○7番議員（浜田藤幸） 通告はしてないんですが、気にかかった言葉があったので、補足してこの決議案に対する討論を行います。戦後、20世紀に、第1次大戦、2次大戦、数千万の命が奪われております。その中で列強の侵略戦争に始まり、強いところが弱い国を攻め落とす、そういった時代がありました。空からは爆弾が降ってき、子供、老人、あとご婦人方逃げまどう時代があったんです。今では考えられません。戦後政策の中で、教育基本法、優生保護法、それと憲法、これはアメリカが2度と、日本から刃向かって来れないように作った法案3法でございます。今、国際社会の中でイラク戦争が行われました。そのときの隊長は指宿市の出身の方でございます。安保の中で戦後70年、自衛隊は1発も玉は撃っておりません。この安保法制のおかげで平和が保たれているのも事実でございます。今回のこの法改正の場合は、国際社会で初めて信頼を得られる第1歩の法案でございます。今までは独立国家としての信用は国際社会の中では0でございました。例えば、喧嘩に例えればよく分かります。一方から喧嘩を売られて、こっちが買う、やる、一方が殺されかける。こちらは、ルールを守らないといけないから手が出せないんです、助けられないんです。でも、お金は出せます。こういうふうな法案でございました。今回、同僚議員も言いましたけれども、抑止力として今回の法案は国際社会で初めて日本が信頼される、第1歩の、独立国家の第1歩の法案

でございます。ですから、決して戦争法案ではございません。平和な法案でございます。よって、この決議案に対しましては反対をします。以上です。

○議長（新宮領進） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、決議案第1号、集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法制に反対する決議案を採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本決議案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（新宮領進） 起立少数であります。

よって、決議案第1号は否決されました。

お諮りいたします。

9月18日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により休会といたしたいと思いません。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、9月18日は休会とすることに決定をいたしました。

△ 散 会

○議長（新宮領進） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後5時09分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 西 森 三 義

議 員 浜 田 藤 幸

第 3 回 定 例 会

平成 27 年 9 月 28 日

(第 4 日)

第3回指宿市議会定例会会議録

平成27年9月28日 午前10時 開議

~~~~~

#### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第73号 指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 日程第3 議案第74号 指宿市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第75号 指宿市手数料条例の一部改正について
- 日程第5 議案第76号 指宿市下水道条例の一部改正について
- 日程第6 議案第77号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第7 議案第78号 平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第79号 平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第80号 平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第81号 平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第82号 平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第83号 平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 審査を終了した陳情（陳情第1号，陳情第2号，陳情第6号，陳情第7号，陳情第8号）
- 日程第14 閉会中の継続審査について（議案第65号～議案第72号）
- 日程第15 報告第4号 指宿市の平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について
- 日程第16 報告第5号 指宿市の平成26年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について
- 日程第17 議案第84号 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第85号 指宿市議会会議規則の一部改正について

---

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |            |       |             |
|-------|------------|-------|-------------|
| 1 番議員 | 外  菌  幸  吉 | 2 番議員 | 臼  山  正  志  |
| 3 番議員 | 恒  吉  太  吾 | 4 番議員 | 井  元  伸  明  |
| 5 番議員 | 吉  村  重  則 | 6 番議員 | 西  森  三  義  |
| 7 番議員 | 浜  田  藤  幸 | 8 番議員 | 東      伸  行 |
| 9 番議員 | 高  田  ちヨ子  | 10番議員 | 森      時  徳 |
| 11番議員 | 高  橋  三  樹 | 12番議員 | 福  永  徳  郎  |
| 13番議員 | 前  原  六  則 | 14番議員 | 松  下  喜久雄   |
| 15番議員 | 前之園  正  和  | 16番議員 | 木  原  繁  昭  |
| 17番議員 | 中  村  洋  幸 | 18番議員 | 新川床  金  春   |
| 19番議員 | 下川床      泉 | 21番議員 | 新宮領      進  |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第 121 条の規定による出席者

|           |                |             |             |
|-----------|----------------|-------------|-------------|
| 市 長       | 豊  留  悦  男     | 副 市 長       | 渡  瀬  貴  久  |
| 副 市 長     | 佐  藤      寛    | 教 育 長       | 西  森  廣  幸  |
| 総 務 部 長   | 高  野  重  夫     | 市民生活部長      | 牟  田  浩  一  |
| 健康福祉部長    | 下  敷  領      正 | 産業振興部長      | 廣  森  敏  幸  |
| 農 政 部 長   | 新  留  幸  一     | 建 設 部 長     | 山  下  康  彦  |
| 山川支所長     | 馬  場  久  生     | 開 聞 支 所 長   | 川  畑  徳  廣  |
| 総 務 部 参 与 | 有  留  茂  人     | 建 設 部 参 与   | 光  行  忠  司  |
| 総 務 課 長   | 岩  下  勝  美     | 財 政 課 長     | 上  田      薫 |
| 市民協働課長    | 下  吉  一  宏     | 長 寿 介 護 課 長 | 西      浩  孝 |
| 教育総務課長    | 長  山  君  代     |             |             |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |             |           |            |
|---------|-------------|-----------|------------|
| 事 務 局 長 | 森      和  美 | 次長兼調査管理係長 | 石  坂  和  昭 |
| 主幹兼議事係長 | 鮎  川  富  男  | 議 事 係 主 査 | 嶺  元  和  仁 |

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（新宮領進） ただいまご出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（新宮領進） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び高田チヨ子議員を指名いたします。

## △ 議案第73号及び議案第74号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第2、議案第73号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、及び、日程第3、議案第74号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第73号、指宿市過疎地域自立促進計画の一部変更について、及び議案第74号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日に関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、議案第73号は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたが、議案第74号については、反対討論として、マイナンバーについては施行する前から預貯金を管理するんだということが国会でも通っております。このようなものや、年金などの個人情報の漏えいなんかを考えれば、本当に恐ろしいというような中身になっています。こういう立場で反対討論といたしますというものが、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第73号について、今回、事業名の変更、名称変更、新規、減の部分もあるわけですが、合併後、来年で10年目を迎えようとしています。旧指宿市は過疎債が利用できなかったわけですが、合併後、過疎債が利用できるようになり、その中で計画を立てていったわけですから。当時立てた振興計画、地域振興計画の進捗率は、大体どれぐらいまで達成されているのかとの質疑に対し、振興計画の中で達成率がどれだけあったかという部分につきましては、そこまで計算はしておりませんが、それぞれ指宿市で策定しております計画につい

て、新市建設計画につきましては、おおむね計画どおりに事業を推進しているところで、その中で制度等が変わったものについては実施をしてないというところがあります。総合振興計画、それから過疎計画につきましては、その計画の年度内において実施に心掛けているところですが、計画期間内にできなかったものにつきましては、次の計画に引き継いでいくという形を取っていきたいと思っておりますとの答弁でした。

高齢者福祉施設の事業で、山川老人福祉センターが温泉掘削から福祉バス購入に変更されていますが、温泉掘削はもう必要ないということで変更されるのですかとの質疑に対し、温泉の部分につきましては、掘削をする予定、計画もありましたが、今のところ量が足りているということもあり、それと現在、ヘルシーランドの方と、この老人福祉センターの方の地熱の調査を行っております。それによりましては、今回、九州電力の発電がヘルシーランドのところになったら、そちらの方から余剰温泉を配湯してもらおうとか、そういうことを今後計画していくというような形になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第74号について、マイナンバー法というのが間もなく個人宛てに10月5日から発送されるということですが、本市の現在の状況はどのような段階なのかお尋ねいたしますとの質疑に対し、現在、市の方としましては、住民への周知、これに力を入れているところですが、これまで広報誌に3回掲載しています。また、市民向けの出前講座等を25回、それから、制度説明会2回、あと、事業者向けの説明会を3回、述べ1,100人余りの方を対象に、現在、説明会を行っております。今後も随時広報誌等で周知を図るとともに、市民の皆さんへの周知、広報に力を入れていきたいと考えておりますとの答弁でした。

マイナンバーについては、施行する前に、国の方では預貯金までこの番号を関連付けていくんだということが通っているわけです。個人情報全部含まれていくということになった場合に、個人情報保護や年金番号等の漏えいがないように、市としてしっかりと管理できるのですかとの質疑に対し、口座番号にもマイナンバーを関連付けるということで、この大きな目的は所得の調査でありますとか、脱税等を防止するための施策であると我々は考えております。情報漏えいとかセキュリティの問題につきましては、大きく二つに分かれると思います。電算システム等の技術的な面、それから、人的、組織的な面から、いろんな措置が講じられているところです。技術的な面につきましては、個人情報を国が一括して管理するのではなく、それぞれの機関が分散管理することで、芋づる式の情報漏えいを防止しております。また、電算等の回線につきましても、自治体しか通信できない通信回線、いわゆる「L G-WAN」を使用するとともに、各機関での情報のやりとりは、マイナンバーを直接使わずに、別に付番する符号を用いた情報連携で実施するなどの対策を講じているところです。それから、組織的な面につきましては、その個人情報に誰でもアクセスできるのではなくて、そのアクセスできる人を制限したり、あるいは、マイナンバーに関する書類等の管理を

徹底させるなどの対策を図っていく予定にしております。さらに、マイナンバーの不正な取得とか、そういったのにつきましては、罰則を強化するなど、今後、様々な対策が講じられているところですのでの答弁でした。

この法律は、かなり以前から導入に向けて国も画策、模索していたわけですが、このマイナンバー法の大きな目的というのは、どういうふうに認識されていますかとの質疑に対し、主に税、社会保障、それと災害対策の分野で利用できることになるんですが、いろんなメリットがあります。例えば、市民の方につきましては、その年金等の給付の申請のときに、住民票とか、いろんな証明書が省略できる。そういったことで、手続きが簡素化されるということもありますし、各行政にとってもいろんな機関で情報を素早く入手できるということなので、そういった手続きに関する時間が、かなり短縮できるといったメリットがあると考えておりますとの答弁でした。

意見として、マイナンバーは全国民、もちろん全市民に付号されるわけで、特に個人カードというのは極めて重要であるということ、まず、市民にお知らせをしていただきたいということと、今、サイバー攻撃なんていうのは、相当な最先端の知恵を持って攻撃してくるわけで、100%これはそういうことはないというようなことを言えないんじゃないかと心配です。地方自治体として、このセキュリティの問題については、極めて重要なことですので、しっかりとした構築ができるように努力していただきたいというものがありません。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 議案第74号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

マイナンバーを国民一人ひとりに付与するものであり、国民の情報を全部この番号で管理するという面では、年金番号漏えいなんかにおけるものとは違う大きな問題になってくるといふものであり、反対討論といたします。

**○議長（新宮領進）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、指宿市個人情報保護条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(新宮領進)** 起立多数であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第75号(委員長報告、質疑、討論、表決)**

**○議長(新宮領進)** 次は、日程第4、議案第75号、指宿市手数料条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(高田チヨ子)** おはようございます。文教厚生員会へ付託されました議案第75号、指宿市手数料条例の一部改正についての審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、議案第75号は反対討論として、マイナンバーカードについては、以前からセキュリティの問題などがいわれており、日本年金機構の情報流出以降の対策等を伺っても、内部事務用のパソコンと、インターネットにつなぐものを別立てするというところぐらいで、本市だけではありませんが、ほかに対策が特に取られていません。そういうセキュリティ対策が取られていないということと、まだ未確定の部分がある中で、全体としては金融情報を入れるとか、そのほか何を入れるとか、改定だけはどんどん進むが、具体的な点は分からないということなども問題になっています。そういうことを考えれば、このマイナンバーカードというのは、やはりセキュリティ上、大きな問題があるということは否めないと思い、それに基づく議案でありますので、反対をいたしますというものがあ、起立採決の結果、起立多数で

原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

マイナンバーカードはどのようなもので、発行までの仕組み、サイズ、記載事項等についてはどのようになっているかとの質疑に対し、本年10月5日現在で本市に住民票がある方々に付番をされるもので、10月5日以降に各世帯にそれぞれ通知カードで番号が通知されず。通知カードには12桁の番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。通知カードを受けてから申請に基づいて28年1月1日から交付されるのが個人番号カードで、個人番号カードには写真も添付されており、身分証明の大きな役割も担うことになっています。サイズは運転免許証のサイズとほぼ一緒ですとの答弁でした。

各世帯に通知されるということでしたが、これは郵便ということですかとの質疑に対し、簡易書留で送付されますとの答弁でした。

郵便法上は受取拒否も可能だと思うが、何らかの理由で拒否されたり、住所不定等何らかの事情で通知されなかったりする場合にはどうなるのですかとの質疑に対し、具体的には国からも示されておりませんが、法の趣旨を説明して受理をしていただけるよう努力してまいりたいと考えています。何らかの事情で本人が受け取らない場合は、最低でも3か月間保管をして、その間に調査をして、その結果、分かった場合には本人に受け取りに来てもらうか、もしくは私どもが出向いて行って、本人確認をして交付するという手続きを踏むということになっていますとの答弁でした。

住民票は市内になっても、実態はどこかの老人施設などにおいて、誰が面倒を見ているのか不明な場合もあり、たどりつかないという場合にはどうなっていくのですか。努力はもちろんするとしても、実際問題として通知も行かない、あるいは住民票ははっきりしていても、実際上の居住地が分からないという場合もあると思いますが、その際はどうなるのですかとの質疑に対し、基本的には住民票があるところへの送付が大原則です。10月以降、11月末現在まで病院に入所されている方については、8月24日から9月25日にかけて居所情報登録をしていただきますと、そこに通知カードを送付するという制度があり、現在送るところの場所、病院等の情報を申請していただいて、そこに送付をするという手続きも開始されております。どうしても所在がつかめなくて、カードを送付できないといった方については、最低3か月間いろいろ調査して、どうしても所在が分からない場合については、それを処分してよいという通知が来ているところですよとの答弁でした。

処分というのは、具体的にはどういうことですかとの質疑に対し、3か月のうちに調査の上、どうしても分からないといった場合には、そのカード自体を処分するということですよとの答弁でした。

通知行為はできなくても、付番自体はされ、本人にそれを通知するという事務が努力にも関わらずできないということになるということですかとの質疑に対し、そういう理解をして

おりますとの答弁でした。

本人の紛失などを想定していると思いますが、必ずしも徴収しなさいということではないわけで、選択肢がある中で、徴収の方向を選択した理由はとの質疑に対し、国の助言により徴収してもいいとあります。逆に言えば徴収しなくてもいいことですが、経費的にも掛かりますので、市全体のいろいろな手数料の関係も勘案して手数料の徴収を考えておりますとの答弁でした。

通知カードで通知されれば、番号が何番か、本人は把握できるので、通知カードにしても個人番号カードにしても、本人が番号を把握し、記憶していれば、紛失をしても別に再発行申請の義務はないのですかととの質疑に対し、通知カードをなくした場合、来年の1月以降、法で定められた行政の手続きでは、通知カードの提示を求められ、事務手続き上、煩雑になるので、できるだけ再発行の手続きをしていただきたい。紛失した場合には、通知カードの再発行の申請をしていただきたいと考えております。行政の手続き上、通知カードとあわせて、現にその番号が本人のものであるかどうかを確認する必要があります。通知カードと写真付きの、例えば免許証で確認をする方法、免許証がない場合は、通知カードと公的機関が発行した氏名、生年月日、もしくは氏名、住所、そういった書類を2点セットで確認をするということになっておりますので、必ず通知カードは必要だというふうに認識しておりますとの答弁でした。

年間どれくらいの再発行申請になる見込みですかとの質疑に対し、紛失したり、汚したり、使えなくなったりで、通知カードの再交付は100件、個人番号カードの再交付は20件を見込んでいますとの答弁でした。

年金機構の情報流出問題があったが、どのような改善、対策が練られたのですかととの質疑に対し、年金機構については、業務のパソコンとメールのパソコンが同じだったことが原因の一つのようであり、国の方から、現在、電算上、そういった作業をするパソコンとメールを受けるパソコンを分離をしなさいという通知がきておりますとの答弁でした。

誰それが12桁を書いているか、文書として成立するのか、それとも確認事項としての書類がないので、書類として成立しないのですかととの質疑に対し、その番号が必ずその本人の番号であるということを確認することが前提ですので、番号だけを書いて書類を上げるということはあってはならないことだと答弁しました。

漏えいがあった場合、新たな書類を作成しようということでもなく、番号と個人名が分かればハッキングされる危険は常にあると思いますがとの質疑に対して、国の大臣も100%そういったことはないという答弁はしていません。100%はなかなか難しいですが、そういったことがないようにシステムを構築していくという答弁をされていますとの答弁でした。

通知カード及び個人番頭カードの交付が、初回は無料だが、個人番号カードについては申請によって作ることが初回だと思うが、初回無料は10年後でも20年後でも無料ということでは

すかとの質疑に対し、初回については、通知カードも個人番号カードも無料ですとの答弁でした。

小さい子供が作ったときは、小さいときの写真になりますが、身分証明として採用されていくのですかとの質疑に対し、個人番号カードの有効期限は、20歳未満については5年、個人番号カードを発行してから5回目の誕生日までは有効です。20歳以上の方については、発行してから10回目の誕生日まで有効ですとの答弁でした。

効力が切れて、申請するのも再発行になるのですかとの質疑に対し、再交付になりますとの答弁でした。

有効期限を過ぎて、再発行した場合は有料になるのですかとの質疑に対し、現在、国の方で補助対象とするかしないのかを検討中で、補助対象となった場合は、手数料は無料ということで考えていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前之園正和議員。

**○15番議員（前之園正和）** 議案第75号に反対の討論を行います。手数料条例の一部改正であります。その中に、マイナンバーカードに関連して個人番号通知カードの再交付並びに個人番号カードの再交付時の手数料を、それぞれ500円、800円としています。マイナンバーカードについては、国による個人情報の集約と国の政策に基づく国民管理が問題視され、セキュリティ上も多くの疑問や課題を抱えたままであります。年金情報の漏えいなどを例に引いて、セキュリティ上の対策を問えば、ネットにつなぐパソコンと内部事務用のパソコンを別立てにするということぐらいでしかなく、安全は保証されていません。マイナンバーカードに何を組み込むかも、いまだ不明の部分があり、いずれは全ての個人情報を組み込むことが計画をされております。国民への国家管理の内容ということが言えます。以上のようなことから、マイナンバーカードを前提とした本議案に反対をします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第75号、指宿市手数料条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第76号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第5、議案第76号、指宿市下水道条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** おはようございます。産業建設委員会へ付託されました議案第76号、指宿市下水道条例の一部改正について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第77号（委員長報告）

○議長（新宮領進） 次は、日程第6、議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（木原繁昭） 総務水道委員会に分割付託になりました議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日に関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として補正予算の中にマイナンバーの予算が組み込まれておりますので反対いたしますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、総務課所管分について、指宿庁舎の大規模改修工事設計工事委託料として7,877万6千円計上されていますが、今までに改修というか、建替えというか、各地域審議会で検討されてきたと思うのですが、この時期になぜ、大改修ということになったのですかとの質疑に対し、指宿庁舎は昭和48年12月建築で、42年が経過しています。先般の改正耐震改修促進法に基づき、平成27年12月までに耐震診断を実施して、その公表が指宿庁舎においても義務付けられたため、耐震診断を実施した結果、耐震不足が指摘されました。それに基づき、平成28年度に耐震補強工事を実施することになったところです。新庁舎建設の是非について、各地域審議会及び3地域合同地域審議会上に諮問しておりましたが、本年6月1日をもって耐震診断の結果を踏まえ、必要に応じて耐震補強工事を行い、既存の施設をできる限り有効に活用していくこととの答申がなされました。また一方、合併特例債の許可期限が平成27年から5年間延長され、平成32年度までとなったことから、この大規模改修の財源として、有利な地方債を活用できることになりました。以上のようなことから、指宿庁舎は耐震補強工事の施工に併せて有利な地方債を活用しながら、庁舎全体の改修工事を一体的に実施し、長寿命化を図りながら現庁舎を利用可能な限り活用していくことが、経済的かつ効果的な活用方法であると判断し、9月補正で予算計上させていただきましたとの答弁でした。

これまで42年経過した。耐用年数は60年だということですが、今度改修された場合に、これから先、どれくらい耐用年数があると考えているのかとの質疑に対し、鉄筋コンクリート

造において一般的に用いられる耐用年数は、国税庁が固定資産税の減価償却の中で示しております60年になります。本庁舎は42年が経過しておりますので、それからいうと後18年はまだ残しているということになりますが、今回の大規模改修によって、耐震補強も含めた大規模改修によって、庁舎の使用できる年限が大きく延びていくことになると考えております。年数的にはさらに30年以上は使用可能になっていくのではないかと考えているところですのでの答弁でした。

3階の部分が議会活動をする中で、いろんな相談ごととか、そういうのも市民の中からあるのですが、なかなかここを使えないというような状況です。そういう面では、これから30年以上は大丈夫だろうという判断をしているわけですので、その辺も検討課題としても必要ではないかと思うのですが、今回の改修に入れないのであれば、近い将来、そういうことも検討するのかどうかとの質疑に対し、今回の大規模改修は基本的に使用していく上で不具合が生じている、例えば雨漏りだとか、外壁の爆裂落下とか、そういったことに重きを置いて検討した改修で、今ご質問がありましたように、3階の利用状況とかですね、そういったところを加味して、設計業務委託料の見積りを計画しておりませんが、ご指摘のあったことについては、これからの課題として今後検討していく必要があると考えておりますとの答弁でした。

改築となったら何十億と掛かるわけです。改築ということも考えたが、改修に変えたということですかとの質疑に対し、改築、増築も考えましたが、将来的には人口減少につれて、いずれまた、職員数も減ってくるということなども考えました。そうすると、現在は一杯一杯であるかもしれませんが、現在使っているところも空いてくる可能性もあると、そうすると、今増築して造ったものが、将来財政的な負担になるといったことも想定しなければならぬ。なおかつ、改修費用は7億から8億ですが、増築するとなると、同額程度の経費が必要になってくる試算となったことから、今回の大規模改修は、増築までは含めることは厳しいと判断したところですのでの答弁でした。

特例債が5年間延長されたので、これを利用しようということで、当然のことながら合併特例債の範囲内でやれるのでしようが、今後、山川・開聞の支所はどういうような取扱いをしていかれるのかとの質疑に対し、山川庁舎は、構造は鉄筋コンクリート、階数は地上3階で、延べ床面積は1,028.12㎡、建設年度は昭和31年10月で、今年の12月で59年になります。耐用年数は60年で、今年耐震診断を実施しており、その結果になると思いますが、地域審議会において必要に応じて庁舎の耐震補強工事を行うか、又は既存の施設をできる限り有効に活用していくという答申もいただいており、耐震診断の結果に基づき、今後の方向性は検討したいと考えております。次に、開聞庁舎は、昭和44年に着工し、昭和45年10月に完成したRC造りの3階建てです。建築面積は574.3㎡、延べ床面積は1,398.19㎡で、現在45年経過しており、来年1月末までの工期で耐震診断を現在実施しています。既に各階ごとに壁のコア

抜き等も実施し、耐震診断を実施しているところです。今後の利用は、その耐震診断に基づき、現在の既存の建物を有効利用するようという審議会の答申も出ておりますので、それに基づきまして来年度予算を計上し、どういう方向でいくのか、補強も含めて検討したいと考えておりますとの答弁でした。

意見として、議員のみが3階のフロアの改修をとというのはいかがなものかとは思いますが、我々がこのような状況の中でやっている中で、今後、恐らく何十年と改築がなされないと予想されます。今回、これだけの工事をされるのであれば、ぜひこの際、検討していただきたいということと、開聞庁舎、山川庁舎も延長された合併特例債の5年間の間に、何らかの手立てを講じていただきたいというものがありました。

次に、財政課所管分について、10月1日より開始ということですが、返礼品のパンフレットはいつ頃完成の予定で、どのような活用を予定されているのかとの質疑に対し、この議会の議決が終わってから契約をします。この委託料の中にパンフレットの中身を計上しておりますので、それから印刷ということになります。それと、活用方法については、10月からスタートということですので、その後の郷土会等に活用したいと考えていますとの答弁でした。

ふるさと納税に寄附してくださる方をどれくらい見込んでいるのかとの質疑に対して、これまでの寄附金は返礼品をしない中で寄附をいただいておりますが、26年度は74名、670万円ほどが寄附として入って来ました。ただ、今年は返礼品を贈るということで、他の自治体も結構伸ばしているということもあって、希望ということですが、2,000名の5,000万円程度ということで頑張りたいと考えておりますとの答弁でした。

職員の頑張り一つという中身は、平戸だったら、平戸の特産品について農家や漁業者、そういうところとの結び付きの中でそれを発信しているのではないかと思います。そういう本当に地場産業を旺盛にしていくという面で発信して、それが寄附金として返ってきているんじゃないかと考えられるんですが、そういう面で、指宿市として今後、ただ事務的な部分でやるものなのか、ただ寄附金が増えるから、事務量が増えるから人員を増やしていくという中身なのか、それとも本当に指宿の地場産業にとって、それを発展させていくんだという立ち場での人員増なのかとの質疑に対し、ふるさと納税を増やすということについては、職員の頑張りもありますが、やはり全国的にインターネット等を見て、魅力ある商品がいくつ出せるかという部分で、平戸あたりも牛肉とか、新鮮な海産物とかいうのが人気を博している状況です。指宿も魅力ある商品を発掘して、農家なり、生産者、事業者の皆さんと一緒にあって全国的に売っていくという心構えが必要です。そういうことで、今、一番大きなネットでありますふるさとチョイス等のホームページや、ソフトバンク系「さとふる」のノウハウも活用して、広くPRをしていきたい。一方で、我々職員が業者等と一緒にいろいろな事業所を回って商品を見つけて、ホームページ上に出したときに、寄附をされる方が指宿を

選んで、この商品が欲しいというような形でできるように、今、いろいろ準備をして努力しております。マンゴー、スイカ、水産物、農産物、それから黒牛、黒豚など、少しでも全国にPRをしていけるよう努力したいと考えております。また、そういう様子を見ながら、必要な人員についても適切に配置していきますし、臨時的な部分についてはパート等、雇用も考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

意見として、ふるさと納税返礼品事業は、本当に重要な施策の一つだと思っております。歳入は増える、指宿市の特産品の宣伝はできる、もうこれ以上のものはないだろうと思うぐらい重要な施策だと思っております。特に優先順位を付けて力を入れてほしいというものがありました。

次に、危機管理課所管分について、消防施設費の中で、少年消防クラブに法被20着が計上されておりますが、指宿市内の消防少年クラブの会員は、今何名いらっしゃるのか。その中で20着というのはどういう形で支給をされるのかとの質疑に対し、指宿市内に今和泉少年消防クラブ、山川少年消防クラブ、大成少年消防クラブ、開聞少年消防クラブの四つのクラブがあり、クラブ員は総体70名で活動をしています。法被購入は、平成25年度のコミュニティ助成事業予算で30着を購入し、大成少年消防クラブに配布いたしており、今回の20着は今和泉少年消防クラブの方に貸与する形になりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** 次に、文教厚生員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教委員会へ分割付託されました議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月7日に全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、反対討論として、環境政策課に係る分で、指定ごみ袋の価格改定、これは可燃ごみ、不燃ごみについては値上げ、資源ごみについては引き下げという内容でありましたが、全体としては価格を上げることによってごみが減るのではないかという発想の下の改定でした。値上げなくして減量化は進まないという大前提に立っているわけですが、これまでの質疑の中でも、県内を見ても指定ごみ袋が高いところほど、減量化や資源化が進むというデータはないということは明確になっております。ただ、国のシミュレーションでは経済的インセンティブの中で減っていくのではないかというものはありましたが、これは試算という

か、そういう方針の下でのことであり、実績としては県下にそういう例がないという方が重きを成すと思います。そもそも廃掃法でいう一般廃棄物の処理責任は、行政にあるということからすれば、ごみ袋の益金を減量化あるいは補助金とかに使うとしても、それ自体が行政責任である減量化のための一般廃棄物の処理の必要経費ですので、問題があると思います。本予算はごみ袋値上げ改定を前提にした予算であります。また、先ほど75号で申し上げましたマイナンバーカードに基づくものも含まれておりますので、反対をいたしますというものと、賛成討論として、質疑に中でもいろんなご意見も聞きましたし、私としても事業所系の関係等についても満足できるとは言い難い点もあります。ただ、このごみ袋の点だけにこだわって、金額でうんぬんというわけじゃないけど、この予算自体7億、ごみ袋の関係は600万うんぬんですね。私も私なりに修正案とか、いろんなことを考えましたけれども、昔から角をためて牛を殺すという言葉もあります。そういうような意味合いも絡めてですね、この予算には賛成しますというものがあり、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、教育委員会所管分について、小学校費の柳田及び丹波小学校の体育館非構造部材の耐震工事から大規模改修工事への変更に伴う設計委託料200万円について、変更になった理由や経緯を詳しく説明願いますとの質疑に対し、当初、柳田小学校と丹波小学校は、照明、外壁、窓枠等の非構造部材の耐震化のみの工事を予定していましたが、設計の段階で内壁補修、屋根の防水、床の張替え等も今回実施した方がよいとの結論になったため、大規模改修工事に変更するための委託料を増額させていただくものですとの答弁でした。

指宿小学校の体育館の工事が国庫補助金を活用してということだったと思いますが、これが採択されなかった主な理由というのは何ですかとの質疑に対し、本年度、国の方が耐震化工事を優先するというので、大規模改修工事については、内示をいただけなかったものですとの答弁でした。

スポーツ・文化振興基金で、指宿商業高校の女子ソフトテニス部の外部講師の方に報償費が出ていますが、これは今年度だけなのか、続けて来年度も出すような予定をしているのかどうかとの質疑に対し、年間にこの金額としておりまして、来年も審査の上、承認されれば交付することとしておりますとの答弁でした。

丹波小学校は、外回りが骨材も見えて危険だということで、通行を阻止して対応しているが、最初から大規模改修ということが視野に入っていて当然ではなかったのかとの質疑に対し、当初の予定では照明の取替え、バスケットゴール等の落下防止、外壁全体の補修、建具の落下防止ということで、非構造部材の耐震化を予定していましたが、床を今回設計の段階で見たときに、波打っている状況が見受けられたので、大規模改修に変更した方がいいのではないかという結論に至りましたとの答弁でした。

非構造部材の耐震工事から大規模改修になることで、総体が増えるのは当然分かるが、補助とかいう財源的な意味では、どのように変わってくるのでしょうかとの質疑に対し、財源が変わるということではなくて、補助裏は起債で対応することになりますとの答弁でした。

市として見た場合に、耐震工事から大規模改修になっただけで、総体はもちろん増えるのですが、財源の裏打ちは変わらないのですか。起債の率とか、そういう仕組みとしては変わらないのですかととの質疑に対し、大規模改修で事業費は増えますが、財源の中身は交付金と起債を充てますので、変更前後の財源の内容は変わりませんとの答弁でした。

指宿小学校は、内示が受けられなかったということで、その分は財源的には自前でということになるのでしょうか、来年度追ってもらえるということでもないのですかととの質疑に対し、今回、交付決定を受けておりませんので、過疎債に変更して工事をしておりますが、来年度以降にその分がもらえるということにはなりませんとの答弁でした。

学校管理費で委託料が50万円発生した原因は、南中の渡り廊下の陥没ということですが、陥没の原因と程度はどれくらいですかとの質疑に対し、南指宿中の渡り廊下の前が10cmほど陥没しました。原因は地盤沈下によるということで、急ぎよそこの埋め戻しをしましたとの答弁でした。

最近、異常気象が発生しているが、陥没など危険の除去という意味では、他の学校にも共通する原因があるかも分かりませんので、原因調査もしっかりとやっていただきたいが、今後、どのような考えかとの質疑に対し、学校の敷地や施設に関しては、学校の方にも再三、大雨とか台風のと きも踏まえてですが、前の段階、以後の処理も含めて、確認をしていたら、こちらもそういった状況が見られたときには、早急に対応することとしており、今後も気を付けていきたいとの答弁でした。

指宿校区公民館のシロアリ駆除の業務委託料が出ています。現にシロアリがきているということでの対処だと思いますが、校区公民館もいくつか同じ頃のものがある。全体をチェックして、この際、一斉に必要なところには手を入れるということがあってもいいのではとの質疑に対し、旧指宿の校区公民館は、大体同じ時期に建築されています。魚見校区公民館が既にシロアリの被害を受けていましたので、その時期に駆除しております。ご指摘のとおり、全体を調べてということは今回、しておりませんとの答弁でした。

次に、税務課所管分について、法人市民税の確定による還付金は3社ということで、かなり大きな金額ですが、何か原因があるのですかととの質疑に対し、今回の納税額の減要因について、大口還付となった二つの病院関係の事業所ですが、患者数の減少や設備投資、退職引当金を上回る退職金の支払い増があつて、収益が大きく減ったことなどが大きな要因となっているようですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、環境政策課所管分について、値上げ前の買い溜めや家の在庫は、新しいごみ袋との

交換はできるのですかととの質疑に対し、3月末日まで2か月間、新しいごみ袋もこれまでの古いごみ袋も両方使える期間を経過措置として設けたいと考えています。等価交換を設け、新しい可燃ごみ、又は不燃ごみ袋1枚と古い袋を交換します。資源ごみ袋については、古いごみ袋1袋と新しいごみ袋3袋と交換しますとの答弁でした。店の在庫品との関係はどうなるのですかととの質疑に対し、販売店等のごみ袋については、買っていただいた金額で市が買い受けるという形になります。在庫として余ったものについては、海岸清掃やボランティアなどの袋に使用したいと考えておりますとの答弁でした。

市民1世帯当たり、また1事業者当たり、年幾らの負担増になる見込みですかとの質疑に対し、1世帯当たり1年間に千円から2千円の値上げになる見込みで、事業所関係は今のところ試算しておりませんとの答弁でした。

値上げすると不法投棄が増える心配がありますがとの質疑に対し、値上げにより不法投棄が増加する可能性はあると思いますが、平成9年1月の指定ごみ袋制度導入当時、不法投棄が増えた感覚はなく、制度導入前と比べ変化はなかったと記憶しています。不法投棄はモラルの問題として位置付け、別途、防止対策の強化を図る必要があると考えていますとの答弁でした。

値上げしたらごみが減るというデータがあるのですかととの質疑に対し、一般廃棄物処理有料化の手引きの中に、価格が上がるほど廃棄物の平均排出抑制率が高く、料金が2倍に上がることで抑制率が約1.8倍に上がるとありますとの答弁でした。

4月から9月まで開催された住民説明会の結果はどうだったのですかととの質疑に対し、会場数を平成23年度実績の2倍、42回増の86の会場で行い、参加者数も23年度の実績より2倍増の合計2,878名が参加しています。アンケートを取った結果、80%近くの方々が賛成及びリサイクルのためには止むを得ないとして、ごみ減量化施策に賛成をしていますとの答弁でした。

住民説明会へ参加していない方々の理解度をどう考えますかととの質疑に対し、説明会に参加できなかった人は、あらかじめ配布したチラシを見ていただいたということで、説明がなされたものと考えておりますとの答弁でした。

市民へはどのように周知するのですかととの質疑に対し、広報いぶすきやインターネット、並びに市政事務嘱託員等をお願いして、回覧板や各世帯へのチラシ配布などを考えていますとの答弁でした。

家庭用、事業用の生ごみ処理機の販売について、今、どういう状況ですかとの質疑に対し、平成25年度から生ごみ処理機購入の補助率を家庭用、事業所用ともに50%に拡充しています。大きな規模で設置していただいた事業所は、ホテル関係の1事業者で、この補助事業を導入して事業所用が極端に伸びたという事実はありません。平成26年度の家庭用の実績は電気式が6基、コンポスターが12基の計18基が導入されていますとの答弁でした。

23年の9月議会に値上げを上程して否決された経緯がありますが、否決の理由をどのように捉えていますかとの質疑に対し、一つ目に住民説明会が足りない、二つ目に環衛協の理事の承諾は得ていても、環衛協の会員197名に施策が十分説明されていない、三つ目に余りごみ減量化の施策に取り組んでいないということですとの答弁でした。

否決の理由を除去するために、その後、どのような取組をされてきたのですかとの質疑に対し、平成23年11月から12月まで、市内44会場で住民説明会を実施し、併せてごみ減量通信の1号から4号でごみの分別の仕方、指宿市のごみの現状等を訴えてきました。その後、廃棄物減量等推進審議会の中で、七つの施策について答申をいただき、生ごみ処理機の補助の拡充や地区に還元する報償金の3年間に限った1.5倍、カセットボンベやスプレー缶、小型家電、蛍光灯、乾電池などの資源ごみへの細分化といった取組を続けているところですとの答弁でした。

説明会では、減量化施策の一つとして、説明されているので、80%の理解を得たというのは、ごみ減量化のための全体として示されれば理解を示したということであっても、まさかその場で値上げに賛成とか反対とか、そういう場とは捉えていないと思う。それを逆に賛成を得たという判断でいいのかどうかという問題は残ろうかと思いますがとの質疑に対し、住民説明会の中で、価格改定をすると、これだけ上がりますが、これは値上げの目的で価格改定をするのではなく、ごみ減量化のために必要であるということを説明した上でアンケートを取ったところ、80%が賛成という結果が出ているということですとの答弁でした。

いろんな指導の下で、ごみの減量化、資源化をしなければいけないということで、ルールを守り、分別が進み、減量化が進むというのであって、ごみを減らさなきゃいけないということを理解してではなくて、経済的負担を軽くしようというところからの解決策、解消策なんじゃないか。見掛け上、最初減っても、本当の意味の減量化、資源化の必要性を理解してということにならないのではないか。全体として考えた場合に、発想が違うのではないですかとの質疑に対し、まずは経済的インセンティブ、価格改正の手段を取ることによって、ごみの減量化に初めて気付いてもらう、そこが目的です。それをすることによって、本当にごみの減量が必要だと、自分たちの子や孫のためには絶対必要だということを理解してもらうためにこういうことをやるということですとの答弁でした。

家庭用、事業用とも現行の2倍という結論ですが、なぜ、一緒になったのですかとの質疑に対し、法律上、事業所系は自らということがありますので、家庭系に比べて事業所系のごみについては、一定多く負担していただくのが原則ではないのかという答申内容になっていました。その中で、今回は、今の事業所と家庭系の割合は、おおよそ65対35という割合ですので、家庭だけに負担を強いても事業所系のごみを減らさなければ元も子もない。家庭系、事業系、それぞれごみを減らす意識を持ち、行動を取っていただこうと、結果として家庭系、事業系の区別なく、どちらも可燃ごみ袋で2倍、資源ごみ袋で約3分の1という答申が出

され、それを基に今回お願いするものですとの答弁でした。

今までの経緯からすれば、やはり事業所というのは、ある程度負担して当然だと思いますがとの質疑に対し、ホテル・旅館となると、観光業で市の基幹産業でもありますので、負担が大きくなるのはいかなものかという意見が多く出まして、審議会としては、家庭系も事業所系も一緒にしようという案がまとまったと認識していますとの答弁でした。

今後、事業所に関してはどのような施策なり、考えを持っているのですかととの質疑に対し、事業系のごみを減らすということで、一つは生ごみの減量を考えています。生ごみを減量する事業系で食べ残し削減の推進として、宴会の幹事さん用に30・10運動のリーフレットとポスターを既にホテル・旅館には配布していますが、今後は飲食店にも配布したいと考えています。また、各事業所、ホテル・旅館、飲食店を定期的に巡回し、生ごみの水切り等の指導を行っております。さらに各ごみ処理施設で毎月2回ほど、許可業者が持ち込むごみを抜き打ちで調査し、指導することを既にやっています。これは今後も継続していくつもりですとの答弁でした。

近隣の自治体の現状、あるいは近隣の自治体でもごみ袋の値上げについて、計画しているところがありましたら教えてくださいとの質疑に対し、枕崎市は、ごみ袋自体を市で扱ってはならず、南さつま市は、3社による特約店契約して、そこで製作・販売しています。南九州市も同じように穎娃と川辺地域は商工会がそういったことをやっています。全く現在の指宿市とは違います。燃えるごみ袋、燃えないごみ袋は、県下で2番目に高い値段になります。逆に資源ごみ袋は、県下で一番安い市町村になりますとの答弁でした。

このごみの減量化、資源化の最終目標というか、担当課で考えている理想、求めている将来像というのはどういうのですかととの質疑に対し、価格改定で得た財源を地域コミュニティとかで生ごみや資源ごみをみんなで集めてもらう事業に充てたいと考えています。最終的な目標というのは、みんなで取り組んでやっていただくことですよとの答弁でした。

ごみの排出量の1人当たりという場合に、それは住民票に基づく4万2千人が分母ということになるのですかととの質疑に対し、環境省に出してある一般廃棄物処理実態調査は、人口ということでやっています。市が作っている一般廃棄物基本計画においては、観光客を見越した部分の計画と、人口推計による計画、二つがあるようでございますとの答弁でした。

減量化が必要なことは分かるが、目標設定として1日1人当たりが多いから減らすということと、処理能力と現在の排出量だけで減らさなきゃならないというのは違うと思う。広域組合に関わる調整だけではなく、単位自治体としてのごみ減量化について意見交換・調整はされているのですかととの質疑に対し、新しいごみ焼却施設は、清掃センターと穎娃ごみ処理施設が統合されたものです。持ち込みごみもそれぞれの施設で複雑になっており、今、広域組合が中心になって、調整している最中ですよとの答弁でした。

具体的な施策について、お互いの調整というか、把握ということをやっていますかととの質

疑に対し、ごみ袋の価格改定といったことについては一切、南九州市とは何も話はしていませんが、減量化については南九州市も同じような考え方を持っていますとの答弁でした。

なぜ、指宿市は価格改定なくしてできないのですかとこの質疑に対し、指宿市は可燃ごみ袋の中の資源ごみが、そのまま残っている状況が慢性化して続いており、この25%の資源ごみをいかに出すかということがネックです。これを解決するためには、三つの施策をいっぺんにやることによって、減量化が効果的に図られるということですとの答弁でした。

住民の協力義務というのは、どのように理解すればよろしいのですかとこの質疑に対し、ごみを多く出す人がごみの処理費用も多く負担すべきというものですとの答弁でした。

国民の義務、市民の義務は減量化に努めなければならない。あるいは市の方針に協力しなければならないというのは当然ですが、指定ごみ袋を有料にするということは、また別の問題だと思えます。これまで、最初に指定袋を導入したとき、袋代の原価だから有料化ではないということでした。原価とは関わりなく2倍とか、政策上の価格を持って来て、その差額、益金はごみ減らすための施策に使うと言っているわけですが、それは本来、市がやるべき減量化施策、一般廃棄物の処理責任のところに市民のお金を使うということになり、廃掃法でいう自治体責任の放棄、あるいは転嫁ということも言えるのでないのですかとこの質疑に対し、平成9年7月にごみ袋制度が導入されたときは、衛自連がごみ袋を作って販売していません。平成17年にごみの有料化は必要であるという国の方針が出されています。今回、価格改定をしなければならないというのは、あくまでも減量化のための施策です。その施策で得た財源については、負担していただいた市民の方々、地域へ還元してずっと回っていくということで、値上げでは決してありませんとの答弁でした。

各世帯シミュレーションをした場合に、年間で千円から2千円の負担増になるということでしたが、積算根拠があれば示していただきたいとの質疑に対し、平成25年度の販売実績を基に、1年間の使用枚数を推計したところ、可燃、不燃、資源110枚ほどの指定ごみ袋が使われているようです。一方、積極的に分別をされている地域女性連やエコライフ推進協議会の会員等にアンケート調査を実施しました。その方々の世帯はおよそ84枚でした。燃えるごみ袋を大袋で週2回、不燃ごみ袋を2か月に1回大袋で1枚、また、資源ごみ袋を月に1回大袋で2枚、利用する家庭があったとしますと、価格改定案では年間1,751円の負担増、月に146円の負担増になります。単純計算で可燃ごみを15%減らし、資源ごみを15%増やすと仮定しますと、その金額は3,591円となり、1,149円の年間増で、月に95円ほどの負担増になりますとの答弁でした。

今、女性連の方々など、一生懸命取り組んでいる84枚の方々にとっては、これ以上燃えるごみ袋を減らす要素がない。また、資源ごみ袋の値段が安くなるけど、今までどおり入れているのでというの方々にとっては、燃えるごみ袋が倍になるということがもっと負担増になるのではないのですかとこの質疑に対し、現在の購入価格1,378円程度が2,058円となり、ご指摘の

とおり、その方々にとっては年間680円程度負担増になります。確かに、そういう方々も負担増になりますが、今回、古着の回収を始めますので、そこは可燃ごみの袋から当然、資源の方へ流れていきますので、そこは削減されていくと考えていますとの答弁でした。

各世帯の負担増がある形で提案がされていますが、負担減になるような提案ということにはならなかったのですか。例えば、1.2倍か1.3倍なのか、資源ごみを3分の1にする、もしくは先に資源ごみの3分の1を前倒しでやって、後から燃えるごみ、燃えないごみを少し値上げするなど、いろんなパターンが考えられると思うが、そのようなシミュレーションはなかったのですかとこの質疑に対し、幾らに値上げしようかという発想ではありません。袋の中にある25%の資源ごみをどう取り除くか、減量化をどうするかというのが出発点です。料金を値上げすると抑制率も上がるということで、例えば料金が2倍になると1.8倍の抑制率がある。3倍になると2.8倍になる。4倍になると3.8倍になるというようなデータがありますので、そこがどうなのかということと、全国自治体のごみ袋の料金水準があり、一番多いのが大袋で30円から39円だということも総体的に考えて、26年の減量化推進審議会では、最終的に2倍と決定したところですよとの答弁でした。

3倍4倍だったのが2倍になるということですので、3倍4倍だったらもっと効果があるのという思いなのですかとの質疑に対し、本来なら3倍4倍とあった方がごみの減量は図られると思いますが、ただ、いろいろと負担を掛けるということもあり、審議会の方では2倍が適切ではないかということに至ったということですよとの答弁でした。

ごみ袋代が高いところほど減量化が進むということとセットであれば、価格改定によって13%減るんですよというのが説得力を持ちますが、必ずしも袋代が高いところほど進んでいないということであれば、袋代に頼らなくても減量化の施策を探ることはできるということを示していると思うのですがこの質疑に対し、ごみを減量化する施策は三つあり、その一つが価格改定です。三つ合わせてやることによって有効な減量化が図られ、一つでも欠くと効率的なものはできない。三つの中にたまたま歳入予算があって、それはほかの施策の財源として充当します。それでも余るようであれば、価格改定によって負担をしていただく市民の方や、地域に還元できるような施策を打って、さらに減量化が図られるというような相乗効果で回していきたいとの答弁でした。

三つのうちの価格改定は重要な一つであり、これがないと思うようにうまく回らないというのであれば、価格改定が市の意思によってできない。衛自連や商工会議所などが出しているところは、その三つの重要なもののうちの価格改定に頼ることができないわけですから、そこは効果的な減量化策は打てないということですよとの質疑に対し、他市町村のごみの減量化施策やごみの実態は把握していません。指宿市の特徴として、なかなか可燃ごみ袋、不燃ごみ袋にある資源ごみが減らないというのが現実です。指宿市がそういう状況であるというのは間違いなく、これについてはこういう施策が重要であるということですよとの答

弁でした。

地域の代表であります館長さんたちの大半が、今回の値上げの改定、施策に対してご理解を示しているということで間違いなかったでしょうかとの質疑に対し、88.3%の集落長の方が価格改定を含めた施策について、ご理解をいただいていると認識していますとの答弁でした。

意見として、今回の価格改定は値上げだけではありませんが、やはり市民の方々に負担を求めることとなります。地域の方々の声を聴くと、本当にルールを守らない人たちに対しての対応、困っている、苦慮しているということをよく聴きます。行政の役割がそういうところにあるのではないかと思います。今回の値上げで市民に負担を求める形で、更なるごみの減量化、資源化を進めるのであれば、職員のみなさんも、もちろん私たち議会も含めて、もっと頑張っていたきたいと思いますというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について、子ども・子育て支援新制度に伴って保育時間の標準時間が11時間になるということで、8時半から17時までだったのが、7時半から18時30分までになるということですが、この11時間の設定について、7時半から18時30分までという設定をするにあたってのいきさつがあるのですかとの質疑に対し、これまでの他の保育園等の保育時間等も考慮し、子供たちを預かる時間としては、この時間帯が一番いいということで、このような時間に決まったところですよとの答弁でした。

実際に預ける側からすれば、特に延長保育がどうなのかということとも関係しますが、困るような影響はないのですかとの質疑に対し、特に保護者の方からそのような問い合わせとか、困るような意見等は聞いていませんとの答弁でした。

2保育園の建替えの補助金について、2園とも全面建替えということになりますかとの質疑に対し、ひばり保育園は全部建替えで、慈光保育園は園舎の古い方の建物を建て替えるということですよとの答弁でした。

慈光保育園は、古い建物の建替えということですが、そういう時期にきていると。また、新しい方があるということは新しい方は以前、こういう事業で替えているということですかとの質疑に対し、慈光保育園の新しく建てられた分については、耐震診断をした結果、特に支障がないということで、古い方の耐震診断をした結果、老朽化のあった分について行うということですよとの答弁でした。

利永保育園は、標準が11時間ということですが、短時間保育に切り替わる方はいないのですかとの質疑に対し、今の在園児については、標準時間ですよとの答弁でした。

ひばり保育園と慈光保育園の補助金ですから、事業費は幾らですかとの質疑に対し、ひばり保育園については、補助基準額が1億9,465万3千円で、そのうち県の補助金が1億705万9千円、市の補助金は4,866万3千円となっており、市の持ち分は4分の1になります。慈光保育園については、補助基準額が9,272万4千円で、県の補助金が5,099万8千円、市の補助金が

2,318万1千円となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、市民協働課所管分及び長寿介護課所管分、健康増進課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、指宿商業高校及び学校給食センター所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時37分

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、産業建設員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（西森三義）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、耕地林務課所管分について、基幹水利施設の光熱水費から工事請負費の組替えということですが、まだ9月の年度途中で、もちろん見込みですが、電気代も上がっている中で、光熱水費を350万減額できる根拠を説明いただきたいとの質疑に対し、電気料に関してはご承知のとおり、今年は予想を上回る雨で、6月は平年の3倍ほど降っております。そのために災害とか起こり、いろいろとご協力をいただきながら対応していますが、この雨が多いことにより、当然、農業用水の使用量が減ってきており、大体6月7月は平年の6割から7割程度の使用量になっています。これを平年を参考に1年間で試算すると、大体400万程度の減額が想定されるということですのでとの答弁でした。

工事請負費の350万円は、なぜ、取替えをしないといけないのか説明いただきたいとの質疑に対し、この工事は、基幹水利事業で補助対象になります。今年、この補正で上げさせていただいたものはパスの取替え、開閉機の取替えと電力ケーブルの取替えですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について、現在、行政もしくは会議所として、創業希望者がどの

くらいあるのかといったデータはあるのですかとの質疑に対し、平成26年度の指宿商工会議所、菜の花商工会、市役所に相談があった創業希望者は24名でした。その内容は把握していませんとの答弁でした。

年に10回程度のセミナーの開催と、各機関とのつなぎをやってくれるということで、具体的に創業するとなった場合には、資金が最初に必要となりますが、その辺はどのような考えを持っていますかとの質疑に対し、まず、セミナーは年1回、6回コースで12時間を予定しています。次に、資金は商工会議所や商工会を通じて、日本政策金融公庫の窓口や県の産業支援センターの補助金、地元の金融機関の担当者を紹介して、そこで対応してもらいたいと思いますとの答弁でした。

これから創業したいという方の相談が昨年24件あったということですが、対象はこれから起業ということに限るのか、そういうある程度何らかのことを始めている人たちも含まれるのですかとの質疑に対し、創業塾は、これから創業しようと思っっている方とおおむね創業後5年ぐらいの方々が対象と考えておりますとの答弁でした。

商工会議所、商工会に対して216万で計6回、1回が2時間だと1回当たり大体35万となるが、中身について説明してほしい。また、丸投げということになるのですかとの質疑に対し、創業塾は、あくまで創業の財務や経営といった我々行政としては非常に弱い部分であり、そこは商工会議所が数段上の知識、経験を持っています。そのため、216万円で開催に掛かる講師謝金、東京・大阪から来る講師の旅費、広報宣伝費などです。南薩一帯にチラシを配布して、指宿で塾を受講して、指宿で創業してほしいという狙いもありますので、そういう費用も含めて全てお願いしようと思っっていますとの答弁でした。

今回、指宿市が創業塾を開くということですが、こういった事業を県はしていないのですかとの質疑に対し、現在、鹿児島市が行っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、観光課所管分について、砂楽の浴室天窓取替えが11枚ということですが、直近で11枚割れたのですか。それとも昔から割れていて、そのまま放置されていたのですかとの質疑に対し、急きょ11枚ということではなく、今まで1枚ずつ、だんだんひびが大きくなってきて、現在11枚にひびが入っているという状態ですとの答弁でした。

経年によりひびが入っているということで、今後、取替えた後もまた同じようなことが起こる可能性があると思うんですが、何か対策というか、理由は分かっているのでしょうかとの質疑に対し、構造がガラスの2枚構造になっており、内側にひびが入るということですが、金網的なものが入っているので落下はないということです。今回は、ひびが入っているのを換えますが、またひびが入るようなことがあれば、根本的な修理も考える必要があると思いますとの答弁でした。

ヘルシーランドの落雷被害に伴う修繕費の不足見込額の増ということで288万5千円上がっ

ているんですが、落雷被害の場合は保険の対応はないんですかとの質疑に対し、落雷事故に伴う分は保険の対応になっていますので、申請をしていきたいと思っていますとの答弁でした。

この288万5千円の不足見込額というのは何ですかとの質疑に対し、保険金がすぐ入ってくるわけではなく、申請をした大分後ということから歳出分を組みましたとの答弁でした。

花とぴあ山川イベントパークトイレ清掃業務委託で、委託料で24万7千円、壁・床・天井等の洗浄、清掃ということですが、便器等もきれいに清掃するのに、この予算で足りるんですかとの質疑に対し、花とぴあイベントパーク内のトイレは、全体的に平成3年にできたトイレで、大分老朽化していますから、今回は高圧洗浄で屋根・外壁・床、そういうものを中心に清掃したいということで予算を組みましたとの答弁でした。

何で便器を掃除しないのにきれいになるのですか、そこら辺については予算を別途に組んであるというなら分かりますが、壁・床・天井を高圧洗浄して何で便器がきれいになるのですかとの質疑に対し、今回はこの高圧洗浄で屋根とか壁とか、今までの非常にカビが落ちていない部分の手入れを行い、その後でトイレの便器、そういうものも厳しいようであれば、また検討していきたいと思えますとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園の券売機の故障に伴う備品購入費で、券売機69万8千円という予算がありますが、券売機はミニゴルフだけじゃないのですかとの質疑に対し、券売機は10種類ぐらいのコーナーを使っています。中身はパークゴルフの一般と会員の券、シャワー券、パークゴルフの大人用、子供用とか、こういった10種類ほどのコーナーを使って券売機は稼働させておりますとの答弁でした。

砂楽の防火扉が機能しなくなったという説明がされたので、少し気になるわけですが、確認されたのはつい最近ですかとの質疑に対し、砂むし会館の館長以下、職員の方から防火扉が動かない、あるいは天窓部分の話があり、現場を見まして厳しいねというのが6月議会以降でしたので、砂むし会館砂楽の現状とか、職員の意見等も聴きながら9月補正で上げましようということになったところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次は、建築課所管分について、この明渡請求訴訟に関連して、こういった近隣等のトラブルは今後も出てくると思います。今回の猫の件以外に同じよう事例が、ほかの市営住宅でもありますかとの質疑に対し、過去にもこういった猫を飼っていたとか、近隣でのトラブルは多少ありました。ただ、こちらから注意するなり、文書を出すなりということで、その時点で解決してきており、このように長引いたのは初めてですよとの答弁でした。

今回、弁護士費用として94万円を補正で上げたということで、この94万円が弁護士の訴訟費用全額ということではなく、その間のもろもろの諸経費の意味での94万円ということですかとの質疑に対し、今回の94万円の費用は、着手金27万円、報償金54万円、裁判所への出張

の日当5回程度を見込んでおり、それから余納金5万円、訴状に貼る印紙代3万円で、計94万円を計上していますとの答弁でした。

結果的に勝訴となったときには、その費用も請求できるということによろしいですねとの質疑に対し、はい、そのように考えておりますとの答弁でした。

裁判で恐らく勝てるという中で、しかしながら強制執行をいよいよ行使するという段階の前に、もう一段階置いて支援の形をとるのか、いきなりもうお墨付きをもらったからといって荷物を強制的に持ち出すのではなくて、少なくとも新しい住まいが見つかるまでは、猶予期間を置いて荷物の運び出しなども一時見合わせるという可能性はあるわけですかとの質疑に対し、裁判においても裁判の過程で相手方が示談と言いますか、そういう話に応じて自分から出ていくという場合も考えられますし、もし強制執行となった場合でも、裁判所の方で一定の期間を設けて、この日までの自主的に出てください。そうしなければこの日に執行しますということで通知が行くように聞いておりますので、期間的には猶予されると聞いておりますとの答弁でした。

入居の契約の段階で連帯保証人を取っていると思うのですが、この同居人がまさか連帯保証人じゃないですよ。連帯保証人と今までのこういうやりとりの連絡は、何も取っていないのですかと質疑に対し、連帯保証人には、この同居人の方以外の方がなっております。これまでの経過の中で、連帯保証人の方にも何回か相談をしたんですが、自分は今関係がありませんということで、こちらとの話し合いを拒否されているような状況ですとの答弁でした。

連帯保証人が辞退しているのはおかしいんじゃないですか。連帯保証人は借主と一緒にですから、裁判費用にしても、家賃の滞納分にしても、連帯保証人は借主と同様の支払いをしないといけないことになっているわけですから、関係ないで済むんですかと質疑に対し、裁判が結審して本人が退去する費用や、過年度の家賃の滞納もあり、そこら辺の費用については連帯保証人にも責任がありますので、そこは条例等にも則り請求したいと思っておりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、農業委員会所管分、都市整備課所管分、土木課所管分、指宿港海岸整備室所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、農政課所管分、建設管理課所管分につきましては、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特に説明を求めませんでした。

以上で報告を終わります。

#### △ 議案第77号（修正案説明）

○議長（新宮領進） 本案に対しては、下川床泉議員ほか3名から修正案が提出されております。

す。

この際、提出者の説明を求めます。

下川床泉議員。

**○19番議員（下川床泉）** 平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の修正案を説明いたします。

別紙でお示しのとおり、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）の中の第1条中追加の額7億876万4千円を7億370万1千円に、予算の総額234億7,263万7千円を234億6,757万4千円に改めるものであります。

詳細は参考資料の2ページ、3ページにお示しをしてあります。

歳入において、款18繰入金，項2基金繰入金，目7財政調整基金繰入金，節1財政調整基金繰入金マイナス474万円をマイナス349万8千円にし，款20諸収入，項4雑入，目1雑入，節4販売収入640万2千円を9万7千円にします。歳出において，款4衛生費，項1保健衛生費，目7環境衛生費，節11需用費489万9千円を減額，節12役務費16万4千円を減額し，項2清掃費，目1清掃総務費の補正額の財源を整理するものであります。

燃えるごみ袋，燃えないごみ袋の価格を2倍，資源ごみ袋の価格を3分の1にするなどの提案でございました。この価格改定により平均的な家庭で千円から2千円値上げになるというシミュレーションが出ています。燃えるごみを少なくする，燃えるごみ袋に入っている資源ごみを資源ごみ袋に誘導したい，焼却炉の負担を軽くしたいなどの趣旨はよく理解ができますし，ごみの減量化をしなければならないのは分かっております。燃えるごみの減量化のため，例えば資源ごみ袋の価格を3分の1にする値下げを先行して行い，1年後ぐらい後にその効果を数字的に把握して，燃えるごみ袋に入っている資源ごみが減少しているというような効果を見るのはどうかというふうに思います。これだと，現在の資源ごみ袋をそのまま使えるのではないかと考えております。そして，行政としても各家庭用生ごみ処理機の普及，事業用生ごみ処理機の普及に向けた努力をしてほしい。また，指宿地域のみにある生ごみ処理機の効果を数字的に把握をしてほしい。そして，指宿地域のみにある生ごみ処理機を他の地域にも増やしたり，校区ごとに配置できないかを検討して，ごみ減量化に向けた取組をしてほしいというふうに思います。今回の提案では，市民の理解が得られないと思いますので，修正案を提出いたします。

以上で提案理由を終わります。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時08分

**△ 議案第77号（質疑，討論，表決）**

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、総務水道委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、産業建設委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

前原六則議員。

**○13番議員(前原六則)** 修正案に対しての質疑をさせていただきます。修正案は、ごみ袋を現行の価格に据え置き、ごみ減量化施策は実施することを前提に提案されているが、平成26年12月18日に指宿市廃棄物減量等推進審議会からごみの減量化、資源化のための施策について、可燃ごみ袋、不燃ごみ袋は家庭用、事業用とも現行の2倍の価格にという答申が出されました。理由として、家庭や事業所の皆様にごみの減量化や資源化への意義を考える機会となり、ごみを減らそうという行動に期待すると述べているが、この効果に対してどのような評価をするか。

2点目といたしまして、ごみ袋の価格改定とごみ減量化施策の取組についての住民説明会で行ったアンケート調査での価格改定に対する79%の賛成、又は止むなしの回答及び環境衛生協力会員、すなわち行政と住民の間に最も近く接している地区長、集落長、公民館長の方々に説明会をして、会員のほぼ全員の賛同を得ている施策に対しての説明会などの活動結果について、どのように考えているかお聞きいたします。

**○19番議員(下川床泉)** 2点いただいたところでもございました。燃えるごみ袋、燃えないごみ袋を2倍にすることで、価格の値上げということになるかというふうに思っております。価格の2倍になるという提案については、2倍ありきの価格設定が先にあったと思っております。

すので、2倍にならない形、値上げにならない形での提案はできないかという考え方で修正案でございます。そして、住民アンケートの79%賛成ということでございましたけれども、これは参加をした方々のアンケート結果でございます。参加をしていない方々へのアンケート結果ではないというふうに思っております。そしてまた、環境衛生協力会の皆様方が資源ごみ袋の回収、資源ごみの回収事業や燃える、燃えないごみの回収のときの立会いなど、一生懸命頑張ってくださいていることに対しましては、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。会員のほぼ全員の賛同を得ているのではないかということでございましたけれども、提案の仕方が2倍、燃えるごみ袋、燃えないごみ袋を2倍に、資源ごみ袋を3分の1の提案で、その結果になったと思います。ほかの提案の仕方があれば、ほかの提案の仕方があれば、その提案に乗ってきたのではないかなというふうに私は思っておりますので、その提案とさせていただいたところでございます。

**○13番議員（前原六則）** 次に、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）への修正提案は、新たなごみ減量化施策の費用の手当として、ほぼ全額一般財源を充てているが、財源健全化を図る上で、特定の施策の財源確保としての受益者負担を求めることについて、どのように考えるかお伺いいたします。

**○19番議員（下川床泉）** 今回の提案におきましては、ごみ袋、燃えるごみ袋、燃えないごみ袋の新しく作ることについての修正をお願いしているところでございます。またそのほかで財源といたしましての衣類等の新たな資源ごみに対する持込み等については、そのようにやっていただきたいと、頑張っていたいただきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

**○議長（新宮領進）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、恒吉太吾議員。

**○3番議員（恒吉太吾）** 3番恒吉でございます。私はこの原案に賛成の立場から討論を行います。議長から許可をいただいておりますので、皆さんに見ていただきたいものがあります。これがですね、指宿市のごみ処理施設の燃えないごみの現状です。山積みになっている状態が、今、皆さん、ご存じでいらっしゃるのでしょうか。中にはですね、これ、全然資源ごみも入っております、全然分別されていない状態になっております。幾度となくですね、このごみ処理施設、視察と言いますか、見学に行きまして、全然、分別されていない状況を目の当たりにする中で、この議案に対して賛成討論を行いたいと思います。

燃えるごみと燃えないごみの中には、分別すれば資源となるごみが依然として含まれてい

るというのは今申し上げましたが、燃えるごみや燃えないごみを減らすことと同時に資源ごみの回収を増やしていくことも早急に進めなければならないこととっております。まず、このごみ袋の価格改定が行われた際のメリットとして、市民のごみに対する感心が高くなる、意識が向上する点が上げられます。そして、ごみの減量化が行われると、CO<sub>2</sub>排出量の削減、償却コストの削減につながる点が上げられます。その結果として、ごみの資源化も進むのではないかというふうに思っております。また、維持管理費を見ましても、年間約3億円掛かっておりますが、ごみの量で指宿市と南九州市の負担割合も変わってきます。また、建設の起債も20年程度かけて払っていくと思いますが、この負担比率もごみの量で変わってまいります。今後、合併の特例措置である地方交付税が減額されます。財源の確保がなお一層厳しくなる中で、全てのごみ処理費用を一般財源で賄い続ける財政状況ではなくなってきており、そしてごみ処理施設が壊れたからと言って、またすぐに建設できるような状況でもありません。平成29年度に稼働予定の新ごみ処理施設の処理能力は、1日に54 tであり、現在の可燃ごみ62 tより13%のごみ減量が必要な状況になってまいります。施設の耐用年数が20年から30年と考えられる中、新ごみ処理施設の長寿命化を図るためにも、ストックマネジメント等の活用と合わせて行うべきだと思っております。もちろん、一方でデメリットも当然あります。不法投棄の増加、ダイオキシンが発生する低温焼却の自家焼却、直前に家庭ごみをかけ込みで捨てる公共のごみ箱、コンビニのごみ箱にごみを捨てる行為が頻発する。このような点が上げられます。また、今回の価格改定に関して、説明不足といった声も聞かれますが、住民説明会を含め、ともに議論したのではないかというふうに思っております。資源を有効活用する循環型社会形成のために、資源ごみ袋については約3分の1に引き下げられ、また、高齢者や子育て世代向けに価格を据え置いたおむつ用のごみ袋を設定し、一概に値上げだけとは言えません。また、価格改定された分については、説明でもあったように、必ず見える形で市民の皆様に還元できる施策に充ててほしいと思っております。また、値上げだけでごみの減量が図られるのではなく、今後もあらゆる方策を講じながら、同時に進めていただき、もし、値上げでしかごみの減量ができないというのであれば、市に対してとても残念に思うし、ごみの減量という結果が出ないのであれば、すぐに否を認め、値上げした後であっても価格を元に戻す覚悟と責任を持って取り組んでいただきたい。

最後になりますが、私は30代、まだ小学校に入ったばかりの息子もおります。豊かな自然にあふれたこのすばらしい指宿を息子たちのような将来の世代に責任を持って受け継いでいかなければなりません。限りある資源を大切に作る循環型社会の構築を積極的に進めるためにも、ごみの減量、リサイクルの推進は必要と考えます。今回の指定ごみ袋の価格改定は、燃えるごみ袋の値上げだけに目がいきがちですが、資源ごみ袋の大幅な値下げにも着目して、ごみの減量、リサイクルの推進に有効な手段の中の一つであるという考えから賛成討論といたします。以上です。

○議長（新宮領進） 次に，前之園正和議員。

○15番議員（前之園正和） 私は修正案に賛成，原案に反対の討論を行います。

修正案の内容は，議案第77号のうち，指定ごみ袋の価格変更の部分を削除して，関連する部分について整理をする内容となっています。執行部の説明によると，可燃ごみ袋及び不燃ごみ袋の2倍への値上げ，資源ごみ袋の3分の1への値下げという価格変更は，値上げが目的でなく，ごみの減量化が目的だと言います。しかし，市民にとってはごみ袋の値上げでしかありません。資源ごみ袋の値下げについて言えば，資源になることを考慮に入れば，本来無料でもいいぐらいだと思います。現に，地域での月1回の収集にしても，常設の収集所にしてもプラスチック以外は袋なしで出せます。コストインセンティブについてですが，袋代を値上げするとごみが減るだろう，資源化へ誘因できるだろうというのは，希望的観測に過ぎないと思います。学問的に言ってもインセンティブにはプラスとマイナスがあるようです。プラスのみ強調されますが，マイナスの要因はないのでしょうか。今，賛成討論がありました，その中でもマイナスの要因はあるということ自体認めておりました。マイナスとは何か。例えば保険の場合，保険にかかっていなければ注意をするが，保険にかかっていると注意を怠る場合があるというのがマイナスのようであります。ごみの問題で言えば，値上げすることによって不法投棄や未分別の増加など，発生しないかという問題です。以前，私が一般質問で県内各地において袋代の高いところほど減量化が進み，資源化が進んでいるというデータや資料があるかとの問いに対して，そのようなデータはないということでした。ごみの減量化と資源化の促進は，市民がその必要性を本当の意味で理解をし，腑に落ちて，確信したところで成功すると思います。その意味で，各集落などを回り，減量化と資源化の必要性を説明しているのは望ましいことだと思います。ただ，その中身に問題があります。ごみの減量化のためには，指定ごみ袋の値上げが必要だと説いて回ったのでは，止むを得ないを含めて納得するのは当たり前じゃないでしょうか。大半の公民館長も市からの説明に対して，それなら仕方がないということになるのではないのでしょうか。私たちが市民の声を聴く範囲で，値上げはしないしてほしいという声が圧倒的であります。本修正案は市民の声に基づくものであり，ごみの減量化と資源化促進を指定袋代の値上げに求めず，市民の理解と協力を得ながら進めるという本来の道の追及を願うものでもあります。賛成討論の中で山積みになったフリップが出されました。ごみの減量化，資源化については，みんなの願いであります。そのこと自体は全議員同じであります。その意味では，山積みされたものを示されても，何の説得力も，指定袋値上げについての説得力も持たないと思います。また，一般財源のみでは大変だという話がありました。これについては，一般廃棄物は，その処理責任は行政にあるという廃掃法の精神を無視するものといわなければなりません。議案第77号は，指定ごみ袋の価格変更だけでなく，問題もありますし，マイナンバーに関する部分については認めがたいものもあります。部分もあります。しかし，指定ごみ袋の価格変更，値上げをや

めさせるという市民の願いに沿った大局的な見地から、指定ごみ袋代の値上げを許さないことを内容とする本修正案に賛成いたします。

修正案については、そういう大局的な見地から賛成をいたしますが、原案についてはそのほか、マイナンバーカード導入に関する部分を含んでおりますので、反対をいたします。

**○議長（新宮領進）** 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第77号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第6号）について、を採決いたします。

まず、本案に対する下川床泉議員ほか3名から提出されました修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第78号及び議案第79号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第7、議案第78号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び、日程第8、議案第79号、平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（高田チヨ子）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第78号、平成27年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、及び議案第79号、平成27年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

ます。

本委員会は、去る9月7日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第78号について、拠点型運動教室実施事業費は地方創生先行型交付金の対象事業とならなかったということですが、どういうことで対象とならなかったのですかとこの質疑に対し、本事業は、平成27年3月議会に国の地域住民生活等緊急支援交付金、いわゆる地方創生先行型交付金を活用した同事業の補正予算を計上し、上乗せ交付枠に申請予定の事業に位置付けていました。しかし、上乗せ枠の事業内容等が示された平成27年5月29日付け、国の制度要綱改正において、上乗せ枠の対象事業は、タイプ1とタイプ2の2種類あり、タイプ1は事業内容が該当しない。タイプ2は予算計上時期が該当しないということで、いずれのタイプの事業も対象となりませんでした。したがって、本事業は全額一般財源で対処しなければならなくなったため、県の医療費適正化特別対策事業を活用したところでの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第79号について、ころばん体操の内容と今回補正に上がっている消耗品費はどのようなものか、具体的にお示しいただきたいとの質疑に対し、ころばん体操はそれぞれの地区の公民館で行う高齢者を対象とした簡単な体操のことで、中におもりが入ったマジックテープを腕に巻いて腕を上げたり、足首にこれを巻いて太ももを上げたりする運動です。そういう運動をする際に使用する消耗品として、今回この中におもりが入っているマジックテープの袋を購入したいということでの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第78号及び議案第79号の2議案を、一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号及び議案第79号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第80号～議案第82号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(新宮領進) 次は、日程第9、議案第80号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、から、日程第11、議案第82号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長(西森三義) 産業建設委員会へ付託されました議案第80号、平成27年度指宿市温泉配給事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第81号、平成27年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算(第1号)について、及び、議案第82号、平成27年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月8日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果、3議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第82号について、維持管理費の潟山地区の浸水地域ですが、長雨によって相当な影響だと聞いたんですが、補正額が120万円ということで、委託料自体の費用は幾らですかとの質疑に対し、今回の補正の増額として120万円をお願いしているところで、総額では既定予算で168万円程度を当初予算で計上していますとの答弁でした。

年間2億4,390万円を一般財源から持出しをしています。下水道事業、雨水の関係も含めて、計画は前に進んでいると思いますが、整備されて接続されていないところがまだありますよね。そういうところについての推進は継続してやっているとは思いますが、どういう状況ですかとの質疑に対し、未接続の理由としては、独居世帯の高齢化、経済的困難、家屋の老朽化等が主な原因で、接続率の低い地区は排水設備促進員、これは市政事務嘱託員ですが、この方をお願いして、職員とともに戸別訪問しながら接続のお願いをしているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第80号及び議案第81号は、人事異動などに伴う人件費のみの補正ですので、特

に説明は求めませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第80号から議案第82号までの3議案を一括して採決いたします。  
3議案に対する委員長の報告は、可決であります。  
3議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第80号から議案第82号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第83号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第12、議案第83号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会へ付託されました議案第83号、平成27年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

鰻地区の生活排水処理ということですが、これは個人の方の高度合併処理が浸水して、その修理ということですかとの質疑に対し、生活雑排水を水路で止めて、浄化装置の方へ送って処理する施設ですが、こちらの方は環境政策課の方が主管としてやっております。そちらのポンプが今回の鰻池の増水により浸水しまして、改修工事に対する水道課負担金の増額で

すとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 審査を終了した陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第13、審査を終了した陳情を議題といたします。

まず、陳情第1号、陳情第2号、陳情第6号及び陳情第7号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（木原繁昭）** 総務水道委員会へ付託されました陳情第1号、川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情書、陳情第2号、川内原発1.2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情書、陳情第6号、地熱発電のコストを調査し、指宿市のサイトに公開することを求める陳情、及び、陳情第7号、空間放射能の数値がそのまま表示され、市民が空間放射能の強さを常時知ることが出来る形式のモニタリングポスト設置を求める陳情の4件の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月4日に審査いたしました結果、陳情第1号については、原発事故が起こってから原発は動かずに日本の電気量は足りているのが現実です。いかにも原子力の方が安上がり的な話がされていますが、福島原発が事故を起こしてから10何万人の方は故郷に帰れない。また、マスコミの甲状腺がんも25名の子供たちに見られるということを考えれば、原発は一旦事故を起こしてしまえば取り返しのつかない、人間の技術では止めることができ

ないということを考えれば、絶対に再稼働してはならないと思います。住民への説明を求める陳情書ですが、30キロ内は避難計画を作らないといけないことになっており、指宿市も受け入れるようにはなっている。しかし、場所だけの提供であって、避難民が来て、何も行政の方も対応しなくてよいという無責任な避難計画です。だからこそ、住民説明会を開いて、本当に避難経路についても大丈夫なのか、その辺をやるべきだと思います。1号機は再稼働しましたが、老朽化して40年近いということで、いつ事故が起きてもおかしくない。また、2号機は再稼働の計画ですので、指宿市民にとっても一旦事故が起きてしまえば逃げ場所がないということになるわけです。ちゃんとした説明をするべきという立場で採択すべきという討論を行いますという意見と、確かに原発のない社会が理想ではあります。しかし、日本のエネルギー事情が化石燃料については、ほとんど外国に頼っております。それが福島原発事故で、実際原発が止まって化石燃料が増えて、相当な電力料金の値上げもされております。確かに再稼働したら電力料が下がるということはまた別問題として、日本のエネルギー事情を考えたら、化石燃料だけに頼るのではなくて、あるいは温暖化対策も含めて、原子力規制委員会が厳しい規制の中、あるいは福島原発の教訓を生かして、しっかりとした対策を立てて再稼働に向けて動いたわけですので、このような説明会をしなくても、国・県も一生懸命やっているし、伊藤知事も今後の対策についても新聞報道等にも出ていますとおり、前向きに取り組んでおりますので、不採択でいいと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

次に、陳情第2号については、陳情第1号と同様の理由により採択すべきという意見と、陳情第1号の同様の理由により不採択にすべきという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

次に、陳情第6号については、フラッシュ発電とバイナリ発電に関する初期費用の内訳とメンテナンスコスト、稼働率を指宿市のサイトに公開するという事は、指宿市に責任を持ってネット上に公開しなさいという意味です。この件に関しては、今、三菱、川崎重工、第一実業、神戸製鋼所の4か所がバイナリ発電の参入を図ろう、また図っております。この細かい数字に関しましては、企業側に説明を求める事業主体が求めるものであり、指宿市が公開すべきものではないと判断しております。よって、この陳情は不採択という考えですという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第7号については、このモニタリングポストの設置に関しましては、税金、血税の使い方をまず考えるべきで、今の時点では世界一厳しいと言われている規制委員会の審査も通っております。これが近いうちに川内で原発事故が起こるという可能性と起きないという可能性というのは、起きない方が可能性は高いと思っております。そういった意味で、薩摩川内市の近隣市がこういったモニタリングポストと設置している流れの中で、指宿市も必要となったときに考えればいいことで、今の時点では設置は必要ないという判断をしてお

ります。よって、この陳情は不採択と考えておりますという意見と、川内原発は世界一厳しい規制委員会の審査を受けているから、近いうちには事故は起こらないという意見もあったわけですが、規制委員会は安全を保障しないということをはっきり言っています。火山関係の専門化は、非常に厳しいところに川内原発はあると言っており、川内原発の老朽化を考えれば、いつ、どういう事故が起こるか分からないという中で再稼働しているわけで、私はモニタリングポスト、これについては設置してもいいのではないかという採択の立場での討論といたしますという意見が出され、起立採決の結果、起立少数で不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（新宮領進）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 陳情第1号について、委員長報告に反対する立場から討論いたします。

福島第一原発の核事故を経験して、国民は原発再稼働に大きな不安を持っている。だからこそ、世界で最も厳しい安全基準に合致したものでなければ、再稼働しないという方針を進めると言いながら、実際はどうかというと、例えばフランスでは、溶け落ちた核燃料を受け止めて冷やすコアキャッチャーの設置が義務付けられております。日本の新規規制基準では、そのような原子炉や格納容器に大規模な変更を必要とするような新規対策は要求されていません。部分的な措置で既設原発を動かせるものとなっております。アメリカでは住民の避難計画を含め、緊急時の防護措置が保障されなければ運転できません。これはスリーマイル島原発事故で、実際に周辺が避難する事態となったことを踏まえて導入されたものです。ところが日本では、避難計画の策定が自治体に義務付けられたものの、福島原発事故の現実を振り返れば、現実に機能し得る計画を策定することは極めて困難だと言わざるを得ません。また、川内原発1号機の再稼働が8月11日に強行された4日後、8月15日に桜島において火山性地震が急増し、大噴火の恐れがあると気象庁の発表があり、河口から3km圏内の住民は避難が開始されました。その翌日の8月16日には川内原発のタービン建屋付近から黒っぽい煙が出ていると、住民やマスコミ関係者が九電や原子力規制委員会事務所に連絡し、ようやく2時間後に規制委員会に連絡が付き、川内原発1号機は出力を上げているところなので、蒸気が大量に発生し、漏れた蒸気が白煙となって出ている。黒煙は出ていない。見る角度では雲の影響で光が屈折するので、白煙が黒く見えたのではないかと回答があり、その5日後に今度

は九電から復水器内に海水が漏れているため、出力上昇を1週間延期するという情報が出されました。これは、復水器内の配管が破損し、そこから海水が露出したトラブルであることが分かり、復水器を部分的に止めて補修しただけで、出力を上げています。住民の間からは、なぜ配管が破損したのか、なぜ再稼働前の検査で発見できなかったのか、老朽化が深刻な状態ではないのかなど、疑問は尽きません。このように、トラブルが起こっても住民説明もしようとしなないわけですので、川内原発第2号機の再稼働に当たって、また、こういうトラブルについてもちゃんと住民説明をすべきだという立ち場で討論といたします。

**○議長（新宮領進）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長報告にご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、陳情第1号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

これより、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（新宮領進）** 起立多数であります。

よって、陳情第2号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

これより、陳情7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○議長(新宮領進)** 起立多数であります。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(高田チヨ子)** 文教厚生員会に付託になりました陳情第8号、山川港の旧正龍寺跡の発掘調査の実現に関する陳情書の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る9月18日に全委員出席のもと、現地調査並びに参考人からの意見聴取及び関係課職員の説明を求めて審査いたしました結果、陳情第8号については、このように関心を持っていただくのは嬉しく感じる反面、場所が特定されておらず、かつ想像される場所は道路を除いては指宿市有地が少なく、区や個人の所有地が多い。まして、大部分が墓並びに住宅であることから、願意である発掘調査ということについては賛同できませんので、不採択が妥当だと思いますという意見と、正龍寺跡を大事にしてほしいという趣旨は、十分理解できるが、陳情書としてみた場合に、発掘調査の実現ということが集中的に表れている。手続き上もよく分からないから、発掘して調査するというのではなく、前段の学術調査、基礎調査があって、その上で発掘調査になる手続きのようです。その中で、前段の学術調査、基礎調査がまだなされてないということが分かった以上、それを抜きにして発掘調査ということにはならず、手続き上も難しいのではないか。この陳情を機に執行部においても前段の基礎調査、学術調査の必要性を十分感じたということですので、趣旨については生かされるのですが、陳情については不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長(新宮領進)** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(新宮領進)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

○議長(新宮領進) 次は、日程第14、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

決算特別委員長から、目下審査中の議案第65号から議案第72号までの8議案について、会議規則第111条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(新宮領進) ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### △ 報告第4号及び報告第5号一括上程

○議長(新宮領進) 次は、日程第15、報告第4号、指宿市の平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率に報告について、及び、日程第16、報告第5号、指宿市の平成26年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

○市長(豊留悦男) 今回、追加して提案いたしました案件は、財政の健全化判断比率の報告に関する案件1件、公営企業の資金不足比率の報告に関する案件1件、補正予算に関する案件1件の計3件であります。

まず、報告第4号、指宿市の平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率に報告について、及び、報告第5号、指宿市の平成26年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、の2議案であります。

両案は、本市の平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させます。

**○総務部長（高野重夫）** それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

報告第4号、指宿市の平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率の報告について、であります。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、前年度の決算に基づく健全化判断比率として、四つの指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率をそれぞれ毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。また、本市の比率の状況と併せて、早期健全化基準と財政再生基準についてもお示ししております。この基準の内容等につきましては、本議案の参考資料を提出しておりますので、参照していただきますようお願い申し上げます。

それでは、指宿市の平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率である四つの指標についてご説明申し上げます。

一つ目の実質赤字比率ですが、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額が赤字でないため数値なしとなりました。二つ目の連結実質赤字比率ですが、一般会計等や公営事業会計に係る実質収支合計額における実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、実質収支額合計が赤字でないため数値なしとなりました。三つ目の、実質公債費比率ですが、公債費に特別会計及び一部事務組合の公債費に充当された繰出金等を加えた実質的な公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値で9.4%となりました。四つ目の将来負担比率ですが、地方債残高のほか、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の繰入見込額、一部事務組合の起債の負担見込額、職員の退職手当支給見込額、第三セクター等への損失補償見込額等、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で38.4%となりました。早期健全化基準及び財政再生基準は、財政健全化法に基づき財政の早期健全化及び財政の再生を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

次は、追加提出議案の2ページをお開きください。

報告第5号、指宿市の平成26年度決算に基づく公営企業の資金不足比率の報告について、であります。

本案は、報告第4号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企業ごとの資金不足比率を毎年度算定し、監査委員の意見を付けて議会に報

告するものであります。

また、本市の資金不足比率と併せて経営健全化基準についてもお示ししておりますが、これは報告第4号で説明しました早期健全化基準に相当するものであります。

それでは、指宿市の平成26年度決算に基づく公営企業ごとの資金不足比率について、ご説明申し上げます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるかを示した比率で、まず、地方公営企業法が適用される水道事業会計については、資金不足でないため数値なしとなりました。次に、地方財政法により特別会計を設けて運営する公営企業で、地方公営企業法が適用されない温泉配給事業特別会計、唐船峡そうめん流し事業特別会計、公共下水道事業特別会計については、いずれの会計も資金不足でないため数値なしとなりました。

経営健全化基準は、財政健全化法に基づき公営企業の経営の健全化を図るための計画を議会の議決を経て策定の上、計画実施の推進を図るための財政上の措置を講ずることとなる基準であります。本市の比率はいずれもこの基準を下回っているところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

**○議長（新宮領進）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時12分 |
| 再開 | 午後 | 2時24分 |

**○議長（新宮領進）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △ 報告第4号及び報告第5号（質疑）

**○議長（新宮領進）** これより、質疑に入ります。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（新宮領進）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で報告第4号及び報告第5号は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 2時24分 |
| 再開 | 午後 | 2時26分 |

#### △ 議案第84号上程

**○議長（新宮領進）** 次は、日程第17、議案第84号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、ご説明申し上げます。

議案第84号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,891万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を235億1,649万円にしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（高野重夫） それでは、命によりまして、追加してご説明申し上げます。

追加提出議案の3ページをお開きください。

議案第84号、平成27年度指宿市一般会計補正予算（第7号）について、であります。

別冊の平成27年度補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,891万6千円を追加して、歳入歳出予算の総額を235億1,649万円にしようとするものであります。

第2条で地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第2表地方債補正でお示しのとおり、地方債の額を変更するものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方からご説明いたしますので、15ページをお開きください。

款2総務費、項4選挙費、目4海区漁業調整委員会委員補欠選挙費180万1千円の補正につきましては、鹿児島海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたことにより、欠員選挙を10月15日に執行することから、鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙に係る経費を計上するものであります。

款10災害復旧費、項2土木施設災害復旧費、目2現年補助災害復旧費3,740万円の補正につきましては、山川漁港海岸護岸崩落に伴う応急工事に係る災害復旧事業費2,230万円、本復旧工事の設計委託料1,000万円、本年度大雨等で罹災した土木施設の災害査定結果に伴う市道等の補助災害復旧事業費の増額分510万円であります。

16ページをお開きください。

項3教育施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費38万5千円の補正につきましては、国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡の古代住居に係る災害復旧費であります。

項4その他公共施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費933万円の補正につきましては、池田湖遊園地、魚見岳自然公園等の法面崩壊及び倒れた街灯や倒木の撤去、復旧等に係る災害普及費であります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、台風15号及び平成27年9月6日の大雨被害に対する災害復旧費等に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、14ページをご覧ください。

款14国庫支出金1,649万6千円の補正につきましては、土木施設の現年補助災害復旧費に係る国庫負担金であります。

款15県支出金180万1千円の補正につきましては、節区分及び説明欄にお示しのとおり、選挙費委託金であります。

款18繰入金981万9千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

款21市債2,080万円の補正につきましては、土木施設の災害復旧費に係る災害復旧債であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

#### △ 議案第84号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（新宮領進） これより、質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号は、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第84号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第85号上程（説明・質疑・委員会付託等省略、表決）

○議長（新宮領進） 次は、日程第18、議案第85号、指宿市議会会議規則の一部改正について、  
を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、ただちに採決いたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案者の説明、質疑、委員会付託等を省略し、ただちに採決するこ  
とに決定いたしました。

これより、議案第85号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新宮領進） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（新宮領進） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、併せて平成27年第3回指宿市議会定例会を閉会いたしま  
す。

閉会 午後 2時34分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 新宮領 進

議 員 東 伸 行

議 員 高 田 ちよ子